

文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業
オープン・リサーチ・センター整備事業

なにわ・大阪文化遺産学叢書 6

神社を中心とする村落生活調査報告 (二) 大阪府

— 大阪府 北河内郡・中河内郡・南河内郡 —



文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業
オープン・リサーチ・センター整備事業

なにわ・大阪文化遺産学叢書 6

神社を中心とする村落生活調査報告 (二) 大阪府

— 大阪府 北河内郡・中河内郡・南河内郡 —



神社調査資料

大阪府

注意 ◎餘白のある限りなるべく詳しく記入して下さい。◎この紙にかけない時には別の紙に調査番號を附して書いて下さい。◎氏子のない場合は崇敬者について調べて下さい。		格社	
		神社	報告者
1. 古來世襲ですか		在所	大阪府
2. 何時迄世襲でしたか		市	郡
3. 神職を呼ぶ特別名稱がありますか		區	村大字
4. 一年神主年番神主輪番神主（一年交代）の習慣がありますか、それはいかなる方法できめられますか、又いかなる行為をしますか又いかなる注意を守らなければなりませんか		町	字
5. 以前は神職の収入は如何なる方法によりましたか			
6. 其他神職について特殊なことがあつたら記入して下さい			
7. 現在の神職の氏名			

社格 **神社名**

所在（現在の市区町村）

報告者

【神 職】

1 [世 襲]

2 [現在も世襲か]

3 [特別な名称]

4 [一年神主]

5 [収 入]

6 [その他]

7 [神職の氏名]

子	氏
14. 其他氏子について特殊なことを記して下さい	1. 氏子区域（大字単位とし同大字にて他神社氏子区域あるときは垣内迄記すこと）
13. 階級により義務が異なりますか	2. 氏子区域の全部又は一部が他神社の氏子区域と共通（二重氏子）になつてゐますか。その所在区域
12. 氏子はいかなる義務を負ひますか	3. 氏子区域は貴神社鎮座の市町村の区域内に限られてゐますか
11. 氏子の階級は家格によりますか、年齢によりますか	4. 氏子の全戸数
10. 氏子の中に階級がありますか（例へば座と平或はオトナ中老若衆など）	5. 区域戸数は古今に大相違がありますか
9. 若衆の行事がありますかその際いかなることが行はれますか	6. 氏子となる資格に制限がありますか
8. 婿に來たものはどうして氏子になりますか	7. 氏子となるに特別な儀式がありますか（例へば人を饗應するとか神社の帳につけるとか、其の他）

【氏子】

- 1 「氏子区域」
- 2 「二重氏子」
- 3 「他市町村区域」
- 4 「氏子の戸数」
- 5 「戸数の変動」
- 6 「氏子の資格」
- 7 「氏子入り儀礼」
- 8 「婿入り」
- 9 「若衆の行事」
- 10 「氏子内の階級」
- 11 「階級の相違」
- 12 「氏子の義務」
- 13 「義務の差」
- 14 「その他」

禮					祭				
									1. 主なる祭の名稱と時日
									2. 主なる祭の順序
									3. 田植祭（御田）がありますか
									4. 特殊な神饌が用ひられますか
									5. 祭の當屋 <small>タウヤ</small> はどうしてきめられますか
									6. 長男の生れた順序に當屋になることがありますか
									7. 當屋の任務
									8. 當屋交代の時期と方法
									9. 特殊神事
									10. 山の神祭はいつ行はれますかそれについて特殊な行事がありませんか
									11. 藁の蛇を作つて祭ることがありますか（或は繩掛神事）
									12. 大きな火を燃すことがありますか

【祭 礼】

1 [祭の日時]

2 [儀礼内容]

3 [田植祭]

4 [特殊神饌]

5 [当屋の決定]

6 [長男の扱い]

7 [当屋の任務]

8 [当屋の交代]

9 [特殊神事]

10 [山の神祭]

11 [藁蛇の神事]

12 [火焚の神事]

座					宮					
					1.	宮座がありますか、その名稱				
					2.	宮座の建物がありますか				
					3.	座人の資格				
					4.	座衆の人員（各座毎に記すこと）				
					5.	座入の儀式がありますか				
					6.	座の首座の人は何と謂ひますか（例へば一老とか年預とか）				
					7.	座人の組織階級				
					8.	座人の義務				
					9.	宮座衆の内には如何なる姓が多く有りますか				
					10.	座が開かれる時期				
					11.	宮座としての行事がありますか				
					12.	座の財産				
					13.	座の文書記録がありますか（明治以後のものでも結構です）				
					14.	座はなくとも類似の組織がありますか（例へば何々講或はおとな、五人衆、十人衆など）				
					15.	今は亡びても以前座がありましたか				

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」
2 「宮座の建物」
3 「座人の資格」
4 「座衆の人員」
5 「座入り儀式」
6 「首座の名稱」
7 「組織階級」
8 「座人の義務」
9 「宮座衆の姓」
10 「座を開く時期」
11 「宮座の行事」
12 「座の財産」
13 「文書記録」
14 「類似の組織」
15 「解体した座」

凡例

- 一、本書は、津田秀夫文庫（大阪市史編纂所蔵）の『神社を中心とする村落生活調査報告』大阪府の四分冊から、大阪府北河内郡・中河内郡・南河内郡で構成される一冊を翻刻したものである。資料は、あらかじめ質問が印刷された用紙に回答を記入する形式になっているが、回答部分の翻刻では、質問文は省略し、次ページの各質問項目の下に示した「 」内の語句で表した。
 - 一、翻刻にあたって、回答部分のカタカナ表記、合字はすべてひらがな表記に改め、旧字体は原則として新字体に改めた。
 - 例 當屋↓当屋、迨↓迄、附↓付、壹↓壹、貳↓貳、ゐ↓い、を↓お、↑↓こと、~~ハ~~↓とき、など
- ただし、人名・地名などの固有名詞、漢数字は旧字体のまま表記した。また、次の語句は、そのままの表記とした。
- 例 参百、廿三日、聯合、居る、云ふ
- 一、神職の「禰宜」「祢宜」の表記については、すべて「禰宜」に改めた。
 - 一、回答部分の明らかな誤字は訂正しているが、そのままの表記として（ ）を付けて補訂した箇所もある。また、適宜句読点を補った。
 - 一、判読不能箇所については☒とし、推読できた場合には（ ）で補訂した。
 - 一、回答が——で抹消されているものうち、判読できたものについては、左側に「ミ」を付した。
 - 一、回答で、空欄のままの箇所は、□□または、——とし、斜線が引かれた箇所は、——として、「ない」「ありません」などの表記と区別した。
 - 一、回答用紙とは別に、付箋や別紙が添えられている神社があるが、長文のものを除き、該当質問の回答部分に【付箋】、【別紙】などと表記して記入した。
 - 一、本書には、現在の人権意識において、明らかな身分的差別表現がふくまれている部分があるが、差別の歴史を科学的に研究し、その理解に供するため、そのまま掲載した。この趣旨をよく理解して利用して頂きたい。

目次

質問項目	i
資料写真	v
凡例	vi
目次	vii
北河内郡	
別格官幣社	四條畷神社
郷社	蹉陀神社
郷社	住吉神社
郷社	三島神社
郷社	三之宮神社
式内郷社	津島部神社
郷社	高宮神社
村社	星田神社
村社	機物神社
村社	御殿山神社
村社	交野天神社
村社	八幡神社
村社	意賀美神社
村社	日置天神社
村社	菅原神社
村社	友呂岐神社

四條畷村大字南野	1
蹉陀村大字中振	3
交野村大字私部	4
二島村大字三ツ島	6
津田村大字津田	8
庭窪村大字金田	9
豊野村大字高宮	11
星田村	12
交野村大字倉治	13
殿山町大字渚	15
樟葉村大字樟葉	17
諸堤村大字諸口	18
枚方町大字三矢	19
殿山町大字招提	21
菅原村大字長尾	23
友呂岐村大字郡	24

村社	堤根神社	大和田村大字野口	26
村社	住吉神社	寢屋川村大字木田	27
村社	古宮神社	古宮村大字濱	29
村社	二宮神社	樟葉村大字船橋	30
村社	村野神社	川越村大字村野	31
村社	佐太神社	庭窪村大字佐太	33
村社	大枝神社	三郷村大字高瀬	34
村社	鞆呂岐神社	友呂岐村大字木屋	36
村社	住吉神社	田原村大字上田原	38
村社	春日神社	津田村大字津田	39
村社	大杜御祖神社	豊野村大字高宮	41
村社	守居神社	守口町大字土居	42
村社	春日神社	豊野村大字茄子作	44
村社	北條神社	四條村大字北條	45
村社	春日神社	津田村大字春日	46
村社	氏神社	九個荘村大字高柳	48
村社	山田神社	山田村大字田口	49
村社	百渚王神社	山田村大字中宮	51
村社	嚴島神社	氷室村大字尊延寺	52
村社	鶯関神社	寢屋川村大字堀溝	53
村社	白山神社	庭窪村大字大日	55
村社	郡津神社	交野村大字郡津	56
村社	忍陵神社	四條畷村大字岡山	57
村社	氏神社	九個荘村大字神田	59

無格社	御旅神社	庭窪村大字佐太	60	村社	布忍神社	布忍村大字向井	97
無格社	岩所神社	磐船村大字私市	61	村社	石切劔箭神社	大戸村大字石切	99
中河内郡				村社	由義神社	曙川村大字八尾木	100
官幣大社	枚岡神社	枚岡村大字出雲井	64	村社	屯倉社	三宅村	101
府社	恩智神社	南高安村大字恩智	67	村社	春日神社	英田村大字吉田	103
郷社	阿麻美許曾神社	矢田村大字枯木	69	村社	八幡神社	楠根町大字稲田	106
郷社	鐸比古鐸比賣神社	堅下村大字大縣	71	村社	小坂神社	小阪町大字下小阪	107
郷社	許麻神社	久寶寺村大字久寶寺	72	村社	都留弥神社	布施村大字荒川	109
郷社	玉祖神社	高安村大字神立	74	村社	天照大神社	南高安村大字教興寺	110
郷社	若江鏡神社	若江村大字若江南	76	村社	三十八神社	三野郷村大字福万寺	111
郷社	矢作神社	八尾町大字別宮	77	村社	長瀬神社	長瀬村大字衣摺	113
郷社	澁川神社	龍華村大字植松	79	村社	仲村神社	玉川村大字菱江	115
村社	稻荷神社	繩手村大字四條	80	村社	金山媛神社	堅上村大字雁多尾畑	116
村社	彌榮神社	小阪町大字中小阪	82	村社	八幡神社	布施町大字森河内	117
村社	旭神社	加美村大字正覺寺	83	村社	菅原神社	加美村大字鞍作	119
村社	柴籬神社	松原村大字上田	85	村社	天神社	西郡村	121
村社	梶無神社	繩手村大字六万寺	87	村社	八尾神社	八尾町大字西郷	122
村社	津原神社	三野郷村大字市場	89	村社	八幡神社	長吉村大字川辺	124
村社	天神社	瓜破村大字東瓜破	90	村社	金山彦神社	堅上村大字青谷	125
村社	巽神社	巽村大字大地	91	村社	中臣須牟地神社	矢田村大字住道	126
村社	天神社	八尾町村大字八尾	93	村社	西堤神社	楠根町大字西堤	128
村社	産土神社	天美村大字我堂	94	村社	大津神社	英田村大字水走	130
村社	免田神社	大正村大字太田	95	村社	長田神社	楠根町大字長田	131
				村社	八幡神社	小阪町大字上小阪	133

郷社	郷社	郷社	郷社	郷社	郷社	郷社	府社	府社	府社	南河内郡	村社	村社	村社	村社	村社	村社	村社	村社	村社	村社	村社	村社	村社
住吉神社	錦織神社	金岡神社	科長神社	菅生神社	美具久留御魂神社	土師神社	建水分神社	千早神社	譽田神社		石田神社	宿奈川田神社	天湯川田神社	石神社	二宮神社	栗原神社	池島神社	川俣神社	御劔神社	稻荷神社	都留美鳥神社	弓削神社	
天野村大字小山田	川西村大字甲田	金岡村大字金田	山田村大字山田	平尾村大字菅生	喜志村字宮	道明寺村大字道明寺	赤阪村大字水分	千早村大字千早	古市町字譽田		玉川村大字岩田	下村大字高井田	堅下村大字高井田	堅下村大字太平寺	堅下村大字安堂	盾津村大字吉原	繩手村大字池島	楠根町大字川俣	曙川村大字刑部	曙川村大字柏村	曙川村大字都塚	曙川村大字東弓削	
172	170	169	167	165	160	158	156	154	152		150	149	147	146	144	143	141	140	139	137	136	135	

村社	村社	村社	村社	村社	村社	村社	村社	村社	村社	村社	村社	村社	村社	村社	村社	村社	村社	村社	村社	村社	村社	郷社	
弓削神社	春日神社	三都神社	烏帽子形八幡神社	天神社	辛國神社	産土神社	杜本神社	春日神社	赤坂上野山神社	白鳥神社	丹比神社	壹須何神社	中津神社	日吉神社	春日神社	川上神社	八幡神社	長野神社	西代神社	萩原神社	柏原神社	國分神社	狭山神社
志紀村大字弓削	磯長村大字春日	狭山村大字今熊	三日市村大字喜多	高向村大字滝畑	藤井寺町大字岡	藤井寺町大字小山	駒ヶ谷村大字駒ヶ谷	彼方村大字彼方	三日市町大字三日市	古市町大字古市	丹比村大字多治井	石川村大字一須賀	千早村大字中津原	西浦村大字西浦	國分村大字國分	川上村大字鳩原	天見村大字下天見	長野町大字長野	長野町大字西代	日置莊村大字原寺	柏原町大字市村	國分村大字國分	狭山村大字半田
209	208	206	205	203	202	201	199	198	196	195	193	191	190	188	187	185	183	181	179	178	177	176	174

村社	黒田神社	道明寺村大字北條	211
村社	志紀縣主神社	道明寺村大字国府	212
村社	伴林氏神社	道明寺村大字林	213
村社	八幡神社	道明寺村大字澤田	215
村社	上ノ段八幡神社	道明寺村大字澤田	217
村社	八幡神社	道明寺村大字古室	219
（*神社の場所は現在の地名ではなく、資料のままである）			
肥後和男の宮座調査資料	黒田 一充		221
表紙解説	内海 寧子		237

北河内郡

別格官幣社 四條畷神社

北河内郡四條畷村大字南野（四條畷市）

報告者 宮司・宇多川昇

【神 職】

- 1 [世襲] |
- 2 [現在も世襲か] |
- 3 [特別な名称] |
- 4 [一年神主] |
- 5 [収入] |
- 6 [その他] |
- 7 [神職の氏名]
宮司・宇多川昇、禰宜・目加田武彦、主典・田中光三、
皆木 恒、飯 正樹
- 8 [氏子] |
- 1 [氏子区域] |
- 2 [二重氏子] |
- 3 [他市町村区域] | 崇敬者区域明瞭ならず
- 4 [氏子の戸数] | 崇敬者台帖なし、依つて戸数不明
- 5 [戸数の変動] |
- 6 [氏子の資格] |

- 7 [氏子入り儀礼] |
- 8 [婿入り] |
- 9 [若衆の行事] |
- 10 [氏子内の階級] |
- 11 [階級の相違] |
- 12 [氏子の義務] |
- 13 [義務の差] |
- 14 [その他] |

【祭 礼】

- 1 [祭の日時]
例祭 二月十二日、祈年祭 二月十七日、新嘗祭 十一月二十三日、春季祭 四月三・四・五日、秋季祭 十月四、五日、歳旦祭 一月一日、元始祭 一月三日、紀元節祭 二月十一日、天長節祭 四月二十九日、明治節祭 十月三日、除夜祭 十二月三十一日、御田植祭 六月二十日、御墓所祭 四月四日、撰社例祭 七月五日、
毎月一日 月首祭
五日 月次祭
- 2 [儀礼内容] |
- 3 [田植祭]
有り、毎年六月二十日御田植祭執行、鎮座地小学校児
童耕作奉仕
- 4 [特殊神饌] |
- 5 [当屋の決定] |

- 6 「長男の扱い」
- 7 「当屋の任務」
- 8 「当屋の交代」
- 9 「特殊神事」

【別紙】

別紙の通り

祭禮

明治二十三年御鎮座以来、御鎮座を記念して四月三日より五日迄行はる、春季祭に於て、特に神慮を慰め奉り、且は正平の當時を偲ぶが為に、五百五十年祭が行はれた。明治三十年より、一日神幸式を行ふ

神幸式次第

先、御神輿御発輦神事
 次、南山遙拝所神事
 次、湊川神社遙拝所神事
 次、田疇御供神事
 次、御祭神御墓所神事
 次、和田賢秀命御墓所神事
 次、御神輿還幸神事

其の神幸式供奉行列中菊水の御旗を先頭とせる警護の武士、当年如意輪堂に死を誓ひし一族郎党の人数に擬したる百四十三人にして、各烏帽子、直垂をつけ、太刀を佩き、手に弓矢を携へたる元讚良郡小学校児童なり。而して遙拝所等にて有志総代の読み上ぐる祭文は、悲壯慷慨見るもの聞くものをして沃雲慘愴公が殉

節の當時を追想せしむ

各所神事はそれぞれ御祭神の御神徳を偶して行はるのを、南山遙拝所神事は御祭神の忠誠を偶し、湊川遙拝所神事は御祭神の純孝を偶する所以にして、田疇御供神事は御祭神が四條畷激戦中賊軍四囲の中にありて従容兵餉を摂らせらせ、流血に咽を湿し、徐ろに賊將師直の本陣に斬り入らむとし給ひし次男の御精神を偶す。

和田賢秀命御墓所神事は、勇烈無双なる和田賢秀命の御墓に 御神輿を停め慰められ給ふ御祭神信義の厚きを偶するものなり。

- 10 「山の神祭」
- 11 「藁蛇の神事」
- 12 「火焚の神事」

【宮座】

- 1 「宮座の有無」
- 2 「宮座の建物」
- 3 「座人の資格」
- 4 「座衆の人員」
- 5 「座入り儀礼」
- 6 「首座の名称」
- 7 「組織階級」
- 8 「座人の義務」

- 9 「宮座衆の姓」
- 10 「座を開く時期」
- 11 「宮座の行事」
- 12 「座の財政」
- 13 「文書記録」
- 14 「類似の組織」
- 15 「解体した座」

郷社 蹉跎神社

北河内郡蹉跎村大字中振（枚方市）

報告者 社司・武生奎蔵

【神 職】

- 1 「世襲」
- 2 「現在も世襲か」
- 3 「特別な名称」
- 4 「一年神主」
- 5 「収入」
- 6 「その他」
- 7 「神職の氏名」

以前は一定の俸給なく、神饌・初穂・賽銭・祈禱料・
燈油料・年貢米等を収入とす

区域とす

- 2 「二重氏子」
- 3 「他市町村区域」
- 4 「氏子の戸数」
- 5 「戸数の変動」
- 6 「氏子の資格」
- 7 「氏子入り儀礼」
- 8 「婿入り」
- 9 「若衆の行事」
- 10 「氏子内の階級」
- 11 「階級の相違」
- 12 「氏子の義務」
- 13 「義務の差」
- 14 「その他」

氏子は神社の経費を負担する他に、階級義務等なし

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」
- 2 「儀礼内容」
- 3 「田植祭」
- 4 「特殊神饌」
- 5 「当屋の決定」

例祭（秋祭）十月十五日、春祭 四月十五日（新嘗祈
年を除く）

【氏 子】

- 1 「氏子区域」

蹉跎村三大字の内、大字中振、全出口の二大字を氏子

6	〔長男の扱い〕	―
7	〔当屋の任務〕	―
8	〔当屋の交代〕	―
9	〔特殊神事〕	なし
10	〔山の神祭〕	なし
11	〔藁蛇の神事〕	なし
12	〔火焚の神事〕	なし
【宮 座】		
1	〔宮座の有無〕	―
2	〔宮座の建物〕	―
3	〔座人の資格〕	―
4	〔座衆の人員〕	―
5	〔座入り儀礼〕	―
6	〔首座の名称〕	―
7	〔組織階級〕	―
8	〔座人の義務〕	―
9	〔宮座衆の姓〕	―
10	〔座を開く時期〕	―
11	〔宮座の行事〕	―
12	〔座の財政〕	なし
13	〔文書記録〕	―
14	〔類似の組織〕	なし
15	〔解体した座〕	昔は宮座講なるものありし由

郷社 住吉神社 北河内郡交野村大字私部(交野市)

報告者 三宅庄三郎

【神 職】

- 1 〔世襲〕 違ひます
- 2 〔現在も世襲か〕 さうでないやうに聞いています
- 3 〔特別な名称〕 一般よりは先生とよばれています
- 4 〔一年神主〕 ―
- 5 〔収入〕 ―
- 6 〔その他〕 ―
- 7 〔神職の氏名〕 三宅庄三郎

【氏 子】

- 1 〔氏子区域〕 私部の部落のみ
- 2 〔二重氏子〕

現在は私部部落のみの産土神社であります、明治十五年頃迄は近郷十六ヶ郷の郷地にて、現在でも四月十日春祭を又、郷社祭とよばれて残つて居ます。郷社制度の時は各村より総代が祭典に参列した由、今に近郊部落名入の提灯もあり
- 3 〔他市町村区域〕 ―
- 4 〔氏子の戸数〕 四百四十戸余り
- 5 〔戸数の変動〕 ―
- 6 〔氏子の資格〕 別にありません
- 7 〔氏子入り儀礼〕 ―

8 「婿入り」

村一般の有力者（村長、区長、町総代）、神社などへ

挨拶に廻ります（神社で報告祭等はありません）

9 「若衆の行事」

10 「氏子内の階級」

明治維新以前には座があり、座席の上下等については

中々／＼厳しかった由です

11 「階級の相違」

12 「氏子の義務」

13 「義務の差」

14 「その他」

【祭 礼】

1 「祭の日時」

三大祭祈年 不定
新嘗 不定
例祭 十月十六日

天長節祭、春祭、又一名、郷社祭 四月十九日、夏祭

（大祓）六月十三日、半夏生祭 毎年（七月二日或は

七月三日）

2 「儀礼内容」

3 「田植祭」

4 「特殊神饌」

5 「当屋の決定」

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

10 「山の神祭」

11 「藁蛇の神事」

12 「火焚の神事」

【宮 座】

1 「宮座の有無」

2 「宮座の建物」

3 「座人の資格」

4 「座衆の人員」

5 「座入り儀礼」

6 「首座の名称」

7 「組織階級」

8 「座人の義務」

9 「宮座衆の姓」

10 「座を開く時期」

11 「宮座の行事」

12 「座の財政」

13 「文書記録」

14 「類似の組織」

15 「解体した座」

現在、座の書類を集めております。元和九年亥九月永代宮座カの席、略図等もあります。其当時、角尾座・僧

座・甚六・楽や、かちや、大矢、大北、宮本各座見え
て居ります。文化元年より三年まで座増（増）相起（起）こり、
当村無量光寺挨拶にて一札同寺に預し事にて、その時
の一札同寺に現存するの由。其の中、宮本座の由等も
（マコ）当時あり、凶面等もあり、現存。
最近、慶応頃の座の献立（御馳走）表等も現存す

郷社 三島神社 北河内郡二島村大字三ツ島（門真市）

報告者 奥山奈良蔵 印

【神 職】

1 「世襲」 否

2 「現在も世襲か」 /

3 「特別な名称」 神主

4 「一年神主」 本項の如き習慣なし

5 「収入」 社入金より支弁。現在も又同じ

6 「その他」 なし

7 「神職の氏名」 奥山奈良蔵

【氏 子】

1 「氏子区域」

古来郷社として現在氏子区域二島村大字三ツ島上下の
外に、北島村、稗島村、桑才村、焼野村、濱村、諸口
村、横提村、今津村、安田村、下村、新田村、諸福村、
赤井村、氷野村、下馬伏村、岸和田村、上馬伏村、巢

本村、上寫頭村、下寫頭村、野口村、打越村、横地村、
常称寺村、守口町、大庭八番村、北十番村、南十番村、
下嶋村、東橋波村、西橋波村、土居村、大枝村、世木
村、馬場村、南寺方村、北寺方村 以上三十七ヶ大字
右大字夫々氏神を有するも、当郷社の氏子として毎
年十月二十二日の例祭に総代が最近迄参拝に居りしも、
何時しか自然消滅して今は参拝の儀なし。又何の交渉
もなく、只三ツ島の上下二ヶ大字を氏子とする有様な
り

2 「二重氏子」 二重氏子なし

3 「他市町村区域」 二島村大字三ツ島上下両大字内

4 「氏子の戸数」 百八拾戸

5 「戸数の変動」 十ヶ年内余り相違なし

6 「氏子の資格」 なし

7 「氏子入り儀礼」

別に儀式は有りませぬ。区域内住民は皆氏子です

8 「婿入り」 出生児と同様自然氏子になります

9 「若衆の行事」

青年が毎年八月七日境内の掃除をなす。十月十七日齋
繩を作り張ります

10 「氏子内の階級」

氏子中、有座者と無座者とあり。右座一定の財産を有
し、其収入に依り重む。神社の経営に当り居しも、今
は例祭別献饌・献燈をなすのみ。座は七座あり。

11 「階級の相違」 別に定なく平等とす

12 「氏子の義務」 神社経営の義務を負て居ります

13 「義務の差」

階級に依り義務の相違はなきも、納税の多少に氏子納

金も準ず

14 「その他」 なし

【祭 礼】

1 「祭の日時」 十月二十二日例祭を行ふ

2 「儀礼内容」 例祭のみ

3 「田植祭」 なし

4 「特殊神饌」 普通

5 「当屋の決定」 なし

6 「長男の扱い」 なし

7 「当屋の任務」 当屋の定めなし

8 「当屋の交代」 なし

9 「特殊神事」 なし

10 「山の神祭」 なし

11 「藁蛇の神事」 なし

12 「火焚の神事」 なし（古来「トント」と称し大火を焚きしも、今は其

制なし）

1 「宮座の有無」

本座、法円座、燈明講、正元座、大蔵座、中村座、楯

座

2 「宮座の建物」 なし

3 「座人の資格」 上席氏子なるも、別に階級の制なし

4 「座衆の人員」

本座十二人、法円座九人、燈明講九人、正元座三人、

大蔵座二人、中村座七人、楯座三人

5 「座入り儀礼」 なし

6 「首座の名称」 なし

7 「組織階級」

四項の人員に依り組織し、定人員数なし。階級なし

8 「座人の義務」 特別献饌・献燈

9 「宮座衆の姓」 樋口・中村

10 「座を開く時期」 十月二十一日

11 「宮座の行事」 なし

12 「座の財政」

本座、法円座、燈明講、正元座は座の財産よりの収入

を以て、其他は各座員の出費に依り経営す

13 「文書記録」 なし

14 「類似の組織」

15 「解体した座」

【宮 座】

郷社 三之宮神社 北河内郡津田村大字津田(枚方市)

報告者 社司・村田年治

【神 職】

1 [世襲]

代々の世襲では有りませんが、現今では世襲的の様で

父の後を継いで居ります

2 [現在も世襲か]

3 [特別な名称]

4 [二年神主]

5 [収入]

月次祭、神饌・初穂米及僅かの手当て有った様です

6 [その他]

7 [神職の氏名] 村田年治

【氏子】

1 [氏子区域]

当社は津田小字家形と云ふ地名に鎮座にして、水室村

大字穂谷、水室村大字尊延寺(厳島神社を)、水室村

大字杉(無格社を)、菅原村大字藤阪に(菅原神社を)

津田村津田に(春日神社を)属せり

2 [二重氏子]

津田村大字津田村の春日神社、水室村尊延寺・厳島神

社、菅原村藤阪・菅原神社三社は二重氏子なり

3 [他市町村区域] 限られて居りません

4 [氏子の戸数]

5 [戸数の変動]

6 [氏子の資格]

7 [氏子入り儀礼]

8 [婿入り]

9 [若衆の行事]

10 [氏子内の階級]

11 [階級の相違]

12 [氏子の義務]

五ヶ大字各区より、神社経費は負担の事に成って居ま

す

13 [義務の差]

14 [その他]

当地昔五ヶ村の総社でありまして、現在の五ヶ大字を

氏子となって居ますが、総ては旧戸軒を基礎として祭

祀して居ります

【祭 礼】

1 [祭の日時]

2 [儀礼内容]

3 [田植祭]

4 [特殊神饌]

5 [当屋の決定]

6 [長男の扱い]

旧戸軒壹百参拾九戸です

大差は有りません

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

当地竈社として末社に祀れてありますが、干魘の時は

前記五ヶ大字の内より各一大字宛つ五日に渉り、又は

五ヶ大字総参りという習慣が残つて居ます

10 「山の神祭」

11 「藁蛇の神事」

12 「火焚の神事」

【宮座】

1 「宮座の有無」

2 「宮座の建物」

現在に座納家と云う名称が、残つて居ます建物がありません

3 「座人の資格」

4 「座衆の人員」

5 「座入り儀礼」

6 「首座の名称」

7 「組織階級」

8 「座人の義務」

9 「宮座衆の姓」

10 「座を開く時期」

11 「宮座の行事」

12 「座の財政」

13 「文書記録」

14 「類似の組織」

15 「解体した座」

記録に依りますと、宮座が有りました様です

式内郷社 **津島部神社** 北河内郡庭窪村大字金田(守口市)

報告者 三森定隆

【神職】

1 「世襲」

世襲ではありません

2 「現在も世襲か」

3 「特別な名称」

4 「一年神主」

5 「収入」

田地の年貢米、御初穂(米、麦、豆)等です

6 「その他」

7 「神職の氏名」

【氏子】

1 「氏子区域」

北河内郡庭窪村大字梶、金田、北、東、藤田。全九

簡荘村大字黒原、對馬江

2 「二重氏子」

3 「他市町村区域」

ありません

- 二ヶ村（庭窪村・九箇荘村）になっています
- 4 「氏子の戸数」 四〇〇戸位です
 - 5 「戸数の変動」 近年に於ては大相違ありません
 - 6 「氏子の資格」 ありません
 - 7 「氏子入り儀礼」 ありません
 - 8 「婿入り」 婿に来ると同時に氏子です
 - 9 「若衆の行事」 ありません
 - 10 「氏子内の階級」 ありません
 - 11 「階級の相違」 //
 - 12 「氏子の義務」 //
- 神社の費用を負担することです。而し、貧困者に対しては強ひません。
- 13 「義務の差」 //
 - 14 「その他」 //
- 【祭 礼】
- 1 「祭の日時」 秋祭（十月十六日）
 - 2 「儀礼内容」 祭典執行だけ
 - 3 「田植祭」 ありません
 - 4 「特殊神饌」 ありません
 - 5 「当屋の決定」 大字毎に順序があり、毎年かはります
 - 6 「長男の扱い」 ありません
 - 7 「当屋の任務」 秋祭に際し、什物の宿になります
 - 8 「当屋の交代」 秋祭後順序により次におくります

- 9 「特殊神事」 ありません
 - 10 「山の神祭」 //
 - 11 「藁蛇の神事」 //
 - 12 「火焚の神事」 一月十五日に、早朝境内中央で御神火を燃します
- 【宮 座】
- 1 「宮座の有無」 ありません
 - 2 「宮座の建物」 //
 - 3 「座人の資格」 //
 - 4 「座衆の人員」 //
 - 5 「座入り儀礼」 //
 - 6 「首座の名称」 //
 - 7 「組織階級」 //
 - 8 「座人の義務」 //
 - 9 「宮座衆の姓」 //
 - 10 「座を開く時期」 //
 - 11 「宮座の行事」 //
 - 12 「座の財政」 //
 - 13 「文書記録」 //
 - 14 「類似の組織」 //
 - 15 「解体した座」 //

郷社 高宮神社

北河内郡豊野村大字高宮字一方町（寝屋川市）

報告者 岡島芳太郎

【神 職】

- 1 [世襲] |
- 2 [現在も世襲か] |
- 3 [特別な名称] |
- 4 [一年神主] |
- 5 [収入] |
- 6 [その他] |
- 7 [神職の氏名] 神職ありません

【氏 子】

- 1 [氏子区域] 氏子はありません。昔は讚良郡の総社とも云って郡内に相当崇敬者もあつたやうですが、今はありません。従て区域も判然しません
- 2 [二重氏子] |
- 3 [他市町村区域] 豊野村大字高宮によって維持祭祀されています
- 4 [氏子の戸数] 大字高宮は、約壹百三十戸位です
- 5 [戸数の変動] |
- 6 [氏子の資格] |
- 7 [氏子入り儀礼] |

8 [婿入り] |

9 [若衆の行事] |

10 [氏子内の階級] |

11 [階級の相違] |

12 [氏子の義務] |

13 [義務の差] |

14 [その他] |

【祭 礼】

1 [祭の日時] |

十月十七日 氏神大社御祖神社秋季大祭と共に祭を奉じて居ります

2 [儀礼内容] |

3 [田植祭] |

4 [特殊神饌] |

5 [当屋の決定] |

6 [長男の扱い] |

7 [当屋の任務] |

8 [当屋の交代] |

9 [特殊神事] |

一月十四日 御日待、一月十五日 大とんど（大火焚神事）

10 [山の神祭] |

11 [藁蛇の神事] |

12 「火焚の神事」 一月十五日、大とんどを致します

【宮座】

- 1 「宮座の有無」
- 2 「宮座の建物」
- 3 「座人の資格」
- 4 「座衆の人員」
- 5 「座入り儀礼」
- 6 「首座の名称」
- 7 「組織階級」
- 8 「座人の義務」
- 9 「宮座衆の姓」
- 10 「座を開く時期」
- 11 「宮座の行事」
- 12 「座の財政」
- 13 「文書記録」
- 14 「類似の組織」
- 15 「解体した座」

村社 星田神社

北河内郡星田村（交野市）

報告者 宮川松太郎

【神職】

- 1 「世襲」
- 2 「現在も世襲か」

世襲ではありません

不明です。僧侶が奉仕して居りましたが、明治初年より分離されたものと思はれます。

3 「特別な名称」

神主さん

4 「一年神主」

本項は該当しません

5 「収入」

寺院に財産が有りまして、其他は氏子の献饌によりました

6 「その他」

なし

7 「神職の氏名」

宮川松太郎

【氏子】

- 1 「氏子区域」 星田村 大字なし
- 2 「二重氏子」 なし
- 3 「他市町村区域」 左様です
- 4 「氏子の戸数」 四百二十戸
- 5 「戸数の変動」 大古は星田千戸と申しました
- 6 「氏子の資格」 有りません
- 7 「氏子入り儀礼」 有りません
- 8 「婿入り」 何事も成さずに氏子となります
- 9 「若衆の行事」 例祭に農作の豊凶により地車を曳出しますが、神社には関係はありません。今は青年会です
- 10 「氏子内の階級」 有りません
- 11 「階級の相違」 なし

- 12 「氏子の義務」 神社の維持其他の経費の負担です
- 13 「義務の差」 村税の負担率に依ります
- 14 「その他」 ありません

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」

例祭は十月十七日、祈年・新嘗祭は規定された近き日

に行います。其他なし

- 2 「儀礼内容」 なし
- 3 「田植祭」 有りません
- 4 「特殊神饌」 用ひません
- 5 「当屋の決定」 なし
- 6 「長男の扱い」 有りません
- 7 「当屋の任務」 なし
- 8 「当屋の交代」 有りません
- 9 「特殊神事」 有りません
- 10 「山の神祭」 行はれません
- 11 「藁蛇の神事」 有りません
- 12 「火焚の神事」 有りません

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」

古はありましたが、只今は座々の当家で飲食しますが、

神社には関係ありません

- 2 「宮座の建物」 有りません
- 3 「座人の資格」 有りません
- 4 「座衆の人員」 有りません
- 5 「座入り儀礼」 有りません
- 6 「首座の名称」 名称はありません
- 7 「組織階級」 有りません
- 8 「座人の義務」 有りません
- 9 「宮座衆の姓」 有りません
- 10 「座を開く時期」 有りません
- 11 「宮座の行事」 有りません
- 12 「座の財政」 1項如くですが、田又は金ですが、其収入に依り飲食し過不足は平等負担です
- 13 「文書記録」
- 14 「類似の組織」
- 15 「解体した座」 1項に記入しあり

村社 機物神社 北河内郡交野村大字倉治（交野市）

報告者 加地楯石

【神 職】

- 1 「世 襲」

世襲でありませぬ。明治維新頃には当番神主順番で行

ひしが、明治二十九年より神職となる

- 2 「現在も世襲か」

3 「特別な名称」 ありませぬ
4 「一年神主」

明治元年以前は、神主家十六人の内より一年交代に十
五才以下の男子を撰ひ、父親付添ひ奉仕せしに、維新
後之を廢し、今に至れり

5 「収入」

神社の財産年貢米を以て足れり。今は米価費と共不足
せり

6 「その他」

7 「神職の氏名」 社掌・加地樞石

【氏子】

1 「氏子区域」 大字倉治一円に限ります

2 「二重氏子」 /

3 「他市町村区域」 鎮座の区域のみであります

4 「氏子の戸数」 二百八十戸

5 「戸数の変動」 古は二百戸位、今は二百八十戸

6 「氏子の資格」 ありませぬ

7 「氏子入り儀礼」 ありませぬ

8 「婿入り」

親族の者に付添ひ、氏神へ御参りするのみであります

9 「若衆の行事」 ありませぬ

10 「氏子内の階級」 ありませぬ

11 「階級の相違」 区別はしませぬ

12 「氏子の義務」 納金すへき義務です

13 「義務の差」 納金の区別です

14 「その他」 ありませぬ

【祭礼】

1 「祭の日時」

三大祭并に一月十日祈禱日として普通祭、四月十日は春
祭として祭典を行います

2 「儀礼内容」 /

3 「田植祭」 ありませぬ

4 「特殊神饌」 ありませぬ

5 「当屋の決定」 /

6 「長男の扱い」 /

7 「当屋の任務」 /

8 「当屋の交代」 /

9 「特殊神事」 /

10 「山の神祭」 /

四月十日の春祭は、交野山祭として氏神にて行ひます

11 「藁蛇の神事」 /

12 「火焚の神事」 /

十二月三十一日午後十時より一月一日午前五時頃迄、
社頭に於て大火を焼きます（之は氏子一般神社へ参拝
中の期限です）

【宮座】

- 1 [宮座の有無] //
- 2 [宮座の建物] //
- 3 [座人の資格] //
- 4 [座衆の人員] //
- 5 [座入り儀礼] //
- 6 [首座の名称] //
- 7 [組織階級] //
- 8 [座人の義務] //
- 9 [宮座衆の姓] //
- 10 [座を開く時期] //
- 11 [宮座の行事] //
- 12 [座の財政] //
- 13 [文書記録] //
- 14 [類似の組織] //
- 15 [解体した座] //

昔はありました様ですが、今は亡びて様子が分かりませぬ

村社 御殿山神社 北河内郡殿山町大字渚字一番地(枚方市)

報告者 篠原辰蔵

【神職】

- 1 [世襲]

世襲にては無之、神職存命中在任奉仕す

- 2 [現在も世襲か] 古来より世襲神職無し

- 3 [特別な名称]

先生と呼ぶもの多く、稀には神主様と呼ぶものあり

- 4 [一年神主] 此の貴問に対し、一も返答する事無之

- 5 [収入]

以前は神職の給米として秋収米貳石を氏子より徴収し、人民総代の宅にて俵装し、之に水引をつけ神職に報賽せり

- 6 [その他]

毎年一月四日は、神職自ら氏子一同へ回禮をなす。之れすなわち元旦には、氏子残らす皆神社に参拝し、神職に対し祝辞を述べし其答禮なりと古来より実行せり

- 7 [神職の氏名] 篠原辰蔵

【氏子】

- 1 [氏子区域]

氏子区域は一大字のみにて、他神社の区域無し

- 2 [二重氏子] 1項の如し

- 3 [他市町村区域] 氏子区域は、殿山町大字渚だけに限る

- 4 [氏子の戸数] 壱百九拾戸

- 5 [戸数の変動]

明治初年の頃と昭和の今日と、僅か拾数戸増加せり

- 6 [氏子の資格] 氏子となる資格に制限なし

- 7 [氏子入り儀礼] 無し

8 「婿入り」

婿に来たりしものは、先づ神社へ参拝をなす。神社にては、氏子になりし報告祭を行へり

9 「若衆の行事」 無し

10 「氏子内の階級」 無し

11 「階級の相違」 斯の如き区別は無し

12 「氏子の義務」

神社維持上の経費等、重なる義務を負ふ

13 「義務の差」 義務は全一なり

14 「その他」 無し

【祭 礼】

1 「祭の日時」

元旦祭 一月一日、元始祭 一月三日、紀元節 二月十日、祈年祭 二月十七日、春季皇霊祭 春分日、神武

天皇祭 四月三日、天長節 四月二十九日、大祓 六月

三十日、秋季皇霊祭 秋分日、神嘗祭 十月十七日、例

年祭 十月十九日、明治節 十一月三日、新嘗祭 十一

月二十三日、大祓 十二月三十一日

2 「儀礼内容」

元始祭、紀元節、祈年祭、春季皇霊祭、神武天皇祭、

天長節、秋季皇霊祭、神嘗祭、例年祭、明治節、新嘗

祭

3 「田植祭」

田植祭は無し

4 「特殊神饌」

特殊なる神饌無し

5 「当屋の決定」

無し

6 「長男の扱い」

無し

7 「当屋の任務」

無し

8 「当屋の交代」

無し

9 「特殊神事」

無し

10 「山の神祭」

無し

11 「藁蛇の神事」

無し

12 「火焚の神事」

無し

【宮 座】

1 「宮座の有無」

無し

2 「宮座の建物」

無し

3 「座人の資格」

無し

4 「座衆の人員」

無し

5 「座入り儀礼」

無し

6 「首座の名称」

無し

7 「組織階級」

無し

8 「座人の義務」

無し

9 「宮座衆の姓」

無し

10 「座を開く時期」

無し

11 「宮座の行事」

無し

12 「座の財政」

無し

13 「文書記録」

無し

- 14 [類似の組織] 無し
- 15 [解体した座] 無し

村社 **交野天神社** 北河内郡樟葉村大字樟葉字天満(枚方市)

報告者 片岡弘智

【神職】

- 1 [世襲]

初代右大臣藤原繼繩奉仕し、其后世襲せしも、中古に至り男山坊の末坊に變じ、宮寺と稱し、坊主の奉仕なりしも、明治十九年神職を常置し以降世襲せり

- 2 [現在も世襲か] _____
- 3 [特別な名称] _____
- 4 [一年神主] _____
- 5 [収入] _____
氏子各戸に付、均一の金員を集め、初穂何石代として提供せり
- 6 [その他] _____
- 7 [神職の氏名] 片岡弘智

【氏子】

- 1 [氏子区域] 当村大字樟葉一円
- 2 [二重氏子] _____
- 3 [他市町村区域] 大字のみ
- 4 [氏子の戸数] 二百九十戸

- 5 [戸数の変動] _____

- 6 [氏子の資格] _____

- 7 [氏子入り儀礼] _____

- 8 [婿入り] _____

翌日必ず神社に参拝し、非公式奉告をなす

- 9 [若衆の行事] _____

例祭の際、氏子中より献燈する提灯台の建設及燈火一切の責任を持つ。古来若衆と稱せしも、現今は青年会と稱す

- 10 [氏子内の階級] _____

- 11 [階級の相違] _____

- 12 [氏子の義務] _____

当神社の維持経営及發展上要する全員の出資及神徳宣揚并境内の保護

- 13 [義務の差] _____

- 14 [その他] _____

【祭礼】

- 1 [祭の日時] 例祭 毎年十月十七日

- 2 [儀礼内容] _____

- 3 [田植祭] _____

- 4 [特殊神饌] _____

- 5 [当屋の決定] _____

- 6 [長男の扱い] _____

7	〔当屋の任務〕	――	15	〔解体した座〕	――	崇敬者を以て組織す（資金約千五百円を有す）
8	〔当屋の交代〕	――				
9	〔特殊神事〕	――				
10	〔山の神祭〕	――				
11	〔藁蛇の神事〕	――	村社	八幡神社	北河内郡諸堤村大字諸口（大阪市鶴見区）	報告者 能勢与五三郎
12	〔火焚の神事〕	――				
	【宮座】			【神職】		
1	〔宮座の有無〕	――	1	〔世襲〕	なし	
2	〔宮座の建物〕	――	2	〔現在も世襲か〕	なし	
3	〔座人の資格〕	――	3	〔特別な名称〕	なし	
4	〔座衆の人員〕	――	4	〔一年神主〕	なし	
5	〔座入り儀礼〕	――	5	〔収入〕	現今と同様	
6	〔首座の名称〕	――	6	〔その他〕	なし	
7	〔組織階級〕	――	7	〔神職の氏名〕	能勢与五三郎	
8	〔座人の義務〕	――		【氏子】		
9	〔宮座衆の姓〕	――	1	〔氏子区域〕	氏子区域 大字諸口・三島 <small>通称 徳庵中茶屋</small>	
10	〔座を開く時期〕	――	2	〔二重氏子〕	なし	
11	〔宮座の行事〕	――	3	〔他市町村区域〕	神社区域内に限る	
12	〔座の財政〕	――	4	〔氏子の戸数〕	式百七拾四戸	
13	〔文書記録〕	――	5	〔戸数の変動〕	大差なし	
14	〔類似の組織〕	――	6	〔氏子の資格〕	制限なし	
	交野天神講	本講は当神社の基本財産造成を主とし、	7	〔氏子入り儀礼〕	儀式なし	
	経費の補足供進をなす。講員約三百名にして、氏子及		8	〔婿入り〕	戸主となりて初めて氏子となる	
			9	〔若衆の行事〕	なし	

10 「氏子内の階級」 なし

11 「階級の相違」 階級年令によりません

12 「氏子の義務」 氏子は納金の義務を負ひます

13 「義務の差」

(戸数割納税の階級) 階級により納金に多少の差があります

14 「その他」 なし

【祭 礼】

1 「祭の日時」

春祭 三月二十二日、秋大祭 十月二十二日

2 「儀礼内容」 春祭、祈年祭、新嘗祭、秋季大祭

3 「田植祭」 なし

4 「特殊神饌」 なし

5 「当屋の決定」 なし

6 「長男の扱い」 なし

7 「当屋の任務」 なし

8 「当屋の交代」 なし

9 「特殊神事」 なし

10 「山の神祭」 なし

11 「藁蛇の神事」 なし

12 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

1 「宮座の有無」 古はありしも現今はなし

2 「宮座の建物」 なし

3 「座人の資格」 なし

4 「座衆の人員」 なし

5 「座入り儀礼」 なし

6 「首座の名称」 なし

7 「組織階級」 なし

8 「座人の義務」 なし

9 「宮座衆の姓」 なし

10 「座を開く時期」 なし

11 「宮座の行事」 なし

12 「座の財政」 なし

13 「文書記録」 なし

14 「類似の組織」 なし

15 「解体した座」

昔神職の奉仕する迄は、諸口に於て北座・中座・南座と三組になりて神饌燈火を献し居たりしも、神職奉仕後は廃止せり

村社 意賀美神社 北河内郡枚方町大字三矢(枚方市)

報告者 野中元蔵

【神 職】

1 「世襲」 なし

2 「現在も世襲か」 なし

3 「特別な名称」
4 「二年神主」

明治四年頃までは、輪番神主三年交代の習慣あり。氏子中より六十才以上の徳望ある人を撰定する習慣あり。明治六年より受持神職として蹉跎神社の祠官毎日二回つゝ、参拝す

5 「収入」
6 「その他」
7 「神職の氏名」

【氏子】

1 「氏子区域」 枚方町全部
2 「二重氏子」
3 「他市町村区域」
4 「氏子の戸数」 一千四百五十戸
5 「戸数の変動」
6 「氏子の資格」
7 「氏子入り儀礼」
8 「婿入り」 結婚式翌日神社へ必ず参拝す
9 「若衆の行事」
10 「氏子内の階級」
11 「階級の相違」
12 「氏子の義務」 神社費負担
13 「義務の差」 資産による

14 「その他」

毎年十月十五日午前七時に白酒祭執行し、各戸甘酒配布す

【祭礼】

1 「祭の日時」
春祭（四月十五日）、秋季（十月十五日）、風鎮祭（九月一日）、新嘗祭（十一月二十三日）、祈年祭（二月十七日）
2 「儀礼内容」
3 「田植祭」 六月二十日、御田にて田植祭
4 「特殊神饌」
5 「当屋の決定」
6 「長男の扱い」
7 「当屋の任務」
8 「当屋の交代」
9 「特殊神事」 十月十五日午後二時 神幸、毎年二百十日・二百二十日 日風鎮祭
10 「山の神祭」
11 「藁蛇の神事」
12 「火焚の神事」

【宮座】

- 1 [宮座の有無] |
 - 2 [宮座の建物] |
 - 3 [座人の資格] |
 - 4 [座衆の人員] |
 - 5 [座入り儀礼] |
 - 6 [首座の名称] |
 - 7 [組織階級] |
 - 8 [座人の義務] |
 - 9 [宮座衆の姓] |
 - 10 [座を開く時期] |
 - 11 [宮座の行事] |
 - 12 [座の財政] |
 - 13 [文書記録] |
 - 14 [類似の組織] |

中老會の組織あり。人数二十名。毎年春祭・例祭に会旗持て参詣す
 - 15 [解体した座]

明治四年まででありしが、其年の三月に解組しと云ふ
- 村社 **日置天神社** 北河内郡殿山町大字招提鎮座（枚方市）
 報告者 児島正路
- 【神 職】
- 1 [世 襲] | 世襲ではありません
 - 2 [現在も世襲か] |

- 3 [特別な名称] | ありません
 - 4 [一年神主]

私の祖先四代前までは、輪番神主として、一年交代にて村の浄土宗派の内三家を選び、其の内抽籤の方法で定められた様子伝えられて居ります。其の後、堺縣（今の大阪府）時代に私等三代前より神職（司官・司掌）として辞令を受けられたるものにして、現在に至るまで継承して居ります
 - 5 [収 入]

初穂として各組内より当屋の人が集めて氏神へ収む
ありません
 - 6 [その他] | ありません
 - 7 [神職の氏名] | 児島正路
- 【氏 子】
- 1 [氏子区域]

一村一社の区域でしたが、一昨年町村合併せし為、一大字一社と名称が変わっただけです
 - 2 [二重氏子]

氏子区域は複雑な事はありません。招提一円です
 - 3 [他市町村区域] | 一大字一区域に限って居ります
 - 4 [氏子の戸数] | 鎮座地全部です。約二百七十戸余
 - 5 [戸数の変動]

多少増減はありますが、大した変りはありません
 - 6 [氏子の資格] |

別に制限はありませんが、鎮座区域内に一年以上住居したるものは、氏子として資格もあり、又納金の義務もあります

7 「氏子入り儀礼」 ありません

8 「婿入り」

其の家の相続人なれば自然のものです（別に其のきまりと云ふのはありません）

9 「若衆の行事」

毎年夏季になりますと、一六休みに氏神へ献燈します

10 「氏子内の階級」

階級も座もありません。其他特殊な事はありません

11 「階級の相違」

年齢にもよりません。一家独立の生計を立つる者

12 「氏子の義務」

氏子総代の選挙及氏神経費の負担（氏子納金）

13 「義務の差」

収入の程度に依って納金の多少異なりますが、義務は変わりません

14 「その他」

特殊な事はありません

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 毎年十月十七日、祈年祭 二月十七日、新嘗祭 十一月下旬、春祭 四月十七日、鎮火祭 十二月十

七日

2 「儀礼内容」

例祭であります。地車六台有ります。之れを宵から曳き出して、本祭当日本殿前に納む

3 「田植祭」

田植祭 毎年六月二十日に行ひます（氏神裏手に宮田があります）

4 「特殊神饌」

別に異った神饌は用いませぬ

5 「当屋の決定」

当屋は各組内で適宜に定めます

6 「長男の扱い」

ありません

7 「当屋の任務」

例祭に地車を曳出前に各組内に依って種々変りますが、若中に酒宴します

8 「当屋の交代」

大抵の組内は家の順によります

9 「特殊神事」

ありません

10 「山の神祭」

ありません

11 「藁蛇の神事」

ありません

12 「火焚の神事」

例祭の宵宮に地車が宮入りの際、大きな火を燃します

【宮 座】

1 「宮座の有無」

ありません

2 「宮座の建物」

〃

3 「座人の資格」

〃

- 4 「座衆の人員」
- 5 「座入り儀礼」
- 6 「首座の名称」
- 7 「組織階級」
- 8 「座人の義務」
- 9 「宮座衆の姓」
- 10 「座を開く時期」
- 11 「宮座の行事」
- 12 「座の財政」
- 13 「文書記録」
- 14 「類似の組織」
- 15 「解体した座」

村社 菅原神社 北河内郡菅原村大字長尾（枚方市）

報告者 社掌・村田年治

【神 職】

- 1 「世襲」
世襲ではありませんが、現今では世襲の様で、父の後を継いで居ります
- 2 「現在も世襲か」
- 3 「特別な名称」
- 4 「二年神主」
- 5 「収入」
初穂米を経費及神職の収入の様でありました

- 6 「その他」
- 7 「神職の氏名」
村田年治

【氏 子】

- 1 「氏子区域」
- 2 「二重氏子」
- 3 「他市町村区域」

本村は二大字有りまして、各一大字ごとに祭祀されて有ります

- 4 「氏子の戸数」
大字長尾 二百三十五戸
- 5 「戸数の変動」
大差は有りません様です
- 6 「氏子の資格」
- 7 「氏子入り儀礼」
- 8 「婿入り」
- 9 「若衆の行事」
- 10 「氏子内の階級」
- 11 「階級の相違」
- 12 「氏子の義務」
神社の経費負担のみです
- 13 「義務の差」
- 14 「その他」

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」

三大祭以外、七月二十五日 夏祭、大祭に準じて居り

ます。其他、末社貴船神社雨乞（祈雨祭）早魃の年には執行致す位の事です

2 〔儀礼内容〕

雨乞氏子一般共に貴船神社に致、^(ママ)周囲を御百度、大鼓・鐘を以て祈願致します

3 〔田植祭〕

4 〔特殊神饌〕

5 〔当屋の決定〕

6 〔長男の扱い〕

7 〔当屋の任務〕

8 〔当屋の交代〕

9 〔特殊神事〕

10 〔山の神祭〕

11 〔藁蛇の神事〕

12 〔火焚の神事〕

【宮 座】

1 〔宮座の有無〕

2 〔宮座の建物〕

3 〔座人の資格〕

4 〔座衆の人員〕

5 〔座入り儀礼〕

6 〔首座の名称〕

7 〔組織階級〕

8 〔座人の義務〕

9 〔宮座衆の姓〕

10 〔座を開く時期〕

11 〔宮座の行事〕

12 〔座の財政〕

13 〔文書記録〕

14 〔類似の組織〕

15 〔解体した座〕

村社 友呂岐神社

北河内郡友呂岐村大字郡（寝屋川市）

報告者 田中仲蔵

【神 職】

1 〔世 襲〕

世襲ではありません。前神職は明治四十二年頃より、小生は昭和元年よりで御座います

2 〔現在も世襲か〕

3 〔特別な名称〕

4 〔一年神主〕

5 〔収入〕

6 〔その他〕

7 〔神職の氏名〕

田中仲蔵

【氏 子】

1 〔氏子区域〕

友呂岐村大字郡、全村 大字三井、全村 大字田井、全村 大字太間の四大字

2 「二重氏子」 共通になって居りません

3 「他市町村区域」 区域内に限られて居ります

4 「氏子の戸数」 五百五拾戸

5 「戸数の変動」

大字郡のみが十年前よりは、凡そ式百戸増加して居ります

6 「氏子の資格」

制限はありません

7 「氏子入り儀礼」

特別の儀式はありません。区外来者は神に報告祭をして居る由を、本人に通知致します

8 「婿入り」

／

9 「若衆の行事」 行事はありません

10 「氏子内の階級」 階級はありません

11 「階級の相違」

／

12 「氏子の義務」

／

13 「義務の差」

／

14 「その他」

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 十月十六日、祈年祭 三月三日、新嘗祭 十一月二十五日、春祭 四月十日、夏祭 七月二十五日

2 「儀礼内容」

3 「田植祭」

4 「特殊神饌」

5 「当屋の決定」

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

10 「山の神祭」

11 「藁蛇の神事」

12 「火焚の神事」

【宮 座】

1 「宮座の有無」

2 「宮座の建物」

3 「座人の資格」

4 「座衆の人員」

5 「座入り儀礼」

6 「首座の名称」

7 「組織階級」

8 「座人の義務」

9 「宮座衆の姓」

10 「座を開く時期」

11 「宮座の行事」

ありませぬ

ありませぬ

／

／

／

／

／

／

／

／

ありませぬ

／

／

／

／

／

／

／

／

／

／

- 12 「座の財政」
- 13 「文書記録」
- 14 「類似の組織」
- 15 「解体した座」

／／／／

村社 堤根神社

北河内郡大和田村大字野口（門真市）

報告者 濱 健三

【神 職】

- 1 「世 襲」 然らず
- 2 「現在も世襲か」 本職拝命迄は他神社神職の兼務なり
- 3 「特別な名称」 先生又は神主様と呼ぶ
- 4 「一年神主」 斯る習慣はありません
- 5 「収 入」
- 6 「その他」 以上の如き事情なし。只御礼として聊の金額を送るのみ
- 7 「神職の氏名」 濱 健三

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 大和田村大字野口・横地・常称寺・打越・北嶋
- 2 「二重氏子」 ありません
- 3 「他市町村区域」 限られて居ます
- 4 「氏子の戸数」 四百戸

- 5 「戸数の変動」 余り大した相違ありません
- 6 「氏子の資格」 ありません
- 7 「氏子入り儀礼」 何等制限ありません
- 8 「婿入り」 其儘戸籍を入籍すれば宜しいのです
- 9 「若衆の行事」

若衆の行事は、太鼓・提灯の其他、什物等の管理保護

- 10 「氏子内の階級」 氏子に階級なし
- 11 「階級の相違」 斯る区別なし
- 12 「氏子の義務」 神社費を負担します
- 13 「義務の差」
- 14 「その他」 役場戸数割と氏子戸数とにより賦課します
従来よりの氏子は負担を甘受するも、新入氏子は経費負担に渋る傾向なり

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 例祭 十月十五日、祈年祭 二月二十日、新嘗祭 十一月二十五日
- 2 「儀礼内容」 前項の通り
- 3 「田植祭」 ありません
- 4 「特殊神饌」 用ひません
- 5 「当屋の決定」 左様な事はありません
- 6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

10 「山の神祭」

11 「藁蛇の神事」

12 「火焚の神事」

【宮 座】

1 「宮座の有無」

2 「宮座の建物」

3 「座人の資格」

4 「座衆の人員」

5 「座入り儀礼」

6 「首座の名称」

7 「組織階級」

8 「座人の義務」

9 「宮座衆の姓」

10 「座を開く時期」

11 「宮座の行事」

12 「座の財政」

13 「文書記録」

14 「類似の組織」

15 「解体した座」

村社 住吉神社

北河内郡寝屋川村大字木田字北脇（寝屋川市）

報告者 社掌・森本重治郎

【神 職】

1 「世襲」

2 「現在も世襲か」

3 「特別な名称」

4 「一年神主」

5 「収入」

6 「その他」

7 「神職の氏名」

世襲でなし

神主さん又は神官さん

一切なし

／

森本重治郎

【氏 子】

1 「氏子区域」

2 「二重氏子」

3 「他市町村区域」

4 「氏子の戸数」

5 「戸数の変動」

6 「氏子の資格」

7 「氏子入り儀礼」

8 「婿入り」

9 「若衆の行事」

大字一円なり

二重に成っていません

限られています

二百戸

大した相違なし

なし

一切なし

婿に来た者は其まま氏子なり。別に手続及儀式等なし

祭日に当り、庭上提灯の取扱及夏祭献湯の湯焚を為す

以上の事実全く【以下記載なし】

- 10 「氏子内の階級」 一切なし
- 11 「階級の相違」 一切なし
- 12 「氏子の義務」 神社費の負担
- 13 「義務の差」 一切なし
- 14 「その他」

別に特殊のことなけれど、例祭当日神籤に当りたるもの三人選ばれて、献湯の湯焚勞役に奉仕す。無論無料なり

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」

例祭 十月十六日、恵美須祭 一月十日、夏祭 七月三十一日、御伏兔祭 八月七日
- 2 「儀礼内容」 恵美須祭・夏祭・御伏兔祭・例祭
- 3 「田植祭」 ありません
- 4 「特殊神饌」

小糠団子を例祭の神饌に供す。又御伏兔祭オプト(八月七日)には御伏兔を献上す。謂はれあれど、之を略す
- 5 「当屋の決定」 当屋等なし
- 6 「長男の扱い」 一切なし
- 7 「当屋の任務」 一切なし
- 8 「当屋の交代」 一切なし
- 9 「特殊神事」

毎年一月八日境内に於て御弓式を執行せしが、四隣人

- 10 「山の神祭」 一切なし
- 11 「藁蛇の神事」

なし。但し毎年十二月二十五日注連縄を鳥居等に掛く
- 12 「火焚の神事」

一月十五日払暁、境内にて爆竹を行ひしが、現今は薪を組み焚を上げるのみ

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」 なし
- 2 「宮座の建物」 なし
- 3 「座人の資格」 なし
- 4 「座衆の人員」 なし
- 5 「座入り儀礼」 なし
- 6 「首座の名称」 なし
- 7 「組織階級」 なし
- 8 「座人の義務」 なし
- 9 「宮座衆の姓」 なし
- 10 「座を開く時期」 なし
- 11 「宮座の行事」 なし
- 12 「座の財政」 なし
- 13 「文書記録」 なし
- 14 「類似の組織」 なし

15 「解体した座」 明治初年まで宮座ありたり

村社 古宮神社

北河内郡古宮村大字濱字東赤曾根（大阪市鶴見区）

報告者 飯田徳蔵

【神 職】

- 1 「世襲」 なし
- 2 「現在も世襲か」 なし
- 3 「特別な名称」 なし
- 4 「一年神主」 なし
- 5 「収入」 以前及現今も、俸給制度なり
- 6 「その他」 なし
- 7 「神職の氏名」 飯田徳蔵

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 古宮村一円
- 2 「二重氏子」 なし
- 3 「他市町村区域」 氏子区域は古室村内に限る
- 4 「氏子の戸数」 参百五拾戸
- 5 「戸数の変動」 なし
- 6 「氏子の資格」 なし
- 7 「氏子入り儀礼」 なし
- 8 「婿入り」 古宮村の住民となれば氏子とす
- 9 「若衆の行事」 なし

10 「氏子内の階級」 なし

11 「階級の相違」 なし

12 「氏子の義務」

神社経費を氏子納金として負担する義務あるものとす

13 「義務の差」 なし

14 「その他」 なし

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 大祭 例祭 十月二十日、新嘗祭、祈年祭。
中祭 新年祭・紀元節祭・天長節・明治節の外、祭日、
月次祭一日・十五日の式四
- 2 「儀礼内容」 特殊なる祭典なし
- 3 「田植祭」 なし
- 4 「特殊神饌」 なし
- 5 「当屋の決定」 なし
- 6 「長男の扱い」 なし
- 7 「当屋の任務」 なし
- 8 「当屋の交代」 なし
- 9 「特殊神事」 なし
- 10 「山の神祭」 なし
- 11 「藁蛇の神事」 なし
- 12 「火焚の神事」 なし

【宮座】

- 1 [宮座の有無] なし
 - 2 [宮座の建物] なし
 - 3 [座人の資格] なし
 - 4 [座衆の人員] なし
 - 5 [座入り儀礼] なし
 - 6 [首座の名称] なし
 - 7 [組織階級] なし
 - 8 [座人の義務] なし
 - 9 [宮座衆の姓] なし
 - 10 [座を開く時期] なし
 - 11 [宮座の行事] なし
 - 12 [座の財政] なし
 - 13 [文書記録] なし
 - 14 [類似の組織] なし
 - 15 [解体した座] なし
- 以前は座ありしも、指定神社後は全廃せり

村社 二宮神社 北河内郡樟葉村大字船橋(枚方市)

報告者 野中眞雄

【神職】

- 1 [世襲] 古来世襲で有ります
- 2 [現在も世襲か] 明治八年迄二十四代世襲で有りました
- 3 [特別な名称]

古来から現在迄、神官と呼んで居ります

- 4 [一年神主] なし
 - 5 [収入] なし
 - 6 [その他] なし
 - 7 [神職の氏名] 社掌・野中眞雄
- 以前は、神職の収入は御初穂制度で有りました

【氏子】

- 1 [氏子区域] なし
- 2 [二重氏子] なし
- 3 [他市町村区域] 樟葉村大字船橋に限って有ります
- 4 [氏子の戸数] 現在八十七戸
- 5 [戸数の変動]
- 6 [氏子の資格] 在は、一宮神社の氏子なり
- 7 [氏子入り儀礼] 古来は、養父宇山は二宮神社の氏子で有りました。現在、氏子全般に祝餅を送り、其神社の帳に記入をしてもらった者に限って有ります

- 8 [婿入り] なし
- 9 [若衆の行事] なし
- 10 [氏子内の階級] なし
- 11 [階級の相違] なし
- 12 [氏子の義務] 神社費の負担をする義務有ります

- 13 「義務の差」 氏子の家柄によって異なって居ります
 14 「その他」 なし

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」

例祭（例祭は十月十五日）、祈年祭、新嘗祭、歳旦祭、

元始祭、紀元節祭、天長節祭、明治節祭、私祭では月

並祭一日・十五日・二十八日、夏祭 七月十五日

- 2 「儀礼内容」

例祭、祈年祭、新嘗祭、歳旦祭、元始祭、紀元節祭、

天長節祭、明治節祭、夏祭、月並祭

- 3 「田植祭」

- 4 「特殊神饌」

- 5 「当屋の決定」

- 6 「長男の扱い」

- 7 「当屋の任務」

- 8 「当屋の交代」

- 9 「特殊神事」

- 10 「山の神祭」

- 11 「藁蛇の神事」

- 12 「火焚の神事」

- 【宮 座】
 1 「宮座の有無」 なし

- 2 「宮座の建物」 なし

- 3 「座人の資格」 なし

- 4 「座衆の人員」 なし

- 5 「座入り儀礼」 なし

- 6 「首座の名称」 なし

- 7 「組織階級」 なし

- 8 「座人の義務」 なし

- 9 「宮座衆の姓」 なし

- 10 「座を開く時期」 なし

- 11 「宮座の行事」 なし

- 12 「座の財政」 なし

- 13 「文書記録」 なし

- 14 「類似の組織」

古来より現在迄、二宮神社神楽講有ります。講社は、

二十五人一組として居ります

- 15 「解体した座」 なし

村社 **村野神社** 北河内郡川越村大字村野（枚方市）

報告者 橘 文三

【神 職】

- 1 「世襲」

- 2 「現在も世襲か」

- 3 「特別な名称」

- 4 「一年神主」

5 「収入」 現在に至るまで俸給制度

6 「その他」

7 「神職の氏名」 橘 文三

【氏子】

1 「氏子区域」

北河内郡川越村の内は大字村野（村野・犬田・藤田・

釋尊寺の四字）

2 「二重氏子」 なし

3 「他市町村区域」

村野神社鎮座村の区域内に限られて居ります

4 「氏子の戸数」 壹百五十一戸

5 「戸数の変動」

大差なく壹百五十戸を標準となつて居ります

6 「氏子の資格」 なし

7 「氏子入り儀礼」 なし

8 「婿入り」

結婚披露に続いて組入をなし、公に氏子となります

9 「若衆の行事」 新しく入村したる者は組入の宴を開く

10 「氏子内の階級」 なし

11 「階級の相違」 なし

12 「氏子の義務」

神社に対する奉仕及入費の負担を完くする義務があり

ます

13 「義務の差」 一般平等

14 「その他」

【祭礼】

1 「祭の日時」

一月一日 歳旦祭、一月三日 元始祭、二月初旬 節分、

二月十一日 紀元節、二月中旬 祈年祭、三月二十一

日 春季皇霊祭、四月二十九日 天長節、六月三十

日 大祓、九月二十三日 秋季皇霊祭、十月十四日 例祭、

十月十七日 神嘗祭、十一月三日 明治節、十一月下

旬 新嘗祭、十二月三十一日 大祓・歳晚祭

2 「儀礼内容」

3 「田植祭」

4 「特殊神饌」

5 「当屋の決定」

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

10 「山の神祭」

11 「藁蛇の神事」

12 「火焚の神事」

毎年一月十五日早朝、神トンドとて、新年用の七五三

其他を大なる竹やぐらを作って燃す行事があります

【宮座】

- 1 [宮座の有無]
- 2 [宮座の建物]
- 3 [座人の資格]
- 4 [座衆の人員]
- 5 [座入り儀礼]
- 6 [首座の名称]
- 7 [組織階級]
- 8 [座人の義務]
- 9 [宮座衆の姓]
- 10 [座を開く時期]
- 11 [宮座の行事]
- 12 [座の財政]
- 13 [文書記録]
- 14 [類似の組織]
- 15 [解体した座]

村社 佐太神社

北河内郡庭窪村大字佐太(守口市)

報告者 三森定隆

【神職】

- 1 [世襲]
- 2 [現在も世襲か]
- 3 [特別な名称]
- 4 [一年神主]

古来より世襲です

ありませ

ありません

5 [収入]

時の領主より給料代りとして田地がついてありました

- 6 [その他]
- 7 [神職の氏名]

ありません

三森定隆

【氏子】

- 1 [氏子区域]
- 2 [二重氏子]
- 3 [他市町村区域]

大字佐太、大字仁和寺

なっていない

当社の所在地庭窪村の外に、九ヶ庄村にもあります

- 4 [氏子の戸数]
- 5 [戸数の変動]
- 6 [氏子の資格]
- 7 [氏子入り儀礼]
- 8 [婿入り]
- 9 [若衆の行事]
- 10 [氏子内の階級]
- 11 [階級の相違]
- 12 [氏子の義務]
- 13 [義務の差]
- 14 [その他]

三百六十九

ありません

ありません

ありません

特別なことはありません

ありません

ありません

ありません

経費の負担

貧富の度合で負担に相違があります

ありません

【祭礼】

- 1 [祭の日時]

2 〔儀礼内容〕
夏祭（旧の六月十五日）、秋祭（十月二十日）

夏祭（本社で祭典・太鼓台の昇出・神輿渡御還幸）、
秋祭（本社で祭典）

- 3 〔田植祭〕 ありません
- 4 〔特殊神饌〕 ありません
- 5 〔当屋の決定〕 ありません
- 6 〔長男の扱い〕 ありません
- 7 〔当屋の任務〕 ありません
- 8 〔当屋の交代〕 ありません
- 9 〔特殊神事〕

二月二十五日に初天神祭執行（氏子は業を休み参拜）

- 10 〔山の神祭〕 ありません
- 11 〔藁蛇の神事〕 ありません
- 12 〔火焚の神事〕 ありません

【宮座】

- 1 〔宮座の有無〕 ありません
- 2 〔宮座の建物〕 ありません
- 3 〔座人の資格〕 ありません
- 4 〔座衆の人員〕 ありません
- 5 〔座入り儀礼〕 ありません
- 6 〔首座の名称〕 ありません
- 7 〔組織階級〕 ありません

8 〔座人の義務〕 ありません

9 〔宮座衆の姓〕 ありません

- 10 〔座を開く時期〕 ありません
- 11 〔宮座の行事〕 ありません
- 12 〔座の財政〕 ありません
- 13 〔文書記録〕 ありません
- 14 〔類似の組織〕 ありません
- 15 〔解体した座〕 以前はありました

村社 大枝神社

北河内郡三郷村大字高瀬字大枝（守口市）

報告者 大橋礼造

【神職】

- 1 〔世襲〕 否
- 2 〔現在も世襲か〕 否
- 3 〔特別な名称〕

先生・神主・太夫・神官。神職と正しく呼ぶ者なし

- 4 〔一年神主〕
- 5 〔収入〕
- 6 〔その他〕
- 7 〔神職の氏名〕 大橋礼造

【氏子】

- 1 〔氏子区域〕 三郷村大字高瀬旧大村一円・大字高瀬に小字三あり

中には他社の氏子なり

2 「二重氏子」 なし

3 「他市町村区域」 限られている

4 「氏子の戸数」 六百五十戸

5 「戸数の変動」

約二十年前は七十戸に満たない区域でありました

6 「氏子の資格」 資格に制限なし

7 「氏子入り儀礼」 なし

8 「婿入り」

資格に制限がありませんから、儀式もなにもありません。

随って、其の家の人になられた日より氏子となる

わけです

9 「若衆の行事」 宮入りと云ふ行事があります

10 「氏子内の階級」

宮座があります。現今名ばかりのもので、階級と云ふ

ものはありません

11 「階級の相違」

12 「氏子の義務」

13 「義務の差」

14 「その他」

納金は資産の階級によって異なります

氏子総代の外、評議員・評議員あり氏子総代会列席す。

総代と同等の資格があります。之は新氏子の多い関係

であります

【祭 礼】

1 「祭の日時」

祈年祭（二月下旬）、夏祭（七月十五日） 準大祭、例

祭（十月十五日）、新嘗祭（十一月下旬）、中祭以下略

2 「儀礼内容」

歳旦祭（二月一日）（中祭）、元始祭（中祭）、節分祭（中

祭）、祈年祭（大祭）、紀元節（中祭）、初午祭（中祭）、

天長節（中祭）、夏祭（準大祭）、例祭（大祭）、明治

節（中祭）、新嘗祭（中祭）、毎月十五日 月首祭（小）、

大祓 六月晦日

3 「田植祭」

4 「特殊神饌」

5 「当屋の決定」

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

10 「山の神祭」

11 「藁蛇の神事」

12 「火焚の神事」

【宮 座】

1 「宮座の有無」

ただ宮座と称すのみで、一座にかわりありません

2 [宮座の建物] なし

3 [座人の資格] 宮座の当主。但し男は限られず

4 [座衆の人員] 一座十名

5 [座入り儀礼] なし

6 [首座の名称] 年番

7 [組織階級] 土着氏子の上流

8 [座人の義務] /

9 [宮座衆の姓] 中村・田中

10 [座を開く時期] 一月二日

11 [宮座の行事] /

12 [座の財政] 基本財産として幾らか預金があつて、之れが利子にて、

一ヶ年の経費に当ててある様です

13 [文書記録] /

14 [類似の組織] /

15 [解体した座] /

村社 **鞆呂岐神社** 北河内郡友呂岐村大字木屋（寝屋川市）

報告者 社掌・植村 恒

【神 職】

1 [世 襲] 指定神社となるまで神職なし

2 [現在も世襲か] 全上

3 [特別な名称] 神官又は神主

4 [一年神主] /

神社には一定の神職なく、土地の有力者が総て年中行

事を執行し、別に現今氏子総代の如く祭事には、附近

の神職を雇ひて祭典執行し来れり

5 [収 入] 初穂米を氏子より徴収せり

6 [その他] 何もありません

7 [神職の氏名] 社掌・植村 恒

【氏 子】

1 [氏子区域] 木屋区域単位

2 [二重氏子] /

大字木屋の一部落のみにて、他に氏子なし

3 [他市町村区域] 大字木屋一部限り

4 [氏子の戸数] 現今九拾八戸

5 [戸数の変動] /

指定当時八拾戸なりしが、現今拾八戸増加す

6 [氏子の資格] /

有りません。他町村より大字木屋に移住せし者は、鞆

呂岐神社の氏子となす。分家別家等は勿論氏子たり

7 [氏子入り儀礼] 何等儀式ありません

8 [婿入り] /

別に何の定りは有りません。特志者は、基本財産中へ

寄付申出者が往々あります

9 [若衆の行事] /

昔は若衆と称し、今の青年が祭礼の飾立等を致しまし

たが、今は町内年番交代にして青年は従事せず

10 「氏子内の階級」

昔は座と称し、氏子の有力者が神職の如く奉仕せしが、大正元年指定後は氏子総代となり、神職を補佐す

11 「階級の相違」

昔は家柄と云ふ階級がありましたが、現在はありませ
ん

12 「氏子の義務」

神社基本財産を管理（神職共）、祭典毎に殆んど欠席者なく出勤。又は、初穂及経常費其他臨時費用等徴収し、常に一致神職を補佐し、神社の経営遺憾なし

13 「義務の差」

財産の多少により氏子納金に差異あるは無止と雖も、何の変わりもなし

14 「その他」 何も申上げる事ありません

【祭 礼】

1 「祭の日時」

元旦祭 一月一日午前五時、二月二十五日 祈年祭、四月十六日春祭 午前九時、十月十六日 秋祭、十一月廿五日 新嘗祭（祈年、秋祭、新嘗、三大祭は供進使の都合にて時間其都度打合せの上定む）

2 「儀礼内容」 内務省令に依る順序を厳守して執行

3 「田植祭」

社田はありますが、御田植えの行事はありません

4 「特殊神饌」

昔は人身とて人形の団子を供進せしが、中絶となり、昨年一月元旦に再起せり

5 「当屋の決定」

祭当屋は当番として氏子四箇町に分ち、毎年秋祭に交代す

6 「長男の扱い」 ありません

7 「当屋の任務」

当番と云わず当番に当りたる一ヶ年の祭典には、神社境内外の建物献燈に従事す

8 「当屋の交代」 一ヶ年

9 「特殊神事」 ありません

10 「山の神祭」 何もありません

11 「藁蛇の神事」 なし

12 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

1 「宮座の有無」 宮座が所謂氏子総代に変わりました

2 「宮座の建物」

燈籠灯籠があります。今の氏子総代より献燈します

3 「座人の資格」 なし

4 「座衆の人員」 なし

5 「座入り儀礼」 なし

6 〔首座の名称〕 なし

7 〔組織階級〕 なし

8 〔座人の義務〕 なし

9 〔宮座衆の姓〕 一定の姓なし

10 〔座を開く時期〕 なし

11 〔宮座の行事〕 なし

12 〔座の財政〕 なし

13 〔文書記録〕 なし

14 〔類似の組織〕 なし

15 〔解体した座〕

前に申上げました通り、氏子中相当の資産若くは家柄等により組織せられ、専ら祭祀に与り居りたるも、何の見るべき記録なし。大正元年に至り村社に指定せられ、同時に此の名称が廃れ、氏子総代となれり

村社 住吉神社

北河内郡田原村大字上田原字宮堂（四條畷市）

報告者 福葉寛治郎

【神 職】

1 〔世襲〕 世襲ではありません

2 〔現在も世襲か〕

3 〔特別な名称〕 神主さん、又は先生と称するのみ

4 〔一年神主〕 ありません

5 〔収入〕

昔は初穂献納によって収入として居った由です

6 〔その他〕 特記する事はありません

7 〔神職の氏名〕 （本務）福葉寛治郎

【氏子】

1 〔氏子区域〕

田原村大字下田原、全大字上田原の二ヶ大字

2 〔二重氏子〕 ありません

3 〔他市町村区域〕 区域内に限ります

4 〔氏子の戸数〕 百四十二戸

5 〔戸数の変動〕 更程相違はありません

6 〔氏子の資格〕 制限はありません

7 〔氏子入り儀礼〕 ありません

8 〔婿入り〕 別に之と取立てて云ふ様な事はありません。養家の相続人となって氏子となるのみです。勿論、神社に奉告

祭を執行す

9 〔若衆の行事〕 昔はあった由ですが、今はありません

10 〔氏子内の階級〕 ありません

11 〔階級の相違〕 氏子の階級としては別にありません

12 〔氏子の義務〕

神社の経営及び経常費の義務を負ひます

13 〔義務の差〕

財産の程度により、等級割として負担します

14 「その他」 別に記することなし

【祭 礼】

1 「祭の日時」

三大祭の祈年祭 二月十七日後、例年祭 十月十六日、
新嘗祭 十一月二十三日後、中祭・小祭の外に、私祭
として七月三十日 夏祭、節分祭あるのみです

2 「儀礼内容」

法則に因って執行するのみにして、別に記することなし

3 「田植祭」

ありません

4 「特殊神饌」

ありません

5 「当屋の決定」

昔はありましたが、今はありません

6 「長男の扱い」

全前

7 「当屋の任務」

――

8 「当屋の交代」

――

9 「特殊神事」

ありません

10 「山の神祭」

ありません

11 「藁蛇の神事」

ありません

12 「火焚の神事」

ありません

【宮 座】

1 「宮座の有無」

昔はありましたが、今はありません

2 「宮座の建物」

全前

3 「座人の資格」 全前

4 「座衆の人員」 全前

5 「座入り儀礼」 全前

6 「首座の名称」 全前

7 「組織階級」 全前

8 「座人の義務」 全前

9 「宮座衆の姓」 不明

10 「座を開く時期」 不明

11 「宮座の行事」 昔はありましたが、今はありません

12 「座の財政」 不明

13 「文書記録」 ありません

14 「類似の組織」 ありません

15 「解体した座」 昔はありました

村社 春日神社

北河内郡津田村大字津田（枚方市）

【神 職】

1 「世襲」

古来世襲ではありませんが、父と私と二代です

2 「現在も世襲か」 父と私と二代であります

3 「特別な名称」 特別な名称とてありません

4 「一年神主」 右様な事はありません

5 「収入」 不明

6 「その他」 特殊な事とはありません

報告者 岡本群司

7 「神職の氏名」 岡本群司

【氏子】

1 「氏子区域」 北河内郡津田村大字津田

2 「二重氏子」

大字津田が、三宅神社と二重氏子になって居ります

3 「他市町村区域」

当春日神社鎮座の津田村大字津田に限ります

4 「氏子の戸数」 参百六拾五戸

5 「戸数の変動」 古今とは大分増加して居る様です

6 「氏子の資格」 ありません

7 「氏子入り儀礼」 ありません

8 「婿入り」

9 「若衆の行事」

例祭の際、献提灯をする行事。各町に一個の提灯あり

10 「氏子内の階級」 氏子の中に階級とてありません

11 「階級の相違」 家格とか年齢によりません。平等です

12 「氏子の義務」 氏子費の負担を致します

13 「義務の差」

氏子費は、村税戸数割によりて徴収いたします

14 「その他」 別に特殊な事とてありません

【祭礼】

1 「祭の日時」

春祭（四月八日）、例祭（十月十九日）、新嘗祭（十一月二十三日以後）、祈年祭（二月十七日以後）

2 「儀礼内容」

歳旦祭、紀元節祭、祈年祭、天長節祭、春祭、例祭、新嘗祭、明治節祭

3 「田植祭」 ありません

4 「特殊神饌」 用ひられません

5 「当屋の決定」 祭の当屋はありません

6 「長男の扱い」 左様な事はありません

7 「当屋の任務」 なし

8 「当屋の交代」 ありません

9 「特殊神事」 なし

10 「山の神祭」 山の神祭はありません

11 「藁蛇の神事」 ありません

12 「火焚の神事」 ありません

【宮座】

1 「宮座の有無」

四座、土座、久和也座、新九郎座、植元座、杉植座、横御鏡座、谷本座、宝祐座

2 「宮座の建物」 ありません

3 「座人の資格」

4 「座衆の人員」

各座によって人員は異なります。各三十人位でせう

5 「座入り儀礼」

昔より各座とも世襲ですから、座入の儀式はありません

6 「首座の名称」

年預と申します

7 「組織階級」

階級はありません

8 「座人の義務」

例祭の時に神饌物を献供する義務があります

9 「宮座衆の姓」

三宅、山本、岡本

10 「座を開く時期」

例祭の時期、即ち十月二十日

11 「宮座の行事」

別に行事とてありません

12 「座の財政」

毎年掛金として諸入費の残額は翌年廻しにして居ります

13 「文書記録」

——

14 「類似の組織」

座がありますから、別に五人衆・十人衆などありません

15 「解体した座」

現在座があります

村社 大杜御祖神社

北河内郡豊野村大字高宮字大將軍（寝屋川市）

報告者 富永正千代

【神職】

1 「世襲」

世襲ではありません

2 「現在も世襲か」

///

3 「特別な名称」

///

4 「一年神主」

///

5 「収入」

初穂米

6 「その他」

///

7 「神職の氏名」

富永正千代

【氏子】

1 「氏子区域」

大字高宮、大字小路

2 「二重氏子」

///

3 「他市町村区域」

豊野村の内、大字高宮、大字小路の区域内に限られています

4 「氏子の戸数」

大字高宮、大字小路 総計百八十戸

5 「戸数の変動」

///

6 「氏子の資格」

///

7 「氏子入り儀礼」

///

8 「婿入り」

///

9 「若衆の行事」

///

10 「氏子内の階級」

別に差別的な階級はありませんが、強いて名称付ければ、氏子総代、平氏子、青年会位のもです

11 「階級の相違」

///

12 「氏子の義務」

///

13 「義務の差」
14 「その他」

【祭 礼】

1 「祭の日時」 十月十七日 秋祭

2 「儀礼内容」

十月十七日、早朝より青年会員により地車引出、午後

三時秋大祭典執行

3 「田植祭」

4 「特殊神饌」

5 「当屋の決定」

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

一月十四日御日待（十五日祭の宵宮）、十五日祭（俗

に大とんど）

10 「山の神祭」

11 「藁蛇の神事」

12 「火焚の神事」

一月十五日 大とんどと称し午前三時青年会員により

大火焚の神事があります

【宮 座】

1 「宮座の有無」

2 「宮座の建物」

3 「座人の資格」

4 「座衆の人員」

5 「座入り儀礼」

6 「首座の名称」

7 「組織階級」

8 「座人の義務」

9 「宮座衆の姓」

10 「座を開く時期」

11 「宮座の行事」

12 「座の財政」

13 「文書記録」

14 「類似の組織」

15 「解体した座」

村社 守居神社

北河内郡守口町大字土居字西ノ丸（守口市）

報告者 社掌・宮本喜代松

【神 職】

1 「世襲」 世襲です（宮守と云う程度です）

2 「現在も世襲か」 明治四十年頃迄世襲でした

3 「特別な名称」 神主と呼びます

4 「一年神主」 此の習慣はありません

5 「収 入」

宮守の程度ですから、氏子の個人奉賽のみです

6 「その他」

7 「神職の氏名」

宮本喜代松

【氏 子】

1 「氏子区域」

守口町全部です

2 「二重氏子」

なし

3 「他市町村区域」

限られてあります

4 「氏子の戸数」

約二千二百五十戸

5 「戸数の変動」

区域は、明治四十年、大字土居・産土神社、大字守口・大隅神社合祀されて、現在の如く守口町全部氏子区域となりました。合祀当時は、式百七十戸でした

6 「氏子の資格」

制限がありません

7 「氏子入り儀礼」

氏子となるに、特別の儀式はなし

8 「婿入り」

定めなし

9 「若衆の行事」

例祭に、地車の引出、太鼓台の昇出等にて其他行事なし

10 「氏子内の階級」

古来は中老・若衆などありしも、現在には青年団のみであります

11 「階級の相違」

階級の定なし

12 「氏子の義務」

社社の経費の負担、改築修繕等の経費負担

13 「義務の差」

なし

14 「その他」

なし

【祭 礼】

1 「祭の日時」

夏祭 七月廿五日、例祭 十月二十一日

2 「儀礼内容」

例祭 宵祭・本祭 祭典午前中、午後湯立行事、神楽
奏上。夏祭 宵祭・本祭 午前中祭典執行、午後湯立
行事、神楽奏上

3 「田植祭」

なし

4 「特殊神饌」

なし

5 「当屋の決定」

当屋なし

6 「長男の扱い」

なし

7 「当屋の任務」

なし

8 「当屋の交代」

なし

9 「特殊神事」

なし

10 「山の神祭」

なし

11 「藁蛇の神事」

なし

12 「火焚の神事」

一月十五日朝、注連縄門松等にて神符・守札の燃火あり

【宮座】

- 1 [宮座の有無] なし
- 2 [宮座の建物] なし
- 3 [座人の資格] なし
- 4 [座衆の人員] なし
- 5 [座入り儀礼] なし
- 6 [首座の名称] なし
- 7 [組織階級] なし
- 8 [座人の義務] なし
- 9 [宮座衆の姓] なし
- 10 [座を開く時期] なし
- 11 [宮座の行事] なし
- 12 [座の財政] なし
- 13 [文書記録] なし
- 14 [類似の組織] なし
- 15 [解体した座] なし

村社 春日神社

北河内郡豊野村大字茄子作(枚方市)

報告者 東澤章橘 及氏子総代

【神職】

- 1 [世襲] 世襲では有りません
- 2 [現在も世襲か] ○
- 3 [特別な名称] 有りません
- 4 [一年神主] 有りません

5 [収入]

氏子の負担です

6 [その他]

有りません

7 [神職の氏名]

東澤章橘

【氏子】

- 1 [氏子区域] 大字一円氏子であります
- 2 [二重氏子] 二重氏子では有りません
- 3 [他市町村区域] 区域内に限られて居ます
- 4 [氏子の戸数] 式百参拾戸
- 5 [戸数の変動] 大なる相違有りません
- 6 [氏子の資格] 有りません
- 7 [氏子入り儀礼] 有りません
- 8 [婿入り] 自然に氏子となります
- 9 [若衆の行事] 地車の宮入、献燈行ひます
- 10 [氏子内の階級] 階級有りません
- 11 [階級の相違] ○
- 12 [氏子の義務] 神社の維持の義務負ひます
- 13 [義務の差] 異なりません
- 14 [その他] 別に有りません

【祭礼】

- 1 [祭の日時] 祈年祭 二月十七日、例祭 十月十四日(旧九月九日)、
新嘗祭 十一月二十三日

2 「儀礼内容」 大祭式、次の順序によります

3 「田植祭」 有りません

4 「特殊神饌」 用ひて居りません

5 「当屋の決定」 当屋有りません

6 「長男の扱い」 ○

7 「当屋の任務」 ○

8 「当屋の交代」 ○

9 「特殊神事」

雨乞神事、早魃の際には、官幣大社春日神社に参拝し、
神火を賜わり、神社の周囲を七日間、氏子全部（男子
に限る）鐘鼓を叩いて百度周りて降雨を祈願致します

10 「山の神祭」 有りません

11 「藁蛇の神事」 有りません

12 「火焚の神事」 有りません

【宮 座】

1 「宮座の有無」 昔有りしも、今は有りません

2 「宮座の建物」 有りません

3 「座人の資格」 ○

4 「座衆の人員」 ○

5 「座入り儀礼」 ○

6 「首座の名称」 ○

7 「組織階級」 ○

8 「座人の義務」 ○

9 「宮座衆の姓」 ○

10 「座を開く時期」 ○

11 「宮座の行事」 ○

12 「座の財政」 ○

13 「文書記録」 有りません

14 「類似の組織」 有りません

15 「解体した座」 以前は有りました

村社 北條神社

北河内郡四條村大字北條（大東市）

報告者 社掌・田中長太郎

【神 職】

1 「世襲」 世襲ではありません

2 「現在も世襲か」 古来より世襲ではありません

3 「特別な名称」 先生と云ふ者があります

4 「一年神主」 ありません

5 「収入」 初穂料を収入としていました

6 「その他」 ありません

7 「神職の氏名」 田中長太郎

【氏 子】

1 「氏子区域」 大字北条一円

2 「二重氏子」 ありません

3 「他市町村区域」 限られています

4 「氏子の戸数」 約式百五十戸

- 5 「戸数の変動」 ありません
 - 6 「氏子の資格」 ありません
 - 7 「氏子入り儀礼」 ありません
 - 8 「婿入り」 習慣はありません
 - 9 「若衆の行事」 参道修理（青年一度）
 - 10 「氏子内の階級」 ありません
 - 11 「階級の相違」 ありません
 - 12 「氏子の義務」 氏子納金
 - 13 「義務の差」 氏子納金は多少あります
 - 14 「その他」
- 【祭 礼】
- 1 「祭の日時」 大祭 二月二十日、十月二十一日、十二月二十二日
 - 2 「儀礼内容」 祈年祭・例祭・新嘗祭（大祭）、歳旦祭・元始祭・紀元節祭・天長節祭・明治節祭・夏祭等（中祭）
 - 3 「田植祭」 ありません
 - 4 「特殊神饌」 ありません
 - 5 「当屋の決定」 幹事が祭日毎に順番にて奉仕します
 - 6 「長男の扱い」 ありません
 - 7 「当屋の任務」 神職の手伝をします
 - 8 「当屋の交代」 幹事が二ヶ年毎に交代いたします
 - 9 「特殊神事」 ありません

- 10 「山の神祭」 一月十五日、特殊な行事とはありません
 - 11 「藁蛇の神事」 ありません
 - 12 「火焚の神事」 ありません
- 【宮 座】
- 1 「宮座の有無」 ありません
 - 2 「宮座の建物」
 - 3 「座人の資格」
 - 4 「座衆の人員」
 - 5 「座入り儀礼」
 - 6 「首座の名称」
 - 7 「組織階級」
 - 8 「座人の義務」
 - 9 「宮座衆の姓」
 - 10 「座を開く時期」
 - 11 「宮座の行事」
 - 12 「座の財政」
 - 13 「文書記録」
 - 14 「類似の組織」
 - 15 「解体した座」
- 村社 **春日神社** 北河内郡津田村大字春日（枚方市）

【神職】

- 1 [世襲] 世襲です
- 2 [現在も世襲か] /
- 3 [特別な名称] ありません
- 4 [一年神主] ありません
- 5 [収入] 古くは世話人が氏子より各々徴収して持寄でした
- 6 [その他] 昔は宮及寺を祖先が受持つて居りました
- 7 [神職の氏名] 社掌・三嶋健男

【氏子】

- 1 [氏子区域] 津田村大字春日全部 約戸数百戸
- 2 [二重氏子] ありません
- 3 [他市町村区域] 限られてあります
- 4 [氏子の戸数] 九十六戸
- 5 [戸数の変動] 変りありません
- 6 [氏子の資格] ありません
- 7 [氏子入り儀礼] ありません
- 8 [婿入り] 婿婚姻の式後、夫婦共に奉告に氏神へ参拝致します。そして氏子となります
- 9 [若衆の行事] ありません。氏神社祭典に奉仕(年中)致します

10 [氏子内の階級]

- 11 [階級の相違] 階級はありません
- 12 [氏子の義務] 氏子納金の負担を負ひます
- 13 [義務の差] 階級の別はありませんが、皆納金の高低はあります (標準は村税の基準となす)
- 14 [その他] ——

【祭礼】

- 1 [祭の日時] 例祭(十月十九日)、新嘗祭、祈年祭、春祭(三月二十五日)、植付祭(未定)、天長節祭(四月二十九日)、明治節祭、元旦祭、紀元節祭、座の祭典(三月二十四日)(十月十一日)の二回
- 2 [儀礼内容] 一、修祓 二、供進使及神職所定の座に着く 三、弁備の由を供進使に申す 四、開扉 五、献饌 六、祝詞奏上 七、御幣物を奉る 八、供進使祝詞奏上 九、供進使玉串奉奠 十、神職玉串奉奠 十一、撒饌 十二、閉扉
- 3 [田植祭] ありません
- 4 [特殊神饌] ありません

- 5 「当屋の決定」 ありません
- 6 「長男の扱い」 ありません
- 7 「当屋の任務」 ありません
- 8 「当屋の交代」 ありません
- 9 「特殊神事」 ありません
- 10 「山の神祭」 ありません
- 11 「藁蛇の神事」 ありません
- 12 「火焚の神事」 ありません

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」 西座、東座とあります
- 2 「宮座の建物」 ありません
- 3 「座人の資格」 座へ入会金を収めます
- 4 「座衆の人員」 西座五十人、東座六十人
- 5 「座入り儀礼」 大抵婚礼を機会に座へ入会し、翌日座代表の神主十人宛を呼び、披露宴をなす
- 6 「首座の名称」 神主
- 7 「組織階級」 氏子の人々
- 8 「座人の義務」 現在ありません
- 9 「宮座衆の姓」 畠中、奥田、小篠、久保田
- 10 「座を開く時期」 三月廿四日、十月十一日
- 11 「宮座の行事」 春秋一回宛祭典を行ひ、当屋及見習・見送り人・神主

- 12 「座の財政」 又座会の人々参拝なす

- 13 「文書記録」 西座一五〇〇円、東座一五〇〇円宛あります
ありません
- 14 「類似の組織」 他にありません
- 15 「解体した座」

村社 氏神社

北河内郡九個荘村大字高柳字宮裏（寝屋川市）

報告者 石橋末太郎

【神 職】

- 1 「世襲」 /
- 2 「現在も世襲か」 /
- 3 「特別な名称」 /
- 4 「一年神主」 /
- 5 「収入」 /
- 6 「その他」 /
- 7 「神職の氏名」 石橋末太郎

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 大字高柳一円
- 2 「二重氏子」 /
- 3 「他市町村区域」 其の通り
- 4 「氏子の戸数」 八十二戸

5	〔戸数の変動〕	なし
6	〔氏子の資格〕	／
7	〔氏子入り儀礼〕	／
8	〔婿入り〕	／
9	〔若衆の行事〕	／
10	〔氏子内の階級〕	／
11	〔階級の相違〕	／
12	〔氏子の義務〕	／
13	〔義務の差〕	／
14	〔その他〕	／
【祭 礼】		
1	〔祭の日時〕	春祭 五月一日、夏祭 八月一日、例祭 十月十八日、 新嘗祭 十二月五日、祈年祭 三月五日
2	〔儀礼内容〕	春祭、夏祭、例祭、新嘗祭、祈年祭
3	〔田植祭〕	／
4	〔特殊神饌〕	／
5	〔当屋の決定〕	／
6	〔長男の扱い〕	／
7	〔当屋の任務〕	／
8	〔当屋の交代〕	／
9	〔特殊神事〕	／
10	〔山の神祭〕	／

11	〔藁蛇の神事〕	／
12	〔火焚の神事〕	毎年一月十五日御神火祭執行
【宮 座】		
1	〔宮座の有無〕	氏神社宮座
2	〔宮座の建物〕	／
3	〔座人の資格〕	／
4	〔座衆の人員〕	十人
5	〔座入り儀礼〕	／
6	〔首座の名称〕	／
7	〔組織階級〕	／
8	〔座人の義務〕	／
9	〔宮座衆の姓〕	／
10	〔座を開く時期〕	／
11	〔宮座の行事〕	／
12	〔座の財政〕	／
13	〔文書記録〕	／
14	〔類似の組織〕	／
15	〔解体した座〕	／
村社	山田神社	北河内郡山田村大字田口字北代（枚方市）
【神 職】		
1	〔世襲〕	世襲にあらず 報告者 篠原辰藏

2 「現在も世襲か」 わかりません

3 「特別な名称」 神主又は先生

4 「一年神主」 なし

5 「収 入」 初穂米として一年に米十石

6 「その他」 なし

7 「神職の氏名」 篠原辰藏

【氏 子】

1 「氏子区域」 大字内に限る

2 「二重氏子」 なし

3 「他市町村区域」 限られる

4 「氏子の戸数」 百十戸

5 「戸数の変動」 なし

6 「氏子の資格」 なし

7 「氏子入り儀礼」 なし

8 「婿入り」 祝物を供えて参拝する

9 「若衆の行事」 例祭等に献燈する

10 「氏子内の階級」 なし

11 「階級の相違」 よらない

12 「氏子の義務」 神社経費の負担をします

13 「義務の差」 なし

14 「その他」

氏子集会所を建設し、大字の会又は在郷軍人会、處女
会、婦人会等の集会所を神社中心に行っています

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 十月十五日、春日祭 十一月二十七日、祈年
祭 二月十七日、新嘗祭 十一月二十三日

2 「儀礼内容」 勅令により行ふ

3 「田植祭」 なし

4 「特殊神饌」 なし

5 「当屋の決定」 なし

6 「長男の扱い」 なし

7 「当屋の任務」 なし

8 「当屋の交代」 なし

9 「特殊神事」 なし

10 「山の神祭」 なし

11 「藁蛇の神事」

十組に分ち、毎年交代で勧請縄、目方百貫位のを
掛けます

12 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

1 「宮座の有無」 ありません

2 「宮座の建物」 北座の建築物があります

3 「座人の資格」 なし

4 「座衆の人員」 なし

5 「座入り儀礼」 なし

- 6 「首座の名称」 なし
- 7 「組織階級」 なし
- 8 「座人の義務」 なし
- 9 「宮座衆の姓」 なし
- 10 「座を開く時期」 なし
- 11 「宮座の行事」 なし
- 12 「座の財政」 なし
- 13 「文書記録」 なし
- 14 「類似の組織」 なし
- 15 「解体した座」 なし

明治初年迄、東・西・北の三座がありました

村社 百済王神社 北河内郡山田村大字中宮字宮原（枚方市）

報告者 篠原辰藏

【神 職】

- 1 「世襲」 世襲ではありませんが
- 2 「現在も世襲か」 不明です
- 3 「特別な名称」 神主
- 4 「一年神主」 ありません
- 5 「収入」 不明です
- 6 「その他」 ありません
- 7 「神職の氏名」 篠原辰藏

【氏子】

- 1 「氏子区域」 (大字単位) 大字内に限りません
- 2 「二重氏子」 ありません
- 3 「他市町村区域」 限っています
- 4 「氏子の戸数」 二百二拾戸あります
- 5 「戸数の変動」 ありません
- 6 「氏子の資格」 ありません
- 7 「氏子入り儀礼」 ありません
- 8 「婿入り」 何等の行事もありません
- 9 「若衆の行事」 ありません
- 10 「氏子内の階級」 ありません
- 11 「階級の相違」 ありません
- 12 「氏子の義務」 神社経費の負担を負ひます
- 13 「義務の差」 異りません。戸数割による
- 14 「その他」 別にあります 氏子総代四年交代（選挙）

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 例祭 十月十五日、鎮火祭 十二月八日、神嘗祭 十一月二十三日、祈年祭 二月十七日
- 2 「儀礼内容」 勅令の定めによって行ひます
- 3 「田植祭」 ありません
- 4 「特殊神饌」 用ひられません
- 5 「当屋の決定」 ありません

- 6 「長男の扱い」 ありません
- 7 「当屋の任務」 ありません
- 8 「当屋の交代」 ありません
- 9 「特殊神事」 ありません
- 10 「山の神祭」 ありません
- 11 「藁蛇の神事」 ありません
- 12 「火焚の神事」 ありません

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」 ありません
- 2 「宮座の建物」 現在の社務所は、宮座の建物です
- 3 「座人の資格」 ありません
- 4 「座衆の人員」 ありません
- 5 「座入り儀礼」 ありません
- 6 「首座の名称」 ありません
- 7 「組織階級」 ありません
- 8 「座人の義務」 ありません
- 9 「宮座衆の姓」 別にあります
- 10 「座を開く時期」 ありません
- 11 「宮座の行事」 ありません
- 12 「座の財政」 ありません
- 13 「文書記録」 ありません
- 14 「類似の組織」 ありません
- 15 「解体した座」 ありません

明治初年迄、田井中座・大和座・東座・巽座の四座がありました

村社 巖島神社 北河内郡氷室村大字尊延寺（枚方市）

報告者 社掌・藤平兵一

【神 職】

- 1 「世襲」 に、あらず
- 2 「現在も世襲か」 //
- 3 「特別な名称」 大抵「かんぬ（の）しさん」と呼ぶ
- 4 「一年神主」 //
- 5 「収入」 初穂米と献饌料とに依る
- 6 「その他」 //
- 7 「神職の氏名」 兼務社掌

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 大字尊延寺 全部
- 2 「二重氏子」 郷社三之宮神社の旧戸軒に依る。津田六九、藤阪一七、杉六、尊延寺一六、穂谷二六、五大字の一、即二重氏子
- 3 「他市町村区域」 限れり
- 4 「氏子の戸数」 百三十戸
- 5 「戸数の変動」 2、に依る。約千年前の十七戸
- 6 「氏子の資格」 //

- 7 「氏子入り儀礼」
 - 8 「婿入り」
 - 9 「若衆の行事」
 - 10 「氏子内の階級」
 - 11 「階級の相違」
 - 12 「氏子の義務」
 - 13 「義務の差」
 - 14 「その他」
- 村賦課戸数割に依る、氏子納金

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」
 - 2 「儀礼内容」
 - 3 「田植祭」
 - 4 「特殊神饌」
 - 5 「当屋の決定」
 - 6 「長男の扱い」
 - 7 「当屋の任務」
 - 8 「当屋の交代」
 - 9 「特殊神事」
 - 10 「山の神祭」
 - 11 「藁蛇の神事」
 - 12 「火焚の神事」
- 祈年祭、新嘗祭、例祭、歳旦祭
普通祭式に依る
- 鳥の料理肉及手羽を供ふ
- おひまの神事ありしも、今は殆となし。只参拝するのみ

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」
- 2 「宮座の建物」
- 3 「座人の資格」
- 4 「座衆の人員」
- 5 「座入り儀礼」
- 6 「首座の名称」
- 7 「組織階級」
- 8 「座人の義務」
- 9 「宮座衆の姓」
- 10 「座を開く時期」
- 11 「宮座の行事」
- 12 「座の財政」
- 13 「文書記録」
- 14 「類似の組織」
- 15 「解体した座」

以前は有り。今尚、座小屋の建物残存せり

村社 鷲関神社

北河内郡寝屋川村大字堀溝（寝屋川市）

報告者 社掌・森本重治郎

【神 職】

- 1 「世襲」
 - 2 「現在も世襲か」
 - 3 「特別な名称」
- 世襲でなし
- 神主さん又は神官さん

- 4 「一年神主」 一切なし
- 5 「収入」 /
- 6 「その他」 なし
- 7 「神職の氏名」 森本重治郎。但し兼務

【氏子】

- 1 「氏子区域」 大字堀溝一円なり。其他の事なし
- 2 「二重氏子」 一切なし
- 3 「他市町村区域」 限られています
- 4 「氏子の戸数」 百八十戸
- 5 「戸数の変動」 大差なし
- 6 「氏子の資格」 なし
- 7 「氏子入り儀礼」 一切なし
- 8 「婿入り」 一切なし

婿に来たものは其まま氏子なり。何等手続儀式等を要せず

- 9 「若衆の行事」 太鼓台を昇いて練り歩く
- 10 「氏子内の階級」 一切なし
- 11 「階級の相違」 一切なし
- 12 「氏子の義務」 神社費の負担
- 13 「義務の差」 なし
- 14 「その他」 一切なし

【祭礼】

- 1 「祭の日時」 例祭 十月十六日、豊水祭 九月一日
- 2 「儀礼内容」 豊水祭 九月一日、例祭 十月十六日
- 3 「田植祭」 ありません
- 4 「特殊神饌」 なし
- 5 「当屋の決定」 一切なし
- 6 「長男の扱い」 一切なし
- 7 「当屋の任務」 一切なし
- 8 「当屋の交代」 なし
- 9 「特殊神事」 /
- 10 「山の神祭」 なし
- 11 「藁蛇の神事」 なし。但し十月十五日注連縄掛けを為す
- 12 「火焚の神事」 なし

【宮座】

- 1 「宮座の有無」 なし
- 2 「宮座の建物」 なし
- 3 「座人の資格」 なし
- 4 「座衆の人員」 なし
- 5 「座入り儀礼」 なし
- 6 「首座の名称」 なし
- 7 「組織階級」 なし
- 8 「座人の義務」 なし
- 9 「宮座衆の姓」 一切なし

- 10 [座を開く時期] なし
- 11 [宮座の行事] なし
- 12 [座の財政] なし
- 13 [文書記録] なし
- 14 [類似の組織] なし
- 15 [解体した座] 明治以前迄有りたり

村社 白山神社 北河内郡庭窪村大字大日(守口市)

報告者 三森定隆

【神 職】

- 1 [世 襲] 世襲ではありません
- 2 [現在も世襲か] /
- 3 [特別な名称] ありません
- 4 [一年神主] ありません
- 5 [収 入] 以前は、神職はありません
- 6 [その他] ありません
- 7 [神職の氏名] 三森定隆

【氏 子】

- 1 [氏子区域] |
- 2 [二重氏子] ありません
- 3 [他市町村区域] 区域内に限られています
- 4 [氏子の戸数] 壱百五十戸
- 5 [戸数の変動] 以前とは大に増加しました

- 6 [氏子の資格] ありません
- 7 [氏子入り儀礼] ありません
- 8 [婿入り] 習慣上、皆氏子となります
- 9 [若衆の行事] ありません
- 10 [氏子内の階級] ありません
- 11 [階級の相違] ありません
- 12 [氏子の義務] 神社費の負担であります
- 13 [義務の差] 貧富の程度に依り、区別があります
- 14 [その他] ありません

【祭 礼】

- 1 [祭の日時] 三大祭にして、例祭は十月二十日、新嘗祭は十一月、祈年祭は二月に執行して居ります
- 2 [儀礼内容] 普通、官国幣社以下神社祭祀令に依り、執行して居ります
- 3 [田植祭] ありません
- 4 [特殊神饌] ありません
- 5 [当屋の決定] ありません
- 6 [長男の扱い] ありません
- 7 [当屋の任務] ありません
- 8 [当屋の交代] ありません
- 9 [特殊神事] ありません

- 10 「山の神祭」
- 11 「藁蛇の神事」
- 12 「火焚の神事」

【宮座】

- 1 「宮座の有無」
- 2 「宮座の建物」
- 3 「座人の資格」
- 4 「座衆の人員」
- 5 「座入り儀礼」
- 6 「首座の名称」
- 7 「組織階級」
- 8 「座人の義務」
- 9 「宮座衆の姓」
- 10 「座を開く時期」
- 11 「宮座の行事」
- 12 「座の財政」
- 13 「文書記録」
- 14 「類似の組織」
- 15 「解体した座」

村社 郡津神社

北河内郡交野村大字郡津字倉山（交野市）

報告者 谷本九郎兵衛

【神職】

- 1 「世襲」

世襲ではありません。当社が資格社となって初めて就任されました

- 2 「現在も世襲か」

- 3 「特別な名称」

- 4 「一年神主」

- 5 「収入」

私の神社は兼務の神職でありますので、月十円と定めてあります

- 6 「その他」

- 7 「神職の氏名」

【氏子】

- 1 「氏子区域」

大字郡津全部氏子です。神職は大字倉治です

- 2 「二重氏子」

- 3 「他市町村区域」

- 4 「氏子の戸数」

- 5 「戸数の変動」

- 6 「氏子の資格」

ありません。従来は一戸を構ふれば氏子となります

- 7 「氏子入り儀礼」

- 8 「婿入り」

- 9 「若衆の行事」

毎年来祭（秋）には、地車を出します（但し、不作年は総代に於て中止する時があります）

- 10 「氏子内の階級」 今は、座はありません
- 11 「階級の相違」 階級はありません。但し多納の者が上席に座ります
- 12 「氏子の義務」 神社一切に関する管理の負担を負ひます
- 13 「義務の差」 ありません
- 14 「その他」

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 大祓 六月三十日、半夏生 ハゲクシヨウ 七月上旬、例祭 十月十六日、新嘗祭 十一月下旬、祈年祭 二月下旬
- 2 「儀礼内容」
- 3 「田植祭」 ありません
- 4 「特殊神饌」 ありません
- 5 「当屋の決定」 ありません。氏子総代が担当します
- 6 「長男の扱い」 ありません
- 7 「当屋の任務」
- 8 「当屋の交代」
- 9 「特殊神事」
- 10 「山の神祭」
- 11 「藁蛇の神事」

- 12 「火焚の神事」 ありません

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」 ありません
 - 2 「宮座の建物」
 - 3 「座人の資格」
 - 4 「座衆の人員」
 - 5 「座入り儀礼」
 - 6 「首座の名称」
 - 7 「組織階級」
 - 8 「座人の義務」
 - 9 「宮座衆の姓」
 - 10 「座を開く時期」
 - 11 「宮座の行事」
 - 12 「座の財政」
 - 13 「文書記録」
 - 14 「類似の組織」
 - 15 「解体した座」
- 以前はありましたが、今は解散しました。昔は谷座・中座・今堀座の三座がありました

村社 忍陵神社

北河内郡四條畷村大字岡山字忍岡（四條畷市）

報告者 ⑩（柳原）

【神職】

- 1 「世襲」 世襲にあらず
- 2 「現在も世襲か」 /
- 3 「特別な名称」 無し
- 4 「一年神主」 何等の慣習なし
- 5 「収入」 以前は宮守なるものあり、初穂米を以て経費に充つ
- 6 「その他」 特殊なる事項なし
- 7 「神職の氏名」 社掌・濱 健三

【氏子】

- 1 「氏子区域」 氏子区域は、四條畷村大字岡山、全砂の両大字なり
- 2 「二重氏子」 二重氏子の実例なし
- 3 「他市町村区域」 第1項の通り
- 4 「氏子の戸数」 百七十戸
- 5 「戸数の変動」 合併以来、区域戸数の増減殆んど無し
- 6 「氏子の資格」 資格に制限なし
- 7 「氏子入り儀礼」 特別なる儀式なし
- 8 「婿入り」 入嫁当日より慣習的に氏子となる
- 9 「若衆の行事」 地車の曳出、管理位なり
- 10 「氏子内の階級」 階級なし、以前は氏子中年齢に応じ、世話方・中老・若中等の階級あり

11 「階級の相違」 /

- 12 「氏子の義務」 神社諸経費を負担する義務あり
- 13 「義務の差」 資産に応じ、多少の等差を付す
- 14 「その他」 特殊の事項なし

【祭礼】

- 1 「祭の日時」 祈年祭（二月中下旬）、例祭（十月十七日）、新嘗祭（暦
祭日）、合祀記念祭（五月二十一日）、植付祭（六月下
旬）、夏祭（七月三日）

2 「儀礼内容」

- 3 「田植祭」 例祭、祈年祭、新嘗祭、合祀記念祭、植付祭、夏祭
- 4 「特殊神饌」 御田の設なし
- 5 「当屋の決定」 特殊なる神饌なし
- 6 「長男の扱い」 /
- 7 「当屋の任務」 /
- 8 「当屋の交代」 /
- 9 「特殊神事」 /
- 10 「山の神祭」 /
- 11 「藁蛇の神事」 /
- 12 「火焚の神事」 /

【宮座】

1 「宮座の有無」

2 「宮座の建物」

3 「座人の資格」

4 「座衆の人員」

5 「座入り儀礼」

6 「首座の名称」

7 「組織階級」

8 「座人の義務」

9 「宮座衆の姓」

10 「座を開く時期」

11 「宮座の行事」

12 「座の財政」

13 「文書記録」

14 「類似の組織」

15 「解体した座」

村社 氏神社

北河内郡九個荘村大字神田字宮東（寝屋川市）

報告者 社掌・森本重治郎

【神 職】

1 「世襲」

世襲ではありません

2 「現在も世襲か」

／

3 「特別な名称」

神主さん又は神官さんと呼ぶ

4 「一年神主」

右何れもなし

5 「収入」

神饌幣帛料供進指定以前は神職なし。其次第、即ち大

正三年より俸給制に依る

6 「その他」

／

7 「神職の氏名」

森本重治郎

【氏子】

1 「氏子区域」

大字神田全区域

2 「二重氏子」

／

3 「他市町村区域」

限られています

4 「氏子の戸数」

百七十戸

5 「戸数の変動」

大相違なし

6 「氏子の資格」

制限なし。即ち氏地内に居住せる者は氏子なり

7 「氏子入り儀礼」

なし

8 「婿入り」

何等の行事を為さず、自然氏子となる

9 「若衆の行事」

昔の若衆に代る現在の青年団は、例祭に当り、社頭に

幟・提灯等をつ

10 「氏子内の階級」

なし

11 「階級の相違」

其何れにもよらず階級なし

12 「氏子の義務」

社費の負担

13 「義務の差」

貧富の差に依り社費の負担に軽重あるのみ

14	【その他】	/
1	【祭 礼】	
	1 〔祭の日時〕	例祭 十月十八日、祈年祭 三月一日、新嘗 十二月一日
	日	
2	〔儀礼内容〕	祈年祭、例祭、新嘗祭
3	〔田植祭〕	なし
4	〔特殊神饌〕	なし
5	〔当屋の決定〕	当屋なし
6	〔長男の扱い〕	なし
7	〔当屋の任務〕	/
8	〔当屋の交代〕	/
9	〔特殊神事〕	/
10	〔山の神祭〕	/
11	〔藁蛇の神事〕	/
12	〔火焚の神事〕	一月十五日未明、社頭に於て左儀長 <small>(マヤ)</small> を行ふ
	【宮 座】	
1	〔宮座の有無〕	なし
2	〔宮座の建物〕	なし
3	〔座人の資格〕	/
4	〔座衆の人員〕	/

5	〔座入り儀礼〕	/
6	〔首座の名称〕	/
7	〔組織階級〕	/
8	〔座人の義務〕	/
9	〔宮座衆の姓〕	/
10	〔座を開く時期〕	/
11	〔宮座の行事〕	/
12	〔座の財政〕	/
13	〔文書記録〕	なし
14	〔類似の組織〕	なし
15	〔解体した座〕	以前も宮座なし
	【神 職】	
1	〔世襲〕	/
2	〔現在も世襲か〕	/
3	〔特別な名称〕	/
4	〔一年神主〕	/
5	〔収入〕	/
6	〔その他〕	/
7	〔神職の氏名〕	三森定隆

無格社 御旅神社

北河内郡庭窪村大字佐太(守口市)

報告者 三森定隆

- 1 〔氏子区域〕
 - 2 〔二重氏子〕
 - 3 〔他市町村区域〕
 - 4 〔氏子の戸数〕
 - 5 〔戸数の変動〕
 - 6 〔氏子の資格〕
 - 7 〔氏子入り儀礼〕
 - 8 〔婿入り〕
 - 9 〔若衆の行事〕
 - 10 〔氏子内の階級〕
 - 11 〔階級の相違〕
 - 12 〔氏子の義務〕
 - 13 〔義務の差〕
 - 14 〔その他〕
-
- 1 〔祭の日時〕
 - 2 〔儀礼内容〕
 - 3 〔田植祭〕
 - 4 〔特殊神饌〕
 - 5 〔当屋の決定〕
 - 6 〔長男の扱い〕
 - 7 〔当屋の任務〕
 - 8 〔当屋の交代〕



- 9 〔特殊神事〕
 - 10 〔山の神祭〕
 - 11 〔藁蛇の神事〕
 - 12 〔火焚の神事〕
-
- 1 〔宮座の有無〕
 - 2 〔宮座の建物〕
 - 3 〔座人の資格〕
 - 4 〔座衆の人員〕
 - 5 〔座入り儀礼〕
 - 6 〔首座の名称〕
 - 7 〔組織階級〕
 - 8 〔座人の義務〕
 - 9 〔宮座衆の姓〕
 - 10 〔座を開く時期〕
 - 11 〔宮座の行事〕
 - 12 〔座の財政〕
 - 13 〔文書記録〕
 - 14 〔類似の組織〕
 - 15 〔解体した座〕



無格社 **岩所神社**
 北河内郡磐船村大字私市字川上哮ヶ峯（交野市）

報告者 稲葉寛治郎

【神 職】

- 1 「世 襲」 世襲にあらず
- 2 「現在も世襲か」
- 3 「特別な名称」 只神主さんとか先生とか云ふ外になし
- 4 「一年神主」 なし
- 5 「収 入」 従前は正当の神職なかりしを以て、収入の点不明
- 6 「その他」 別に記する程の事なし
- 7 「神職の氏名」 兼務神職・稲葉寛治郎

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 明治維新前後、大和・河内と分界せられたる当時、各所に分社してより氏子なるものなし。只、磐船村私市の所在地にあるを以て、私市区の住民百四十戸余及京阪神、堺等に崇敬者あるのみ
- 2 「二重氏子」 なし
- 3 「他市町村区域」 1に記せる通り
- 4 「氏子の戸数」 私市区に百四十戸余、京阪神、堺に二千二、三百戸崇敬者あり
- 5 「戸数の変動」 十年前は百四十戸余崇敬者ありしも、現在は4に記せ

る通り

- 6 「氏子の資格」 制限はありません
- 7 「氏子入り儀礼」 ありません
- 8 「婿入り」 崇敬者あるのみに、付記すことなし
- 9 「若衆の行事」 なし
- 10 「氏子内の階級」 なし
- 11 「階級の相違」
- 12 「氏子の義務」 崇敬者は参拝毎に神饌料を納付したるを以て、神社の経費に充つ
- 13 「義務の差」 なし
- 14 「その他」 なし

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 正月三日間、六月二十九日と三十日との大祓夏祭、十月十七日の秋祭り、其他、祈年祭、新嘗祭、節分祭等
- 2 「儀礼内容」 順序として記することなしと雖、正月三日間は各所より賽するもの多く、古来より悪疫祓除の祈禱をなすもの多し
- 3 「田植祭」 なし
- 4 「特殊神饌」 なし
- 5 「当屋の決定」 なし

- 6 「長男の扱い」 なし
- 7 「当屋の任務」 なし
- 8 「当屋の交代」 なし
- 9 「特殊神事」
- 14 「類似の組織」 なし
- 15 「解体した座」 不明

9 「特殊神事」

明治維新前は、各所より神輿渡御して禊事を修したり
と雖とも、現今にては只大祓式を行ふのみなり

- 10 「山の神祭」 なし
- 11 「藁蛇の神事」 なし
- 12 「火焚の神事」 なし

【宮座】

- 1 「宮座の有無」 なし
- 2 「宮座の建物」 なし
- 3 「座人の資格」 なし
- 4 「座衆の人員」 なし
- 5 「座入り儀礼」 なし
- 6 「首座の名称」 なし
- 7 「組織階級」 なし
- 8 「座人の義務」 なし
- 9 「宮座衆の姓」 なし
- 10 「座を開く時期」 なし
- 11 「宮座の行事」 なし
- 12 「座の財政」 なし
- 13 「文書記録」 なし

中河内郡

官幣大社 枚岡神社

中河内郡枚岡村大字出雲井（東大阪市）

報告者 宮司・大坪 富

【神 職】

1 [世襲]

往古数回の火災に遭遇、古記録焼失等の為、詳にすべ

からず

2 [現在も世襲か]

中古より鳥居・水走両家、互に社務を握掌し、明治維

新に及べり

3 [特別な名称]

4 [二年神主]

5 [収 入]

神領の収入及氏子並びに河内一円に神札配布したる初

穂料、及境内立木・枯損木売却等によりしもの如し

6 [その他]

7 [神職の氏名]

宮司・大坪 富、禰宜・岡田駒太郎、主典・大久保勝

郎、全・長瀬武史

【氏 子】

1 [氏子区域]

枚岡村大字出雲井、全大字豊浦、全大字額田。縄手村

大字河内、全大字四條。英田村大字松原

2 [二重氏子]

なし

3 [他市町村区域]

鎮座地枚岡村の全部、及隣村縄手村の一部、英田村の

一部

4 [氏子の戸数]

貳千百參拾戸

5 [戸数の変動]

別紙添付

【別紙 昭和拾壹年六月廿九日 神社調査資料】

氏子 五号

古くは河内一ノ宮として、旧河内郡は大氏子として各

郷より米綿等の初穂を奉りしもの、如く「河内名所図

会五之卷河内郡ノ部に枚岡神社四座例祭九月九日近村

十四ヶ村の本居として祭祀を俱にす云々」とあり、維

新当時より当社の氏子たりしものは、出雲井村（枚岡

村大字）、豊浦村（枚岡村大字）、額田村（枚岡村大字）、

喜里川村（縄手村大字河内字）、五條村（縄手村大字

河内字）、客坊村（縄手村大字河内字）、四條村（縄手

村大字）、六万寺村（縄手村大字）、横小路村（縄手村

大字）の九ヶ村にして、後明治五年五月に善根寺村

（孔舎衙村字）、松原村（英田村大字）、吉田村（英田

村大字）、中新開村（盾津村大字）、池ノ島村（縄手村

大字）、福万寺村（三野郷村大字）、吉原村（英田村大

字)等の氏神を合祀し、一躍十六ヶ村となり、宛然^{えんぜん}地方大社としての隆盛を極めたるも、遠隔其他の關係の爲、明治十二年十月六万寺村、横小路村、善根寺村、

吉田村、池島村、福万寺村、吉原村、中新開村の八村は各自村に復社し、氏子を分離せり。当時の氏子戸数

不詳

6 [氏子の資格] なし

7 [氏子入り儀礼] なし

8 [婿入り]

9 [若衆の行事] なし

10 [氏子内の階級] なし

11 [階級の相違] なし

12 [氏子の義務]

13 [義務の差] なし

14 [その他] /

【祭 礼】

1 [祭の日時]

二月一日 例祭、五月二十一日 平国祭^{八月二十五日、九月二十五日}、風

鎮祭 十月十四・五日 秋祭り、十二月上申日 上申祭、

其他祭祀令により制定せられたる祭典、毎月一日月

次祭

【別紙】祭礼 壺

枚岡神社の祭祀、古は一年五十有三回行はれ、屢々

に朝廷より幣帛を奉供せられ、神饌を奉られた次第である。現在にては、一月一日 鶏鳴神事と歳旦祭、一

月三日 元始祭、一月八日 注連繩掛行事、一月十五

日 粥占神事、二月一日 例祭、二月四日 頃 節分祭、

二月十一日 紀元節祭、二月十七日 祈年祭、三月一

日 梅花祭、四月二十九日 天長節祭、五月二十一

日 平国祭、八月二十五日 風鎮祭、九月二十五日 風

鎮祭、十月十四日・十五日 秋祭、十一月三日 明治節

祭、十一月二十日 氏子軍人入退營奉告祭、十一月二

十三日 新嘗祭、十二月二十五日 献穀祭、十二月三十

一日 除夜祭が行はる。毎月一日 月次祭を執行。春秋

皇霊祭、神武天皇祭、神嘗祭、大正天皇祭当日は遙拝

式執行。六月三十日と十二月三十一日には大祓を行ふ

以上祭祀中、例祭、祈年祭、新嘗祭は三大祭と称へ、

奉幣のため供進使参向、厳肅に祭典を執行せらる

五月二十一日平国祭^{クニムケマツリ}は、神武天皇御東遷に当り、天種

子命勅命を奉し、御祭神を奉斎せられた当社創立に關

係の深い祭で、神武天皇平国の御精神を記念する為め

に行はれている

八月・九月二十五日風鎮祭は、当年の五穀に風水の被

害なく、其の無事豊穰を祈る神事で、八月は祈願、九

月は報賽の意義がある

十月十四・五日秋祭は、日常蒙りつつある氏神の神恩

を報賽の爲め、毎年一回盛大に行はれる氏子祭である

十二月上旬上申祭は、当社上古より官祭を施行せられ、勅使参向ありし日を記念する為行はれている

- 2 「儀礼内容」
- 3 「田植祭」
- 4 「特殊神饌」
- 5 「当屋の決定」
- 6 「長男の扱い」
- 7 「当屋の任務」
- 8 「当屋の交代」
- 9 「特殊神事」

一月一日 鶏鳴神事、一月十四日五日 粥占神事、一月八日 注連縄掛神事 別紙添付

【別紙】祭禮九号 特殊神事

官幣大社枚岡神社粥占神事

一、由来 起源不確であるが、当社所蔵の御粥占引付日記（鎌倉時代初期のもの）と伝ふ）に依って見ると、相当古くより行はれたもの、如くである。霊元天皇寛文十年（距今二百六十八年）九月に刊行せられた『神社啓蒙』巻四、枚岡神社の條に「社記曰正月十五日卜田祭。当日於三神饌所一燒二小豆粥一粥上五寸掛レ管 管中納三百穀薯一依三蒸氣強弱一占三年穀之吉凶一也。蓋当社第一神事云々」とあり、其他元禄年間出版の『神道名目類聚鈔』及享和年間出版の『河内名所凶絵』にも亦之と大同小異の記事あり。

一、日時 往古は旧曆に依れるも、現時は陽曆正月十四日夕刻より十五日に亘りて行はる。

一、行事模様 古は、当日神饌所に於て小豆粥を煮き、其の上に五寸位の竹管を掛け、管中に百穀のしるしを納め、蒸氣の強弱に依つて年穀の吉凶を占つたものである。現時は先づ、十四日正午より氏子總代社頭に参集、御卜の諸準備を終へ、今年之の神事に參與する所役四名を卜定する。午後五時より、神職及び卜定の所役一同禊齋の上、神饌所で粥占の神事を行ふ。即ち古式により、檜板と「ウツギ」を擦つて発した齋火で小豆三升、米五升の御粥を焚く。此の釜中に、占竹（長五寸直径七分位の篠竹五十三本を葛藤で編束ねたるもの）を入れて御粥と共に煮き（約二時間）、相当なる時刻に占竹の束を引上げ、三方にのせ第一殿（天兒屋根命）に奉り置き、其の夜十二時頃、宮司以下神職神前にて祈禱をなしたる後、之を撤下し、御神前にて占竹の管を割るのである。即ち管中の小豆及米の密積したる度合ひによりて、米麦等五穀五十三種の作物の豊凶を占ふのである。又一方、釜の下の齋火の中で、長四寸直径六分位の若檜十二本を焼きて燠あつになつた程度を見計らひ、占台の上に取並べ、十二ヶ月の晴雨を占ふ。十五日は早旦、其の結果を古例により公衆に宣するのである。（河内名所凶絵所載図参照）

尚当日は、中祭式により報賽の祭典を執行す。

占記は之を印刷に付し、一般に授與す。

備考 粥占・晴雨占卜定の模様は、口伝に付公開を許さざる故、此処に其の概略を記す

昭和拾壹年六月廿九日

15 「解体した座」
府社 恩智神社

中河内郡南高安村大字恩智字青谷原（八尾市）

報告者 社司・新海伊織

10 「山の神祭」 なし

11 「藁蛇の神事」 一月八日 注連縄掛神事

12 「火焚の神事」 なし

【神職】

1 「世襲」 世襲では有りません

2 「現在も世襲か」 //

3 「特別な名称」 先生と呼びます

4 「一年神主」 お尋ねの習慣が有りません

5 「収入」 不明

6 「その他」 ありません

7 「神職の氏名」 新海伊織

【宮座】

1 「宮座の有無」 なし

2 「宮座の建物」 //

3 「座人の資格」 //

4 「座衆の人員」 //

5 「座入り儀礼」 //

6 「首座の名称」 //

7 「組織階級」 //

8 「座人の義務」 //

9 「宮座衆の姓」 //

10 「座を開く時期」 //

11 「宮座の行事」 //

12 「座の財政」 //

13 「文書記録」 //

14 「類似の組織」 //

【氏子】

1 「氏子区域」 南高安村大字恩智、同大字神宮寺の二大字です

2 「二重氏子」 //

3 「他市町村区域」 限られて居ます

4 「氏子の戸数」 五百戸

5 「戸数の変動」 //

大差は有りませんが、年々自然増加しつゝあります

6 「氏子の資格」 制限ありません

7 「氏子入り儀礼」 別に有りません

8 「婿入り」 別に約束は有りません

9 「若衆の行事」 渡御神事に、神輿に奉仕します

10 「氏子内の階級」 有りません

11 「階級の相違」

平等であります。氏子納金にのみ等差が有ります。財産によります

12 「氏子の義務」

氏子納金を納め、神社の造営普請等に費用を負担します

13 「義務の差」

氏子納金及神社費に於いて差異が有ります

14 「その他」

非常に敬神思想の向上した氏子であって、氏子納金神社費等徴収に際し、未だ未納者一人も有りません

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 十一月下の卯辰の日（古来卯辰祭と称す）、新嘗祭、祈年祭、官定通りの日。夏祭・渡御祭 八月一日、御祓祭と称し、明治以前迄泉州住吉大社迄渡御されしと伝ふ。現在、中河内郡加美村に恩智社の御旅所跡地有り（現在春日と云ふ地名存せり）

2 「儀礼内容」

十一月下の卯の日を宵宮祭と称し、辰の日を例祭と称

し、翌日を後宴祭と称す

3 「田植祭」 有りません

4 「特殊神饌」

例祭にのみ御供する油揚げ餅有り。古来より大ブト、マガリ、バイシの三種を供す。例祭後大ブト、小ブト等全氏子戸毎に撤饌として授与配布す

5 「当屋の決定」 今有りません

6 「長男の扱い」 有りません

7 「当屋の任務」 有りません

8 「当屋の交代」 有りません

9 「特殊神事」

一月十五日粥占神事有り。旧五月五日に茅卷神事有り

10 「山の神祭」 有りません

11 「藁蛇の神事」 有りません

12 「火焚の神事」 有りません

【宮 座】

1 「宮座の有無」

有りません。現在、敬神社と申していません

2 「宮座の建物」

有りません

3 「座人の資格」

現在は無資格でありますか、旧来の宮座の家系の人でなければ入座出来ません

4 「座衆の人員」

座員全部で十四戸で有りません。座別は有りません

5 「座入り儀礼」 ありません

6 「首座の名称」 現在名称か有りません

7 「組織階級」 別に有りません

8 「座人の義務」

座を維持し、神社普請造営等に他の氏子以外に、二重の浄財奉仕を致します

9 「宮座衆の姓」 板倉姓が多いこと御座います

10 「座を開く時期」

四月十日、十月十七日、一月十四日の三回であります

11 「宮座の行事」

別に行事は有りませんが、三回座を開くのみです

12 「座の財政」

座有の田地の収入に依って座を開き、座を維持して居ます

13 「文書記録」 ありません。勘定帳は有ると思ひます

14 「類似の組織」 有りません

15 「解体した座」 何とも聞きません

郷社 阿麻美許曾神社

中河内郡矢田村大字枯木（大阪市東住吉区）

報告者 印（若宮）

【神職】

1 「世襲」

明治初年以來

2 「現在も世襲か」

3 「特別な名称」

4 「一年神主」

5 「収入」 氏子納金

6 「その他」

7 「神職の氏名」 若宮春運

【氏子】

1 「氏子区域」

中河内郡矢田村大字枯木、矢田部、富田。中河内郡天美村大字城連寺、池内、芝、油上

2 「二重氏子」

3 「他市町村区域」

4 「氏子の戸数」 (1)の通り二ヶ村に跨る 一二〇〇戸

5 「戸数の変動」 稍増加す

6 「氏子の資格」

7 「氏子入り儀礼」

8 「婿入り」

9 「若衆の行事」

10 「氏子内の階級」

11 「階級の相違」

12 「氏子の義務」 神社費負担以外には別になし

13 「義務の差」

14 「その他」

【祭 礼】

1 「祭の日時」

【別紙】

式内
郷社 阿麻美許曾神社年中祭典行事表

一月 元日	四方拜（歳旦祭）
一月 三日	元始祭
二月 四日	節分祭（厄除祈禱）
二月 十一日	紀元節
二月 二十日	祈年祭（幣帛供進使参向）
三月 廿一日	春季皇霊祭
四月 三日	神武天皇祭
四月 廿九日	天長節
六月 卅日	大祓（半夏生ノ日ニ執行）
七月 十七日	夏祭（神楽献湯アリ）
九月 廿三日	秋季皇霊祭
九月 廿五日	風祭（かぜよろこび）
十月 十六日	宵宮
十月 十七日	秋祭 （例祭） 幣帛供進使参向 神楽献湯あり
十一月 三日	明治節
十一月 廿九日	新嘗祭（幣帛供進使参向）
十二月 廿五日	大正天皇祭
十二月 卅一日	大祓
月首祭	毎月一日

月並祭

毎月十五日

法規に指示されたるに従ふ

- 2 「儀礼内容」
 - 3 「田植祭」
 - 4 「特殊神饌」
 - 5 「当屋の決定」
 - 6 「長男の扱い」
 - 7 「当屋の任務」
 - 8 「当屋の交代」
 - 9 「特殊神事」
 - 10 「山の神祭」
 - 11 「藁蛇の神事」
 - 12 「火焚の神事」
- 一月十五日 社頭に於て執行

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」
- 2 「宮座の建物」
- 3 「座人の資格」
- 4 「座衆の人員」
- 5 「座入り儀礼」
- 6 「首座の名称」
- 7 「組織階級」
- 8 「座人の義務」
- 9 「宮座衆の姓」

////

- 10 [座を開く時期] /
- 11 [宮座の行事] /
- 12 [座の財政] /
- 13 [文書記録] /
- 14 [類似の組織] /
- 15 [解体した座] /

郷社 鐸比古鐸比賣神社

中河内郡堅下村大字大縣（柏原市）

報告者 隅谷三三郎

【神 職】

- 1 [世 襲] 世襲です
- 2 [現在も世襲か] 明治初年頃まで
- 3 [特別な名称] ありません
- 4 [一年神主] /
- 5 [収 入] 初穂の献上に依りました
- 6 [その他] /
- 7 [神職の氏名] 社司・隅谷三三郎

【氏 子】

- 1 [氏子区域] 以前は、大縣、平野、法善寺、山之井の外に九大字ありしも、現在は前記四部落であります
- 2 [二重氏子] 共通になって居りません

- 3 [他市町村区域] 現在は限られています
- 4 [氏子の戸数] 四百八拾六戸
- 5 [戸数の変動] /

氏子区域に記しました通り大相違で、十三部落が四部落になってあります

- 6 [氏子の資格] 別に制限はありません
- 7 [氏子入り儀礼] /

現在はありませんが、氏子入の祭典を行ふ事にはと思っています

- 8 [婿入り] /

夫婦揃って参拝する位の事ですが、之も氏子入奉告祭を行ふ事にはと思っています

- 9 [若衆の行事] 布団太鼓の奉昇、奉納相撲位です
- 10 [氏子内の階級] 階級はありません
- 11 [階級の相違] /
- 12 [氏子の義務] 神社に対する一切の義務を負えます
- 13 [義務の差] 氏子階級はありませんが、部落費の等級に依り神社費も負担義務異なります
- 14 [その他] /

【祭 礼】

- 1 [祭の日時] 元旦祭 一月一日、入退宮奉告祭 一月十日頃、節分

祭 二月三日、 夏季大祭 七月三十一日、 例祭 十月十
五日、 新嘗祭 十二月初旬、 祈年祭 二月下旬

2 「儀礼内容」

ありませぬ

3 「田植祭」

ありませぬ

4 「特殊神饌」

葡萄及葡萄酒が当地の主産物ですから、献上します

5 「当屋の決定」

部落を四つ分ち、年行司とし一年交代で行ひます

6 「長男の扱い」

ありませぬ

7 「当屋の任務」

当屋（年行司）は、夏季渡御祭に祭典其他諸事負担に

従事

8 「当屋の交代」

交代は毎年末に行ふ

9 「特殊神事」

ありませぬ

10 「山の神祭」

従来より行ひませぬ

11 「藁蛇の神事」

ありませぬ

12 「火焚の神事」

ありませぬ

【宮 座】

1 「宮座の有無」

ありませぬ

2 「宮座の建物」

――

3 「座人の資格」

――

4 「座衆の人員」

――

5 「座入り儀礼」

――

6 「首座の名称」

――

7 「組織階級」

――

8 「座人の義務」

――

9 「宮座衆の姓」

――

10 「座を開く時期」

――

11 「宮座の行事」

――

12 「座の財政」

――

13 「文書記録」

――

14 「類似の組織」

――

15 「解体した座」

――

郷社 許麻神社

中河内郡久寶寺村大字久寶寺（八尾市）

報告者 社司・木下弥兵衛

【神 職】

1 「世襲」

従来は一人一代限りでありましたが、前神職（私の父）
の時より半世襲的となりました

2 「現在も世襲か」

――

3 「特別な名称」

特別な名称などはありませんが、氏子の人は大部分神職
を先生と呼びます

4 「一年神主」

該当の事項ありません

5 「収入」

初穂料氏子納金等に依りました

6 「その他」

該当事項ありません

7 「神職の氏名」 木下弥兵衛

【氏子】

1 「氏子区域」

久寶寺村大字久寶寺、大字顕証寺、大字三津村の三部落であります

2 「二重氏子」

該当区域ありません

3 「他市町村区域」

氏子区域は、本神社鎮座の久寶寺村の区域に限つて居ます

4 「氏子の戸数」

千二百戸

5 「戸数の変動」

従来は六百戸程でしたが、大軌電車神宮前線久宝寺口停留所設置されて以来、現在氏子数となりまして

6 「氏子の資格」

別段にありません

7 「氏子入り儀礼」

別段にありません

8 「婿入り」

参拝の時、氏子票及神符を授けることとして居ます

9 「若衆の行事」

別段にありません

10 「氏子内の階級」

オトナ・中老・若中の三階級が、名称だけ残つて居ます

11 「階級の相違」

多くの場合、年齢に依り区別されて居ます

12 「氏子の義務」

氏子納金の負担

13 「義務の差」

別段にありません

14 「その他」

該当の事項ありません

【祭礼】

1 「祭の日時」

例祭 四月十六日、夏祭 七月十八・十九日、秋祭 十月十五・十六日

2 「儀礼内容」

大祭式の順序に依ります

3 「田植祭」

4 「特殊神饌」

5 「当屋の決定」

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」 夏祭、神輿渡御を行います

10 「山の神祭」

11 「藁蛇の神事」

12 「火焚の神事」

【宮座】

1 「宮座の有無」

2 「宮座の建物」

- 3 〔座人の資格〕 //
- 4 〔座衆の人員〕 //
- 5 〔座入り儀礼〕 //
- 6 〔首座の名称〕 //
- 7 〔組織階級〕 //
- 8 〔座人の義務〕 //
- 9 〔宮座衆の姓〕 //
- 10 〔座を開く時期〕 //
- 11 〔宮座の行事〕 //
- 12 〔座の財政〕 //
- 13 〔文書記録〕 //
- 14 〔類似の組織〕 //
- 15 〔解体した座〕 //

郷社 玉祖神社 中河内郡高安村大字神立字宮山（八尾市）

報告者 津村孝次

【神 職】

1 〔世襲〕

古来より世襲（神社創始当時より世襲。記録上に依らば、文治元年神主津村實胤と有、永祿年間より万延年間に至る世襲の神道裁許状等存）

2 〔現在も世襲か〕 現今に至るも世襲

3 〔特別な名称〕 なし

4 〔一年神主〕 無

5 〔収 入〕

鎌倉幕府頃より寄付の社領に依れり。即ち、田畑參町八畝拾六歩山林七十二筆反別五拾五町式畝（マゴ）二畝拾式歩（マゴ）（朱印地）明治維新に上地す

6 〔その他〕

文治元年、当事神主津村實胤從五位上に叙せらる

7 〔神職の氏名〕 津村孝次

【氏 子】

1 〔氏子区域〕

大阪府中河内郡高安村大字神立、大字楽音寺、大字大竹、大字水越、大字千塚、大字大窪、大字山畑、大字服部川、大字郡川、大字万願寺、南高安村大字黒谷、大字垣内、大字教興寺

2 〔二重氏子〕 高安村大字山畑、南高安村大字教興寺

3 〔他市町村区域〕

限られず。南高安村大字垣内、大字黒谷、大字教興寺は他町村

4 〔氏子の戸数〕 約壺千五百戸

5 〔戸数の変動〕 大差無し

6 〔氏子の資格〕 無

7 〔氏子入り儀礼〕 無

8 〔婿入り〕

往時若衆人と称し、氏子入に類したる事有たれ共、現

今無

9 「若衆の行事」

往時神輿渡御の輿丁並に獅子講等若衆の行事有たれど、
現今は青年団に於て行ふ

10 「氏子内の階級」

現今、宮座は南高安村黒谷宮座構区にして他はなし。

階級に寄付、立合等有

11 「階級の相違」

家格に依れり

12 「氏子の義務」

神輿渡御其他氏子納金等

13 「義務の差」

神輿渡御諸経費は寄付、立合以上に於て負担し一般氏
子の負担なし

14 「その他」

無

【祭 礼】

1 「祭の日時」

二月下旬 祈年祭、七月十六日 夏祭（神輿渡御）、十
月十日 秋祭（例祭）、十二月下旬 新嘗祭

2 「儀礼内容」

例祭・祈年祭・新嘗祭は一般例祭に準し、特に変りた
るもの無。夏祭渡御祭順序 十五日午後十一時 宵宮祭、
十六日午後一時 神輿発輦祭、御旅所祭（二ヶ所）、午
後一時遷御祭

3 「田植祭」

無

4 「特殊神饌」

無

5 「当屋の決定」

（役廻と称し各大字順にて行ふ。且し神輿渡御のみ）
当屋はなし

6 「長男の扱い」

／

7 「当屋の任務」

／

8 「当屋の交代」

／

9 「特殊神事」

無

10 「山の神祭」

無

11 「藁蛇の神事」

無

12 「火焚の神事」

有。毎年一月十五日早朝、大トンドと称し燃すを例と
す

【宮 座】

1 「宮座の有無」

黒谷宮座講

2 「宮座の建物」

無

3 「座人の資格」

世襲（相続人一名）

4 「座衆の人員」

十五人

5 「座入り儀礼」

無

6 「首座の名称」

／

7 「組織階級」

無

8 「座人の義務」

無

9 「宮座衆の姓」

阪上

当社氏子中宮座
講の存するは、
上記黒谷宮座講
のみなれ共、神
社とは現今何等
の關係もなく、
唯例祭に初穂を
献するのみにし
て詳細不明

10 「座を開く時期」 十二月

11 「宮座の行事」 無

12 「座の財政」 所有不動産（田畑）

13 「文書記録」 不詳

14 「類似の組織」

有。各大字共センド講と称し、各大字毎に二、三の講

有

15 「解体した座」 有たり

郷社 **若江鏡神社** 中河内郡若江村大字若江南（東大阪市）

報告者 ㊤（中村）

【神 職】

1 「世襲」 世襲たりしと聞く

2 「現在も世襲か」 明治初年頃迄です

3 「特別な名称」

禰宜さん（ねぎさん）。今尚ほ屋敷跡地名あり

4 「一年神主」 当社に記録並口伝なし

5 「収 入」

明治初年迄は初穂として二期に油米ありたりしと

6 「その他」 別に聞き及ばず

7 「神職の氏名」 社司・中村茂一

【氏 子】

1 「氏子区域」 若江村全区域

2 「二重氏子」 なし

3 「他市町村区域」 然り

4 「氏子の戸数」 約五百戸位に及ぶ

5 「戸数の変動」

古来は参百八拾戸と聞く（明治初年）。享保年間は五

百以上たりしと

6 「氏子の資格」 なし

7 「氏子入り儀礼」 なし

8 「婿入り」

別に特殊的習慣なし。単に宮入として其部落青年を招

待して酒宴を開く位にて、神社には何等祭事なし

9 「若衆の行事」 別になし

10 「氏子内の階級」

昔は中老・若衆の区別ありしと聞くも、今は何等の階

級なし

11 「階級の相違」 昔は家格によりて階級ありしと

12 「氏子の義務」

神社費並各町内祭事費の負担の義務あるのみ

13 「義務の差」

義務は階級によりて異なれり（例へば、戸数割賦課資

力査定の如し）

14 「その他」

排他的風習は古来濃厚たりし傾向ありしも、今は斯る

ことなし

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」
大祭 十月十一日午前十時祭典執行 以下祈年、神嘗
祭典のみ
- 2 「儀礼内容」
大祭執行の順序は、祭典、神輿渡御二ヶ所、夜は献燈
行事あり。其他の祭典は、法令の示す所に準拠す
- 3 「田植祭」
なし
- 4 「特殊神饌」
用ひず
- 5 「当屋の決定」
献燈順次を定めるに、抽籤を以て之れを定め、順年之
れに準じて当屋町とす
- 6 「長男の扱い」
なし
- 7 「当屋の任務」
当屋町は、献燈の準備、祭典前に境内掃除を行ひたり
しも、今はなし
- 8 「当屋の交代」
(5) に全代
- 9 「特殊神事」
今はなし
- 10 「山の神祭」
ありません
- 11 「藁蛇の神事」
ありません
- 12 「火焚の神事」
正月十五日未明焚火神事を行ふ。古来はその大きさに
於ては有名なりしも、今はなし

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」
なし
- 2 「宮座の建物」
なし
- 3 「座人の資格」
〃
- 4 「座衆の人員」
〃
- 5 「座入り儀礼」
〃
- 6 「首座の名称」
〃
- 7 「組織階級」
〃
- 8 「座人の義務」
〃
- 9 「宮座衆の姓」
〃
- 10 「座を開く時期」
〃
- 11 「宮座の行事」
〃
- 12 「座の財政」
〃
- 13 「文書記録」
ありしと聞くも記録なし
- 14 「類似の組織」
〃
- 15 「解体した座」
(13) に記載の通り

郷社 矢作神社

中河内郡八尾町大字別宮（八尾市）

報告者 友田建雄

【神 職】

- 1 「世襲」
否
- 2 「現在も世襲か」

昔は神宮寺（金性寺）僧侶の奉仕する処。明治四年以
来常置神職となる

- 3 「特別な名称」 なし
 - 4 「一年神主」 なし
 - 5 「収入」 大抵、秋の初穂及日供米の献供に依る
 - 6 「その他」 //
 - 7 「神職の氏名」 社司・友田建雄
- 【氏子】
- 1 「氏子区域」 八尾町大字小阪合、東郷、庄之内、成法寺、今井、別宮、八尾座の七ヶ部落
 - 2 「二重氏子」 //
 - 3 「他市町村区域」 区域外として、龍華町の大字植松字西八尾座は古来当社の氏子なり
 - 4 「氏子の戸数」 四五五
 - 5 「戸数の変動」 最近五、六年間に百四、五十戸増加せり
 - 6 「氏子の資格」 なし
 - 7 「氏子入り儀礼」 なし
 - 8 「婿入り」 何等慣習なし
 - 9 「若衆の行事」 なし
 - 10 「氏子内の階級」 なし
 - 11 「階級の相違」 氏子の階級等差なし。但氏子納金徴収方法は貧富による

- 12 「氏子の義務」 氏子納金以外、何等義務なし
 - 13 「義務の差」 貧富により氏子納金に等差あるのみ
 - 14 「その他」 //
- 【祭礼】
- 1 「祭の日時」 例祭 十月二十一日、新嘗祭 十一月二十五日、祈年祭 二月二十一日、夏祭 七月三十一日、其他中祭
 - 2 「儀礼内容」 神社祭式による順序の外、特殊行事なし
 - 3 「田植祭」 なし
 - 4 「特殊神饌」 なし
 - 5 「当屋の決定」 なし
 - 6 「長男の扱い」 //
 - 7 「当屋の任務」 //
 - 8 「当屋の交代」 //
 - 9 「特殊神事」 //
 - 10 「山の神祭」 //
 - 11 「藁蛇の神事」 //
 - 12 「火焚の神事」 //
- 【宮座】
- 1 「宮座の有無」 //
 - 2 「宮座の建物」 //

- 3 [座人の資格] //
- 4 [座衆の人員] //
- 5 [座入り儀礼] //
- 6 [首座の名称] //
- 7 [組織階級] //
- 8 [座人の義務] //
- 9 [宮座衆の姓] //
- 10 [座を開く時期] //
- 11 [宮座の行事] //
- 12 [座の財政] //
- 13 [文書記録] //
- 14 [類似の組織] //
- 15 [解体した座] //

郷社 澁川神社

中河内郡龍華村大字植松（八尾市）

報告者 吉村美博

【神 職】

- 1 [世襲] 否
- 2 [現在も世襲か] 不明
- 3 [特別な名称] //
- 4 [一年神主] //
- 5 [収入] 米麦初穂及雑収入
- 6 [その他] //
- 7 [神職の氏名] 吉村美博

【氏 子】

- 1 [氏子区域] 龍華町大字植松、安中
- 2 [二重氏子] //
- 3 [他市町村区域] 限られて居る
- 4 [氏子の戸数] 現在氏子戸数八百戸
- 5 [戸数の変動] 十五年間に於て、約三百戸増加せり
- 6 [氏子の資格] //
- 7 [氏子入り儀礼] //
- 8 [婿入り] 特種慣例なし
- 9 [若衆の行事] //
- 10 [氏子内の階級] //
- 11 [階級の相違] //
- 12 [氏子の義務] 氏子納金負担の義務を負ふのみ
- 13 [義務の差] //
- 14 [その他] //

【祭 礼】

- 1 [祭の日時] //
- 2 [儀礼内容] //
- 3 [田植祭] //
- 4 [特殊神饌] //
- 5 [当屋の決定] //
- 6 [長男の扱い] //
- 7 [当屋の任務] //

- 8 [当屋の交代]
- 9 [特殊神事]
- 10 [山の神祭]
- 11 [藁蛇の神事]
- 12 [火焚の神事]
- 13 [文書記録]
- 14 [類似の組織]
- 15 [解体した座]

恒例として、一月十四日夜爆竹祭執行

村社 稲荷神社

中河内郡繩手村大字四條字瓢箪山（東大阪市）

報告者 山畑勝次郎

【神職】

- 1 [世襲]

明治初年迄は小さき一ノ祠があつたゞけで、明治八年亡父が村人の薦に依り、其筋より祠堂として奉仕し、其後、全十九年本殿・拝殿を建築し、全三十年村社に昇格・社掌拝命、大正八年父歿後其後を續ぐ

- 2 [現在も世襲か]

- 3 [特別な名称]

亡父、元僧にして顕海と云ひ、還俗時良美となり、神職拝命後も旧名て呼び、歿後の今日も顕海様と云ふ

- 4 [一年神主]

- 5 [収入]

- 6 [その他]

- 7 [神職の氏名]

【氏子】

- 1 [氏子区域]

- 2 [二重氏子]

- 3 [他市町村区域]

- 4 [氏子の戸数]

- 5 [戸数の変動]

- 6 「氏子の資格」 なし
 - 7 「氏子入り儀礼」 なし
 - 8 「婿入り」 なし
 - 9 「若衆の行事」 なし
 - 10 「氏子内の階級」 なし
 - 11 「階級の相違」 なし
 - 12 「氏子の義務」 なし
 - 13 「義務の差」 なし
 - 14 「その他」 なし
- 当神社は氏子がなく、一般の崇敬者に依りますので、
定りがありません

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 初午祭 二月初ノ午ノ日、月並祭 毎月十八日、午日
祭 毎午ノ日
- 2 「儀礼内容」 初午祭は例祭に次く祭禮として執行し、毎十八日及毎
午ノ日祭は、崇敬者の祈願祭として執行す
- 3 「田植祭」 なし
- 4 「特殊神饌」 なし
- 5 「当屋の決定」 なし
- 6 「長男の扱い」 なし
- 7 「当屋の任務」 なし

- 8 「当屋の交代」 なし
- 9 「特殊神事」 なし
- 10 「山の神祭」 なし
- 11 「藁蛇の神事」 なし
- 12 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」 なし
- 2 「宮座の建物」 なし
- 3 「座人の資格」 なし
- 4 「座衆の人員」 なし
- 5 「座入り儀礼」 なし
- 6 「首座の名称」 なし
- 7 「組織階級」 なし
- 8 「座人の義務」 なし
- 9 「宮座衆の姓」 なし
- 10 「座を開く時期」 なし
- 11 「宮座の行事」 なし
- 12 「座の財政」 なし
- 13 「文書記録」 なし
- 14 「類似の組織」 なし
- 15 「解体した座」 なし

村社 彌榮神社

中河内郡小阪町大字中小阪字河原（東大阪市）

報告者 社掌 印（彌榮神社社掌印）

【神 職】

1 [世襲] 世襲にあらず

2 [現在も世襲か]

従前専任神職なし。前任者は現在の先代とす

3 [特別な名称] なし

4 [二年神主]

従来氏子総代の一人神主となりて奉仕す。其家が現在

に継ぐ

5 [収入]

従来迄は世襲総代神主。私費（私収入）を以て奉仕し、

秋季大祭のみ氏子より集纏す

6 [その他]

7 [神職の氏名] 別の特事項なし
菅田八千穂

【氏子】

1 [氏子区域]

氏子区域は、目下大字単位とすれ共、元中小阪村一村

一社なり。現在は小阪町の内一大字となり、中小阪全

村部落とす

2 [二重氏子] なし

3 [他市町村区域] 氏子区域内に限り、中央に鎮座す

4 [氏子の戸数]

旧在来氏子（二百戸余）、新移住氏子八百戸余、全戸

数約千戸

5 [戸数の変動]

土地の発展により、移住氏子増加せり

6 [氏子の資格]

現在、氏地内在住者を以て氏子とす

7 [氏子入り儀礼]

8 [婿入り]

氏子名簿に登載す。希望者に限り、在住奉告祭を執行す

氏子の俗に云ふ中間入り。即ち、例祭当日社頭に於て

神酒・鯛の振舞をなす。但し、例祭渡御御発輿の直前

とし、御神輿を昇いで氏子となる

9 [若衆の行事] 右全様

10 [氏子内の階級] 従来は、中老・若年寄・若衆（若中）の名称あれ共、

目下は惣代、青年団に変遷す

11 [階級の相違] 階級なし

12 [氏子の義務]

神社維持、保存、社務遂行上の経費を負担す

13 [義務の差]

在来旧氏子に限り、氏子納金の軽重があります

14 [その他]

旧氏子惣代は、殆んど世襲の様になって居ります

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

新年、新嘗、例祭、其他別紙の通り【別紙はなし】

2 〔儀礼内容〕

3 〔田植祭〕

4 〔特殊神饌〕

5 〔当屋の決定〕

6 〔長男の扱い〕

7 〔当屋の任務〕

8 〔当屋の交代〕

9 〔特殊神事〕

10 〔山の神祭〕

11 〔藁蛇の神事〕

12 〔火焚の神事〕

正月十四日夜、十五日未明、俗に云ふ「トンド」行事あり。正月松飾を氏子中集めて社頭の広場に於て焼却す

【宮 座】

1 〔宮座の有無〕

2 〔宮座の建物〕

3 〔座人の資格〕

4 〔座衆の人員〕

5 〔座入り儀礼〕

6 〔首座の名称〕

7 〔組織階級〕

8 〔座人の義務〕

9 〔宮座衆の姓〕

10 〔座を開く時期〕

11 〔宮座の行事〕

12 〔座の財政〕

13 〔文書記録〕

14 〔類似の組織〕

15 〔解体した座〕

従前は在りしとの事

村社 旭神社

中河内郡加美村大字正覺寺字トングリ山（大阪市平野区）

報告者 社掌・船井才次郎

【神 職】

1 〔世襲〕

世襲に在らず

2 〔現在も世襲か〕

3 〔特別な名称〕 神主と呼ぶ外、特別名称無之

4 〔一年神主〕 右に該当する事項無之

5 〔収 入〕

麦初穂・綿初穂・米初穂を、氏子一般より寄せ集め居れり

6 〔その他〕

無之

7 〔神職の氏名〕

船井才次郎

【氏子】

- 1 [「氏子区域」] 大字正覺寺、大字乾一円
- 2 [「二重氏子」] 無之
- 3 [「他市町村区域」] 加美村大字正覺寺、全乾に限られています
- 4 [「氏子の戸数」] 壹千八十四戸
- 5 [「戸数の変動」] 古昔は貳百戸内外なりしが、現在は非常に増加せり
- 6 [「氏子の資格」] 無之
- 7 [「氏子入り儀礼」] 無之
- 8 [「婿入り」] 何等慣習無之
- 9 [「若衆の行事」] 何等慣習無之
- 10 [「氏子内の階級」] 無之
- 11 [「階級の相違」] 家格によります
- 12 [「氏子の義務」] 本殿、拝殿、社務所の改築修繕費、其他経費一般を負担す
- 13 [「義務の差」] 階級により負担義務が異なれり
- 14 [「その他」] 無之

【祭礼】

- 1 [「祭の日時」] 歳旦祭 一月一日午前五時、祈年祭 三月一日午前十時、夏例祭 七月十六日午後四時、秋例祭 十月十六日午前

拾時、新嘗祭 十一月二十三日午前拾時

2 [「儀礼内容」]

神社祭式に定められた事以外に、本神社に於ては特殊祭禮無之

- 3 [「田植祭」] 無之
- 4 [「特殊神饌」] 無之
- 5 [「当屋の決定」] 無之
- 6 [「長男の扱い」] 無之
- 7 [「当屋の任務」] 無之
- 8 [「当屋の交代」] 無之
- 9 [「特殊神事」] 一月十一日桶祭には、本大字正覺寺領ノ水口に伏設しある樋管の鳥居に産土神を奉斎し、神主・村長其他水利関係者一同参拝し、式後水上より来る人等に御酒を飲ましめ、雑煮餅を食べさし居れり

【宮座】

- 1 [「宮座の有無」] 南北両座あり
- 2 [「宮座の建物」] 無之
- 3 [「座人の資格」] 無之
- 4 [「座衆の人員」] 南座四軒、北座四軒

- 5 「座入り儀礼」 無之
- 6 「首座の名称」 無之
- 7 「組織階級」 無之
- 8 「座人の義務」 無之
- 9 「宮座衆の姓」 南座・中谷、北座・市川
- 10 「座を開く時期」 別段設け無之
- 11 「宮座の行事」

北座は二月十六日饗應祭を行ひ、神前に橘シムシの白蒸シムシを備へ、御湯を献納、直会を行ふ。十月十六日例祭宵祭には、杵形の鏡餅を備へ、座中一般に九つづ、小餅を頒布し、直会を行ふ。献湯をなす。正月の注文繩（連カ）は、当座の執行せるものなり。南座は十月十六日例祭、宵宮祭に丸形の鏡餅を備へ、献湯行ふ。座中一般九つづ、の小餅を頒布し、直会を行ふのみ。

- 12 「座の財政」
南座は財産無之。入費は年当個人負担とす。北座は昔は相当ありしが、現今は田一反三畝歩を有す。其の作得を以てなし、不足額は各個人平均に負担す
- 13 「文書記録」 無之
- 14 「類似の組織」 無之
- 15 「解体した座」

村社 柴籬神社 中河内郡松原村大字上田（松原市）
報告者 安松昌吾

【神職】

- 1 「世襲」
- 2 「現在も世襲か」
- 3 「特別な名称」 なし
- 4 「一年神主」 なし
- 5 「収入」

一ヶ年一戸に付、米一升・麦一升・其他賽銭・神饌料、但、神饌物は神職に於て負担調達

- 6 「その他」 なし
- 7 「神職の氏名」 安松昌吾

【氏子】

- 1 「氏子区域」
松原村大字上田、大字田井城、大字高見、大字新堂、大字岡、大字立部、大字西大塚。高鷲村大字東大塚の内、字東大塚
- 2 「二重氏子」 なし
- 3 「他市町村区域」 然り
- 4 「氏子の戸数」 八百八拾四戸
- 5 「戸数の変動」
区域内大字上田、大字新堂は住宅地経営に付、外来者約百戸移住

- 6 「氏子の資格」 なし
- 7 「氏子入り儀礼」 氏子名簿に記入するのみ

- 8 「婿入り」
区域内に移住、転住者は旧慣に依り自然氏子となる
 - 9 「若衆の行事」 なし
 - 10 「氏子内の階級」 なし
 - 11 「階級の相違」 階級なし。平等主義
 - 12 「氏子の義務」
維持経営に付、氏子総代会の決議したる費用負担の義務を負ふ
 - 13 「義務の差」
貧富により、多少負担額の義務に等差あり
 - 14 「その他」 なし
- 【祭 礼】**
- 1 「祭の日時」
例祭 十月十日、祈年祭 二月十七日、新嘗祭 十一月二十三日
 - 2 「儀礼内容」
(1) 二月十七日 祈年祭、(2) 十月十日 例祭、(3) 十一月二十三日 新嘗祭
 - 3 「田植祭」 なし
 - 4 「特殊神饌」 なし
 - 5 「当屋の決定」
祭は神職の全責任にして、当番の設けなし
 - 6 「長男の扱い」 なし

- 7 「当屋の任務」 なし
 - 8 「当屋の交代」 なし
 - 9 「特殊神事」 なし
 - 10 「山の神祭」 なし
 - 11 「藁蛇の神事」 なし
 - 12 「火焚の神事」 なし
- 【宮 座】**
- 1 「宮座の有無」 なし
 - 2 「宮座の建物」 なし
 - 3 「座人の資格」 なし
 - 4 「座衆の人員」 なし
 - 5 「座入り儀礼」 なし
 - 6 「首座の名称」 なし
 - 7 「組織階級」 なし
 - 8 「座人の義務」 なし
 - 9 「宮座衆の姓」 なし
 - 10 「座を開く時期」 なし
 - 11 「宮座の行事」 なし
 - 12 「座の財政」 なし
 - 13 「文書記録」 なし
 - 14 「類似の組織」 なし
 - 15 「解体した座」 曾て其設けなし

村社 梶無神社 中河内郡繩手村大字六万寺（東大阪市）

報告者 川上市三郎

【神職】

1 「世襲」

現任神職先祖川上藤太夫より今日に到る迄、当社に奉仕しています

2 「現在も世襲か」

先祖（五百九十二年前）より宮守として、今日に到る迄御仕へ致しています

3 「特別な名称」

特別な名称はありませんが、従前より神主と云つています

4 「二年神主」

一年神主、年番神主、輪番神主等の習慣はありません。たゞ川上家に忌中の時は他人が変り、宮守をしておりました

5 「収入」

神社に御供田ありません。それにてそれを収支決算をなし、神社の積立金もなし、残金の少々を神職の報酬としたものまでです。今日でも。

6 「その他」

何しろ神社と神職とは、社家であります故、すべて一定の規定はありません

7 「神職の氏名」 川上市三郎

【氏子】

1 「氏子区域」 大字六万寺の氏子区域あるのみです

2 「二重氏子」

氏子区域は当村六万寺村のみで、共通になつておりません

3 「他市町村区域」

氏子区域は、当神社区域内に限られています

4 「氏子の戸数」

式百戸（昭和十年十二月末日）

5 「戸数の変動」

たいして相違はありませんが、年々増加致します

6 「氏子の資格」

ありません

7 「氏子入り儀礼」

別に特別な儀式等はありませんが、氏子人名帳にそれぞれ氏名を記入するまでです

8 「婿入り」

勿論氏子として氏名を記入します。方法等はありませんが、其家の氏名へ記入加へられます

9 「若衆の行事」

例年（十月廿三日）太鼓台をかつぎ宮入りをします

10 「氏子内の階級」

別に階級はありません

11 「階級の相違」

資格によります

12 「氏子の義務」

神社の修理營繕等は、氏子資格に応じ寄付金を醸出します

13 「義務の差」

家格により寄付されますが、金額等も多少家格により異にします

14 「その他」

氏子中に年行司と云ふものがありまして、神社に関する事項は総代と共に協議し、決議します

【祭 礼】

1 「祭の日時」

官祭の外にボン祭（毎年八月十五日）執行致します

2 「儀礼内容」

各氏子の家々の霊を慰め。五穀成就、氏子の繁栄、悪病除を祈願としています

3 「田植祭」

祭としての儀式等はありませんが、御供田の田植をなし、秋の初穂を供へます

4 「特殊神饌」

ありません

5 「当屋の決定」

ありません

6 「長男の扱い」

其家の長男でしたら、特に祈願するまでです

7 「当屋の任務」

ありません

8 「当屋の交代」

ありません

9 「特殊神事」

ありません

10 「山の神祭」

ありません

11 「藁蛇の神事」

毎年一月十四の晩、トントと申して古い神札を藁と共に燃します。そのあと後の火で正月の鏡餅を焼き、十五日朝

12 「火焚の神事」

五日の粥カユに入れ小正月を祝ひます。神社では十五日朝致します

【宮 座】

1 「宮座の有無」

ありません

2 「宮座の建物」

ありません

3 「座人の資格」

ありません

4 「座衆の人員」

ありません

5 「座入り儀礼」

ありません

6 「首座の名称」

ありません

7 「組織階級」

ありません

8 「座人の義務」

ありません

9 「宮座衆の姓」

ありません

10 「座を開く時期」

ありません

11 「宮座の行事」

ありません

12 「座の財政」

ありません

13 「文書記録」

ありません

14 「類似の組織」

現今では、座とか類似の組織、又は講等もありません

15 「解体した座」

ありません

寛政年間より明治の初年頃迄続いたり中絶したりして
おりましたが、それも判明しません

村社 津原神社 中河内郡三野郷村大字市場(東大阪市)

報告者 米田義太郎

【神職】

- 1 「世襲」 世襲ではありません
- 2 「現在も世襲か」 以前は神職としてありません
- 3 「特別な名称」 神主さんと呼びます
- 4 「一年神主」 斯様な習慣はありません
- 5 「収入」 初穂として二期に収受していた様です
- 6 「その他」 特筆すべき事ありません
- 7 「神職の氏名」 欠員であります

【氏子】

- 1 「氏子区域」 当神社氏子区域内には、他の神社等はありません
- 2 「二重氏子」 他の神社の氏子区域と共通していません
- 3 「他市町村区域」 鎮座の村落の区域内に限られています
- 4 「氏子の戸数」 四百五十七戸余であります
- 5 「戸数の変動」 電車沿線でありますから、年々増加してまいります
- 6 「氏子の資格」 ありません

7 「氏子入り儀礼」

別に儀式等はありません。中には氏子になる旨申し出る人もあります

- 8 「婿入り」 別に定めはありません
- 9 「若衆の行事」 該当行事ありません
- 10 「氏子内の階級」 ありません
- 11 「階級の相違」
- 12 「氏子の義務」
- 13 「義務の差」
- 14 「その他」 右四項につきて特筆すべきことありません

【祭礼】

1 「祭の日時」

神社祭祀令に依る外、主なる祭祀ありません。秋季大祭は十月二十二日

- 2 「儀礼内容」
- 3 「田植祭」 ありません
- 4 「特殊神饌」 特殊神饌ありません
- 5 「当屋の決定」 祭の当屋はありません
- 6 「長男の扱い」 ありません(以下)
- 7 「当屋の任務」
- 8 「当屋の交代」
- 9 「特殊神事」

10	〔山の神祭〕	ありません
11	〔藁蛇の神事〕	ありません
12	〔火焚の神事〕	ありません
【宮座】		
1	〔宮座の有無〕	―
2	〔宮座の建物〕	―
3	〔座人の資格〕	―
4	〔座衆の人員〕	―
5	〔座入り儀礼〕	―
6	〔首座の名称〕	―
7	〔組織階級〕	―
8	〔座人の義務〕	―
9	〔宮座衆の姓〕	―
10	〔座を開く時期〕	―
11	〔宮座の行事〕	―
12	〔座の財政〕	―
13	〔文書記録〕	―
14	〔類似の組織〕	―
15	〔解体した座〕	以前より宮座はありません

村社 天神社

中河内郡瓜破村大字東瓜破（大阪市平野区）

報告者 天神社々掌・仲野春吉

【神職】

1 〔世襲〕

古来神職なし。現任者の父初任。現在にて二代

2 〔現在も世襲か〕 該当事項なし

3 〔特別な名称〕 なし

4 〔一年神主〕 なし

5 〔収入〕 月俸（金子支給）

6 〔その他〕 特殊事項なし

7 〔神職の氏名〕 仲野春吉

【氏子】

1 〔氏子区域〕 瓜破村一村一社

2 〔二重氏子〕 なし

3 〔他市町村区域〕 限る

4 〔氏子の戸数〕 約五百戸

5 〔戸数の変動〕

合祀以前の現社150戸。大字東瓜破の内小松神社100戸。

大字 天満宮80戸。大字東瓜破 小字成本 天満宮15戸

6 〔氏子の資格〕 制限なし

7 〔氏子入り儀礼〕 なし

8 〔婿入り〕

氏子地内に住居するものは無条件にて氏子となるによ

り、来婿するも一家をかまへたれば自然氏子となる

9 〔若衆の行事〕 なし

10 「氏子内の階級」 なし

11 「階級の相違」 なし

12 「氏子の義務」

氏子は氏子納金の義務あり。其他の義務なし

13 「義務の差」 なし

14 「その他」 特殊事項なし

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 自十月十七日 三日間、祈年祭 二月廿三日、新嘗
至十月十九日

祭 十二月八日、中祭（法規通り）、小祭 毎月一日・

十五日 月次祭、節分、大祓、夏・冬祭 等

2 「儀礼内容」

3 「田植祭」 なし

4 「特殊神饌」 なし

5 「当屋の決定」 なし

6 「長男の扱い」 なし

7 「当屋の任務」 なし

8 「当屋の交代」 なし

9 「特殊神事」 なし

10 「山の神祭」 なし

11 「藁蛇の神事」 なし

12 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

1 「宮座の有無」 なし

2 「宮座の建物」 なし

3 「座人の資格」 なし

4 「座衆の人員」 なし

5 「座入り儀礼」 なし

6 「首座の名称」 なし

7 「組織階級」 なし

8 「座人の義務」 なし

9 「宮座衆の姓」 なし

10 「座を開く時期」 なし

11 「宮座の行事」 なし

12 「座の財政」 なし

13 「文書記録」 なし

14 「類似の組織」 なし

15 「解体した座」 なし

村社 巽神社

中河内郡巽村大字大地字八幡（大阪市生野区）

報告者 田中虎之助

【神 職】

1 「世襲」 否

2 「現在も世襲か」 //

3 「特別な名称」 //

- 4 「一年神主」 在りません
- 5 「収 入」 始めから氏子納金制度です
- 6 「その他」 有りません
- 7 「神職の氏名」 田中虎之助

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 大字大地、大字四條、大字伊賀ヶ、大字矢柄、大字西足代
- 2 「二重氏子」 なし
- 3 「他市町村区域」 限られてあります
- 4 「氏子の戸数」 一千戸
- 5 「戸数の変動」 多少の相違があります
- 6 「氏子の資格」 有りません
- 7 「氏子入り儀礼」 氏子納金原簿に記載する外、儀式はありません
- 8 「婿入り」 習慣にて自然に氏子の取扱を致します
- 9 「若衆の行事」 ありません
- 10 「氏子内の階級」 ありません
- 11 「階級の相違」 //
- 12 「氏子の義務」 氏子納金の義務を負ひます
- 13 「義務の差」 //
- 14 「その他」 //

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 二月十七日 祈年祭、七月十五日 夏季祭、十月十五日 例祭、十一月二十三日 新嘗祭、正月元旦 元旦祭、二月四日 節分星祭

2 「儀礼内容」

- 1 「宮座の有無」 ありません
- 2 「宮座の建物」 //
- 3 「座人の資格」 //
- 4 「座衆の人員」 //
- 1 「元旦祭、節分祭、祈年祭、天長節祭、夏季祭、例祭、新嘗祭」 ありません
- 2 「田植祭」 ありません
- 3 「特殊神饌」 用ひません
- 4 「当屋の決定」 神社特有の世話人全部が当屋です
- 5 「長男の扱い」 ありません
- 6 「当屋の任務」 装飾其他手伝
- 7 「当屋の交代」 別に定めはありません
- 8 「当屋の交代」 なし
- 9 「特殊神事」 ありません
- 10 「山の神祭」 ありません
- 11 「藁蛇の神事」 ありません
- 12 「火焚の神事」 ありません

【宮 座】

5 [座入り儀礼]

6 [首座の名称]

7 [組織階級]

8 [座人の義務]

9 [宮座衆の姓]

10 [座を開く時期]

11 [宮座の行事]

12 [座の財政]

13 [文書記録]

14 [類似の組織]

15 [解体した座]

///

///

///

///

///

///

///

///

///

横野講、^(村長屋)八幡講、豊榮講、天神講の四講あります

合祀以前は座があつた様です

村社 天神社

中河内郡八尾町村大字八尾字北丁（八尾市）

報告者 菅尾量太

【神 職】

1 [世襲]

2 [現在も世襲か]

3 [特別な名称]

4 [一年神主]

5 [収入]

6 [その他]

7 [神職の氏名]

世襲なり

大正十二迄世襲なり

神主さん

氏子より納付せしめし

///

///

菅尾量太

【氏子】

1 [氏子区域]

2 [二重氏子]

3 [他市町村区域]

4 [氏子の戸数]

5 [戸数の変動]

6 [氏子の資格]

7 [氏子入り儀礼]

8 [婿入り]

9 [若衆の行事]

10 [氏子内の階級]

11 [階級の相違]

12 [氏子の義務]

八尾、大信寺

///

区域内

八百戸

もと五百戸なりしが、追々に増加せり

///

///

///

///

///

///

氏子は部落費として（神社費・衛生費等）、各家毎に

町委員が其字の負担額に応じ、適宜に氏子より徴収し、

神社に納付する例なり

13 [義務の差]

14 [その他]

///

///

【祭 礼】

1 [祭の日時]

夏季例祭 七月二十五日午前九時、其他神社恒例祭式

とす

2 [儀礼内容]

夏祭には神輿渡御、并に太鼓台昇出を行ふを例とす

- 3 [田植祭] //
 - 4 [特殊神饌] //
 - 5 [当屋の決定] //
 - 6 [長男の扱い] //
 - 7 [当屋の任務] //
 - 8 [当屋の交代] //
 - 9 [特殊神事] //
 - 10 [山の神祭] //
 - 11 [藁蛇の神事] //
 - 12 [火焚の神事] //
- 【宮座】
- 1 [宮座の有無] //
 - 2 [宮座の建物] //
 - 3 [座人の資格] //
 - 4 [座衆の人員] //
 - 5 [座入り儀礼] //
 - 6 [首座の名称] //
 - 7 [組織階級] //
 - 8 [座人の義務] //
 - 9 [宮座衆の姓] //
 - 10 [座を開く時期] //
 - 11 [宮座の行事] //

- 12 [座の財政] //
- 13 [文書記録] //
- 14 [類似の組織] //
- 15 [解体した座] //

村社 産土神社

中河内郡天美村大字我堂字宮田（松原市）

報告者 井岡元俊

【神職】

- 1 [世襲] 現任神職以前、神職の奉仕なし
- 2 [現在も世襲か] 〃
- 3 [特別な名称] 先生、又は神主さん
- 4 [一年神主] なし
- 5 [収入] 回答事項なし
- 6 [その他] 〃
- 7 [神職の氏名] 井岡元俊

【氏子】

- 1 [氏子区域] 中河内郡天美村大字我堂一部落
- 2 [二重氏子] なし
- 3 [他市町村区域] 我堂部落のみ
- 4 [氏子の戸数] 壱百八拾戸
- 5 [戸数の変動] 年々増加の見込
- 6 [氏子の資格] 有りません
- 7 [氏子入り儀礼] なし

- 8 「婿入り」 無条件にて氏子に加へます
- 9 「若衆の行事」 なし
- 10 「氏子内の階級」 なし
- 11 「階級の相違」 家格に依ります
- 12 「氏子の義務」 神社費の負担を負ひます
- 13 「義務の差」 氏子納金に等差あります
- 14 「その他」 別にあります

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」

例祭 十月十五日、祈年祭 三月十五日、新嘗祭 十二月十五日、夏祭 七月十五日

- 2 「儀礼内容」 神社祭式に依り斎行
- 3 「田植祭」 なし
- 4 「特殊神饌」 なし
- 5 「当屋の決定」 なし
- 6 「長男の扱い」 なし
- 7 「当屋の任務」 なし
- 8 「当屋の交代」 なし
- 9 「特殊神事」 なし
- 10 「山の神祭」 なし
- 11 「藁蛇の神事」 なし
- 12 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」 なし
- 2 「宮座の建物」 なし
- 3 「座人の資格」 なし
- 4 「座衆の人員」 なし
- 5 「座入り儀礼」 なし
- 6 「首座の名称」 なし
- 7 「組織階級」 なし
- 8 「座人の義務」 なし
- 9 「宮座衆の姓」 なし
- 10 「座を開く時期」 なし
- 11 「宮座の行事」 なし
- 12 「座の財政」 なし
- 13 「文書記録」 なし
- 14 「類似の組織」 なし
- 15 「解体した座」 以前もなき様です

村社 免田神社

中河内郡大正村大字太田（八尾市）

報告者 社掌・寺田宇次郎

【神 職】

- 1 「世襲」 従前より再三の変更しますから、世襲ではありません
- 2 「現在も世襲か」 元元は氏子敬神者より朝夕の御仕へせしにより、世襲

でなし

3 「特別な名称」 神主さん又は先生とも呼びます

4 「二年神主」

氏子総代の内、一年交替で二人宛、輪番にて年中行事ある際には神職の手伝します。併して祭典には、列席の後、あとしまつをします。

5 「収入」

以前は神職の収入は、賽銭及米麦の初穂約三石五斗宛程で奉仕しました

6 「その他」 別に記入すべき事なし

7 「神職の氏名」 寺田宇次郎

【氏子】

1 「氏子区域」 なし

2 「二重氏子」 なし

3 「他市町村区域」 大正村大字太田の一円のみであります

4 「氏子の戸数」 四百五十戸

5 「戸数の変動」 年々少し宛増加します

6 「氏子の資格」 氏子となる資格には制限はありません

7 「氏子入り儀礼」 なし

8 「婿入り」

入夫せし者の列席の上、奉告祭執行します（神前に於て）

9 「若衆の行事」 なにもなし

10 「氏子内の階級」 なし

11 「階級の相違」 なし

12 「氏子の義務」 神社の経費に充つ氏子納金納入します

13 「義務の差」

上と下と区別あります。仍、上一戸二円なれば、下一戸二十銭位とす

14 「その他」

年毎に境内へ真砂を氏子一般より持込します。年二回

【祭礼】

1 「祭の日時」

一月元旦 拝賀式、二月 節分祭、二月十一日 紀元節、

二月二十日 祈年祭、三月廿一日 春季皇霊祭、四月二

十九日 天長節祭、六月三十日 大祓式、七月十五

日 夏祭、九月二十一日 秋季皇霊祭、十月九日 例祭、

十一月三日 明治祭、十一月二十五日 新嘗祭、十二月

二十五日 大正祭、十二月卅一日 大祓祭、毎月各朔

日 小祭等、

2 「儀礼内容」 祭祀令に依りて行ひます

3 「田植祭」

大正尋常高等小学校の依頼に付、田植祭を執行します

4 「特殊神饌」 なし

5 「当屋の決定」 別になし。毎年交代にて輪番します

6 「長男の扱い」 なし

7 「当屋の任務」

祭典に手伝及米麦初穂の際には、之れに従事します。

正月御鏡餅つきにも手伝す

8 「当屋の交代」

四月一日より始り、翌年三月三十一日を以て終了とします

ます

9 「特殊神事」

なし

10 「山の神祭」

なし

11 「藁蛇の神事」

なし

12 「火焚の神事」

なし

【宮座】

1 「宮座の有無」

一、宮座講、二、提灯講

2 「宮座の建物」

なし

3 「座人の資格」

普通一般氏子なり

4 「座衆の人員」

一、宮座講員 桑野義孝、川野菊松、辻本朋一、辻本兼雄、植田兵吉、辰巳忠吾、尾田義太郎、尾田要之介、植原宜久、吉田国二郎、吉田鶴松、橋内寛二郎、橋内勝
平田菊蔵 メ 十三人及び提灯講十六人

5 「座入り儀礼」

世襲時に付、継承の時は神社にて奉告祭執行します

6 「首座の名称」

なし

7 「組織階級」

なし

8 「座人の義務」

大祭其他の祭典には、提灯に火を灯します

9 「宮座衆の姓」

三人以上の同姓はありません

10 「座を開く時期」

毎年宮座は一月十二日、提灯講は二月一日

11 「宮座の行事」

年一回宛の例祭。宮座一月十二日、提灯講は二月一日に祭典執行します

12 「座の財政」

宮座は、郵便貯金千六百円外田一反二畝及宅地二百五十坪を有す。提灯講は郵便貯金五百円を有します

13 「文書記録」

なし

14 「類似の組織」

なし

15 「解体した座」

なし

村社 布忍神社

中河内郡布忍村大字向井（松原市）

報告者 寺内宇三郎

【神職】

1 「世襲」

初代です

2 「現在も世襲か」

兼務神職は始めてです

3 「特別な名称」

神主

4 「一年神主」

――

5 「収入」

兼務神職で月五円位です

6 「その他」

――

7 「神職の氏名」

社掌・寺内宇三郎

【氏子】

- 1 [氏子区域] 布忍村一円、中河内郡天美村大字堀は当社の氏子なり
- 2 [二重氏子]
- 3 [他市町村区域]
- 4 [氏子の戸数] 一千戸
- 5 [戸数の変動] 大阪鉄道のため数年間にして増加せり
- 6 [氏子の資格]
- 7 [氏子入り儀礼]
- 8 [婿入り]
- 9 [若衆の行事]
- 10 [氏子内の階級]
- 11 [階級の相違]
- 12 [氏子の義務] 氏子納金
- 13 [義務の差] 資力による
- 14 [その他]

【祭礼】

- 1 [祭の日時] 元旦祭 一月一日、節分祭、祈年祭、夏祭 七月十三日、
例祭 十月十五日、新嘗祭
- 2 [儀礼内容]
- 3 [田植祭]
- 4 [特殊神饌]

【宮座】

- 5 [当屋の決定]
- 6 [長男の扱い]
- 7 [当屋の任務]
- 8 [当屋の交代]
- 9 [特殊神事]
- 10 [山の神祭]
- 11 [藁蛇の神事]
- 12 [火焚の神事]
- 1 [宮座の有無]
- 2 [宮座の建物]
- 3 [座人の資格]
- 4 [座衆の人員]
- 5 [座入り儀礼]
- 6 [首座の名称]
- 7 [組織階級]
- 8 [座人の義務]
- 9 [宮座衆の姓]
- 10 [座を開く時期]
- 11 [宮座の行事]
- 12 [座の財政]
- 13 [文書記録]
- 14 [類似の組織]

15 「解体した座」

村社 石切劔箭神社 中河内郡大戸村大字石切（東大阪市）

報告者 木積一雄

【神 職】

1 「世襲」 然り

2 「現在も世襲か」

3 「特別な名称」

4 「一年神主」

5 「収入」 田畑、私塾等の収入による

6 「その他」

7 「神職の氏名」 木積一雄、全一義

【氏 子】

1 「氏子区域」

大戸村大字石切・植附、孔舎衛村大字日下

2 「二重氏子」

中河内郡枚岡村大字額田（現在官幣大社枚岡神社の氏子にして、石切神社の準氏子）

3 「他市町村区域」

隣村孔舎衛村大字日下部落は、氏子区域内に入る

4 「氏子の戸数」 一千十二戸

5 「戸数の変動」 大差なし

6 「氏子の資格」 制限なし

7 「氏子入り儀礼」

入籍の日付に氏子と認む

8 「婿入り」

9 「若衆の行事」

10 「氏子内の階級」 明治維新前までは座ありしが、今は全くなくなり

11 「階級の相違」

12 「氏子の義務」

13 「義務の差」

14 「その他」

【祭 礼】

1 「祭の日時」

春講祭 四月十四日・十五日・十六日、夏季大祭 八月

三・四日、秋季例祭 十月二十二日、月次祭 十五日、

廿二日、大祭は官社に準ず

2 「儀礼内容」

3 「田植祭」

4 「特殊神饌」

5 「当屋の決定」

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

夏季大祭には、元石切劔箭神社上之宮遺趾に神輿の御

渡あり。一年交代による神輿昇番部落は、力自慢の青年衆を出し、「オイタミ」と称する重き棒を宙に支へ、

神に詣る

- 10 「山の神祭」
- 11 「藁蛇の神事」
- 12 「火焚の神事」
- 【宮 座】
- 1 「宮座の有無」
- 2 「宮座の建物」
- 3 「座人の資格」
- 4 「座衆の人員」
- 5 「座入り儀礼」
- 6 「首座の名称」
- 7 「組織階級」
- 8 「座人の義務」
- 9 「宮座衆の姓」
- 10 「座を開く時期」
- 11 「宮座の行事」
- 12 「座の財政」
- 13 「文書記録」
- 14 「類似の組織」
- 15 「解体した座」

明治維新前まではありません

村社 **由義神社**

中河内郡曙川村大字八尾木（八尾市）

報告者 吉村敏男

【神 職】

- 1 「世襲」
- 2 「現在も世襲か」
- 3 「特別な名称」
- 4 「一年神主」
- 5 「収入」
- 6 「その他」
- 7 「神職の氏名」
- 【氏 子】
- 1 「氏子区域」
- 2 「二重氏子」
- 3 「他市町村区域」
- 4 「氏子の戸数」
- 5 「戸数の変動」
- 6 「氏子の資格」
- 7 「氏子入り儀礼」
- 8 「婿入り」
- 9 「若衆の行事」
- 10 「氏子内の階級」
- 11 「階級の相違」
- 12 「氏子の義務」

否

古来、常置神職はありませんでした

神主

なし

兼務神職に対し、米麦供与

なし

社掌・吉村敏男

曙川村大字八尾木、全大字中田

否

限られています

百八十五戸

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

なし

神社経費の負担

13 〔義務の差〕 階級なし
14 〔その他〕 /

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕 例祭 十月二十日、夏祭 七月二十日

2 〔儀礼内容〕

例祭 祭典執行。夏祭 祭典執行、神輿渡御

3 〔田植祭〕 なし

4 〔特殊神饌〕 否

5 〔当屋の決定〕 当屋なし

6 〔長男の扱い〕 否

7 〔当屋の任務〕 なし

8 〔当屋の交代〕 なし

9 〔特殊神事〕 なし

10 〔山の神祭〕 なし

11 〔藁蛇の神事〕 なし

12 〔火焚の神事〕 否

【宮 座】

1 〔宮座の有無〕 単に宮座と称す

2 〔宮座の建物〕 なし

3 〔座人の資格〕 世襲

4 〔座衆の人員〕 二十一人

5 〔座入り儀礼〕 なし

6 〔首座の名称〕 宿廻（毎年抽籤により決定）

7 〔組織階級〕 階級なし。子組四組を以て組織

8 〔座人の義務〕 なし

9 〔宮座衆の姓〕 深江、奥田

10 〔座を開く時期〕 三月十六日

11 〔宮座の行事〕 氏神へ毎年注繩献上

12 〔座の財政〕 基本金貳百円

13 〔文書記録〕 なし

14 〔類似の組織〕 燈籠講、五組総計人員三十名

15 〔解体した座〕

村社 屯倉社 中河内郡三宅村（松原市）

報告者 妻屋秀雄

【神 職】

1 〔世襲〕 否

2 〔現在も世襲か〕 不明

3 〔特別な名称〕 無

4 〔一年神主〕 無

5 〔収入〕 御初穂、神饌米

6 〔その他〕 無

7 〔神職の氏名〕 妻屋秀雄

【氏 子】

1 〔氏子区域〕

三宅村は一村一部落にして大字なし。三宅村一村を氏子区域とす

2 「二重氏子」 なし

3 「他市町村区域」 限られて居ます

4 「氏子の戸数」 四百参拾貳戸

5 「戸数の変動」

年々拾余戸増加する傾向あるも、大なる相違ありません

6 「氏子の資格」

制限ありません。区域内に住居すれば氏子となります

7 「氏子入り儀礼」 儀式はありません

8 「婿入り」 別に定はありません

9 「若衆の行事」 行事はありません

10 「氏子内の階級」 無

11 「階級の相違」 階級はありません

12 「氏子の義務」 氏子に義務はありません

13 「義務の差」 無

14 「その他」

秋祭（例祭）に、村内各辻々に大提灯を建て献燈します。提灯は、其の建設する辻の付近の人々の共有です

【祭 礼】

1 「祭の日時」

秋祭（例祭）十月一日、夏祭 七月二十五日、春祭 三

月二十五日、冬祭（オヒタキ）十二月一日、お祓ひ 八月一日、風喜び 九月十五日。祭典は午前十時

です

2 「儀礼内容」

秋祭、夏祭、春祭、冬祭、お祓ひ、風喜び

3 「田植祭」

御田はありませぬが、村内の田全部植終ると毛附祭をケツケします

4 「特殊神饌」

ありません 当屋はありません

5 「当屋の決定」

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

10 「山の神祭」

11 「藁蛇の神事」

12 「火焚の神事」

【宮 座】

1 「宮座の有無」

2 「宮座の建物」

3 「座人の資格」

4 「座衆の人員」

5 「座入り儀礼」

無 無 無 無 無

- 6 [首座の名称] 無
- 7 [組織階級] 無
- 8 [座人の義務] 無
- 9 [宮座衆の姓] 無
- 10 [座を開く時期] 無
- 11 [宮座の行事] 無
- 12 [座の財政] 無
- 13 [文書記録] 無
- 14 [類似の組織] 無
- 15 [解体した座] 無

村社 春日神社

中河内郡英田村大字吉田字市場（東大阪市）

報告者 丸山 清

【神 職】

- 1 [世襲] なし
- 2 [現在も世襲か] なし
- 3 [特別な名称] 一般には、神職さんと呼ぶ方より神主さんと云ふ方が多いです
- 4 [一年神主] なし
- 5 [収入] 氏子中より米麦の初穂を集め、金に替へて収入とせり
- 6 [その他] なし

- 7 [神職の氏名] 丸山 清

【氏 子】

- 1 [氏子区域] なし
- 2 [二重氏子] なし
- 3 [他市町村区域] 村の区域内に限られています
- 4 [氏子の戸数] 四百七十四戸
- 5 [戸数の変動] 大した相違はありません
- 6 [氏子の資格] なし
- 7 [氏子入り儀礼] なし
- 8 [婿入り] なし
- 9 [若衆の行事] なし
- 10 [氏子内の階級] なし
- 11 [階級の相違] 家格によります
- 12 [氏子の義務] 氏子納金負担の義務を負ひます
- 13 [義務の差] 等級に応じて義務が異つています
- 14 [その他] なし

【祭 礼】

- 1 [祭の日時] 秋祭（例祭）十月十六日
- 2 [儀礼内容] 夏祭、秋祭（例祭）、新嘗祭、祈年祭
- 3 [田植祭] なし
- 4 [特殊神饌] なし
- 5 [当屋の決定] なし

- 6 「長男の扱い」 なし
- 7 「当屋の任務」 なし
- 8 「当屋の交代」 なし
- 9 「特殊神事」

酒競の神事（十月十五日 宵宮）、献燈並に太鼓台宮入
神事（例祭 十月十六日）

【別紙】

高張献燈並に太鼓台宮入神事（十月十六日）

一、起源及沿革

この神事の起源は不明なれども、古くから伝統的に
行はれている

二、神事執行の様

此の祭は、一つに火上祭とも氏子人は云って居る。
祭の十日前より、五部落の氏子総代は今年の献燈及太
鼓台宮入に対し、社務所に集會し、抽籤にて献燈一番
宮入の部落は太鼓台も一番とす。各順位を定む。

宵宮十五日の朝より五部落の若衆達は、各部落通じて
村の中程の処へ献燈、高張提灯を各部落如（てり）に四本宛飾
り、立て終れば、続いて布団太鼓の組立に取掛り、午
後二時頃迄には全部飾付終る。午後七時半、社頭鳥居
前に勢揃を為す。斯くして七時五十分、部落組頭の指
揮に依り、一番より順位宮入し、音頭をとり終れば六、
七歩走り、繰り返しつ、社前に到り、拝殿前に進み、
高張一本ことに三人にて持ち、之を振り廻し、軽口一

口二口を歌い終れば、一番の高張提灯は左右の所定の
提灯台に納む。斯くの如くにして次々と繰返しつ、
五部落献燈終れば、若人衆は部落に引歸し、太鼓台を
昇ぎ出し、一定の道筋を練り歩んで拾二、三才位の少
年を四人宛太鼓台に乗せ、太鼓を打たせ、「エーヤー、
チョサジャ〜」掛声勇ましく、雑沓の中を行きつ戻
りつ境内に進み、遅早違に依って調子を替へ、太鼓打
ちつ、拝殿前左右一番、二番と順位所定場所に納置す。
休息の後ち、午後拾時より拾壹時に渡り、高張提灯及
太鼓台は各部落に帰着す。却説此壯觀を見物せんとて
近郷の村々から多くの人出で境内は一時立錫の余地な
き有様である。

10 「山の神祭」 なし

11 「藁蛇の神事」 なし

12 「火焚の神事」

二、三年前までは、境内に於て一月十四日の晚七時半
より大焚を執行せし処、府令で禁せられたので止めま
した

【宮 座】

1 「宮座の有無」 本座、神座、彌座、北座

2 「宮座の建物」 現在ではなし

3 「座人の資格」 なし

4 「座衆の人員」

本座八人、神座八人、彌座八人、北座八人

5 「座入り儀礼」 なし

6 「首座の名称」

毎年当屋とや四人有りて、其年の廻り家が首座となる。是

を当屋と云ふ

7 「組織階級」

昔より旧家を以て組織して、本座八人を階級番と

ます

8 「座人の義務」 別に有りません

9 「宮座衆の姓」 姓は皆々別名です

10 「座を開く時期」

毎年十二月十二日、本座八人だけ其廻り年の当屋が主

催で懇親会を開きます

11 「宮座の行事」

十月十五日宵宮に酒競の神事有り

【別紙】

宮座としての行事酒競（さけくらべ）神事

一 起源及沿革

此の式の起源沿革共に不明ですが、古くより行はれ

ているが、中世徳川時代には自家用酒を造って神酒と

して献じ居りしが、自家酒の禁ぜられてより、甘酒を

造って献ぜられて現在に至れり

二 神事執行の様様

例祭前夜十月十四日宵宮午後七時半頃より、宮座衆

四座（本座八人、神座八人、弥座八人、北座八人 合

計三十二人）は、同八時頃より膳碗・手皿・箸・座布

団・水煮物・甘酒等を飯櫃に入れて拝殿へ集り、本年

の当屋四人より御一統御苦勞様ですと挨拶を交はす。

終れば社掌は、神前に進む。修祓終つて甘酒を献ず。

其より祝詞奏上、玉串終りて甘酒を撤す。其より各四

座当屋四人は膳部を三十二人の前に並ぶ。其より当屋

四人は（本座、神座、弥座、北座）交代に甘酒を煮く。

亦一方拝殿にては、四座の当屋（本座より芋、神座よ

り豆腐、弥座（豆）より牛蒡、北座より大豆、何れも水煮の

物）は此の四品を一つにして小皿に盛りて、箸・碗共

に膳の上に置く。是より四座の甘酒競を為す。第一番

に本座より始む。当屋は甘酒を雌銚子に入れ、三十二

人の碗に注ぎ入れ、之を飲む終る。次に神座の番とな

り、次々と斯の如くにして式を終る。此時座衆の二、

三人が、四座の中で何処の座が本年の甘酒の加減が一

番良かったかを讚美して、此の宮座酒競の式を終るの

である。

12 「座の財政」

田一反三畝在り、其収益を以て財政とす

13 「文書記録」 目下捜査中です

14 「類似の組織」

15 「解体した座」

村社 八幡神社

中河内郡楠根町大字稲田字宮町（東大阪市）

報告者 高林仁一

【神 職】

- 1 [世襲] //
- 2 [現在も世襲か] //
- 3 [特別な名称] //
- 4 [一年神主] //

大正五年迄一年神主にして、方法は一町内に於て五十才以上の者神主に成り、往古より神職無之きに付、神職の為す奉仕を務め居りました。然るに、現在専任神職常置し、是等の村習慣廃止されました

- 5 [収入] 米麦の初穂料を、氏子中より徴収して居りました
- 6 [その他] //
- 7 [神職の氏名] 高林仁一

【氏 子】

- 1 [氏子区域]

合祀神社あり。被合併神社の氏子は合併神社の氏子となり居りて、二大字部落が氏子となって居ります

- 2 [二重氏子] //
- 3 [他市町村区域] 質問の通りであります
- 4 [氏子の戸数] 八百戸

- 5 [戸数の変動] 相違ありません

- 6 [氏子の資格]

何等制限ありません。移住者又は分家等自然氏子となるてあります

- 7 [氏子入り儀礼] 現今、氏子門票を付す而已であります
- 8 [婿入り] //

何等儀式もなく、自然氏子と見做して居ます

- 9 [若衆の行事] 年一度神門の注連縄の掛替位カケスてす

- 10 [氏子内の階級] //

- 11 [階級の相違] //

- 12 [氏子の義務]

営繕若くは経常費の負担を義務として居ます

- 13 [義務の差] 資力に依りて負担額が異なります

- 14 [その他] //

【祭 礼】

- 1 [祭の日時]

例祭 十月二十二日午前十時、新嘗祭 十一月二十三日 午前十時、祈年祭 二月二十日午前十時

- 2 [儀礼内容] 例祭、祈年祭、新嘗祭

- 3 [田植祭] //

- 4 [特殊神饌] //

- 5 [当屋の決定] //

- 6 [長男の扱い] //

- 7 「当屋の任務」
- 8 「当屋の交代」
- 9 「特殊神事」
- 10 「山の神祭」
- 11 「藁蛇の神事」
- 12 「火焚の神事」

////
////
////
////
////

【宮座】

- 1 「宮座の有無」

明治時代迄ありましたが、現今廃止されて居ります。

名称十六座、北座、南座

- 2 「宮座の建物」
- 3 「座人の資格」

根本氏神祭より生し、系統より起り、其以外入座は不

可能です

- 4 「座衆の人員」

十六座十六名、北座十二名、南座二十名

- 5 「座入り儀礼」
- 6 「首座の名称」
- 7 「組織階級」
- 8 「座人の義務」
- 9 「宮座衆の姓」

////
////
////
////

神野氏・宮野氏・宮田氏・北田氏・澤田氏

- 10 「座を開く時期」

旧正月

- 11 「宮座の行事」
- 12 「座の財政」
- 13 「文書記録」
- 14 「類似の組織」
- 15 「解体した座」

////
////
////
////

村社 小坂神社

中河内郡小阪町大字下小阪（東大阪市）

報告者 増田辨藏

【神職】

- 1 「世襲」
- 2 「現在も世襲か」
- 3 「特別な名称」
- 4 「一年神主」
- 5 「収入」
- 6 「その他」
- 7 「神職の氏名」

なし
なし
神主
なし
なし
なし
増田辨藏

【氏子】

- 1 「氏子区域」
- 2 「二重氏子」
- 3 「他市町村区域」
- 4 「氏子の戸数」

小阪町大字下小阪
なし
限定
約七百戸

（郷土約九拾戸、新開地約六百拾戸）

- 5 「戸数の変動」

以上は右郷土のみなりしか、現在右新開地の増加

- 6 「氏子の資格」 なし
 - 7 「氏子入り儀礼」 維持費納金簿に記載す
 - 8 「婿入り」 なし
 - 9 「若衆の行事」 なし
 - 10 「氏子内の階級」
 - 階級なきも、左記の場合に限り、便宜階級を主す
 - 11 「階級の相違」 家格年齢の差別なし
 - 12 「氏子の義務」 神社維持費の負担
 - 13 「義務の差」
 - 特種（改築修理等の場合に於ける献金）の場合に限り相違なし
 - 14 「その他」 なし
- 【祭 礼】
- 1 「祭の日時」
 - 一月一日 元旦祭、二月 節分祭、三月一日 祈年祭、七月十三日 夏祭、十月十四日 秋祭、十一月廿三日 新嘗祭、其他 恒例祭
 - 2 「儀礼内容」 右に同じ
 - 3 「田植祭」 なし
 - 4 「特殊神饌」 なし
 - 5 「当屋の決定」 なし
 - 6 「長男の扱い」 なし

- 7 「当屋の任務」 なし
- 8 「当屋の交代」 なし
- 9 「特殊神事」 なし
- 10 「山の神祭」 なし
- 11 「藁蛇の神事」 なし
- 12 「火焚の神事」
 - 以前壱月拾五日にとんど行事を為したるも、火災の恐れ有り、現在なし

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」 なし
- 2 「宮座の建物」 なし
- 3 「座人の資格」 なし
- 4 「座衆の人員」 なし
- 5 「座入り儀礼」 なし
- 6 「首座の名称」 なし
- 7 「組織階級」 なし
- 8 「座人の義務」 なし
- 9 「宮座衆の姓」
- 10 「座を開く時期」 なし
- 11 「宮座の行事」 なし
- 12 「座の財政」 なし
- 13 「文書記録」 なし
- 14 「類似の組織」 なし

15 「解体した座」 神職なき時代に座があり、現在なし

村社 **都留弥神社** 中河内郡布施村大字荒川（東大阪市）

報告者 神職

【神 職】

- 1 「世襲」 否
- 2 「現在も世襲か」 現職共二代
- 3 「特別な名称」 なし
- 4 「一年神主」 なし
- 5 「収入」 俸給令に依る
- 6 「その他」 なし
- 7 「神職の氏名」 竹内興一

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 布施町の一部大字四ヶ村
- 2 「二重氏子」 なし
- 3 「他市町村区域」 区域内
- 4 「氏子の戸数」 五千戸
- 5 「戸数の変動」 相違あり
- 6 「氏子の資格」 省令
- 7 「氏子入り儀礼」 なし
- 8 「婿入り」 氏子となる行事なし
- 9 「若衆の行事」 階級なし
- 10 「氏子内の階級」 なし

11 「階級の相違」

12 「氏子の義務」

13 「義務の差」

14 「その他」

経費負担の義務あり

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 三大祭の他なし
- 2 「儀礼内容」 三大祭、月日順に依る
- 3 「田植祭」
- 4 「特殊神饌」
- 5 「当屋の決定」
- 6 「長男の扱い」
- 7 「当屋の任務」
- 8 「当屋の交代」
- 9 「特殊神事」
- 10 「山の神祭」
- 11 「藁蛇の神事」
- 12 「火焚の神事」

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」
- 2 「宮座の建物」
- 3 「座人の資格」
- 4 「座衆の人員」

- 5 [座入り儀礼] //
- 6 [首座の名称] //
- 7 [組織階級] //
- 8 [座人の義務] //
- 9 [宮座衆の姓] //
- 10 [座を開く時期] //
- 11 [宮座の行事] //
- 12 [座の財政] //
- 13 [文書記録] //
- 14 [類似の組織] //
- 15 [解体した座] //

村社 天照大神社

中河内郡南高安村大字教興寺字辨天（八尾市）

報告者 岡市弥三郎

【神 職】

- 1 [世 襲] 世襲ではありません
- 2 [現在も世襲か] |
- 3 [特別な名称] ありません
- 4 [一年神主] ありません
- 5 [収 入] 崇敬者より寄付です
- 6 [その他] ありません
- 7 [神職の氏名] 社掌・岡市弥三郎

【氏 子】

- 1 [氏子区域] 一大字一社
- 2 [二重氏子] ありません
- 3 [他市町村区域] 限られています
- 4 [氏子の戸数] 氏子百五十戸、崇敬者壹千六百戸
- 5 [戸数の変動] ありません
- 6 [氏子の資格] ありません
- 7 [氏子入り儀礼] 帳簿に記載するのみです
- 8 [婿入り] 前項全断
- 9 [若衆の行事] 徴兵入退営者送迎し、神社に奉賽の供奉します
- 10 [氏子内の階級] 只今、中老は三十才より四十五才まで、若衆は十七才より二十九才までです

- 11 [階級の相違] 家格に依ります
- 12 [氏子の義務] 神社の修繕諸費の負担します
- 13 [義務の差] 異なります
- 14 [その他] ありません

【祭 礼】

- 1 [祭の日時] 毎年七月七日午前十時 例祭、二月二十八日午前十時 祈年祭、十二月一日午前十時 新嘗祭、中祭は法令の定むる当日 午前十時

2 「儀礼内容」 法令の定むる順序に依ります

3 「田植祭」 ありません

4 「特殊神饌」 ありません

5 「当屋の決定」 ありません

6 「長男の扱い」 ありません

7 「当屋の任務」 ありません

8 「当屋の交代」 ありません

9 「特殊神事」

毎年七月七日 例祭執行後神輿渡御、午後三時御発輦。

毎年一月七日 高座祭と申して当日午前十時祭典執行、

終日神楽奏上。吉兆無料授与

10 「山の神祭」

毎年十二月一日新嘗祭と同日午後一時 山の神祭執行、

終りて献湯行事

11 「藁蛇の神事」 ありません

12 「火焚の神事」 ありません

【宮 座】

1 「宮座の有無」 ありません

2 「宮座の建物」 ありません

3 「座人の資格」 ありません

4 「座衆の人員」 ありません

5 「座入り儀礼」 ありません

6 「首座の名称」 ありません

7 「組織階級」 ありません

8 「座人の義務」 ありません

9 「宮座衆の姓」

宮座は廃されしも、松村姓が多くあります

10 「座を開く時期」 ありません

11 「宮座の行事」 ありません

12 「座の財政」 ありません

13 「文書記録」 ありません

14 「類似の組織」

維新後宮座を廃し、伊勢講を有志組織し、一ヶ月一戸

五十銭宛積立、毎年一月元旦に伊勢大神宮へ参拝せら

れます

15 「解体した座」 維新までありません

村社 三十八神社

中河内郡三野郷村大字福万寺字走（東大阪市）

報告者 大引佐一

【神 職】

1 「世襲」 ありません

2 「現在も世襲か」 ありません

3 「特別な名称」 姓、神主、先生

4 「一年神主」 ありません

5 「収入」

米、麦等を以て俸給の代として居りました

6 「その他」 有りません

7 「神職の氏名」 大引佐一

【氏子】

1 「氏子区域」 大字福万寺村

2 「二重氏子」 有りません

3 「他市町村区域」 限られて居ります

4 「氏子の戸数」 百八十戸

5 「戸数の変動」 古今通じて相違ありません

6 「氏子の資格」 有りません

7 「氏子入り儀礼」 特別なものは有りません

8 「婿入り」

氏地内に居住する人全部を氏子として取扱ひますから、自然、婿・嫁及転住者等は氏子となつて居る分けを神

社より口答を以て伝えて居る分けです

9 「若衆の行事」 有りません

10 「氏子内の階級」 有りません

11 「階級の相違」 有りません

12 「氏子の義務」

神社の経営を、社入金、即ち神饌料、祈禱料及基本財

産利子を以て充当して居りますが、若し不足など生じ

たる場合は、村協議費を以て其払を負はせて居ります

13 「義務の差」 有りません

14 「その他」 有りません

【祭礼】

1 「祭の日時」

例祭（十月十七日）、新嘗祭（十一月二十三日）、祈年

祭（三月一日）、歳旦祭、元始祭、紀元節、天長節、

明治節、節分祭（二月三日）、神饌幣帛供進社指定記

念祭（六月一日）、夏祭（七月十七日）、水無月大祓

（六月三十日）
（十二月三十一日）

2 「儀礼内容」

概して異つた祭事はありません。例祭、祈年・新嘗・

国家の大祭。其他、節分・大祓等のものですから

3 「田植祭」

少々神田はありますが、小作に作らせて居ります。特

別な祭典は行ひません。苗を神社に供へて祝詞を奏し、

供饌・撤饌します

4 「特殊神饌」

本社にはありません。末社の若宮八幡神社には、毎年

旧八月十五日祭礼を行ひますが、その際白蒸（強飯）

を一升榊大及一合榊大のものに詰めた四角なものを供

へます

5 「当屋の決定」

祭の当屋といふものはありませんが、氏子総代及宮世

話人が神職の司祭を補佐して居ります

6 「長男の扱い」 ありません

7 「当屋の任務」 ありません

8 「当屋の交代」

当番はありませんが、宮世話人の期間は一年間にして居ります。そして選挙して居ります

9 「特殊神事」

水無月・師走の大祓には、赤の人形（二戸一枚）、節分には白の人形（一人一枚）つゝを配布して、記名・年齢等を記入の上、神社参拝を致させて、神社はそれを以て悪病除、又は厄除祈願祭を行ひます。正月二日には氏子一般の竈神祭を執行して居ります

10 「山の神祭」

ありません

11 「藁蛇の神事」

有りません

12 「火焚の神事」

以前は、正月十五日に「とんど」と称して各家より藁を持ち寄り、大きな火を燃しましたが、十数年前からありません。現在は門飾（メ縄・門松其他）を燃く位のものです

【宮座】

- 1 「宮座の有無」
- 2 「宮座の建物」
- 3 「座人の資格」
- 4 「座衆の人員」
- 5 「座入り儀礼」
- 6 「首座の名称」

宮座といふものは、以前よりありません。長老の言に、神職の奉仕せない以前には、自然氏子総代といふものもなく、只村人が寄合ひ時の世話人を定め、お祭を行つて居つた様です。記録の如きも勿論何にもありません

7 「組織階級」

8 「座人の義務」

9 「宮座衆の姓」

10 「座を開く時期」

11 「宮座の行事」

12 「座の財政」

13 「文書記録」

14 「類似の組織」

15 「解体した座」

村社 長瀬神社

中河内郡長瀬村大字衣摺字外島南山（東大阪市）

報告者 津山三男三郎

【神職】

1 「世襲」

大正二年合併新設に付、それ迄、各大字別当時は専任神職なく、従つて其の事実なし

2 「現在も世襲か」

神主さん、お宮さん

3 「特別な名称」

4 「一年神主」

5 「収入」

6 「その他」

津山三男三郎

【氏子】

1 [氏子区域]

金岡、大蓮、衣摺、柏田、南蛇草、北蛇草、東蛇草、横沼、俊徳道、吉松、柏田外島

2 [二重氏子]

3 [他市町村区域]

4 [氏子の戸数]

5 [戸数の変動]

6 [氏子の資格]

7 [氏子入り儀礼]

8 [婿入り]

9 [若衆の行事]

10 [氏子内の階級]

11 [階級の相違]

12 [氏子の義務]

13 [義務の差]

14 [その他]

新嘗祭 十一月二十三日、庭燎祭 十二月十五日、大祓式 十二月三十一日

2 [儀礼内容]

秋祭(例祭)、夏祭、歳旦祭、祈年祭、新嘗祭 以下

殆んど全じ

3 [田植祭]

4 [特殊神饌]

5 [当屋の決定]

6 [長男の扱い]

7 [当屋の任務]

8 [当屋の交代]

9 [特殊神事]

10 [山の神祭]

11 [藁蛇の神事]

12 [火焚の神事]

【宮座】

1 [宮座の有無]

2 [宮座の建物]

3 [座人の資格]

4 [座衆の人員]

5 [座入り儀礼]

6 [首座の名称]

7 [組織階級]

【祭礼】

1 [祭の日時]

歳旦祭 一月一日、追儺祭 二月節分日、祈年祭 二月二十日、記念祭(合祀・春祭) 四月十六日、天長節 四月二十九日、大祓式 六月三十日、夏祭 七月二十三日、秋祭 十月十五日、明治天皇祭 十一月三日、

- 8 [座人の義務] //
- 9 [宮座衆の姓] //
- 10 [座を開く時期] //
- 11 [宮座の行事] //
- 12 [座の財政] //
- 13 [文書記録] //
- 14 [類似の組織] //
- 15 [解体した座] //

村社 仲村神社

中河内郡玉川村大字菱江字小中野（東大阪市）

報告者 武村辰治郎

【神 職】

- 1 [世襲] 世襲ではありません
- 2 [現在も世襲か] 明治の末期頃迄、本村居住中村何某が宮守として二代奉仕して居りました

- 3 [特別な名称] 別ありません
- 4 [一年神主] 以上の習慣はありません
- 5 [収入] 年貢米を金にして収入にして居ります
- 6 [その他] 特殊な事はありません
- 7 [神職の氏名] 武村辰治郎

【氏 子】

- 1 [氏子区域] 変った事ありません
- 2 [二重氏子] 二重氏子はありません
- 3 [他市町村区域] 市町村の区域内に限られて居ります
- 4 [氏子の戸数] 二百三十戸
- 5 [戸数の変動] 一年に十戸程増加します
- 6 [氏子の資格] 制限ありません
- 7 [氏子入り儀礼] 何もありません
- 8 [婿入り] 何もありません
- 9 [若衆の行事] 何もありません
- 10 [氏子内の階級] 何もありません
- 11 [階級の相違] 家格によります
- 12 [氏子の義務] 何もありません
- 13 [義務の差] 全上
- 14 [その他] 全上

【祭 礼】

- 1 [祭の日時] 祈年祭（二月十七日午前十時）、夏祭（七月二十五日午前十時）、新嘗祭（十一月二十三日午前十時）、秋祭（十月十六日午後一時）
- 2 [儀礼内容] 己々都牟須比大神 杵柱
- 3 [田植祭] ありません
- 4 [特殊神饌] 全上
- 5 [当屋の決定] ありません

- 6 「長男の扱い」 ありません
- 7 「当屋の任務」 全上
- 8 「当屋の交代」 全上
- 9 「特殊神事」 全上
- 10 「山の神祭」 ありません
- 11 「藁蛇の神事」 ありません
- 12 「火焚の神事」 ありません

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」 ありません
- 2 「宮座の建物」 全上
- 3 「座人の資格」 全上
- 4 「座衆の人員」 全上
- 5 「座入り儀礼」 全上
- 6 「首座の名称」 全上
- 7 「組織階級」 全上
- 8 「座人の義務」 全上
- 9 「宮座衆の姓」 全上
- 10 「座を開く時期」 全上
- 11 「宮座の行事」 全上
- 12 「座の財政」 全上
- 13 「文書記録」 全上
- 14 「類似の組織」 全上
- 15 「解体した座」 数十年前にはありました

村社 金山媛神社 中河内郡堅上村大字雁多尾畑（柏原市）

報告者 寺田 實

【神 職】

- 1 「世襲」 世襲で無し
- 2 「現在も世襲か」 前の項により無し
- 3 「特別な名称」 神主又はお宮さんといふ
- 4 「一年神主」 なし
- 5 「収入」 以前は神職無し
- 6 「その他」 なし
- 7 「神職の氏名」 寺田 實

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 なし
- 2 「二重氏子」 なし
- 3 「他市町村区域」 堅上村雁多尾畑一円
- 4 「氏子の戸数」 二百二十戸
- 5 「戸数の変動」 増減なし
- 6 「氏子の資格」 なし
- 7 「氏子入り儀礼」 なし
- 8 「婿入り」 神前奉告祭を行ふ
- 9 「若衆の行事」 なし
- 10 「氏子内の階級」 なし
- 11 「階級の相違」 前項によりなし
- 12 「氏子の義務」 麦米初穂及氏子納金献納

- 13 「義務の差」 氏子納金に上・中・下の区別あり
- 14 「その他」 なし

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」

祈年祭（二月下旬）、夏祭（七月二十五日）、例祭（十月二十五日）、新嘗祭（十一月下旬）

- 2 「儀礼内容」 前項の如し
- 3 「田植祭」 なし
- 4 「特殊神饌」 なし
- 5 「当屋の決定」 当屋なし
- 6 「長男の扱い」 なし
- 7 「当屋の任務」 なし
- 8 「当屋の交代」 なし
- 9 「特殊神事」 七月二十五日の渡御祭及一月、五月、九月、十一月（各月の第一の申の日）申祭
- 10 「山の神祭」 なし
- 11 「藁蛇の神事」 なし
- 12 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」 只単に座講といふ
- 2 「宮座の建物」 なし

- 3 「座人の資格」 なし。世襲的

- 4 「座衆の人員」 三百人程

- 5 「座入り儀礼」 なし

- 6 「首座の名称」

判然とした名称はないが、氏子総代が管理する

- 7 「組織階級」 なし

- 8 「座人の義務」

神社に年一回、麦初穂及米初穂各一升づつ奉納する

- 9 「宮座衆の姓」 高津、杉井、藪田、山本、横尾

- 10 「座を開く時期」 十二月十四日

- 11 「宮座の行事」 申祭として祭典を行ふ

- 12 「座の財政」 山林十五丁、田地五反、但し氏子の共有持

- 13 「文書記録」 有り

- 14 「類似の組織」 無し

- 15 「解体した座」 前項の如し

村社 八幡神社 中河内郡布施町大字森河内（東大阪市）

報告者 今田 繁

【神 職】

- 1 「世 襲」

古来宮寺林光院奉仕の処、大正十年より社掌を設置す

- 2 「現在も世襲か」

- 3 「特別な名称」 神主

4 「一年神主」 無之

5 「収入」 宮寺時代は、宮座より諸費負担す

6 「その他」 無之

7 「神職の氏名」 社掌・今田 繁

【氏子】

1 「氏子区域」 無之

2 「二重氏子」 無之

3 「他市町村区域」 限定せらる

4 「氏子の戸数」 約千二百戸

5 「戸数の変動」

明治中頃迄は百戸程なれども、改て毎年増加せり

6 「氏子の資格」 氏子地内居住者と云ふの外なし

7 「氏子入り儀礼」 無之

8 「婿入り」 現在にては要式^(マヤ)なし

9 「若衆の行事」 祭事の献燈を負担す

10 「氏子内の階級」 無之

11 「階級の相違」 家格年齢に依らず人望に依る

12 「氏子の義務」 担当献金神社維持の責を負ふ

13 「義務の差」 無之

14 「その他」 無之

【祭礼】

1 「祭の日時」

祈年 新嘗 式大祭の外、祭日は夏祭 七月十六日、例祭 十月十六日とす

2 「儀礼内容」

3 「田植祭」 無之

4 「特殊神饌」 無之

5 「当屋の決定」 総代全員

6 「長男の扱い」 無

7 「当屋の任務」 祭日神職の手助をなすのみ

8 「当屋の交代」 無之

9 「特殊神事」 無之

10 「山の神祭」 無之

11 「藁蛇の神事」 無之

12 「火焚の神事」

昔日は一月十四日に大篝火ありしも、今はなし

【宮座】

1 「宮座の有無」

単に宮座と称せしも、現今有名無実なり

2 「宮座の建物」 無之

3 「座人の資格」

新入の者は、十石十貫を提出する定めなるも、今はなし

4 「座衆の人員」

正徳年間には六拾三戸ありしも、現在十三戸のみ

5 「座入り儀礼」

十石十貫を出し、座衆に勝手振舞をなせしよし

6 「首座の名称」

一老若くは座頭と云ひしよし

7 「組織階級」

年老と家柄を酌して定めしよし

8 「座人の義務」

格別の義務なし

9 「宮座衆の姓」

今村姓、中西姓

10 「座を開く時期」

祭日の翌日なりしよし

11 「宮座の行事」

別に無之

12 「座の財政」

一、畑八畝廿八歩、一、宅地式百三十六坪、一、山林

名宅地五百九十八坪を有し、其収入による

13 「文書記録」

氏地旧家に現存せるもの少数あり

14 「類似の組織」

／＼

15 「解体した座」

座は現在有名無実の状態にあり

備考 宮座は明治中年より有名無実となり、其実無之

も今村経営費外十三名の名にて座財産を登記保存し、

其利金は随時神社の営繕其他に寄付をなし居し。

追て右財産を神社所有地とするの儀有之、目下有志の

協議中なり

村社 菅原神社

中河内郡加美村大字鞍作（大阪市平野区）

報告者 社掌・船井才次郎

【神職】

1 「世襲」

神職常置なく、世襲に在らず

2 「現在も世襲か」

——

3 「特別な名称」

神主と呼ぶ外、特別名称無之

4 「一年神主」

右に該当する事項無之

5 「収入」

麦綿米初穂を氏子一般より寄せ集め居れり

6 「その他」

無之

7 「神職の氏名」

船井才次郎

【氏子】

1 「氏子区域」

大字鞍作、大字南鞍作、大字鞍作新家 一円

2 「二重氏子」

無之

3 「他市町村区域」

加美村大字鞍作・全南鞍作・全鞍作新家に限られてい

4 「氏子の戸数」

四百十四戸

5 「戸数の変動」

古昔は百三十五戸内外なり。現今は非常に増加せり

6 「氏子の資格」

無之

7 「氏子入り儀礼」

無之

8 「婿入り」

何等慣習無之

9 「若衆の行事」

何等慣習無之

10 「氏子内の階級」

無之

11 「階級の相違」 家格によります

12 「氏子の義務」 本殿・拝殿・社務所等の改築修繕費、其他経費一般を
負担す

13 「義務の差」 階級により負担義務が異なれり

14 「その他」 無之

【祭 礼】

1 「祭の日時」

歳旦祭 一月一日午前六時、祈年祭 二月二十五日午前

拾時、夏例祭 七月二十四日午後四時、秋例祭 十月十

六日午前拾時、新嘗祭 十一月二十三日午後式時

2 「儀礼内容」

神社祭式に定められたる以外に特殊祭礼無之

3 「田植祭」

無之

4 「特殊神饌」

無之

5 「当屋の決定」

無之

6 「長男の扱い」

無之

7 「当屋の任務」

無之

8 「当屋の交代」

無之

9 「特殊神事」

無之

10 「山の神祭」

無之

11 「藁蛇の神事」

無之

12 「火焚の神事」

無之

昔は一月十五日の左義長式に、境内に於て氏子より注
文繩及藁わらを持ち寄りトンドウをなしましたが、現今は
無之

【宮 座】

1 「宮座の有無」

2 「宮座の建物」

3 「座人の資格」

4 「座衆の人員」

5 「座入り儀礼」

6 「首座の名称」

7 「組織階級」

8 「座人の義務」

9 「宮座衆の姓」

10 「座を開く時期」

11 「宮座の行事」

12 「座の財政」

13 「文書記録」

14 「類似の組織」

15 「解体した座」

現今は無之

神社合併迄は、南北南座あり。二月二十五日勘定とて
懇親会を催し居れり

村社 天神社 中河内郡西郡村（八尾市）

報告者 ㊦（中村）

【神 職】

- 1 「世襲」 世襲にあらず。兼務社です
- 2 「現在も世襲か」 なし
- 3 「特別な名称」 ありません
- 4 「一年神主」 事実なし
- 5 「収入」 遠き以前に於ては、初穂米として二期に氏子より納米を受く
- 6 「その他」 なし
- 7 「神職の氏名」 兼務社掌・中村茂一

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 一村一社なり
- 2 「二重氏子」 なし
- 3 「他市町村区域」 限られています
- 4 「氏子の戸数」 三百六十戸
- 5 「戸数の変動」 明治五年頃迄は百戸位でしたが、今は一部落氏子入りしてより三百六拾戸となれり
- 6 「氏子の資格」 なし
- 7 「氏子入り儀礼」 なし
- 8 「婿入り」

別に之れと申、氏子入なるものではありません

9 「若衆の行事」 大祭に太鼓台を昇ぐ位の事です

10 「氏子内の階級」 なし

11 「階級の相違」 別になし

12 「氏子の義務」

神社費の負担義務、年一回神社境内掃除。之れも旧氏子のみなせり

13 「義務の差」 資産程度によりて負担額に等差あり

14 「その他」

(12) の掃除に従事するものは旧氏子のみにて、明治五年以後氏子となりたるものは旧習慣上勸めても加入をなさず

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 十月二十五日大祭執行
- 2 「儀礼内容」 大祭、祈年、神嘗祭典、例月二十五日・朔日、祭典執行
- 3 「田植祭」 ありません
- 4 「特殊神饌」 用ひません
- 5 「当屋の決定」 なし
- 6 「長男の扱い」 なし
- 7 「当屋の任務」 なし
- 8 「当屋の交代」 なし

9 「特殊神事」

なし

10 「山の神祭」

行はず

11 「藁蛇の神事」

ありません

12 「火焚の神事」

正月十五日未明焚火をなし、其火を持ち帰へりて正月
供へたる鏡餅を焼き、小豆の粥を焚きて祝ふ習慣あり

【宮座】

1 「宮座の有無」

天神講と称し、毎年一月二十五日に二部落に各一組
づ、あります

2 「宮座の建物」

なし

3 「座人の資格」

従来の講者のもの（宮座と称す）、世襲的になし居る
のみ

4 「座衆の人員」

中之辻宮座 人数二十一名、西之辻は十八名なり

5 「座入り儀礼」

なし

6 「首座の名称」

別になし

7 「組織階級」

階級制度は別になし。然れども旧家の家主を自然的の
座主の如く待遇をなせり

8 「座人の義務」

当屋に当れば相当の料理を以て待遇をなす

9 「宮座衆の姓」

別に記載すべき特殊性の姓あらず

10 「座を開く時期」

毎月一月二十五日に限られて居ります

11 「宮座の行事」

別になく、神前に供へたる神酒を頂き、それより当屋
より出されたる酒宴に入る

12 「座の財政」

何れも昔は相当なる土地を有したりしが、今は之れと
云ふべき財産（共有）なく、単に当屋に当れば身分相
応の酒宴を以て満足をなせり

13 「文書記録」

別になし

14 「類似の組織」

なし

15 「解体した座」

以前は中之辻等は三座ありしも、戸数の減少と共に今
は一座のみ残れり

村社 八尾神社

中河内郡八尾町大字西郷字城丁（八尾市）

報告者 菅尾量太

【神職】

1 「世襲」

／／

2 「現在も世襲か」

／／

3 「特別な名称」

神主さん

4 「一年神主」

／／

5 「収入」

／／

6 「その他」

／／

7 「神職の氏名」 菅尾量太

夏季例祭 七月十五日午前九時。其他神社恒例祭式とす

【氏子】

1 「氏子区域」 西郷・木戸

2 「二重氏子」 //

3 「他市町村区域」 区域内

4 「氏子の戸数」 五百戸

5 「戸数の変動」

もと二百戸なりしか、大軌電車開通、大軌八尾駅設置
以来、急激に増加せり

6 「氏子の資格」 //

7 「氏子入り儀礼」 //

8 「婿入り」 //

9 「若衆の行事」 //

10 「氏子内の階級」 //

11 「階級の相違」 //

12 「氏子の義務」

氏子納金として、一ヶ月金拾銭を拠出する申合せあり。
但、約半数実行せる程度なり

13 「義務の差」 //

14 「その他」 //

2 「儀礼内容」

夏祭には、神輿并に太鼓台を昇くを例とす

3 「田植祭」 //

4 「特殊神饌」 //

5 「当屋の決定」 //

6 「長男の扱い」 //

7 「当屋の任務」 //

8 「当屋の交代」 //

9 「特殊神事」 //

10 「山の神祭」 //

11 「藁蛇の神事」 //

12 「火焚の神事」 //

【宮座】

1 「宮座の有無」 //

2 「宮座の建物」 //

3 「座人の資格」 //

4 「座衆の人員」 //

5 「座入り儀礼」 //

6 「首座の名称」 //

7 「組織階級」 //

8 「座人の義務」 //

【祭礼】

1 「祭の日時」

- 9 「宮座衆の姓」
- 10 「座を開く時期」
- 11 「宮座の行事」
- 12 「座の財政」
- 13 「文書記録」
- 14 「類似の組織」
- 15 「解体した座」

村社 八幡神社

中河内郡長吉村大字川辺(大阪市平野区)

報告者 兼社掌・仲野春吉

【神 職】

- 1 「世襲」 否
- 2 「現在も世襲か」 /
- 3 「特別な名称」 ありません
- 4 「一年神主」 なし
- 5 「収入」 月俸(金子)
- 6 「その他」 なし
- 7 「神職の氏名」 仲野春吉

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 大字川辺一村一社
- 2 「二重氏子」 なし
- 3 「他市町村区域」 限られています
- 4 「氏子の戸数」 約二百戸

- 5 「戸数の変動」 大相違なし
- 6 「氏子の資格」 制限なし
- 7 「氏子入り儀礼」 なし
- 8 「婿入り」

氏子地に住居すれば、無条件にて氏子となるにより、
 求婚するも一家をかまへ戸主となれば、自然氏子とな
 る

- 9 「若衆の行事」 なし
- 10 「氏子内の階級」 なし
- 11 「階級の相違」 階級なし。平等なり
- 12 「氏子の義務」 初穂料を徴収せる義務あるのみ
- 13 「義務の差」 なし
- 14 「その他」 特殊の事項なし

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 特殊神事なし。現行法により大・中・小祭を定むるの
 み。但し、例祭神輿渡御ある(九月十五日)
- 2 「儀礼内容」 右の通りに付不記
- 3 「田植祭」 なし
- 4 「特殊神饌」 なし
- 5 「当屋の決定」 なし
- 6 「長男の扱い」 なし
- 7 「当屋の任務」 なし

8 「当屋の交代」 なし

9 「特殊神事」 なし

10 「山の神祭」 なし

11 「藁蛇の神事」 なし

12 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

1 「宮座の有無」 なし

2 「宮座の建物」 なし

3 「座人の資格」 なし

4 「座衆の人員」 なし

5 「座入り儀礼」 なし

6 「首座の名称」 なし

7 「組織階級」 なし

8 「座人の義務」 なし

9 「宮座衆の姓」 なし

10 「座を開く時期」 なし

11 「宮座の行事」 なし

12 「座の財政」 なし

13 「文書記録」 なし

14 「類似の組織」 なし

15 「解体した座」 なし

村社 金山彦神社 中河内郡堅上村大字青谷（柏原市）

報告者 寺田 實

【神 職】

1 「世襲」 世襲でなし

2 「現在も世襲か」 前項によりなし

3 「特別な名称」 神主又はお宮さんと云ふ

4 「一年神主」 なし

5 「収入」 なし（但以前は神職無きによる）

6 「その他」 なし

7 「神職の氏名」 寺田 實

【氏 子】

1 「氏子区域」 なし

2 「二重氏子」 なし

3 「他市町村区域」 堅上村青谷一円

4 「氏子の戸数」 九十戸

5 「戸数の変動」 なし

6 「氏子の資格」 なし

7 「氏子入り儀礼」 なし

8 「婿入り」 神前奉告祭を行ふ

9 「若衆の行事」 なし

10 「氏子内の階級」 なし

11 「階級の相違」 なし

12 「氏子の義務」 氏子納金の義務あり

- 13 [義務の差] 上・中・下の区別あり
- 14 [その他] なし

【祭 礼】

- 1 [祭の日時]

祈年祭（二月下旬）、夏祭（七月十五日）、例祭（十月二十五日）、新嘗祭（十一月下旬）

- 2 [儀礼内容] 前項の如し
- 3 [田植祭] なし
- 4 [特殊神饌] なし
- 5 [当屋の決定] 当屋なし
- 6 [長男の扱い] なし
- 7 [当屋の任務] なし
- 8 [当屋の交代] なし
- 9 [特殊神事] なし
- 10 [山の神祭] なし
- 11 [藁蛇の神事] なし
- 12 [火焚の神事] なし

【宮 座】

- 1 [宮座の有無] なし
- 2 [宮座の建物] なし
- 3 [座人の資格] なし
- 4 [座衆の人員] なし

- 5 [座入り儀礼] なし
- 6 [首座の名称] なし
- 7 [組織階級] なし
- 8 [座人の義務] なし
- 9 [宮座衆の姓] なし
- 10 [座を開く時期] なし
- 11 [宮座の行事] なし
- 12 [座の財政] なし
- 13 [文書記録] なし
- 14 [類似の組織] なし
- 15 [解体した座] なし

- 14 [類似の組織] なし

七人衆として、毎年七月十四日及十月二十四日に神餅
献納せらる

- 15 [解体した座] なし

村社 中臣須牟地神社

中河内郡 矢田村大字住道（大阪市東住吉区）

報告者 印（若宮）

【神 職】

- 1 [世襲] 明治初年以來
- 2 [現在も世襲か] //
- 3 [特別な名称] //
- 4 [一年神主] //
- 5 [収入] 氏子納金
- 6 [その他] //

7 「神職の氏名」 若宮春運

【氏 子】

1 「氏子区域」 中河内郡矢田村大字住道

2 「二重氏子」 //

3 「他市町村区域」 然り

4 「氏子の戸数」 二百五十戸

5 「戸数の変動」 稍増加す

6 「氏子の資格」 //

7 「氏子入り儀礼」 //

8 「婿入り」 //

9 「若衆の行事」 //

10 「氏子内の階級」 //

11 「階級の相違」 //

12 「氏子の義務」 神社費の負担以外にはなし

13 「義務の差」 //

14 「その他」 //

【祭 礼】

1 「祭の日時」

祈年祭（春祭）三月八日、夏祭 七月二十三日、例祭

（秋祭）十月十三日、新嘗祭（冬祭）十二月八日

2 「儀礼内容」 法規指示に従ふ

3 「田植祭」 //

4 「特殊神饌」 //

5 「当屋の決定」 //

6 「長男の扱い」 //

7 「当屋の任務」 //

8 「当屋の交代」 //

9 「特殊神事」 //

10 「山の神祭」 //

11 「藁蛇の神事」 //

12 「火焚の神事」 一月十五日 社頭に於て執行

【宮 座】

1 「宮座の有無」 //

2 「宮座の建物」 //

3 「座人の資格」 //

4 「座衆の人員」 //

5 「座入り儀礼」 //

6 「首座の名称」 //

7 「組織階級」 //

8 「座人の義務」 //

9 「宮座衆の姓」 //

10 「座を開く時期」 //

11 「宮座の行事」 //

12 「座の財政」 //

13 「文書記録」 //

- 14 [類似の組織]
- 15 [解体した座]

//
//

村社 **西堤神社**

中河内郡楠根町大字西堤（東大阪市）

報告者 高林仁一

【神職】

- 1 [世襲]
- 2 [現在も世襲か]
- 3 [特別な名称]
- 4 [一年神主]

//
//
神主

五人組を一組と為し、当番に当りし年を年行司と申して、一ヶ年中村落の慶事の行司をすることに成つて居ます。其年行司が、即ち神主で御座います。神社の年中行司一切行ふ役にして、神職同様のものに御座います。順番は部落が東西に位いせは、東部より五軒、翌年其次隣家五軒を一組と成るもの、如くて御座います

- 5 [収入]
- 6 [その他]
- 7 [神職の氏名]

玄米及麦の現品初穂
//
高林仁一

【氏子】

- 1 [氏子区域]

大字西堤部落全部に、大字川俣領をも含まれ、其川俣領内に在る家並も西堤部落と相對峙し居れば、自然西

堤部落と同一に見做すにより、西堤神社氏子は自然に御座います

- 2 [二重氏子]

前記の通り、一部川俣領なれど、事実上西堤神社氏子で御座います

- 3 [他市町村区域]
- 4 [氏子の戸数]
- 5 [戸数の変動]
- 6 [氏子の資格]
- 7 [氏子入り儀礼]

当町村区域内限られています
壹百五拾戸
大相違ありません
//
氏子となるに、氏子門標が貼り付くことに成つています

- 8 [婿入り]
- 9 [若衆の行事]
- 10 [氏子内の階級]

自然氏子と見做して居ます
例年一月十五日に、左義長の式が行ひます
別段階級としては御座いませんが、古へ座があり、中老・若衆の組織がありました

- 11 [階級の相違]
- 12 [氏子の義務]

//
神社宮繕費及経常費の負担の義務を帯びます

- 13 [義務の差]
- 14 [その他]

資力に依りて負担の義務が異なります
雨乞祭、疫病又は国事に関する祭儀の節には川砂持神

旧正月にして、座の当番は男子の生れた順序に成つて
います

7 「神職の氏名」

丸山 清

11 「宮座の行事」 御弓の神事 旧正月には座祭

【氏子】

12 「座の財政」

1 「氏子区域」

なし

座の株及田畑共有財産より生ずる財を以て、其経済に
充当して居ます。年に一回其収支精算行つて居ました。

2 「二重氏子」

なし

13 「文書記録」

3 「他市町村区域」

村の区域内に限られています

14 「類似の組織」

4 「氏子の戸数」

百十六戸

15 「解体した座」

5 「戸数の変動」

大した相違はありません

古へ、明治時代迄宮座を継続して居りました

6 「氏子の資格」

なし

7 「氏子入り儀礼」

なし

村社 大津神社 中河内郡英田村大字水走（東大阪市）

報告者 丸山 清

【神職】

1 「世襲」

なし

2 「現在も世襲か」

なし

3 「特別な名称」

全体が神主と呼ぶ方が多いです 又は神官とも呼びま
す

す

4 「一年神主」

なし

5 「収入」

米麦の初穂を集めて神職の収入とせしも、現在では一
部分に過ぎず

部分に過ぎず

6 「その他」

なし

【祭礼】

1 「祭の日時」

例祭（十月十九日）

2 「儀礼内容」

例祭、新嘗祭、祈年祭

3 「田植祭」

なし

4 「特殊神饌」

なし

5 「当屋の決定」

なし

6 「長男の扱い」 なし

7 「当屋の任務」 なし

8 「当屋の交代」 なし

9 「特殊神事」

溝掘の神事 起源は不明なるも、古くより行はれて居りますこの神事は、毎年八月七日の午前七時より境内の大樹に鐘を釣^⑧り、之を打鳴すと、町水走部落、古水走部落各一軒ごとに一人宛鋤鎌を持集せしめ、境内に集合し、凡そ百人位も集まりし時に、神職は神前に献饌し、祝詞を奏し、玉串終れば部落人は境内周囲の溝を掘り、土を上げ、草を抜き、掃除を始め。凡そ二時間位にして境内全く清除す。終れば、撤饌の酒・するめ・だし雑魚にて酒肴を戴き、拝禮して皆々家々に帰る、是にて式を終了す。此の神事は、八月中に雨の成べく多く降るやうに祈願する神事である

10 「山の神祭」 なし

11 「藁蛇の神事」 なし

12 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

1 「宮座の有無」 なし

2 「宮座の建物」 なし

3 「座人の資格」 なし

4 「座衆の人員」 なし

5 「座入り儀礼」 なし

6 「首座の名称」 なし

7 「組織階級」 なし

8 「座人の義務」 なし

9 「宮座衆の姓」 なし

10 「座を開く時期」 なし

11 「宮座の行事」 なし

12 「座の財政」 なし

13 「文書記録」 なし

14 「類似の組織」 なし

15 「解体した座」 なし

村社 長田神社

中河内郡楠根町大字長田字相生（東大阪市）

【神 職】

1 「世襲」 //

2 「現在も世襲か」 明治四十三年頃迄

3 「特別な名称」 神官

4 「一年神主」 //

5 「収入」 //

米麦二期の初穂現品を以て収入としていました

6 「その他」 //

7 「神職の氏名」 高林仁一

報告者 高林仁一

【氏子】

- 1 「氏子区域」 氏子区域は大字内てあります
- 2 「二重氏子」 /
- 3 「他市町村区域」 村区域内に限られています
- 4 「氏子の戸数」 式百五拾戸
- 5 「戸数の変動」 古今に相違ありません
- 6 「氏子の資格」 制限はありません
- 7 「氏子入り儀礼」 /
- 8 「婿入り」 自然氏子と見做しています
- 9 「若衆の行事」 正月注連縄又は秋祭・夏祭等に献燈行事
- 10 「氏子内の階級」 古へ座があり。大正初年頃迄には、中老・若衆の制度がありました
- 11 「階級の相違」 昔は階級が家格によっていました。今は平等です
- 12 「氏子の義務」 営繕又は経常費等の負担を義務としています
- 13 「義務の差」 資力に依り異っています
- 14 「その他」 疫病流行、或は国事に関し、祈願祭執行。其報賽祭には、必ず流川砂持等神威の崇敬の念の厚いこと限りなし。即ち氏神觀念深厚

【祭礼】

- 1 「祭の日時」 例祭 十月二十一日午前十時、新嘗祭 十一月二十四日午前十時、祈年祭 二月十七日午前十時、末社祭 塞祭 旧正月十二日、琴平祭 旧八月十一日
- 2 「儀礼内容」 例祭、祈年祭、新嘗祭、稻荷祭、塞祭、琴平祭
- 3 「田植祭」 /
- 4 「特殊神饌」 /
- 5 「当屋の決定」 古へは設けられてありましたが、今は廃止されて居ます
- 6 「長男の扱い」 /
- 7 「当屋の任務」 /
- 8 「当屋の交代」 /
- 9 「特殊神事」 古「御弓の神事」が行はれて、小字にも射場の町と申す地が現存しています。今は廃止なりて、其儀更にありませぬ
- 10 「山の神祭」 /
- 11 「藁蛇の神事」 神門注連縄掛替神事 一月七日。古例其任は、宮鎮座町の若衆、今は青年団の行事であります
- 12 「火焚の神事」 /

【宮座】

- 1 「宮座の有無」
衛門座、兵衛座の二座 明治中興迄存在
- 2 「宮座の建物」
座の家の系統人であること
- 3 「座人の資格」
衛門座十七人、兵衛座十六人
- 4 「座衆の人員」
座入が厳禁。然るに兵衛座として座入がありましたそ
うです
- 5 「座入り儀礼」
座頭
- 6 「首座の名称」
座頭
- 7 「組織階級」
祭事等に関する諸費の負担（即ち座祭りのこと）
- 8 「座人の義務」
田中氏が勢力あり。其下に二階堂氏・高林氏・沢田氏
等
- 9 「宮座衆の姓」
正月
- 10 「座を開く時期」
御弓の神事。座祭
- 11 「宮座の行事」
座毎に基本財産として田畑共有財産より生ずる財を充
当、不足の場合は頭割にて徴収せし由、其精算も判然。
今は廃絶しています
- 12 「座の財政」

13 「文書記録」

中河内郡誌に記載の通り、田中氏に保存しています

14 「類似の組織」

- 前記の通り、塞祭講と云ふがありました。今に七、八
軒存在しています
明治中興迄座が存在していました

村社 八幡神社

中河内郡小阪町大字上小阪（東大阪市）
報告者 社掌・北條伊勇二 代り④（五島）

【神職】

- 1 「世襲」
なし
- 2 「現在も世襲か」
なし
- 3 「特別な名称」
普通に先生と呼ぶの外なし
- 4 「一年神主」
なし
- 5 「収入」
氏子各戸に等級を定め、神社維持費として年一回納金
による
- 6 「その他」
氏子の信頼最も厚く、此の度の神社営繕に関し、献身
的熱誠なる奮闘努力を続け、功績の差ある現在、雇員
五島慶次郎を専任神職として補することは、最も必要
なりと氏子一般の熱意なり
- 7 「神職の氏名」
大阪府北河内郡九ヶ荘村 大利神社々掌・北條伊勇二
兼務

【氏子】

- 1 [氏子区域] なし
- 2 [二重氏子] なし
- 3 [他市町村区域] 町内大字全部に限る
- 4 [氏子の戸数] 約七百戸
- 5 [戸数の変動] 最近毎年五六十戸増加す
- 6 [氏子の資格] なし
- 7 [氏子入り儀礼] 氏子納金名簿に登載し、門戸に神社名氏子の証、焼付の板札を標示す
- 8 [婿入り] 婿・養子に不拘、区域内に転入し来るものは総て氏子と看做す
- 9 [若衆の行事] 秋祭（十月十四日）神輿渡御をなすの外なし
- 10 [氏子内の階級] なし
- 11 [階級の相違] なし
- 12 [氏子の義務] 神社維持負担
- 13 [義務の差] なし
- 14 [その他] なし

【祭礼】

- 1 [祭の日時] 祈年祭 二月二十日、秋例祭 十月十四日、節分祭 曆

による、夏祭 七月一日、大祓祭^{六月三十日}、^{十二月三十一日}夕刻、
 小児童入學祭 四月一日。其の他の中祭は所定の通り

2 [儀礼内容]

- 2 [儀礼内容] 歳旦祭・元始・紀元・祈年・天長・大祓・夏祭・秋祭・明治節・新嘗・大祓の各祭
- 3 [田植祭] なし
- 4 [特殊神饌] なし
- 5 [当屋の決定] なし
- 6 [長男の扱い] なし
- 7 [当屋の任務] なし
- 8 [当屋の交代] なし
- 9 [特殊神事] なし
- 10 [山の神祭] なし
- 11 [藁蛇の神事] 毎年末、大繩を作り、祓清めて鳥居掛け奉るの外なし
- 12 [火焚の神事] 節分の夜、かがりを燃すの外なし

【宮座】

- 1 [宮座の有無] /
- 2 [宮座の建物] /
- 3 [座人の資格] /
- 4 [座衆の人員] /
- 5 [座入り儀礼] /

- 6 [首座の名称]
- 7 [組織階級]
- 8 [座人の義務]
- 9 [宮座衆の姓]
- 10 [座を開く時期]
- 11 [宮座の行事]
- 12 [座の財政]
- 13 [文書記録]
- 14 [類似の組織]
- 15 [解体した座]

////
 ////
 ////
 ////
 ////
 ////
 ////
 ////
 ////
 ////

村社 弓削神社

中河内郡曙川村大字東弓削（八尾市）

報告者 吉村敏男

【神 職】

- 1 [世襲]
- 2 [現在も世襲か]
- 3 [特別な名称]
- 4 [一年神主]
- 5 [収入]
- 6 [その他]
- 7 [神職の氏名]

否
 古来、常置神職はありませんでした
 神主
 なし
 兼務神職に対し、米麦初穂供与
 なし
 兼務社掌・吉村敏男

【氏 子】

- 1 [氏子区域]

曙川村大字東弓削

- 2 [二重氏子]
- 3 [他市町村区域]
- 4 [氏子の戸数]
- 5 [戸数の変動]
- 6 [氏子の資格]
- 7 [氏子入り儀礼]
- 8 [婿入り]
- 9 [若衆の行事]
- 10 [氏子内の階級]
- 11 [階級の相違]
- 12 [氏子の義務]
- 13 [義務の差]
- 14 [その他]

否
 限られています
 六十戸
 なし
 なし
 なし
 特殊の制度なし
 なし
 なし
 なし
 なし
 神社経費の負担
 階級なし
 //

【祭 礼】

- 1 [祭の日時]
- 2 [儀礼内容]
- 3 [田植祭]
- 4 [特殊神饌]
- 5 [当屋の決定]
- 6 [長男の扱い]
- 7 [当屋の任務]
- 8 [当屋の交代]

例祭 十月二十日、夏祭 七月二十日
 例祭 祭典執行、夏祭 祭典執行・神輿渡御
 祭典執行・神輿渡御
 なし
 なし
 氏子総交代互奉仕
 なし
 日供、神饌調製、境内掃除奉仕
 毎年末、祭器具の引継

村社 都留美島神社

中河内郡曙川村大字都塚（八尾市）

報告者 吉村敏男

- 9 「特殊神事」 なし
- 10 「山の神祭」 なし
- 11 「藁蛇の神事」 なし
- 12 「火焚の神事」 なし

【宮座】

- 1 「宮座の有無」 なし
- 2 「宮座の建物」 なし
- 3 「座人の資格」 なし
- 4 「座衆の人員」 なし
- 5 「座入り儀礼」 なし
- 6 「首座の名称」 なし
- 7 「組織階級」 なし
- 8 「座人の義務」 なし
- 9 「宮座衆の姓」 なし
- 10 「座を開く時期」 なし
- 11 「宮座の行事」 なし
- 12 「座の財政」 なし
- 13 「文書記録」 なし
- 14 「類似の組織」
- 15 「解体した座」

【神職】

- 1 「世襲」 否
- 2 「現在も世襲か」 古来常置神職はありませんでした
- 3 「特別な名称」 神主
- 4 「一年神主」 なし
- 5 「収入」 兼務神職に対し、米麦供与
- 6 「その他」 なし
- 7 「神職の氏名」 兼務社掌・吉村敏男

【氏子】

- 1 「氏子区域」 曙川村大字都塚
- 2 「二重氏子」 否
- 3 「他市町村区域」 限られています
- 4 「氏子の戸数」 二十戸
- 5 「戸数の変動」 なし
- 6 「氏子の資格」 なし
- 7 「氏子入り儀礼」 なし
- 8 「婿入り」 特殊の制度なし
- 9 「若衆の行事」 なし
- 10 「氏子内の階級」 なし
- 11 「階級の相違」 なし
- 12 「氏子の義務」 神社経費の負担
- 13 「義務の差」 階級なし
- 14 「その他」

【祭 礼】

1 「祭の日時」 例祭 十月二十日、夏祭 七月二十日

2 「儀礼内容」 例祭、十月十九日 宵宮祭執行

3 「田植祭」 なし

4 「特殊神饌」

例祭に小餅・柿各五十個を尺余の青竹串百本に刺し、
之れを弍個の新藁の束に突き挿して供へます。

5 「当屋の決定」 宮座の交互奉仕

6 「長男の扱い」 なし

7 「当屋の任務」

日供、神饌の調整担任及境内掃除奉仕

8 「当屋の交代」 毎年末、祭器具の引継

9 「特殊神事」 なし

10 「山の神祭」 なし

11 「藁蛇の神事」 なし

12 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

1 「宮座の有無」 単に宮座と称す

2 「宮座の建物」 なし

3 「座人の資格」 世襲

4 「座衆の人員」 五人

5 「座入り儀礼」 なし

6 「首座の名称」 宿廻り

7 「組織階級」 なし

8 「座人の義務」 宿廻りの年に当屋を為す

9 「宮座衆の姓」 松本姓

10 「座を開く時期」 例祭 宵宮（十月十九日）

11 「宮座の行事」 なし

12 「座の財政」 基本金 金壹千円

13 「文書記録」 なし

14 「類似の組織」 なし

15 「解体した座」

村社 稻荷神社 中河内郡曙川村大字柏村（八尾市）

報告者 吉村敏男

【神 職】

1 「世 襲」 否

2 「現在も世襲か」 古来神職なし

3 「特別な名称」 神主

4 「一年神主」 なし

5 「収 入」 //

6 「その他」 // 兼務社掌・吉村敏男

7 「神職の氏名」

【氏 子】

1 「氏子区域」 曙川村大字柏村

2 「二重氏子」 なし

- 3 「他市町村区域」 限られています
 - 4 「氏子の戸数」 十八戸
 - 5 「戸数の変動」 明治五年まで、私邸内神社でありました
 - 6 「氏子の資格」 なし
 - 7 「氏子入り儀礼」 なし
 - 8 「婿入り」 特殊なる制度もなし
 - 9 「若衆の行事」 なし
 - 10 「氏子内の階級」 なし
 - 11 「階級の相違」 なし
 - 12 「氏子の義務」 神社経費の負担
 - 13 「義務の差」 なし
 - 14 「その他」 個人が新田を開墾して神社を奉斎したるも、明治五年
村社に列格せられ、住民に開放したるものなり
- 【祭 礼】
- 1 「祭の日時」 例祭 十月二十二日、夏祭 七月二十二日
 - 2 「儀礼内容」 祭典執行
 - 3 「田植祭」 なし
 - 4 「特殊神饌」 なし
 - 5 「当屋の決定」 土地差配人を以て当屋とす
 - 6 「長男の扱い」 なし

- 7 「当屋の任務」 日供、神饌調整、境内掃除奉仕
 - 8 「当屋の交代」 交代せず
 - 9 「特殊神事」 なし
 - 10 「山の神祭」 なし
 - 11 「藁蛇の神事」 なし
 - 12 「火焚の神事」 なし
- 【宮 座】
- 1 「宮座の有無」 なし
 - 2 「宮座の建物」 なし
 - 3 「座人の資格」 なし
 - 4 「座衆の人員」 なし
 - 5 「座入り儀礼」 なし
 - 6 「首座の名称」 なし
 - 7 「組織階級」 なし
 - 8 「座人の義務」 なし
 - 9 「宮座衆の姓」 なし
 - 10 「座を開く時期」 なし
 - 11 「宮座の行事」 なし
 - 12 「座の財政」 なし
 - 13 「文書記録」 なし
 - 14 「類似の組織」 なし
 - 15 「解体した座」 なし

村社 御劔神社

中河内郡曙川村大字刑部（八尾市）

報告者 吉村敏男

【神 職】

- 1 「世襲」 否
- 2 「現在も世襲か」 古来、常置神職はありませんでした
- 3 「特別な名称」 神主
- 4 「一年神主」 なし
- 5 「収入」 兼務神職に対し、米麦初穂を供与
- 6 「その他」 なし
- 7 「神職の氏名」 兼務社掌・吉村敏男

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 曙川大字刑部
- 2 「二重氏子」 否
- 3 「他市町村区域」 限られています
- 4 「氏子の戸数」 六十五戸
- 5 「戸数の変動」 なし
- 6 「氏子の資格」 なし
- 7 「氏子入り儀礼」 なし
- 8 「婿入り」 特殊の制度なし
- 9 「若衆の行事」 なし
- 10 「氏子内の階級」 なし
- 11 「階級の相違」 なし
- 12 「氏子の義務」 神社経費の負担

- 13 「義務の差」 階級なし
- 14 「その他」 /

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 例祭 十月二十日、夏祭 七月二十日
- 2 「儀礼内容」 祭典執行のみ
- 3 「田植祭」 なし
- 4 「特殊神饌」 なし
- 5 「当屋の決定」 氏子惣代交互に奉仕
- 6 「長男の扱い」 なし
- 7 「当屋の任務」 日供及神饌調製、境内掃除奉仕
- 8 「当屋の交代」 毎年末、祭器具の引継のみ
- 9 「特殊神事」 なし
- 10 「山の神祭」 なし
- 11 「藁蛇の神事」 なし
- 12 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」 なし
- 2 「宮座の建物」 なし
- 3 「座人の資格」 なし
- 4 「座衆の人員」 なし
- 5 「座入り儀礼」 なし
- 6 「首座の名称」 なし

- 7 「組織階級」 なし
- 8 「座人の義務」 なし
- 9 「宮座衆の姓」 なし
- 10 「座を開く時期」 なし
- 11 「宮座の行事」 なし
- 12 「座の財政」 なし
- 13 「文書記録」 なし
- 14 「類似の組織」
- 15 「解体した座」

村社 川俣神社

中河内郡楠根町大字川俣字川中（東大阪市）
報告者 高林仁一

- 【神 職】
- 1 「世襲」 //
- 2 「現在も世襲か」 //
- 3 「特別な名称」 神官
- 4 「一年神主」
部落内年老者五名を撰定。是を以て神主とし、終身役にして貴賤を問はず奉仕せしめて居りました。奉斎の行務一切を当らしめて居りました
- 5 「収 入」
米麦初穂現品を以て、其費に当て、居りました
- 6 「その他」 //

- 7 「神職の氏名」 高林仁一

【氏 子】

- 1 「氏子区域」
氏子区域は、大字区内を以て氏子として居ります
- 2 「二重氏子」
小字一部が、楠根町大字西堤・村社西堤神社氏子区域内に成って居ります

- 3 「他市町村区域」 質問の通りであります
- 4 「氏子の戸数」 五拾戸
- 5 「戸数の変動」 相違ありません
- 6 「氏子の資格」 制限はありません
- 7 「氏子入り儀礼」 //
- 8 「婿入り」 自然氏子と見做して居ります
- 9 「若衆の行事」 //
- 10 「氏子内の階級」 //
- 11 「階級の相違」 //
- 12 「氏子の義務」
営繕又は経常費の負担を義務として居ります
- 13 「義務の差」
資力に依り負担義務を異りて居ります
- 14 「その他」 //

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」

例祭 十月二十九日午前十時、新嘗祭 十二月一日午前

十時、祈年祭 二月二十五日午前十時

例祭、祈年祭、新嘗祭

- 2 [儀礼内容] 例祭、祈年祭、新嘗祭
 - 3 [田植祭] //
 - 4 [特殊神饌] //
 - 5 [当屋の決定] //
 - 6 [長男の扱い] //
 - 7 [当屋の任務] //
 - 8 [当屋の交代] //
 - 9 [特殊神事] //
 - 10 [山の神祭] //
 - 11 [藁蛇の神事] //
 - 12 [火焚の神事] //
- 【宮 座】
- 1 [宮座の有無] 古へ宮座ありまして、江祭座と称っていました
 - 2 [宮座の建物] //
 - 3 [座人の資格] //
 - 4 [座衆の人員] 江祭座十二人
 - 5 [座入り儀礼] //
 - 6 [首座の名称] //
 - 7 [組織階級] //
 - 8 [座人の義務] //

9 [宮座衆の姓] 林氏・石田氏・森氏・木田氏

10 [座を開く時期] 正月

11 [宮座の行事] 江祭

12 [座の財政] //

13 [文書記録] //

14 [類似の組織] //

15 [解体した座] //

古き昔にありましたそうですが、今は佛判明致しませぬ

村社 池島神社 中河内郡繩手村大字池島（東大阪市）

報告者 川上市三郎

【神 職】

1 [世 襲]

氏子中より宮守と申すものがありまして、選挙されて
いました

2 [現在も世襲か]

ある年限まで宮守をしたものまでのものです

3 [特別な名称] ありません

4 [一年神主]

一年神主・年番神主・輪番神主等の習慣等はありません

ん

5 [収 入]

宮守と云ふ方に、報酬したまでのものです

- 6 「その他」 別にあります
- 7 「神職の氏名」 兼務社掌・川上市三郎

【氏子】

- 1 「氏子区域」 以前は六万寺堂宮の氏子も少数ありましたが、今は大字池島の区域内に全部氏子となっています
- 2 「二重氏子」 なっていません
- 3 「他市町村区域」 氏子区域は、全部池島神社に限られています
- 4 「氏子の戸数」
- 5 「戸数の変動」 たいして増減はありません
- 6 「氏子の資格」 ありません
- 7 「氏子入り儀礼」 別に儀式等はありません。氏子になられた時に、入帳記入するまでです。
- 8 「婿入り」 氏子となります、別に方法等はありませんが、その家の所に氏名を記入します
- 9 「若衆の行事」 毎年例祭（十月廿二日）に太鼓台をかつぎます
- 10 「氏子内の階級」 別に階級等はありません
- 11 「階級の相違」 ありません
- 12 「氏子の義務」

神社の修理・営繕等の時は家に応じて寄付金を醸出します

13 「義務の差」

階級により寄付される金額も多少ちがひます

14 「その他」

氏子中には、宮キモイリと云ふ者がありまして、総代と共に何かと協議されます。

【祭礼】

- 1 「祭の日時」 官祭の外に、七月三十一日
- 2 「儀礼内容」 祈年祭の意義で祭典を執行致します。氏子中に一般多数参詣される由
- 3 「田植祭」 祭としてはありませんが、御供田に田植をなし、初穂を供えています。
- 4 「特殊神饌」 ありません
- 5 「当屋の決定」 ありません
- 6 「長男の扱い」 氏子と致すまでです
- 7 「当屋の任務」 ありません
- 8 「当屋の交代」 ありません
- 9 「特殊神事」 ありません
- 10 「山の神祭」 ありません
- 11 「藁蛇の神事」 ありません

12 「火焚の神事」

毎年一月十四の晩トントと申しまして、古い神札を藁と共に燃し、その火で餅をやきます。

【宮座】

- 1 「宮座の有無」 ありません
- 2 「宮座の建物」 ありません
- 3 「座人の資格」 ありません
- 4 「座衆の人員」 ありません
- 5 「座入り儀礼」 ありません
- 6 「首座の名称」 ありません
- 7 「組織階級」 ありません
- 8 「座人の義務」 ありません
- 9 「宮座衆の姓」 ありません
- 10 「座を開く時期」 ありません
- 11 「宮座の行事」 ありません
- 12 「座の財政」 ありません
- 13 「文書記録」 ありません
- 14 「類似の組織」 今は講や衆等の名称もありません
- 15 「解体した座」

文政年間より明治初年頃まであり、宮座といふものがありました。今は全くなりませんでした。

村社 栗原神社

中河内郡盾津村大字吉原（東大阪市）

報告者 兼務社掌

【神職】

- 1 「世襲」 //
- 2 「現在も世襲か」 //
- 3 「特別な名称」 //
- 4 「一年神主」 //

従来は座十戸の内、一年交替となりて当家は座の財産田地を耕作し、其収益を以て一年中の祭祀を執行す

- 5 「収入」 //
- 6 「その他」 //
- 7 「神職の氏名」 兼務社掌・菅田八千穂

【氏子】

- 1 「氏子区域」 明治四十五年神社合併に依り三字（吉原 百戸、中新 開七〇戸、今来三〇戸）地続き氏子一円とす
- 2 「二重氏子」 //
- 3 「他市町村区域」 限る
- 4 「氏子の戸数」 二百余戸
- 5 「戸数の変動」 なし
- 6 「氏子の資格」 なし
- 7 「氏子入り儀礼」 //
- 8 「婿入り」 //

9	〔若衆の行事〕	/
10	〔氏子内の階級〕	氏子納金の軽重あるのみ
11	〔階級の相違〕	/
12	〔氏子の義務〕	氏子納金の負担あるのみ
13	〔義務の差〕	氏子納金の軽重あるのみ
14	〔その他〕	なし
【祭 礼】		
1	〔祭の日時〕	官祭三大祭、及、歳旦、節分等
2	〔儀礼内容〕	/
3	〔田植祭〕	/
4	〔特殊神饌〕	/
5	〔当屋の決定〕	/
6	〔長男の扱い〕	/
7	〔当屋の任務〕	/
8	〔当屋の交代〕	/
9	〔特殊神事〕	/
10	〔山の神祭〕	/
11	〔藁蛇の神事〕	/
12	〔火焚の神事〕	/
【宮 座】		
1	〔宮座の有無〕	/
2	〔宮座の建物〕	/

3	〔座人の資格〕	/
4	〔座衆の人員〕	/
5	〔座入り儀礼〕	/
6	〔首座の名称〕	/
7	〔組織階級〕	/
8	〔座人の義務〕	/
9	〔宮座衆の姓〕	/
10	〔座を開く時期〕	/
11	〔宮座の行事〕	/
12	〔座の財政〕	/
13	〔文書記録〕	/
14	〔類似の組織〕	/
15	〔解体した座〕	以前はあれ共、今は現存せず
村社 二宮神社		
中河内郡堅下村大字安堂（柏原市）		
報告者 隅谷三三郎		
【神 職】		
1	〔世 襲〕	世襲ではありません
2	〔現在も世襲か〕	/
3	〔特別な名称〕	神主と呼ぶ
4	〔一年神主〕	/
5	〔収 入〕	米麦を初穂として献上
6	〔その他〕	/
7	〔神職の氏名〕	/

兼務社掌にして、郷社鐸比古鐸比賣神社々司・隅谷三
三郎

【氏子】

- 1 「氏子区域」 安堂部落のみ
- 2 「二重氏子」 共通ではありません
- 3 「他市町村区域」 限られています
- 4 「氏子の戸数」 八十二戸
- 5 「戸数の変動」 逐年増加し、相違を来しています
- 6 「氏子の資格」 制限はありません
- 7 「氏子入り儀礼」
- 8 「婿入り」 出生後一ヶ月目に、初参詣り位の事でありませ
青年団へ加入と同時に、氏子となります（昔は若衆入
と同時に）
- 9 「若衆の行事」 夏祭に、地車を曳きます
- 10 「氏子内の階級」 階級はありません
- 11 「階級の相違」
- 12 「氏子の義務」 神社に対する一切の義務
- 13 「義務の差」
- 14 「その他」

【祭礼】

- 1 「祭の日時」

夏祭 七月十七日、例祭 十月十五日、新嘗祭 十二月
初旬、元旦祭 一月一日、節分祭 二月三日、祈年
祭 二月下旬

2 「儀礼内容」

- 3 「田植祭」
- 4 「特殊神饌」
- 5 「当屋の決定」 昔より十二組に分れ、一ケ年毎に交代します。故に、
十二年毎に一回当ります
- 6 「長男の扱い」
- 7 「当屋の任務」 宮年中行事で、毎一日・十五日の祭典及其他大祭等に、
掃除其他に従事す
- 8 「当屋の交代」 一年交代にして、帳簿其他を引継ぐ
- 9 「特殊神事」 ありません
- 10 「山の神祭」
- 11 「藁蛇の神事」
- 12 「火焚の神事」 一月十四日夕暮（ママ）に蒿氏子各戸に餅花に用ひし竹・柳の
木を集め、古き神札等と境内にて燃す。通称（トンド）
と云ふ

【宮座】

- 1 「宮座の有無」

なし。大正中年までありました

2 「宮座の建物」

3 「座人の資格」

4 「座衆の人員」

5 「座入り儀礼」

6 「首座の名称」

7 「組織階級」

8 「座人の義務」

9 「宮座衆の姓」

10 「座を開く時期」

11 「宮座の行事」

12 「座の財政」

13 「文書記録」

14 「類似の組織」

15 「解体した座」

村社 石神社

中河内郡堅下村大字太平寺（柏原市）

報告者 隅谷三三郎

【神 職】

1 「世襲」

世襲でありませぬ

2 「現在も世襲か」

3 「特別な名称」

4 「一年神主」

5 「収入」

米麦の御初穂献上に依りました

6 「その他」

7 「神職の氏名」

兼務社掌・郷社鐸比古鐸比賣神社々司・隅谷三三郎

【氏 子】

1 「氏子区域」

太平寺部落のみです

2 「二重氏子」

3 「他市町村区域」

限られています

4 「氏子の戸数」

壱百六拾八戸

5 「戸数の変動」

年々増加し、大相違であります

6 「氏子の資格」

ありませぬ

7 「氏子入り儀礼」

初宮詣位の事です

8 「婿入り」

別に儀式はありません

9 「若衆の行事」

夏祭に太鼓台（蒲団太鼓）を出します

10 「氏子内の階級」

昔は、一老・中老・若衆頭・若衆等ありました。現在はありませぬ

11 「階級の相違」

年齢に依りました

12 「氏子の義務」

神社に付て一切の義務

13 「義務の差」

異なりませぬ

14 「その他」

【祭 礼】

1 「祭の日時」

元旦祭、節分祭（二月三日）、祈年祭 三月初旬、夏祭

七月十九日、例祭 十月十九日、新嘗祭 十二月初旬

2 「儀礼内容」

3 「田植祭」

4 「特殊神饌」

5 「当屋の決定」

氏子総代が交代にて当屋になる事に、昔より定められてあります

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

氏子総代六ヶ月毎に交代、当屋となり年末と六月に祭具其他引渡に依る

9 「特殊神事」

10 「山の神祭」

11 「藁蛇の神事」

12 「火焚の神事」

【宮 座】

1 「宮座の有無」

古来はあったのですが、現在はありませぬ

2 「宮座の建物」

3 「座人の資格」

4 「座衆の人員」

5 「座入り儀礼」

ありませぬ

葡萄酒及葡萄。当地の主産物ですから

——

祭典其他、社に関する一切

ありませぬ

ありませぬ

ありませぬ

毎年一月十五日朝トンドを焚きます

——

ありませぬ

ありませぬ

約三十人位であったそうです

ありませぬ

6 「首座の名称」

7 「組織階級」

8 「座人の義務」

9 「宮座衆の姓」

10 「座を開く時期」

11 「宮座の行事」

12 「座の財政」

宮座地・宮座山の収入財源に依りしそうです

13 「文書記録」

14 「類似の組織」

15 「解体した座」

村社 天湯川田神社

中河内郡堅下村大字高井田（柏原市）

【神 職】

1 「世襲」

神職は世襲ではありません。然し、昔は宮守として世襲であったそうです

2 「現在も世襲か」

昭和元年頃迄、宮守として続いてありました

3 「特別な名称」

4 「一年神主」

5 「収入」

6 「その他」

一老と云ったそうです

不詳

不詳

一定しませぬ

毎年正月でした

ありません

ありません

此外にはありませぬ

報告者 隅谷三三郎

——

宮守時代は、宮の収入を以てす

——

——

——

——

7 「神職の氏名」

兼務神職にして、当村郷社鐺比古鐺比賣神社社司・隅

谷三三郎

二月初旬、祈年祭 二月初旬

2 「儀礼内容」

——
ありませぬ

3 「田植祭」
ありませぬ

4 「特殊神饌」
ありませぬ

5 「当屋の決定」
氏子総代一年毎に交代して、当屋になる事に定まつて

居ります

【氏子】

1 「氏子区域」 氏子 高井田部落のみです

2 「二重氏子」

3 「他市町村区域」 本村のみに限られています

4 「氏子の戸数」 六十二戸

5 「戸数の変動」

ありませぬ。少々位、戸数が増加した位です

6 「氏子の資格」 ありませぬ

7 「氏子入り儀礼」 別にはと云ふ儀式もありません

8 「婿入り」 別に規定はありません

9 「若衆の行事」 蒲団太鼓、及立燈灯を以て参拝

10 「氏子内の階級」 ありませぬ

11 「階級の相違」 特別な規定はありません

12 「氏子の義務」 宮に付ての一切の義務を負ひます

13 「義務の差」

14 「その他」

【宮座】

1 「宮座の有無」 ありませぬ

2 「宮座の建物」

3 「座人の資格」

4 「座衆の人員」

5 「座入り儀礼」

6 「首座の名称」

7 「組織階級」

8 「座人の義務」

【祭礼】

1 「祭の日時」

例祭 十月十七日、夏季例祭 七月十七日、新嘗祭 十

- 9 「宮座衆の姓」
- 10 「座を開く時期」
- 11 「宮座の行事」
- 12 「座の財政」
- 13 「文書記録」
- 14 「類似の組織」
- 15 「解体した座」

村社 宿奈川田神社

中河内郡堅下村大字高井田（柏原市）

報告者 隅谷三三郎

【神 職】

- 1 「世襲」 宮守として、鳥取氏・山本氏交代世襲す
 - 2 「現在も世襲か」 昭和元年頃迄
 - 3 「特別な名称」 神主の外にはありません
 - 4 「一年神主」
 - 5 「収 入」 神社への奉賽物のみによる
 - 6 「その他」
 - 7 「神職の氏名」 兼務社掌・隅谷三三郎
- 【氏 子】
- 1 「氏子区域」 氏子なく崇敬者あり
 - 2 「二重氏子」
 - 3 「他市町村区域」

- 4 「氏子の戸数」
- 5 「戸数の変動」
- 6 「氏子の資格」
- 7 「氏子入り儀礼」
- 8 「婿入り」
- 9 「若衆の行事」
- 10 「氏子内の階級」
- 11 「階級の相違」
- 12 「氏子の義務」
- 13 「義務の差」
- 14 「その他」

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 旧六月十四日 夏季例祭、新嘗祭 十二月初旬、祈年祭 三月初旬
- 2 「儀礼内容」
- 3 「田植祭」
- 4 「特殊神饌」
- 5 「当屋の決定」 時の崇敬者総代が、選挙で定めます
- 6 「長男の扱い」 当屋は祭典日には祭典に従事し、其他神社の事々に奉仕
- 7 「当屋の任務」

- 11 「階級の相違」 家格によります
- 12 「氏子の義務」 何等ありません
- 13 「義務の差」 多少異なります
- 14 「その他」 特殊な事はありません

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」

夏祭 七月十五日午前十時、秋祭 十月十五日午前十時

- 2 「儀礼内容」 夏祭、秋祭
- 3 「田植祭」 ありません
- 4 「特殊神饌」 ありません
- 5 「当屋の決定」 ありません
- 6 「長男の扱い」 ありません
- 7 「当屋の任務」 全上
- 8 「当屋の交代」 全上
- 9 「特殊神事」 全上
- 10 「山の神祭」 ありません
- 11 「藁蛇の神事」 ありません
- 12 「火焚の神事」 ありません

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」 ありません
- 2 「宮座の建物」 全上
- 3 「座人の資格」 全上

- 4 「座衆の人員」 全上
- 5 「座入り儀礼」 全上
- 6 「首座の名称」 全上
- 7 「組織階級」 全上
- 8 「座人の義務」 全上
- 9 「宮座衆の姓」 全上
- 10 「座を開く時期」 全上
- 11 「宮座の行事」 全上
- 12 「座の財政」 全上
- 13 「文書記録」 全上
- 14 「類似の組織」 全上
- 15 「解体した座」 数十年前はありました

南河内郡

府社 譽田神社 南河内郡古市町字譽田（羽曳野市）

報告者 社司・西澤善一

【神職】

1 〔世襲〕

維新以前は社僧の奉仕にして、世襲神職はありません

2 〔現在も世襲か〕

3 〔特別な名称〕 普通カンヌシと呼ぶもの多し

4 〔一年神主〕 なし

5 〔収入〕

維新以前は朱印地等の収入等なりしもの、如くなるも、詳かならず。氏子より初穂献納等ありしこと、今も変わることもなし。氏子に課出したる如きことなかりしもの、如し。詳かならず

6 〔その他〕 なし

7 〔神職の氏名〕 社司・西澤善一

【氏子】

1 〔氏子区域〕

氏子ハ古市町大字譽田約百二十戸也。然るに、近來神社合併及移転に依り当神社の氏子と新しくなりしもの古市町輕墓・全碓井及國分村大字玉手・全円明・全片

山の五大字并戸数約二百戸也

2 〔二重氏子〕

3 〔他市町村区域〕

然らず。古市町の内、純然たる氏子は大字譽田のみにして、輕墓・碓井は新たに氏子に加入し居るも純然たる氏子にあらず。又國分村大字円明・玉手・片山の三大字は、新たに加入するため両村に跨れり。又、古市町の内にも全然氏子にあらずる大字あり

4 〔氏子の戸数〕 約参百貳拾戸也

5 〔戸数の変動〕

神社合併に依り区域は従前と大に異なる点あり。随（マ）てて戸数も増加し居れり。然りと雖、合併及移転に依る自然の変革増加にして、純然たるものにあらず。只名のみの拡張戸数の増加にして合併に依るために、反つて敬神の念の薄らぎたるにあらざるやの感あり。新氏子五ヶ大字氏子は合祀しなしたる円明・片山境内神社として移転をなしたる。輕墓・玉手・碓井の三大字氏子等真の氏神・氏子の關係を忘却せるにはあらざるかの觀あり。今後大に力めて之れか欠陥を補ひ、合併前と全様、氏子対氏神の觀念を覚せしむることに大に努力を要すること思惟す

6 〔氏子の資格〕 ありませぬ

7 〔氏子入り儀礼〕 別段例なし

8 〔婿入り〕 例なし

9 「若衆の行事」 別段規定なし

10 「氏子内の階級」 別段規定なし

11 「階級の相違」 別段規定なし

12 「氏子の義務」

必要に応し神社費の負担、初穂神納も一種の義務行為と見る

13 「義務の差」

別段階級の制はありません。併し古来の純然氏子と合併移転後の氏子とは少し觀念の相違せる点あるものが統制出来ざるもの、如し故、氏子負担の課出等も新氏は全然名のみの氏子にして、例祭とて参拝するにあらず。随て、神社費の負担の義務を知らざるもの、如し、但し一ヶ年神職手当の意味に於て、三円又は五円を新氏子より神納なし居るも、其意味は敬神思想より発露したるものと解し難きかの感じあり。或は、神社合併の解釈を謬れるに因るものにあらざるか

14 「その他」

特殊な事項とて取留めて書く程の事なし。併し茲に参考為め記さむとするものは、葛車フツシクルマノガタ乃樂と云ふ行事あり。古來行ひつゝ、ありしに近來費用の關係上廢たれ、数年行ひしことなし。今其概略を記さんとす。口碑の伝説に依れば、神功皇后三韓御征伐目出度御凱旋の御時、和泉国石津が濱に御上陸し給ひければ、応神天皇の外祖品陀眞若王の住み給ひし此譽田の地より当時の戦船

に模して造りし車楽を曳きて御戦勝を奉祝したり。此

車楽には金釘を用ひす藤の根にてからみ立て、送りしより葛車楽と名ついたり。亦之れに伊イひヒ当マ社ヤ独特の車

楽マとて一種古雅の楽譜を伝ふと云ふ。久しき渉り休止すれば全然廢絶するの畏れあり。意味深き其催しも

の永く子孫に伝へたく研究を重ねつゝあり

【祭 礼】

1 「祭の日時」

御例祭 九月十五日、祈年祭 二月二十日頃、新嘗祭 十一月二十三日 以上大祭。夏祭渡御祭 七月十五日午後十時、応神天皇陵域内へ神輿渡御の儀あり。大祭奉祝祭 十月十七日、安産祈禱祭 毎月十五日、月並祭 毎月一日、端午祭 六月五日、桃花祭 四月三日 以上中祭

2 「儀礼内容」

渡御祭の外の祭りは内務省令に準拠して之れを行ひ、特殊に記すものなし

3 「田植祭」 なし

4 「特殊神饌」 なし

5 「当屋の決定」 なし

6 「長男の扱い」 なし

7 「当屋の任務」 なし

8 「当屋の交代」 なし

9 「特殊神事」

七月十五日午後十一時執行する渡御祭にして、神輿応
神天皇御陵域内に参進し、御陵前祭を行ふ。所謂宗廟
八幡の特殊神事なり

10 「山の神祭」 以下 事項なし

11 「藁蛇の神事」

12 「火焚の神事」

【宮 座】

1 「宮座の有無」 宮座関係の行事はありません

2 「宮座の建物」

3 「座人の資格」

4 「座衆の人員」

5 「座入り儀礼」

6 「首座の名称」

7 「組織階級」

8 「座人の義務」

9 「宮座衆の姓」

10 「座を開く時期」

11 「宮座の行事」

12 「座の財政」

13 「文書記録」

14 「類似の組織」

15 「解体した座」

【譽田神社は、罫紙に回答を記しているため、末尾に
署名あり】

右之通り調査御報告申上候也

昭和十一年八月十五日

府社譽田神社

社司・西澤 善 印

大阪府学務部長 鈴木省吾殿

府社 千早神社

南河内郡千早村大字千早字城山（千早赤阪村）

報告者 社司・須田 孝

【神 職】

1 「世襲」 世襲ではありません

2 「現在も世襲か」

3 「特別な名称」 神主

4 「一年神主」 なし

5 「収入」

氏子より献納する初穂料を収入としました

6 「その他」 なし

7 「神職の氏名」 須田 孝

【氏 子】

1 「氏子区域」

千早村大字千早、大字吉年、大字小吹 大字中津原ノ

内 下中津原

2 「二重氏子」 なし

3 「他市町村区域」 現在の区域内に限られてあります

4 「氏子の戸数」 二百五十戸

5 「戸数の変動」

明治四十年十月、千早村大字千早・村社阪本神社、全

村大字吉年・村社金崎神社、全村大字小吹・村社八阪

神社、全村大字中津原・村社下中津神社合併以前は百

戸でありました

6 「氏子の資格」 なし

7 「氏子入り儀礼」 なし

8 「婿入り」 入籍と同時に氏子になります

9 「若衆の行事」 なし

10 「氏子内の階級」 なし

11 「階級の相違」 なし

12 「氏子の義務」

氏子たる家長が、初穂料並に氏子納金を納付する義務

があります

13 「義務の差」 平等です

14 「その他」 なし

【祭 礼】

1 「祭の日時」

祈年祭 二月下旬、例祭 五月二十五日午後一時、新嘗

祭 十一月下旬

2 「儀礼内容」

大正三年勅令第十号及び大正三年内務省令第二号に依

る

3 「田植祭」 なし

4 「特殊神饌」 千早名産凍豆腐、菊水型紅白菓子

5 「当屋の決定」 毎年順番に交代します

6 「長男の扱い」 なし

7 「当屋の任務」 例祭に際し、諸手伝を為します

8 「当屋の交代」 毎年十月十五日、年々順番とす

9 「特殊神事」 別紙詳記の通り

【別紙、三島郡の阿為神社の末尾にも、千早神社のこ

の部分の回答用紙が混入、内容は同じ文章】

毎年一月七日（陰曆） おちば式の御祭り（大字千

早氏子のみ）

式 鍋飯をたき、本社をはじめ末社に至るまで御供

へして祝詞を奏し、引続き御社の御前にて弓矢の古式

あり、後、神職並に参列者一同山を下り大字千早、障

の神の御前にて祝詞を奏し、藁少し焚き式終る。

此式中にわらづと二ツ（小石一ツ宛入れる事）川に

投げ込み大注連縄を障の神祠前途上に高く張るものな

り
式に入用の品々

一、大注連縄 一筋

一、藁づと 二ツ（見計ひの小石一ツ宛入れる事）

一、杭四本（大二本 一本 長さ二尺五寸位 小二本 長さ二尺位）

大の杭に五行を書き、其下に天下泰平、五穀成就を書くこと

小の杭に五行を書き、其下に海陸安穩、村内安全と書く

一、提燈一張 御拵へ御供へのあかりのまゝ、下山するものなり

一、竹串四十八本 下山の途中人の知らぬ間に各沿道の石垣の穴に差込むこと

式は夕暮までに終る事 以上

- 10 「山の神祭」 なし
- 11 「藁蛇の神事」 なし
- 12 「火焚の神事」 なし

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」 宮座
- 2 「宮座の建物」 なし
- 3 「座人の資格」 世襲三十三株の旧家
- 4 「座衆の人員」 三十三人（一座）
- 5 「座入り儀礼」 新入はできません
- 6 「首座の名称」 なし
- 7 「組織階級」 なし
- 8 「座人の義務」 五人宛年番にて祭典を行ふ

9 「宮座衆の姓」 区々であります

10 「座を開く時期」 毎年十月十五日午後

11 「宮座の行事」

毎年十月十五日午後、年番の家に集り、各自総出して

餅搗を為し、氏神社及び本見神社の各祭神を勧請し、右の餅を献じ、宝祚無窮、天下泰平、五穀成就の祈禱

祭を行ひ、終わりに直会式あり一同退散す

- 12 「座の財政」 財産なし
- 13 「文書記録」 なし
- 14 「類似の組織」 なし
- 15 「解体した座」 なし

府社 建水分神社

南河内郡赤阪村大字水分字宮山（千早赤阪村）

報告者 岡山廣次

【神 職】

- 1 「世 襲」
- 2 「現在も世襲か」 明治初年迄
- 3 「特別な名称」 有ません
- 4 「一年神主」 有ません
- 5 「収 入」 初穂料及御膳料
- 6 「その他」
- 7 「神職の氏名」 岡山廣次

【氏子】

1 〔氏子区域〕

赤阪村 大字水分・全 三河原辺・全 桐山・全 川野
辺・全 森屋、中村 大字中、芹生谷、全 馬谷・全 神
山・全 實弘寺、白木村 大字白木、全 加納・全 寺田、
河内村 大字上河内・全 下河内・全 弘川、【以下、別
紙】 大伴村 大字別井・全 板持・彼方村 大字板持の
十九大字

2 〔二重氏子〕

村社鴨賀太習神社と共通。中村大字神山

3 〔他市町村区域〕

限られて居ません

4 〔氏子の戸数〕

壹千五百戸

5 〔戸数の変動〕

氏子区域、明治四十年迄は千早村東條村を含む古人よ
り壹千百拾五戸標準

6 〔氏子の資格〕

有ません

7 〔氏子入り儀礼〕

有ません

8 〔婿入り〕

特殊の行事なく、無条件にて氏子になります

9 〔若衆の行事〕

有ません

10 〔氏子内の階級〕

有ません

11 〔階級の相違〕

——

12 〔氏子の義務〕

氏子納金負担

13 〔義務の差〕

異なりません

14 〔その他〕

【祭 礼】

1 〔祭の日時〕

例祭（くすのきさん）四月二十五日、楠公祭 五月二
十五日、秋祭渡御祭 十月十七日

2 〔儀礼内容〕

例祭、土俗「くすのきさん」と称し、近郷二十数ヶ大
字の春ごととなり。楠公祭、南河内郡東部教育会の児童
千余名参列す。秋祭渡御祭 正午より赤阪村大字水分
字比叡前の御旅所に神輿渡御せられ、その後より地車
約十五台の宮入あり。それより十五台の地車を舞台と
して、各々芸をなして神慮を慰め奉り、薄暮還幸せら
る。【以下、別紙】 神輿渡御祭は、赤阪村大字水分字
比叡前の御旅所に渡御せられ、その後より地車約十五
台の宮入あり。それより十五台の地車を舞台として
各々藝をなして神慮を慰め奉り、薄暮神輿還幸せしふ。
以上

3 〔田植祭〕

——

4 〔特殊神饌〕

用ひられません

5 〔当屋の決定〕

当屋の制なし

6 〔長男の扱い〕

——

7 〔当屋の任務〕

——

8 〔当屋の交代〕

——

9 〔特殊神事〕

風喜祭 近年中絶す。往古より八月十五日（大陰曆）

執行、境内にて奉納相撲あり

〔別紙・署名〕

神社調査資料

南河内郡赤阪村大字水分字宮山

府社 建水分神社

報告者 岡山廣次[㊞]

10 〔山の神祭〕 有ません

11 〔藁蛇の神事〕 有ません

12 〔火焚の神事〕 有ません

〔氏子（1）と祭礼（2）の追加部分は本文に入れる〕

郷社 土師神社 南河内郡道明寺村大字道明寺（藤井寺市）

報告者 南坊城良興

〔神職〕

1 〔世襲〕 寺院時代以来、血統は変れど世襲

2 〔現在も世襲か〕

現在世襲制度はなけれど、事實は世襲に同じ

3 〔特別な名称〕 代々公卿より出でし為、御前と称す

4 〔一年神主〕 なし

5 〔収入〕 社領及社頭収入

6 〔その他〕 なし

7 〔神職の氏名〕 社司・南坊城良興、社掌・同 良修

〔氏子〕

1 〔氏子区域〕 道明寺村大字道明寺

2 〔二重氏子〕 なし

3 〔他市町村区域〕 限らる

4 〔氏子の戸数〕 約二百五十戸

1 〔宮座の有無〕 有ません

2 〔宮座の建物〕 有ません

3 〔座人の資格〕

4 〔座衆の人員〕

5 〔座入り儀礼〕

6 〔首座の名称〕

7 〔組織階級〕

8 〔座人の義務〕

9 〔宮座衆の姓〕

10 〔座を開く時期〕

11 〔宮座の行事〕

12 〔座の財政〕

13 〔文書記録〕 有ません

14 〔類似の組織〕 有ません

15 〔解体した座〕 有ません

5 「戸数の変動」 明治初年とは約倍数

6 「氏子の資格」 なし

7 「氏子入り儀礼」 なし

8 「婿入り」 何の式もなし

9 「若衆の行事」 なし

10 「氏子内の階級」

氏子総代の家十軒、勤番の家十二軒、古来定り居る外

階級なし

11 「階級の相違」 古来の家格に依る

12 「氏子の義務」 義務なし

13 「義務の差」 なし

14 「その他」

当社は寺院時代領主なり、寺院が氏子の種々の世話を為し居りし習慣上、現在も氏子は神社に対し、何等義務を負ふ事なく、寧ろ氏子は神社の世話になり居る有様なり

【祭 礼】

1 「祭の日時」

(大祭) 春期例祭 二月二十五日、祈年祭 三月十日、
菜種御供祭 三月二十五日、秋期大祭 九月一日、新嘗
祭 十一月二十五日

【別紙】

(中祭) 元旦祭 一月一日、元始祭 一月三日、鸞換

祭 一月二十五日、節分祭 二月三日

2 「儀礼内容」 普通大祭・中祭式に依る

3 「田植祭」 なし

4 「特殊神饌」

一月一日 屠蘇雑煮、二日・三日・七日・十五日 雑煮、
三月二十五日 菜種御供、六月五日 菖蒲酒・粽

5 「当屋の決定」 なし

6 「長男の扱い」 なし

7 「当屋の任務」 なし

8 「当屋の交代」 なし

9 「特殊神事」

以前は九月一日 渡御祭ありしも、近年なし。五月第

一日曜日 小野篁作の孔子像を祀りて釋奠を行ふ

10 「山の神祭」 なし

11 「藁蛇の神事」 なし

12 「火焚の神事」 一月十五日のさぎてふ

【宮 座】

1 「宮座の有無」

境外末社西之宮に、百燈講と西之宮講あり

2 「宮座の建物」 なし

3 「座人の資格」

古来伝統の家のみなれば、年々減少しつつ、あり

4 「座衆の人員」 百燈講二軒、西之宮講六軒

5 「座入り儀礼」 なし

6 「首座の名称」 講元なし

7 「組織階級」 なし

8 「座人の義務」

一年交替に当屋になりて、一年一回御祭を行ふ

9 「宮座衆の姓」 杉本姓

10 「座を開く時期」 十月十七日

11 「宮座の行事」 祭典後直会

12 「座の財政」

神社よりの神饌の外、百燈講に於ては、毎年講員持参

13 「文書記録」 にて鏡餅・御酒を奉るのみ

14 「類似の組織」 連名帳あるのみ

敬神会千百名、飛梅講百名、大阪威徳講百五十名、勢

定講百三十名、新榮講四十名、【以下別紙】松梅講千

五百名、河内威徳講二千名

15 「解体した座」

浪速威徳講、永寿組、東高榮講、高榮講、神通講、大

正講、梅松講、梅榮講、松榮講、豆友講、愛樹組、清

心講、【以下別紙】天穂講、深功講、威徳組、神梅講、

萬元組

郷社 美具久留御魂神社

南河内郡喜志村字宮(富田林市)

報告者 社司・青谷亀壽郎

【神職】

1 「世襲」

明治維新前、神主・別当職各一人、禰宜二人ありしが、

何れも世襲なり

2 「現在も世襲か」

別当職家のもの、明治維新後より現在に至るも奉職勤

続す

3 「特別な名称」

4 「一年神主」

米麦初穂を氏子より奉納(額各凡六石)、水年貢と称し、

喜志村・新堂村より米十六石(理由付記)

【別紙】

従前神職の俸給としては、氏子地より米麦初穂と称し、

七月・十一月の収穫期に各戸より集めて奉納せるもの

を、神職に下付給与されたり。其高年々不文的に定ま

り、大抵六石位あり

明治維新前、神主・別当職・禰宜等在任の時代にも神

主・別当職各其位ありたり、禰宜二人は一人宛神主及

別当職に付属し居り、給与は神主・別当職より任意に

せり

水年貢と称するは、氏子区域内新堂村、喜志村二村灌

漑の用水井路川あり、封神溝と称す。当社には水神御

鎮座あり、水利は神徳に依る理由より、此封神溝井路

の水の灌漑地域内の田より年々十六石宛奉納し、別当

職祈禱料として別当職に全部収入したり

6 「その他」

常潔斎の事、住宅の事、財政の事、家相統の事等の事

実付記す

【別紙】

明治以前に於ては、神主は表役と称し、神職の主席に

居るも祭部は別当職に専任し、祭祀に祝詞白下すこと。

御扉の鍵を保管すること。神饌調進、神火の保護、祈

禱等凡ら其任にあり。故に常時潔斎をなし、一切触穢

を避けたり。別当職家の住宅に付て、太古より奥青谷、

口青谷の二所あり。一代交代に住宅を作て住居したり、

徳川時代の初迄其通なりしも、別当職家なる現社司・

青谷亀壽郎家零落し、再建の資力無し、現在は口青谷

の方の邸地に定住しあり。奥青谷の方は今溜池となり、

喜志村有となり、字青矢池と云ふ

如斯、別当職家は祭事に専任し、手内職もなす事能ざ

る故、財政窮乏には氏子より補助し、又家相統は男系

を失はざる様、氏子も干渉し、保護したり、継目受

領（家督相続して別当職を継ぐを継目と白し、継目し

たる上は五位の国守を受領する慣例となり居る。之を

受領と云ふ）の節は、夥大の費を要するも、皆氏子よ

り補助を与へたり

7 「神職の氏名」

社司・青谷亀壽郎

【氏子】

1 「氏子区域」

南河内郡喜志村、新堂村。富田林町各一円。大伴村の

内、大字山中田。西浦村の内、大字東阪田、尺度

2 「二重氏子」

該当の事実無し

3 「他市町村区域」

1の通り

4 「氏子の戸数」

昭和十一年六月二十八日現在、二千三百三十九戸

5 「戸数の変動」

大なる相違は無きも増加す

6 「氏子の資格」

制限あることなし、地域に依て走り居るを以て、氏子

地域内に居住すれば寄留者と雖とも直に氏子とす

7 「氏子入り儀礼」

該当の事実あることなし

8 「婿入り」

該当の事実あることなし

9 「若衆の行事」

氏子区域内各部落若中と称するものあり（事実付記）

【別紙】

氏子区域内に三十一部落あり元三十 三部落。各部落皆「若イ

衆」又「若中」と称する団隊あり（今青年会と名を更

む）。地車（郷土ダン）一台踊台一組を所有す。則ち盃

蘭盆に踊をなし、祭には氏神へ地車を曳て参拝す。蓋
唯一の歓楽なり。此団隊は別に神社と関係なしと雖と
も、地車は神社所有の如く思考し居る

10 「氏子内の階級」 該当の事実無し

11 「階級の相違」 該当の事実無し

12 「氏子の義務」 神社費を負担す（事実付記）

【別紙】

古来神社の財政に付ては、文献の徴す可きものなしと
雖とも（社領ありし時代）、徳川初期より以後は全く
氏子に於て維持の基本を負担せしことは慥なり。座の
奉納や賽物の収纏を以てして足らざる所の全部を、氏
子地に於て負担し、集資したり。現今に於ても、毎年
予算編成の原則は、出を定め、入を計を足らざる所を
皆氏子に負担すなり

13 「義務の差」 全上

【別紙】

明治以前は、宮入費と称して多少なく、氏子各戸平等
に割当たりと雖とも、以後は地価五分、戸数五分に割
当たり。然るに、明治二十年改めて村の状況により、
左の如く更定したり

喜志村 百分の三十

新堂村 百分の三十五

富田林町 百分の三十

大伴村 百分の五

明治四十三年、更に左の如く改定し、現在に及び

喜志村 百分の三百二十

新堂村 百分の二百八十

富田林町 百分の三百二十

大伴村 百分の四十

西浦村 百分の四十

14 「その他」

神主家、別当職家に分属したることあり。中昔一時の
現象と思はるゝも、其事実付記す

【別紙】

創立以来の全部は未明なるも、延宝年中神主を置かれ、
源左衛門なる者、吉田神社管領家より派遣され就任せ
しより、氏子区域を二分し、喜志村・新家村（今の喜
志村）及中野村（今新堂村大字中野）を別当職家付属
氏子とし、新堂村（今新堂村大字新堂）・富田林村・
毛人谷村（今の富田林町）及山中田村（今、大伴村大
字山中田）を神主家付属氏子としたり。初穂其他賽物、
皆其所属家に貢献す。遂に人心隔離し、神主は一社の
長官として職能の上から高圧せんとし、別当職は太古
以来の奉仕、祭神の裔孫として下に立たずと互に凌轢
して、明治維新迄陰鬱の気満ちたり

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 四月十五日、祈年祭 二月十七日、新嘗祭 十一

月二十三日、天神祭 四月十五日、白雲山御幸 四月・

十一月の中の日の日

2 「儀礼内容」

例祭、祈年祭、新嘗祭は法令の通り。天神祭、白雲山御幸の事実は付記す

【別紙】

天神祭は、例祭の前夜半、社頭の後山字ガマ塚奥神籬オクシモロと称する所より、北西方の天を遙拝する祭礼なり

当社は元大國主命近畿御平定の砌、其出雲軍の本營此喜志の地にありて、命自ら本營に在て、天祖を奉斎あらせられしもの、則ち当社の濫觴にて其今大國主命を祭れるへ、後の合祀なり。如斯、天神奉斎は創立以来の大典と白て、毎年例祭の日の午前〇時奉仕す。そは社司一人正装して登り、遙拝す。参列者も供饌もなし

明治以前は、別当職は此日一日、四位の衣冠着用許されてありたり

白雲山御幸は、何の時より仕来りしか、未明なるも春秋交代に毎年奉仕す。故に今年春なれば来年は秋なり白雲山御幸は称すれとも、今白雲山は耕地となり居れば、社有山林の内、字念佛山を御旅所として奉仕す。此祭は夜三更奉仕す。御本殿より社司一人奉仕して、御旅所へ御幸其所に他の神職・氏子総代・氏子・町村

長参集し、居(マ)ら献饌して祭典を行ひ、元の如く還幸終

て夜明くるまで社司邸にて直会し、日出の後散会す

御幸の道中は火を消し、人の往来を禁止し、社司は斎服にて御傘を指し掛けて進む

3 「田植祭」 夏至の日、御田植祭を行ふ

4 「特殊神饌」

歳旦祭 一月一日、年越祭 節分の日、雪散神事ユキハシリ 二月十七日、夏祭 七月十五日、秋祭 十月十七日。雪散神事 十一月二十三日には、其日朝の日供に特殊神饌を奉る。其事實は付記す

【別紙】

特殊な神饌は何れも煮饌にして、各座へ供進す。一座も相嘗て奉らず。其種目大要左の如し

歳旦祭 雑煮大根、芋、昆布、餅、雑肴ゴマメ、数の子、牛蒡、大豆、甘酒 白

三台

年越祭 焼肴 イワシ、年豆 大豆、麦飯、甘酒 白

四台

雪散神事春 甘酒、赤飯 小豆、焼肴 鯛切身、

焼鳥時鳥形、菓子、干栗 五台

秋祭 甘酒、赤飯 小豆、焼肴 鯛 三台

5 「当屋の決定」 該当の事実あることなし

6 「長男の扱い」 全上

7 「当屋の任務」 全上

8 「当屋の交代」 全上

9 「特殊神事」

粥下神事 一月十五日、大祓神事 六月三十日、十二月三十一日、鎮魂神事 十一月十一日執行す

10 「山の神祭」

該当の事実あることなし

11 「藁蛇の神事」

全上

12 「火焚の神事」

一月十五日朝、トンドと称し、境内の一月の立松を集め、猶氏子各戸より藁奉納を受けて山積して、之を焼く

【宮座】

1 「宮座の有無」

古はありたりと伝説するも、今無し

2 「宮座の建物」

該当の事実なし

3 「座人の資格」

古昔ありたる座は、祭神大國主命の神裔而已（事実付記）

【別紙】

河内神別の古家和爾氏は、味鋤高彦根命の子高須須彦命より出づ。当社の創立は神代よりと申し、神武天皇の御代已に支子津彦命ありて社職に奉仕せりと申し、当社勸請本紀に 崇神天皇の御代丹波稚尾に、御託宣の時、社司支子有祢に封戸を賜はりしことを記せり、以来奉仕を継承する氏族支子（岸、伎子、貴志、喜志等書く）氏の本支系と称するもの数十百、中、葛、吉

田等、又青谷と姓を申して増殖し居る。其内別当職家

たる青谷は、自ら中心の様になりて座が出来し、氏人の外は、如何なる富者豪家も容れず、永続し居たりと申せども、廃滅の時も詳ならず

座の金を以て買ひたりと称する田地、僅に三畝余歩の地なれども、今神社有になりする。此田地の所有年代も未明なり

4 「座衆の人員」

現今あることなし。古法不明

5 「座入り儀礼」

全上

6 「首座の名称」

全上

7 「組織階級」

全上

8 「座人の義務」

全上

9 「宮座衆の姓」

宮座の家と云ひ伝ふる家は、青谷・吉田・葛・中等あり

10 「座を開く時期」

現今あることなし

11 「宮座の行事」

全上

12 「座の財政」

全上

13 「文書記録」

全上

14 「類似の組織」

明治維新前より大國講と称するがあり、其他明治維新後に、神前講、崇敬講社等あり

15 「解体した座」

1の通り

郷社 菅生神社

南河内郡平尾村大字菅生字三所（堺市美原区）

報告者 社司・安松昌良

【神 職】

1 「世襲」

世襲でした。古来菅生吉久氏なる者が代々神主として仕へ、高辻氏が代々宮寺天門寺和尚として仕へて来。

明治維新宮寺廃寺と共に、抽籤により高辻和尚が神主に転職。昭和三年に至りました

2 「現在も世襲か」

前記高辻要人和尚が神主になり、続いて養嗣子・保が明治三十五年襲職祠官になり、昭和三年死去せり

3 「特別な名称」

4 「一年神主」

5 「収入」

古い事は判りませんが、初穂の外、神社御供田の収入が神職の収入でした。現在は、御供田三反余、前神職の私有になって居ります

6 「その他」

前神職である高辻氏は、明治初年神官住宅及屋敷前記御供田等を私有名義としたため、今日の後継相続人は、全く古来の関係を見無視、法理上より所有権も主張せるため、如何ともし難き現状にあり。後継相続人は、又後継神職たらんことを極端に嫌避して居ります。従つ

て全氏子の要望により、現社司が後継した訳です

7 「神職の氏名」

【氏 子】

1 「氏子区域」

1、平尾村（大字平尾、大字菅生及菅生新田）2、狭山村（大字東野）3、野田村（大字北野田、大字南野田、大字西野）4、黒山村（大字上黒山、下黒山、大字阿弥、大字南余部）5、大草村（大字下草尾、大字大美野）

2 「二重氏子」

3 「他市町村区域」

4 「氏子の戸数」

5 「戸数の変動」

最近南海沿線に田園都市住宅郷の開発により、急速に戸数が増加して居ります

6 「氏子の資格」

当神社氏子区内に居住し、一定の生活を行ふ世帯主又家族を氏子として取扱ひます。それ以外制限はありません。（但し区内在籍者にして区外居住者を準氏子として取扱ひます）

7 「氏子入り儀礼」

氏地へ来住せるものにして、任意申出る者には氏子入奉告を行ひますが、それ以外の者には新年に神符授与

し、氏子としての認識を与へます。その他は特別な儀式等行ひません。

8 「婿入り」

別に慣例儀式等なく、部落に於ては青年団へ応分の挨拶的寄付を行ひ、仲間入する程度です。神社に於ては、結婚奉告祭等申出られた際、氏子入奉告を行ふ位ひです

9 「若衆の行事」 現在では、何も行はれません

10 「氏子内の階級」 無

11 「階級の相違」 無

12 「氏子の義務」

神社維持・祭禮奉賽・参拝の義務があります

13 「義務の差」

神社維持氏子納金に限り、役場制定等級により徴収します

14 「その他」

氏子関係五ヶ村共、半数の大字は他神社の氏子で、一ヶ村を二分されている関係上、氏子納金も他社と均衡を計る必要あり。総ての公式祭典等には不便を感じます。又、氏子納金はまだしも、神饌料等まで部落一本で奉納する所もあり、感心出来ないことです

【祭 礼】

1 「祭の日時」

一、菅生の地名より菅公降誕地なりと伝へて、数百年来誕生祭を行ひます。四月五日午後二時 例祭は四月五日午後十時

二、秋季大祭 渡御、奉納角力、奉納神楽、学童成績展等を行ひます。十月十・十一・十二日 三日間

2 「儀礼内容」 大祭式に準拠します

3 「田植祭」

古来ありましたが、明治の頃私有田になりました関係上、今日ではありません

4 「特殊神饌」 無

5 「当屋の決定」

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

一、旧五月五日 端午の節句祭、一名菖蒲祭。

二、三月十五日 卒業報賽祭。

三、十二年毎、丑年又は、縁故式年等には御開帳と称する長期大祭を行ふ

10 「山の神祭」 無

11 「藁蛇の神事」

12 「火焚の神事」

【宮 座】

1 「宮座の有無」

氏子の一部、狭山村東野に天神講なるもの古来より現存して居ります。東・西二組に分れて居ります

2 「宮座の建物」

ありません

3 「座人の資格」

往來より東野部落に在住せる世帯主及長男に限られます

4 「座衆の人員」

東 天神講 九〇名
西 〃 四〇名

5 「座入り儀礼」

無

6 「首座の名称」

東西共に旧本家が在り、東 上田氏 西 林部氏。その戸主が座長といひます。俗に「本家さん」と呼びます

7 「組織階級」

殆んど血縁者で結ばれ、貧富の差甚しく、両本家を除き、全部中産農家です

8 「座人の義務」

毎年輪番で当屋を営み、自宅で祭礼を行ひ、座改めを行います

9 「宮座衆の姓」

東 上田、山本 西 林部

10 「座を開く時期」

毎年三月廿五日

11 「宮座の行事」

一ヶ年間自宅に奉安せる天神画像を三月廿五日祀り、

講中を招待して祭典を行ひ、終つて講員揃つて次当家へお送りします

12 「座の財政」

両講共に不動産(田)を所有し、その収入を祭費に充てます

13 「文書記録」

前記天神画像(当神社宝物の写本?)二幅があります

14 「類似の組織」

其他、各村に、朔日講、日待講、ゑびす講、伊勢講等存して居ります

15 「解体した座」

郷社 科長神社 南河内郡山田村大字山田字東上(太子町)

報告者 南條芳夫

【神 職】

1 「世襲」

世襲

2 「現在も世襲か」

明治二十九年迄。明治三十一年以来世襲

3 「特別な名称」

特別な名称なし

4 「一年神主」

なし

5 「収入」

初穂及野山の収入

6 「その他」

南條芳夫

7 「神職の氏名」

南條芳夫

【氏子】

- 1 〔氏子区域〕
南河内郡山田村、全磯長村大字太子・大字葉室
- 2 〔二重氏子〕
なし
- 3 〔他市町村区域〕
区域外に、磯長村大字葉室・大字太子あり
- 4 〔氏子の戸数〕
五百拾戸
- 5 〔戸数の変動〕
明治四十一年五月十二日磯長村大字太子・科長岡神社
合祀。百七十戸ばかり増したり
- 6 〔氏子の資格〕
なし
- 7 〔氏子入り儀礼〕
なし
- 8 〔婿入り〕
婿に来た者も此村に生れし者同様、氏子になります
- 9 〔若衆の行事〕
昔の若衆は現在青年団となり、入団報告祭をなす
- 10 〔氏子内の階級〕
なし
- 11 〔階級の相違〕
階級なし
- 12 〔氏子の義務〕
氏子納金奉納す
- 13 〔義務の差〕
村の資産等級に依り、義務を異す
- 14 〔その他〕
合祀神社氏子は敬神念乏し

【祭礼】

- 1 〔祭の日時〕

例祭 七月二十七日、新嘗祭 十二月十五日、祈年
祭 二月三日、秋祭 十月十七日、初午祭

2 〔儀礼内容〕

当日早旦、社殿を裝飾す。修祓、御扉を開けて候す。
神饌を供す（此間奏楽）、社司祝詞奏す。御幣物を奉る。
供進使祝詞を奏す。玉串を奉る。御幣物を撤す。神饌
を撤す（此間奏楽）。御扉を閉ず

- 3 〔田植祭〕
なし
- 4 〔特殊神饌〕
特別なる物なし
- 5 〔当屋の決定〕
氏子総代・世話人はをなす
- 6 〔長男の扱い〕
- 7 〔当屋の任務〕
- 8 〔当屋の交代〕
- 9 〔特殊神事〕
渡御式と地車曳き
- 10 〔山の神祭〕
なし
- 11 〔藁蛇の神事〕
なし
- 12 〔火焚の神事〕
なし

【宮座】

- 1 〔宮座の有無〕
なし
- 2 〔宮座の建物〕
- 3 〔座人の資格〕
- 4 〔座衆の人員〕
- 5 〔座入り儀礼〕

- 6 〔首座の名称〕 〃
- 7 〔組織階級〕 〃
- 8 〔座人の義務〕 〃
- 9 〔宮座衆の姓〕 〃
- 10 〔座を開く時期〕 〃
- 11 〔宮座の行事〕 〃
- 12 〔座の財政〕 〃
- 13 〔文書記録〕 〃
- 14 〔類似の組織〕 なし
- 15 〔解体した座〕 〃

郷社 金岡神社

南河内郡金岡村大字金田（堺市北区）

報告者 社司・金岡 豊

【神 職】

- 1 〔世襲〕 古来世襲
- 2 〔現在も世襲か〕 現在も
- 3 〔特別な名称〕 神主様
- 4 〔一年神主〕 なし
- 5 〔収入〕 明治維新以前は土地より収入ありしも、以後は俸給制度となる

- 6 〔その他〕
- 7 〔神職の氏名〕 社司・金岡 豊

【氏 子】

- 1 〔氏子区域〕 金岡村 大字金田・長曾根、南八下村 大字菩提・石原・小寺・野尻・大饗、北八下村 大字中・南花田・野遠・河合
- 2 〔二重氏子〕 他神社と氏子区域共通せず
- 3 〔他市町村区域〕
- 4 〔氏子の戸数〕 氏子区域は、三ヶ村を含む（各村とも全部） 二千十一戸
- 5 〔戸数の変動〕

明治四十一年、南八下村、北八下村、金岡村大字長曾根等の十二社を併せ、自然氏子数増大せり

- 6 〔氏子の資格〕 制限なし
- 7 〔氏子入り儀礼〕 なし
- 8 〔婿入り〕 なし
- 9 〔若衆の行事〕 なし
- 10 〔氏子内の階級〕 なし
- 11 〔階級の相違〕 家格による
- 12 〔氏子の義務〕 神社費の負担
- 13 〔義務の差〕 負担の大小あり
- 14 〔その他〕

【祭 礼】

- 1 〔祭の日時〕
 例祭 十月十日、祈年祭 二月十七日、新嘗祭 十二月十日、晝神祭 五月五日（各午前十時に祭典執行）
- 2 〔儀礼内容〕
 修祓・開扉・献饌・祝詞奏上・玉串奉奠・撤饌・閉扉。
 但し晝神祭に付、玉串奉奠に次ぎ、神前揮毫を行ふ
- 3 〔田植祭〕 なし
- 4 〔特殊神饌〕 なし
- 5 〔当屋の決定〕 なし
- 6 〔長男の扱い〕
- 7 〔当屋の任務〕
- 8 〔当屋の交代〕
- 9 〔特殊神事〕 晝神祭
- 10 〔山の神祭〕 なし
- 11 〔藁蛇の神事〕 なし
- 12 〔火焚の神事〕 なし

【宮座】

- 1 〔宮座の有無〕 なし
- 2 〔宮座の建物〕 なし
- 3 〔座人の資格〕
- 4 〔座衆の人員〕
- 5 〔座入り儀礼〕
- 6 〔首座の名称〕

- 7 〔組織階級〕
- 8 〔座人の義務〕
- 9 〔宮座衆の姓〕
- 10 〔座を開く時期〕
- 11 〔宮座の行事〕
- 12 〔座の財政〕
- 13 〔文書記録〕
- 14 〔類似の組織〕
- 15 〔解体した座〕
- 以前は宮講、明神講ありしも、今は行はれず
 なし

郷社 錦織神社

南河内郡川西村大字甲田（富田林市）

報告者 社司・浅川民三

【神職】

- 1 〔世襲〕 否
- 2 〔現在も世襲か〕
- 3 〔特別な名称〕 無
- 4 〔一年神主〕 無
- 5 〔収入〕 氏地各村落が協議、若中より支出せり
- 6 〔その他〕 なし
- 7 〔神職の氏名〕 浅川民三

【氏子】

- 1 〔氏子区域〕 川西村 一円、錦郡村 一円

2 「二重氏子」 二重氏子なし

3 「他市町村区域」 然り

4 「氏子の戸数」 七百六十戸

5 「戸数の変動」 なし

6 「氏子の資格」 なし

7 「氏子入り儀礼」 なし

8 「婿入り」

氏地内へ縁付来るものは、嫁も婿も同じく氏子と成る

9 「若衆の行事」 なし

10 「氏子内の階級」 無之

11 「階級の相違」 階級なし

12 「氏子の義務」 神社費の負担を為す

13 「義務の差」 なし

14 「その他」 無之

【祭 礼】

1 「祭の日時」

十月十一日 例祭、十一月廿三日 新嘗祭、二月十七

日 祈年祭

2 「儀礼内容」 祭りの順序とは何か不明

3 「田植祭」 なし

4 「特殊神饌」 なし

5 「当屋の決定」 当番なし

6 「長男の扱い」 なし

7 「当屋の任務」 なし

8 「当屋の交代」 なし

9 「特殊神事」 なし

10 「山の神祭」 祭りなし

11 「藁蛇の神事」 なし

12 「火焚の神事」

小正月（一月十四日の夜）メ縄、門松を集め神社の広

庭にて焼やす。大きな火ではなし

【宮 座】

1 「宮座の有無」 なし

2 「宮座の建物」 なし

3 「座人の資格」 なし

4 「座衆の人員」 なし

5 「座入り儀礼」 なし

6 「首座の名称」 なし

7 「組織階級」 なし

8 「座人の義務」 なし

9 「宮座衆の姓」 なし

10 「座を開く時期」 なし

11 「宮座の行事」 なし

12 「座の財政」 なし

13 「文書記録」 なし

14 「類似の組織」 なし

15 「解体した座」

座によりて在りしように聞及ぶ（往古のこと）

郷社 住吉神社

南河内郡天野村大字小山田（河内長野市）

報告者 北居文之祐

【神職】

1 「世襲」 無し

2 「現在も世襲か」 無し

3 「特別な名称」 神主さん、宮の先生と称す

4 「一年神主」 無し

5 「収入」

神社の所有財産は、氏子より奉献の品物を以て収入とせり

6 「その他」 無し

7 「神職の氏名」 北居文之祐

【氏子】

1 「氏子区域」 無し

2 「二重氏子」

大字の一部千代田村へ寄留せし人にして、当社の氏子納金を負担する人口十四戸

3 「他市町村区域」

南河内郡天野村大字小山田・廣野・代津・下里・門前・高瀬 六大字

4 「氏子の戸数」 四百五十戸

5 「戸数の変動」 無し

6 「氏子の資格」 無し

7 「氏子入り儀礼」 無し

8 「婿入り」 無し

9 「若衆の行事」

年行事とて、毎年交代にて若衆として行ひ来りたることをなせり

10 「氏子内の階級」 平座

11 「階級の相違」 無し

12 「氏子の義務」

氏神を崇敬し、維持を確実ならしめ、神社の発展を計り、且つ経費の負担を受くる義務あり

13 「義務の差」 無し

14 「その他」 無し

【祭礼】

1 「祭の日時」

十月十二日 例祭、二月十七日 祈年祭、十二月一日 新嘗祭、一月一日 元始祭、一月二日 御弓祭、二月十一日 紀元節、十一月三日 明治節、十二月十日 入退營祭、四月二十九日 天長節、七月十八日 夏祭、三月十四日 御田祭、五月中の卯ノ日 卯粽祭、四月一日 入学祭、七月卅一日 大祓祭、一月十日 戎祭

2 〔儀礼内容〕

例祭、祈年祭、新嘗祭、夏祭、御弓祭、御田祭、戎祭

3 〔田植祭〕

御田植祭を執行せり

4 〔特殊神饌〕

一月一日 御供餅、五月中の卯ノ日 卯粽祭、七月三十

一日 御祓祭（へソ餅）

5 〔当屋の決定〕

氏子惣代より毎年交代にて当屋を定めること

6 〔長男の扱い〕

無し

7 〔当屋の任務〕

年中行事の補佐をなし、会計事務を分掌す

8 〔当屋の交代〕

毎年十二月二十六日当屋を受け、翌年十二月二十日交

代す

9 〔特殊神事〕

御弓引神事、馬駈神事（裸馬の神事）

10 〔山の神祭〕

無し

11 〔藁蛇の神事〕

無し

12 〔火焚の神事〕

無し

【宮座】

1 〔宮座の有無〕

平座と称す

2 〔宮座の建物〕

座の建物あり

3 〔座人の資格〕

無し

4 〔座衆の人員〕

右戸主二百五十人

5 〔座入り儀礼〕

無し

6 〔首座の名称〕

無し

7 〔組織階級〕

無し

8 〔座人の義務〕

無し

9 〔宮座衆の姓〕

西端、西野、谷、大北、北野、西尾

10 〔座を開く時期〕

一月一日早朝

11 〔宮座の行事〕

氏子が参拝、座席に着けば、神職祓式を行ひ、神酒・

肴を撤し、各三献づ、戴き退座す

12 〔座の財政〕

無し

13 〔文書記録〕

別紙の通り

【別紙】

夫レ神ハ依_二人之敬_レ増_レ威人ハ、依_二神之徳_一ニ添運爰

ニ、氏神住吉神社往古ヨリ年々両三度座相勤居候所、

先年御一新之折柄ヨリ相衰エ、加之座ニ伝ハリ来リ候

御神田ハ上地ト相成。是故ニ五六年前ヨリ断絶ニ及候

所、今将ニ発_二氏子安寧_一之真心_一欲_二末世不断之座発_一ン

ト、兎角座ニ付少々相残り居候金子ヲ根元トシテ、

年々正月元日並ニ氏神祭礼之節ト両度座ヲ相勤。古エ

ヨリ伝ヘ来リ候座株ノミニテ参詣致シ候ハ本意之事ニ

候得共、倍時世ヲ案スルニ、斯ク開化之時ニシテ余リ

愚昧ニ察シ入候。然ルニ其手当無クシテ衆人参詣仕リ

候而モ、一献之神酒付テハ御供トモ無到方候間、今更

新ニ参詣之方々エ夫々寄付金ヲ御頼、其集金ヲ手当ト

シテ衆人敬神之座ヲ補哉。依而左之連名者周旋ニ罷出候間、夫々寄付有之度候也。

明治十一年一月十一日

周旋人 何某

右惣代 何某

各々衆中

【欄外メモ書き】

明治十一年 第一月吉日 清崎神社座補金寄付帳

14 「類似の組織」 本社 御膳講、末社 戎講

15 「解体した座」

郷社 狭山神社 南河内郡狭山村大字半田（大阪狭山市）

報告者 山崎源次

【神 職】

1 「世襲」

明治以来現在迄世襲ですが、其以前は世襲ではありませぬ

2 「現在も世襲か」 明治初年以來現在迄、世襲です

3 「特別な名称」 お宮の宮主又はお宮の先生

4 「一年神主」

右の習慣は、現在では全々ありません。古来、右の行

5 「収 入」 為があつたかは知れませんが、不詳です

氏子より奉納の初穂及神社の所持年貢米又は兼務神社の初穂等

6 「その他」

神社合併以前は当村常置神職が少かりしか、他郡にわたり十社十五社を兼務をなし、右神社より幾分かの初穂を納めたのであります

7 「神職の氏名」 山崎源次

【氏 子】

1 「氏子区域」

狭山村大字半田、狭山村大字新町、狭山村大字並松、狭山村大字西池尻、狭山村大字東池尻

2 「二重氏子」

氏子区域の一部。狭山村東野は古くから他の神社の氏子になっています

3 「他市町村区域」

大体一村一社に限られていますが、但一部は、前記東野村のみが除かれています

4 「氏子の戸数」 四百戸

5 「戸数の変動」 余り大した相違はありません

6 「氏子の資格」 別に制限がありません

7 「氏子入り儀礼」

別に特殊の儀式を行っていませんが、出産して初詣したとき、氏子入報告祭と兼ね名簿に記入して居ります

8 「婿入り」

結婚直後本人が神社に参拝し、神職は氏子入の由を神に報告申上げ、之にて氏子入したことになります

9 「若衆の行事」

現在では、何等その行事はありません

10 「氏子内の階級」

古はそれごとく階級があった様ですが、今では名称さへなくなり、すべて除挙されました

11 「階級の相違」

氏子の階級はすべて資産の所得により、毎年の調査による等級にて定められています

12 「氏子の義務」

氏子は神社維持経営のため、年々負担金を出資すべき義務を有し、又労力奉仕の義務を負ひます

13 「義務の差」

年々の調査による等級により、義務負担に相違があります

14 「その他」

【祭 礼】

1 「祭の日時」

秋季大祭 十月十日 午前十時

2 「儀礼内容」

祭典の順序は、すべて内務省令による順序にて執行さ

れています。特別な順序はありません。尚此大祭には、

氏子より地車を引き出し神社に参拝し、社前にて青年が劇を奉納し、一日中氏子中を引き出します

3 「田植祭」

ありません

4 「特殊神饌」

用いられません

5 「当屋の決定」

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

10 「山の神祭」

11 「藁蛇の神事」

12 「火焚の神事」

【宮 座】

1 「宮座の有無」

2 「宮座の建物」

3 「座人の資格」

4 「座衆の人員」

5 「座入り儀礼」

6 「首座の名称」

7 「組織階級」

8 「座人の義務」

9 「宮座衆の姓」

- 10 「座を開く時期」
- 11 「宮座の行事」
- 12 「座の財政」
- 13 「文書記録」
- 14 「類似の組織」
- 15 「解体した座」

村社 國分神社

南河内郡國分村大字國分（柏原市）

報告者 橋本重太郎

【神 職】

- 1 「世襲」
- 2 「現在も世襲か」
- 3 「特別な名称」
- 4 「一年神主」
- 5 「収入」
- 6 「その他」
- 7 「神職の氏名」

【氏 子】

- 1 「氏子区域」
- 2 「二重氏子」
- 3 「他市町村区域」
- 4 「氏子の戸数」

- 5 「戸数の変動」
- 6 「氏子の資格」
- 7 「氏子入り儀礼」
- 8 「婿入り」
- 9 「若衆の行事」
- 10 「氏子内の階級」
- 11 「階級の相違」
- 12 「氏子の義務」
- 13 「義務の差」
- 14 「その他」

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」
- 2 「儀礼内容」
- 3 「田植祭」
- 4 「特殊神饌」
- 5 「当屋の決定」
- 6 「長男の扱い」
- 7 「当屋の任務」
- 8 「当屋の交代」
- 9 「特殊神事」
- 10 「山の神祭」
- 11 「藁蛇の神事」
- 12 「火焚の神事」

【宮座】

- 1 [宮座の有無] なし
- 2 [宮座の建物] なし
- 3 [座人の資格] なし
- 4 [座衆の人員] なし
- 5 [座入り儀礼] なし
- 6 [首座の名称] なし
- 7 [組織階級] なし
- 8 [座人の義務] なし
- 9 [宮座衆の姓] なし
- 10 [座を開く時期] なし
- 11 [宮座の行事] なし
- 12 [座の財政] なし
- 13 [文書記録] なし
- 14 [類似の組織] なし
- 15 [解体した座] なし

村社 柏原神社

南河内郡柏原町大字市村（柏原市）

報告者 社掌・要 國美

【神職】

- 1 [世襲] 世襲です
- 2 [現在も世襲か] |
- 3 [特別な名称] |
- 4 [一年神主] |

5 [収入]

崇敬者の献納によりました

6 [その他]

7 [神職の氏名]

社掌・要 國美

【氏子】

- 1 [氏子区域] |
- 2 [二重氏子] |
- 3 [他市町村区域] |
- 4 [氏子の戸数] |
- 5 [戸数の変動] |
- 6 [氏子の資格] |
- 7 [氏子入り儀礼] |
- 8 [婿入り] |
- 9 [若衆の行事] |
- 10 [氏子内の階級] |
- 11 [階級の相違] |
- 12 [氏子の義務] |
- 13 [義務の差] |
- 14 [その他] |

【祭礼】

- 1 [祭の日時] 法令規定以外に、初午祭（毎年初午の日）、秋祭（十月三日）

2	〔儀礼内容〕	法令の通り
3	〔田植祭〕	雄雌鶏を生きたる随献 <small>(儘カ)</small> ず
4	〔特殊神饌〕	
5	〔当屋の決定〕	
6	〔長男の扱い〕	
7	〔当屋の任務〕	
8	〔当屋の交代〕	
9	〔特殊神事〕	
10	〔山の神祭〕	
11	〔藁蛇の神事〕	
12	〔火焚の神事〕	毎年一月十四日「とんど」と称し、メ飾を燃す

【宮 座】

1	〔宮座の有無〕	
2	〔宮座の建物〕	
3	〔座人の資格〕	
4	〔座衆の人員〕	
5	〔座入り儀礼〕	
6	〔首座の名称〕	
7	〔組織階級〕	
8	〔座人の義務〕	
9	〔宮座衆の姓〕	
10	〔座を開く時期〕	

11	〔宮座の行事〕	
12	〔座の財政〕	
13	〔文書記録〕	
14	〔類似の組織〕	類似組織として講あり。其数三十余あり
15	〔解体した座〕	

村社 萩原神社 南河内郡日置荘村大字原寺（堺市東区）

報告者 南條 保

【神 職】

1	〔世襲〕	世襲にあらず
2	〔現在も世襲か〕	今の家のみ世襲
3	〔特別な名称〕	なし
4	〔一年神主〕	なし
5	〔収入〕	二代以前迄は内職半分、神社合併後今と変りなし
6	〔その他〕	なし
7	〔神職の氏名〕	南條 保

【氏 子】

1	〔氏子区域〕	原寺・北・西・北余部・田中・関茶屋、下草尾・大草 高松・下出口・高松・丈六の十一ヶ字
2	〔二重氏子〕	なし

- | | | |
|----|----------|----------|
| 3 | 〔他市町村区域〕 | 限られず |
| 4 | 〔氏子の戸数〕 | 約千戸 |
| 5 | 〔戸数の変動〕 | なし |
| 6 | 〔氏子の資格〕 | なし |
| 7 | 〔氏子入り儀礼〕 | なし |
| 8 | 〔婿入り〕 | なし |
| 9 | 〔若衆の行事〕 | なし |
| 10 | 〔氏子内の階級〕 | なし |
| 11 | 〔階級の相違〕 | なし |
| 12 | 〔氏子の義務〕 | 敬神、社費の負担 |
| 13 | 〔義務の差〕 | なし |
| 14 | 〔その他〕 | なし |
- 【祭 礼】
- 1 〔祭の日時〕
- 例祭（十月十二日）、祈年祭（二月十二日）、新嘗祭（十月十二日）
- 2 〔儀礼内容〕
- 3 〔田植祭〕
- 4 〔特殊神饌〕
- 5 〔当屋の決定〕
- 6 〔長男の扱い〕
- 7 〔当屋の任務〕
- 8 〔当屋の交代〕

- | | | |
|----|---------|----|
| 9 | 〔特殊神事〕 | なし |
| 10 | 〔山の神祭〕 | なし |
| 11 | 〔藁蛇の神事〕 | なし |
| 12 | 〔火焚の神事〕 | なし |
- 【宮 座】
- | | | |
|----|----------|----|
| 1 | 〔宮座の有無〕 | なし |
| 2 | 〔宮座の建物〕 | なし |
| 3 | 〔座人の資格〕 | なし |
| 4 | 〔座衆の人員〕 | なし |
| 5 | 〔座入り儀礼〕 | なし |
| 6 | 〔首座の名称〕 | なし |
| 7 | 〔組織階級〕 | なし |
| 8 | 〔座人の義務〕 | なし |
| 9 | 〔宮座衆の姓〕 | なし |
| 10 | 〔座を開く時期〕 | なし |
| 11 | 〔宮座の行事〕 | なし |
| 12 | 〔座の財政〕 | なし |
| 13 | 〔文書記録〕 | なし |
| 14 | 〔類似の組織〕 | なし |
| 15 | 〔解体した座〕 | なし |
- 村社 西代神社
- 南河内郡長野町大字西代字松原（河内長野市）

報告者 隅谷政治

【神 職】

- 1 「世 襲」 世襲ではありません
- 2 「現在も世襲か」
- 3 「特別な名称」 神主、先生と称へています
- 4 「一年神主」 ありません
- 5 「収 入」 賽銭、賽米のみでした
- 6 「その他」 ありません
- 7 「神職の氏名」 隅谷政治

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 長野町大字西代、全大字上原、全大字野作、全大字原、全大字古野
- 2 「二重氏子」 ありません
- 3 「他市町村区域」 大字西代・上原・野作・古野・原の五ヶ字
- 4 「氏子の戸数」 四百戸
- 5 「戸数の変動」 大なる相違はありませんが、追々増加しつつ、あります
- 6 「氏子の資格」 ありません
- 7 「氏子入り儀礼」 ありません
- 8 「婿入り」 婿に来たものは当然氏子となります故、別に儀式等あ

りません

- 9 「若衆の行事」 例祭の神楽奉納、神輿々昇、地車引
- 10 「氏子内の階級」 ありません
- 11 「階級の相違」
- 12 「氏子の義務」 神社維持費の負担 崇敬の義務
- 13 「義務の差」 神社維持費負担多少位です
- 14 「その他」 ありません

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 例祭 十月十一日、祈年祭 弍月下旬、新嘗祭 十一月下旬、戎祭 一月十日、初午祭 初午ノ日、入退宮奉告 祭 入退宮前
- 2 「儀礼内容」 戎祭、初午、例祭、新嘗祭、入宮奉告祭、祈年祭、退宮奉告祭
- 3 「田植祭」 ありません
- 4 「特殊神饌」 ありません
- 5 「当屋の決定」 一年交代順番にきめられます（年行事）。亦世話人と云ふのがあります。之は信仰家の衆望により撰定せられます
- 6 「長男の扱い」 ありません
- 7 「当屋の任務」

年行事は地車引・神楽・神輿々昇の設備万端、献燈等。

世話人は神社祭典の準備手伝ひ

以前（合併）はあつたそうです。現在はありませぬ

8 「当屋の交代」 年行事は十二月、世話人は欠員の時

9 「特殊神事」 ありませぬ

10 「山の神祭」 ありませぬ

11 「藁蛇の神事」 ありませぬ

12 「火焚の神事」 一月十五日小正月位の物です

村社 長野神社

南河内郡長野町大字長野字神宿（河内長野市）

報告者 横山左馬太郎

【神職】

1 「世襲」 昔は世襲であつたやうです

2 「現在も世襲か」 明治初年頃迄

3 「特別な名称」 なし

4 「一年神主」 なし

5 「収入」

氏子又は崇敬者の初穂料位であつたやうです

6 「その他」

7 「神職の氏名」 社掌・横山左馬太郎

【氏子】

1 「氏子区域」

南河内郡長野町大字長野全部と古野の一部です

2 「二重氏子」

氏子区域は共通になつて居ませぬ
長野町内に限られて居ます

4 「氏子の戸数」 約三百二十戸

5 「戸数の変動」 昔よりや、増加しました

6 「氏子の資格」 なし

7 「氏子入り儀礼」

【宮座】

1 「宮座の有無」 ありませぬ

2 「宮座の建物」 ありませぬ

3 「座人の資格」 ありませぬ

4 「座衆の人員」 ありませぬ

5 「座入り儀礼」 ありませぬ

6 「首座の名称」

7 「組織階級」

8 「座人の義務」

9 「宮座衆の姓」

10 「座を開く時期」

11 「宮座の行事」

12 「座の財政」

13 「文書記録」 ありませぬ

14 「類似の組織」 ありませぬ

15 「解体した座」

8 「婿入り」 別に慣例なし

9 「若衆の行事」

例祭に地車を曳き、又、燈明錢を集め献燈する位です

10 「氏子内の階級」

昔の座とは少し違ひますが、今も座と云ふものがあります。二三の異例はあるが、概ね氏子総代が座の人で当社の重要事に関与して居ます

11 「階級の相違」

年齢にもよりますが、概ね氏子総代格による方です

12 「氏子の義務」

云ふまでもなく、当社を崇敬維持すべき義務を負ふものです

13 「義務の差」

氏子総代は、他の氏子よりも一層当社の重要事に関する義務あるものとす

14 「その他」

例祭のある月、十月の六日には、氏子集来して当社境内を清掃します。又例祭日には、祭典後湯立神事を執行します

【祭 礼】

1 「祭の日時」

夏祭（七月十五日午前十時）、例祭（十月十一日午後一時）、新嘗祭（十一月十日午後一時）、歳旦祭（一月

一日午前十時）、戎祭（二月九日・十日午前十時）、祈

年祭（三月、日は未定）、入退嘗祭時日不定

2 「儀礼内容」

前記の順、但し入退嘗奉告祭は時日不定。祈年祭二月不定日

3 「田植祭」

なし

4 「特殊神饌」

なし

5 「当屋の決定」

祭の当屋と云ふのはありませんが、例祭の特殊神事 松明立の当屋があります。それは毎年輪番です

6 「長男の扱い」

なし

7 「当屋の任務」

松明立の当屋は、松明立の日（十月六日）、松明を立た人を酒肴で慰勞し、例祭日には之を燃します

8 「当屋の交代」

前の当屋は輪番ですから、翌年十月六日には次の人と交代します

9 「特殊神事」

松明神事があります。是は御祭神勸請の夜、松明にて迎へ来りし名残じやそうです。此の神事は座人が集つて青竹の簀の子を編み、青柴や枯柴を巻込み、藤蔓にて縛、大なる松明の形となし、社前の庭に立て例祭日に燃します

10 「山の神祭」 なし

- 11 「藁蛇の神事」 なし
- 12 「火焚の神事」

是が当社の松明神事に相当します。是を燃すのは、例祭に参拝した坐の当屋の人です

【宮座】

- 1 「宮座の有無」 座と云ふはありますが、別に名称はありません
- 2 「宮座の建物」 なし
- 3 「座人の資格」 概ね氏子総代格の人。一に異例あり
- 4 「座衆の人員」 現今は九人
- 5 「座入り儀礼」 なし
- 6 「首座の名称」 別に首座の人はありません
- 7 「組織階級」 古き座の人の子孫及氏子総代より成る
- 8 「座人の義務」 松明神事の松明を造り立てること。松明立ての人に酒肴を出すこと。松明を燃すこと
- 9 「宮座衆の姓」 吉年 三人 西條 三人
- 10 「座を開く時期」 昔は例祭日に輪番にて小宴を開きしが、今は全廢せり
- 11 「宮座の行事」 松明神事
- 12 「座の財政」 なし
- 13 「文書記録」 なし
- 14 「類似の組織」 前記の通り

- 15 「解体した座」 全上

村社 八幡神社

南河内郡天見村大字下天見字弁天山（河内長野市）

報告者 中川好正

【神職】

- 1 「世襲」 否
 - 2 「現在も世襲か」 否
 - 3 「特別な名称」 なし
 - 4 「一年神主」 長曆三年卯月より安政四年三ノ月まで、社僧十八名交代にて奉仕す。明治維新前後、流谷村庄屋・的場民治氏、天見村庄屋・大石喜一郎氏交代にて奉仕。神宮代として無報酬にて奉仕す。具体不詳
 - 5 「収入」 社領内地山林等の収入をなし得たりと云ふ
 - 6 「その他」
 - 7 「神職の氏名」 社掌・勲八等・中川好正
- 【氏子】
- 1 「氏子区域」 天見村大字流谷・天見
 - 2 「二重氏子」
 - 3 「他市町村区域」 然り
 - 4 「氏子の戸数」 六十八戸

- 5 「戸数の変動」
 - 6 「氏子の資格」
 - 7 「氏子入り儀礼」 鎮座地に居住し、村税の負担者
 - 8 「婿入り」 条件なし
 - 9 「若衆の行事」 毎年例祭、渡御御輿担夫に該当す
 - 10 「氏子内の階級」
 - 11 「階級の相違」
 - 12 「氏子の義務」 神社維持祭祀一般の義務を負ふ
 - 13 「義務の差」
 - 14 「その他」
- 【祭 礼】
- 1 「祭の日時」
 - 一月一日 歳旦祭、三日 元始祭、二月十一日 建国祭、
 - 天長節祭、一月^{十五日}_{十四日} どん祭、一月六日 勸請掛祭、
 - 二月二十七日 祈年祭、七月十日 夏祭、採湯行事、十
 - 月十一日 例祭、十一月二十七日 新嘗祭
 - 2 「儀礼内容」 祈年祭・例祭・新嘗祭、三大祭の外、二十九祭典あり
 - 3 「田植祭」
 - 4 「特殊神饌」 例祭及歳旦祭の両度には、氏子総代各々白米一升、氏子各戸白米五合宛を集め、社務所に於て蒸し堅め、小判形及玉形のものを作り、神前に献り、撤饌は氏子各

- 5 「当屋の決定」 戸に授与するものとす
 - 6 「長男の扱い」
 - 7 「当屋の任務」
 - 8 「当屋の交代」
 - 9 「特殊神事」 毎年一月五日・十四日の両度、どん祭と称する恒例の祭典を行ふ。邸宅安全及稲虫駆除の御神符及御供物を、各氏子へ授与するものとす
 - 10 「山の神祭」
 - 11 「藁蛇の神事」 一月六日早朝に氏子総代十一名が藁百拾束を持参し、社頭より内側の古樹杉へ蛇の形をなす太き注連縄を作り、長さ約三十間の注連縄を張延す行事あり。七百年以前より恒例の儀式とす。昔、石清水八幡宮より御分霊を勸請の時より始り、勸請縄掛と今に称へております
 - 12 「火焚の神事」
- 【宮 座】
- 1 「宮座の有無」
 - 2 「宮座の建物」
 - 3 「座人の資格」
 - 4 「座衆の人員」

- 5 [座入り儀礼]
- 6 [首座の名称]
- 7 [組織階級]
- 8 [座人の義務]
- 9 [宮座衆の姓]
- 10 [座を開く時期]
- 11 [宮座の行事]
- 12 [座の財政]
- 13 [文書記録]
- 14 [類似の組織]
- 15 [解体した座]

【欄外記述】

参考

一、当社は、長暦三年卯月に石清水八幡宮別当法印輝清氏により御分霊を勧請にたるものにして、現今官幣大社石清水八幡宮別宮と伝来す。又古文書あり

村社 川上神社

南河内郡川上村大字鳩原字花溝（河内長野市）

報告者 尾上重太郎

【神 職】

- 1 [世 襲]
- 2 [現在も世襲か]

明治四拾壹年七月内務省令第十七号に依り指定せられ

- 3 [特別な名称]
たるに伴ひ、初めて神職を常置す

神職とも社掌とも呼ぶもの多からず、多数カンヌシと呼ぶ

- 4 [一年神主] 右に該当するものなし
- 5 [収入] 欠員に伴ひ方法なし
- 6 [その他]
- 7 [神職の氏名] 尾上重太郎

【氏 子】

- 1 [氏子区域]
右括弧書【注・二重氏子のこと】に該当するものなく、一村一社にして氏子区域は川上村一円
- 2 [二重氏子]
前項の通り、一村一社にして他の神社との共通なく、全く括弧書に該当するものなし

- 3 [他市町村区域]

他村に涉らず、氏子区域は前項の通り一村一社にして、川上村而已なり

- 4 [氏子の戸数] 式百六拾参戸
- 5 [戸数の変動]
本年迄で三十ヶ年間異状なく、古も今も大したる相違なきなり
- 6 [氏子の資格]

制限はありません。只村役場へ寄留届をなすれば、氏子となります

7 「氏子入り儀礼」

特別の儀式はありません。無論むろん括弧書【注・饗応や記帳のこと】に該当するものなく、前項の通り、寄留届をすれば氏子となります

8 「婿入り」

村役場へ入籍すれば、氏子となります

9 「若衆の行事」

何もありません

10 「氏子内の階級」

常識上、老を貴べども、別段に括弧書【注・座やオトナ・中老のこと】に該当するものなし

11 「階級の相違」

家格によります

12 「氏子の義務」

神社一切の維持に努力します

13 「義務の差」

神社へ対す表面は上下同なるも、氏子納金等は家格に依りつゝある由

14 「その他」

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 十月十一日、祈年祭 二月十七日、新嘗祭 十一月二十三日、入学祭 四月一日、合祀記念祭 五月十二日、夏祭 七月十六日。何れも午後一時執行す

2 「儀礼内容」

始二月十七日 祈年祭、次四月一日 入学祭、次五月十日 合祀記念祭、次七月十六日 夏祭、次十月十一日 例祭、次十一月二十三日 新嘗祭、月並祭 一日・十五日

3 「田植祭」

なし

4 「特殊神饌」

なし

5 「当屋の決定」

なし

6 「長男の扱い」

なし

7 「当屋の任務」

なし

8 「当屋の交代」

なし

9 「特殊神事」

十月十一日例祭に、稚児角力とて毎前年一月一日より十二月卅一日迄に生るゝ男子の献納角力あり。勝敗共餅一重を賞与す（相撲はせて笑へば勝泣けば敗）

10 「山の神祭」

無し

11 「藁蛇の神事」

無し

12 「火焚の神事」

無し（明治四十一年以前には縄掛神事がありました）

【宮 座】

1 「宮座の有無」

なし

2 「宮座の建物」

なし

3 「座人の資格」

なし

4 「座衆の人員」

なし

4 「座衆の人員」

なし

5	〔座入り儀礼〕	／
6	〔首座の名称〕	／
7	〔組織階級〕	／
8	〔座人の義務〕	／
9	〔宮座衆の姓〕	／
10	〔座を開く時期〕	／
11	〔宮座の行事〕	／
12	〔座の財政〕	／
13	〔文書記録〕	／
14	〔類似の組織〕	／
15	〔解体した座〕	自1至15 上記に対し該当するものなし

明治四十一年合併前の鳩原神社と称せし。昔は座と申す者ありたる由なれども、合併と同時に解散す（加合併社七社共同上）

村社 **春日神社** 南河内郡国分村大字国分字田邊（柏原市）

報告者 浅田文次郎

【神 職】

1	〔世襲〕	なし
2	〔現在も世襲か〕	なし
3	〔特別な名称〕	なし
4	〔一年神主〕	なし
5	〔収入〕	以前も現在も全方法

6	〔その他〕	なし
7	〔神職の氏名〕	浅田文次郎

【氏 子】

1	〔氏子区域〕	なし
2	〔二重氏子〕	なし
3	〔他市町村区域〕	区域内に限られています
4	〔氏子の戸数〕	四十八戸
5	〔戸数の変動〕	なし
6	〔氏子の資格〕	なし
7	〔氏子入り儀礼〕	なし
8	〔婿入り〕	其家の家族として氏子の資格あり
9	〔若衆の行事〕	年中行事として、夏秋祭立提灯を以て宮入すること
10	〔氏子内の階級〕	なし
11	〔階級の相違〕	なし
12	〔氏子の義務〕	改築又は修繕の義務あり
13	〔義務の差〕	家の階級によりて異なる
14	〔その他〕	なし

【祭 礼】

1	〔祭の日時〕	夏祭 七月十七日、秋祭 十月十七日
2	〔儀礼内容〕	祈年祭、例祭、新嘗祭
3	〔田植祭〕	なし

- 4 「特殊神饌」 なし
 - 5 「当屋の決定」 なし
 - 6 「長男の扱い」 なし
 - 7 「当屋の任務」 なし
 - 8 「当屋の交代」 なし
 - 9 「特殊神事」 なし
 - 10 「山の神祭」 なし
 - 11 「藁蛇の神事」 なし
 - 12 「火焚の神事」 なし
- 【宮 座】
- 1 「宮座の有無」 なし
 - 2 「宮座の建物」 なし
 - 3 「座人の資格」 なし
 - 4 「座衆の人員」 なし
 - 5 「座入り儀礼」 なし
 - 6 「首座の名称」 なし
 - 7 「組織階級」 なし
 - 8 「座人の義務」 なし
 - 9 「宮座衆の姓」 なし
 - 10 「座を開く時期」 なし
 - 11 「宮座の行事」 なし
 - 12 「座の財政」 なし
 - 13 「文書記録」 なし

- 14 「類似の組織」 なし
- 15 「解体した座」 以前あり

村社 日吉神社

南河内郡西浦村大字西浦字山王（羽曳野市）

報告者 本所常吉

【神 職】

- 1 「世 襲」

世襲ではありません。旧来は給仕人が在りました。自分
は神職として初めて在ります

- 2 「現在も世襲か」 随ってありません
- 3 「特別な名称」 ありません
- 4 「一年神主」 ありません
- 5 「収 入」 社有田一反八畝の所得より収入
- 6 「その他」 ありません
- 7 「神職の氏名」 本所常吉

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 ありません
- 2 「二重氏子」 ありません
- 3 「他市町村区域」 区域内に限られております
- 4 「氏子の戸数」 式百七拾戸
- 5 「戸数の変動」

ありませんが、年々式参戸位は増します

- 6 「氏子の資格」 ありません
- 7 「氏子入り儀礼」 ありません
- 8 「婿入り」 何事も無く氏子となります
- 9 「若衆の行事」

十月十七日秋季大祭の節、山車を曳廻り、神前に於て
二輪加芝居を為し、大に騒ぎます

- 10 「氏子内の階級」 ありません
- 11 「階級の相違」 階級はありません
- 12 「氏子の義務」 初穂及神社経費の負担金納付等です
- 13 「義務の差」 階級でなく、等級により異り、義務を負ひます
- 14 「その他」 別だんありません

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」

元旦祭 一月一日、祈年祭 三月十日、秋季大祭 十月
十七日、新嘗祭 十一月二十三日

- 2 「儀礼内容」 ありません
- 3 「田植祭」 ありません
- 4 「特殊神饌」 ありません
- 5 「当屋の決定」 ありません
- 6 「長男の扱い」 ありません
- 7 「当屋の任務」 ありません
- 8 「当屋の交代」 ありません

- 9 「特殊神事」 ありません
- 10 「山の神祭」 ありません
- 11 「藁蛇の神事」 ありません
- 12 「火焚の神事」

祭礼の内にあらず、一月十五日にとんど云ふて大火
を燃します

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」 ありません
- 2 「宮座の建物」 ありません
- 3 「座人の資格」 ありません
- 4 「座衆の人員」 ありません
- 5 「座入り儀礼」 ありません
- 6 「首座の名称」 ありません
- 7 「組織階級」 ありません
- 8 「座人の義務」 ありません
- 9 「宮座衆の姓」 ありません
- 10 「座を開く時期」 ありません
- 11 「宮座の行事」 ありません
- 12 「座の財政」 ありません
- 13 「文書記録」 ありません
- 14 「類似の組織」 ありません
- 15 「解体した座」 ありません

村社 中津神社

南河内郡千早村大字中津原字宮ノ尾(千早赤阪村)

報告者 鎌谷 勇

【神 職】

- 1 [世 襲] 世襲にあらず
- 2 [現在も世襲か] /
- 3 [特別な名称] なし
- 4 [二年神主] 該当無之候
- 5 [収 入] |
- 6 [その他] |
- 7 [神職の氏名] 鎌谷 勇

【氏 子】

- 1 [氏子区域] 大字の内、上中津原と称する一部落にして其内に西之尾・宮ノ尾・中之尾・東ノ尾と称する極小部落散在せり
- 2 [二重氏子] 右一部落の内、約十戸斗り千早神社の氏子なるも、二重氏子にてはなし
- 3 [他市町村区域] 村内に限る
- 4 [氏子の戸数] 参拾八戸
- 5 [戸数の変動] 大した相違なし
- 6 [氏子の資格] 制限なし

7 [氏子入り儀礼] 神社氏子台帳に記載す

8 [婿入り] 入婿七日以内に神社に参拜、且報告せしむ。右は当事者若くは父兄たるべき者

9 [若衆の行事] 毎年十月例祭に、青年行事として獅子の舞あり

10 [氏子内の階級] 階級なし

11 [階級の相違] 家格による

12 [氏子の義務] 神社一切の事を会議処理す

13 [義務の差] 社費指定寄付等の場合は、多少の異りあるも、其他無し

14 [その他] なし

【祭 礼】

- 1 [祭の日時] 毎年二月十日 祈年祭、十月十七日 例祭、十一月廿四日 新嘗祭。三大祭の外、五月五日 節句、七月二日 半夏生、八月十五日 月見祭、并に入宮、退宮等臨時祭典を行ふ
- 2 [儀礼内容] 祈年祭、例祭、新嘗祭の順に依る
- 3 [田植祭] なし
- 4 [特殊神饌] なし
- 5 [当屋の決定]

本社は従来より宮年行司と称し、氏子中より一ヶ年交代にて奉仕す

6 「長男の扱い」 なし

7 「当屋の任務」 境内の掃除祭典の雑用等を為す

8 「当屋の交代」 毎年十二月十八日順番交代す

9 「特殊神事」

毎年十月十六日午後八時ホテイ相撲と称し、氏子中より五歳以上八歳以下の男子に限り、順番にして東西に分ち、神前に於て宮年行司、行司と為つて相撲を為す。

勝者には御鏡一重を付与す

10 「山の神祭」 無之

11 「藁蛇の神事」 なし

12 「火焚の神事」 なし

【宮座】

1 「宮座の有無」 宮座と称す

2 「宮座の建物」 なし

3 「座人の資格」

別の資格なきも、一老・二老・三老など云伝へたりしも、今は一老のみ。他は敬語なし

4 「座衆の人員」 十二名

5 「座入り儀礼」 儀式なし。只簡短なる挨拶あるのみ

6 「首座の名称」 一老と称す

7 「組織階級」 なし

8 「座人の義務」 前記年行司を使役等に努む

9 「宮座衆の姓」 全姓の者一、二あるも、多数なし

10 「座を開く時期」 毎年十月十六日午後九時

11 「宮座の行事」 なし

12 「座の財政」 別に取極めたる財政なし

13 「文書記録」 なし

14 「類似の組織」 //

15 「解体した座」 //

村社 壹須何神社 南河内郡石川村大字一須賀字上(河南町)

報告者 大槻重徳

【神職】

1 「世襲」 2 「現在も世襲か」

不明なれとも、現今迄三代世襲です

3 「特別な名称」 神主

4 「一年神主」 //

5 「収入」 無報酬

6 「その他」 //

7 「神職の氏名」 大槻重徳

【氏子】

1 「氏子区域」

石川村全体(大ヶ塚・一須賀・東山・山城)、大伴村の内、大字北大伴及南大伴

- 2 「二重氏子」 //
 - 3 「他市町村区域」 //
 - 4 「氏子の戸数」 約五百五十戸
 - 5 「戸数の変動」 明治四十年合社前は、約百戸なりき
 - 6 「氏子の資格」 ありません
 - 7 「氏子入り儀礼」 なし
 - 8 「婿入り」 氏子区域内に居住すれば、何等の儀式及条件なしに氏子となる
 - 9 「若衆の行事」 例祭・風悦祭には、青年は各字の大提灯を捧げて宮入りをなす。その時、一種の音頭を唱ふ
 - 10 「氏子内の階級」 なし
 - 11 「階級の相違」 無差別
 - 12 「氏子の義務」 神社用入費の一切を負担す
 - 13 「義務の差」 なし
 - 14 「その他」 なし
- 【祭 礼】
- 1 「祭の日時」 例祭（十月十六日）、祈年祭（二月中旬）、新嘗祭（十一月下旬）、入退宮奉告祭、入学・卒業奉告祭、節分、半夏生、喜雨、風悦 千度講、御火焚祭等
 - 2 「儀礼内容」 //

- 3 「田植祭」 なし
 - 4 「特殊神饌」 なし
 - 5 「当屋の決定」 //
 - 6 「長男の扱い」 //
 - 7 「当屋の任務」 //
 - 8 「当屋の交代」 //
 - 9 「特殊神事」 //
 - 10 「山の神祭」 //
 - 11 「藁蛇の神事」 //
 - 12 「火焚の神事」 //
- 【宮 座】
- 1 「宮座の有無」 なし
 - 2 「宮座の建物」 なし
 - 3 「座人の資格」 //
 - 4 「座衆の人員」 //
 - 5 「座入り儀礼」 //
 - 6 「首座の名称」 //
 - 7 「組織階級」 //
 - 8 「座人の義務」 //
 - 9 「宮座衆の姓」 //
 - 10 「座を開く時期」 //
 - 11 「宮座の行事」 //
 - 12 「座の財政」 //

13 「文書記録」

14 「類似の組織」

15 「解体した座」



村社 丹比神社

南河内郡丹比村大字多治井（堺市美原区）

報告者 田中捨造

【神 職】

1 「世襲」

世襲ではありません

2 「現在も世襲か」

未だ世襲であった事はありません

3 「特別な名称」

神職を呼ぶ特別な名称はありません

4 「一年神主」

一年神主・年番神主・輪番神主の習慣はありません。

併、明治四十年迄は、大字多治井一部落の神社で、其

の時代は大字多治井の人々が、一年又は二年乃至三年

位の年期中、交代で神社を御祭りし、御供物を献じ、

掃除をしていました。月手当、五円を支給されていた

が、現在の様に多くの神社が合併されてから、専属の

神職を置いたのです

5 「収入」

古くは宮田と呼ぶ神社所有の土地の年貢米より得まし

たが、現在は村税よりとつています

6 「その他」

神職に就て特殊なる事は何もありません

7 「神職の氏名」

田中捨造

【氏 子】

1 「氏子区域」

丹比村 大字多治井、全 大字郡戸、全 大字河原城、

全 大字野、平尾村 大字小平尾、全 大字多治井。丹

南村 大字丹上、全 大字眞福寺、即ち八つの大字を御

守りせられる合併神社であります

2 「二重氏子」

二重氏子と云ふものはありません

3 「他市町村区域」

氏子区域は、丹比神社鎮座の村の区域より広くありま

す。即ち神社は、丹比村大字多治井に鎮座するも、氏

子区域は、前記の如く三ヶ村、八つの大字になつてい

ます

4 「氏子の戸数」

約五百戸数の氏子があります

5 「戸数の変動」

明治四十年迄、即大字多治井一村の神社の間は約百戸、

現在は八つの大字になつて五百戸に増加しました

6 「氏子の資格」

特別な制限はありませんが、只、丹比村又は丹南・

平尾村に籍があればよい

7 「氏子入り儀礼」

特別な儀式がありません

8 「婿入り」

入籍すればよろしい

9 「若衆の行事」

若衆の行事はありません

10 「氏子内の階級」

階級はありません

11 「階級の相違」
12 「氏子の義務」

神社費負担の義務、その他交代にて掃除する義務があります

13 「義務の差」

階級がありませんから、義務にも区別がありません

14 「その他」

特殊な事はありません

【祭 礼】

1 「祭の日時」

歳旦祭（一月一日）、紀元節（二月十一日）、春季皇霊祭（三月二十一日）、祈年祭（三月廿五日）、神武天皇祭（四月三日）、天長節（四月廿九日）、大祓（六月三十日）、夏祭（七月廿五日）、風喜祭（九月十五日）、秋季皇霊祭（九月廿三日）、十月十日（秋祭）、明治節（十一月三日）、新嘗祭（十二月一日）、大正天皇祭（十二月二十五日）、大祓（十二月三十一日）

2 「儀礼内容」

祭の順序は右に全じ

3 「田植祭」

ありません

4 「特殊神饌」

特殊な神饌はありません

5 「当屋の決定」

祭の当番と云ふものはありませんが、各部落選出の宮総代と云ふものあつて、神社の予算其の他を決定し、秋祭りには各大字交代にて掃除をします

6 「長男の扱い」
7 「当屋の任務」

当屋はありませんから、従つて任務もありません

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

特殊な神事はありません

10 「山の神祭」

山の神祭はありません

11 「藁蛇の神事」

ありません

12 「火焚の神事」

一月十五日に火を燃します

【宮 座】

1 「宮座の有無」

ありません

2 「宮座の建物」

ありません

3 「座人の資格」

座人と云ふものはありません

4 「座衆の人員」

座衆と云ふものありません

5 「座入り儀礼」

ありません

6 「首座の名称」

座の首座はありません

7 「組織階級」

座人の階級組織はありません

8 「座人の義務」

ありません

9 「宮座衆の姓」

宮座衆と云ふものはありません

10 「座を開く時期」

座の開かれることはありません

11 「宮座の行事」

ありません

12 「座の財政」

座の財政と云ふものはありません

13 「文書記録」

ありません

14 「類似の組織」

ありません

15 「解体した座」 以前からありません

村社 白鳥神社

南河内郡古市町大字古市字上堂（羽曳野市）

報告者 加藤 猛

【神 職】

1 「世 襲」 小生にて二代目なり

2 「現在も世襲か」 世襲にあらず

3 「特別な名称」

普通先生と呼ぶも又太夫さんとよぶ人もあり

4 「一年神主」

5 「収 入」 昔は宮田より収入と初穂でありました

6 「その他」

毎年一月二日より氏子戸別に御神符と御鏡の撤饌物を

配り、年頭の挨拶に行く氏子を待ち居て御鏡を出す

7 「神職の氏名」

社掌・加藤 猛

【氏 子】

1 「氏子区域」

大字古市、即東・西・南・北・中・堂ノ内・古屋敷・

水守（水守中三町は西浦村地なるも水守の人の分家な

る為め、諸交際又神社も白鳥神社氏子なり）

2 「二重氏子」

前記の如く、西浦村字広瀬の土地水守は細々入込みし

為め、西浦村氏子なるも、実際は白鳥神社氏子となる

3 「他市町村区域」

古市町の大部分なるも、誉田・碓井・軽里は誉田神社

氏子、其他は白鳥神社氏子なり

4 「氏子の戸数」

六百余なるも、朝鮮人其他工夫人込人にて実数は四百

五六十戸なり

5 「戸数の変動」

6 「氏子の資格」

7 「氏子入り儀礼」

8 「婿入り」

9 「若衆の行事」

十月十一日例祭にダシ楽車を引き、社頭にて二輪加をなし、

後町内を引廻して騒ぐ

10 「氏子内の階級」

11 「階級の相違」

12 「氏子の義務」

氏子納金又営繕其他、神社維持に関する義務がありま

す

13 「義務の差」

14 「その他」

社頭の砂が余り少くなりたる時、砂持行事あり。「口々

に砂持せん者、一生ヤモメ。ヤモメがいやさに此のシ

ンド」といひつつ砂運ぶ

【祭 礼】

1 「祭の日時」

一月一日 歳旦祭、一月三日 元始祭、二月節分 節分祭、
二月十七日 祈年祭、四月三日 神武天皇祭、二月十一
日 紀元節祭、四月二十九日 天長節祭、六月三十
日 大祓、七月十二日 夏祭、十月九日 例祭、十一月
三日 明治節祭、十一月二十三日 新嘗祭、十二月三十
一日 大祓祭

2 「儀礼内容」

3 「田植祭」

4 「特殊神饌」

5 「当屋の決定」

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

10 「山の神祭」

11 「藁蛇の神事」

12 「火焚の神事」

【宮 座】

1 「宮座の有無」

2 「宮座の建物」

3 「座人の資格」

4 「座衆の人員」

5 「座入り儀礼」

6 「首座の名称」

7 「組織階級」

8 「座人の義務」

9 「宮座衆の姓」

10 「座を開く時期」

11 「宮座の行事」

12 「座の財政」

13 「文書記録」

14 「類似の組織」

15 「解体した座」

村社 赤坂上野山神社

南河内郡三日市町大字三日市字上ノ宮（河内長野市）

【神 職】

1 「世襲」

2 「現在も世襲か」

3 「特別な名称」

4 「一年神主」

5 「収入」

6 「その他」

7 「神職の氏名」

報告者 森口重太郎

定給の外なし

社掌・森口重太郎

【氏子】

- 1 [氏子区域] 大字 三日市、片添、清水
- 2 [二重氏子] |
- 3 [他市町村区域] 大字清水は、天見村に属す
- 4 [氏子の戸数] 二百二十戸
- 5 [戸数の変動] |
- 6 [氏子の資格] |
- 7 [氏子入り儀礼] |
- 8 [婿入り] |
- 9 [若衆の行事] |
- 10 [氏子内の階級] |
- 11 [階級の相違] |
- 12 [氏子の義務] 氏子納金其他、金品の寄付等
- 13 [義務の差] |
- 14 [その他] |

【祭礼】

- 1 [祭の日時] 例祭 十月十一日、夏祭小祭 七月十二日、祈年・新嘗・元旦・節分祭等
- 2 [儀礼内容] |
- 3 [田植祭] |
- 4 [特殊神饌] |
- 5 [当屋の決定] |

【宮座】

- 6 [長男の扱い] |
- 7 [当屋の任務] |
- 8 [当屋の交代] |
- 9 [特殊神事] |
- 10 [山の神祭] |
- 11 [藁蛇の神事] |
- 12 [火焚の神事] |
- 1 [宮座の有無] |
- 2 [宮座の建物] |
- 3 [座人の資格] |
- 4 [座衆の人員] |
- 5 [座入り儀礼] |
- 6 [首座の名称] |
- 7 [組織階級] |
- 8 [座人の義務] |
- 9 [宮座衆の姓] |
- 10 [座を開く時期] |
- 11 [宮座の行事] |
- 12 [座の財政] |
- 13 [文書記録] |
- 14 [類似の組織] |
- 15 [解体した座] |

村社 春日神社 南河内郡彼方村大字彼方（富田林市）

報告者 安田正司

【神 職】

- 1 [世襲] なし
- 2 [現在も世襲か] なし
- 3 [特別な名称] 神主と呼ぶ名称があります
- 4 [一年神主] なし
- 5 [収入] 神社の財産及氏子より献納する物品にて、収入として居ました

- 6 [その他] なし
- 7 [神職の氏名] 安田正司

【氏 子】

- 1 [氏子区域] 彼方村大字彼方・伏見堂・横山・嬉と四字あります。大字板持は、府社建水分神社の氏子となつて居ります
- 2 [二重氏子] なし
- 3 [他市町村区域] 鎮座の市町村だけです
- 4 [氏子の戸数] 二百五十戸
- 5 [戸数の変動] なし
- 6 [氏子の資格] なし
- 7 [氏子入り儀礼] なし
- 8 [婿入り] なし

9 [若衆の行事] なし

10 [氏子内の階級] なし

11 [階級の相違] なし

12 [氏子の義務] 神社を維持し、氏子納金を掛ける義務があります

- 13 [義務の差] なし
- 14 [その他] なし

【祭 礼】

- 1 [祭の日時] 例祭 十月十一日、祈年祭 二月十七日、新嘗祭 十一月二十三日、元始祭 一月三日、紀元節祭 二月十一日、天長節祭 四月二十九日、明治節祭 十一月三日
- 2 [儀礼内容] 例祭、祈年祭、新嘗祭、紀元節祭、明治節祭、天長節祭

祭

- 3 [田植祭] なし
- 4 [特殊神饌] なし
- 5 [当屋の決定] なし
- 6 [長男の扱い] なし
- 7 [当屋の任務] なし
- 8 [当屋の交代] なし
- 9 [特殊神事] なし
- 10 [山の神祭] なし

- 11 「藁蛇の神事」 なし
- 12 「火焚の神事」 左義長を行ひます

【宮座】

- 1 「宮座の有無」 なし
- 2 「宮座の建物」 なし
- 3 「座人の資格」 なし
- 4 「座衆の人員」 なし
- 5 「座入り儀礼」 なし
- 6 「首座の名称」 なし
- 7 「組織階級」 なし
- 8 「座人の義務」 なし
- 9 「宮座衆の姓」 なし
- 10 「座を開く時期」 なし
- 11 「宮座の行事」 なし
- 12 「座の財政」 なし
- 13 「文書記録」 なし
- 14 「類似の組織」 春日講と燈明講とがあります
- 15 「解体した座」 なし

村社 **杜本神社** 南河内郡駒ヶ谷村大字駒ヶ谷（羽曳野市）

報告者 眞銅慶之助

【神職】

- 1 「世襲」 世襲です

- 2 「現在も世襲か」 明治初年迄でした

- 3 「特別な名称」 神主

- 4 「一年神主」 なし

- 5 「収入」

明治初年迄、社側に金剛輪寺あり。当時の僧侶の兼奉仕する所に依り、神職としての収入なし

- 6 「その他」

明治初年迄は、社側金剛輪寺の僧侶世襲奉仕し、神社としては専務神職なし

- 7 「神職の氏名」 眞銅慶之助

【氏子】

- 1 「氏子区域」 なし

- 2 「二重氏子」 なし

- 3 「他市町村区域」

当社氏子区域は、駒ヶ谷村大字駒ヶ谷・飛鳥・大黒・壺井・通法寺五大字の内、大字駒ヶ谷のみにて、

外四大字は、壺井鎮座・壺井神社の氏子なり

- 4 「氏子の戸数」 百八十戸

- 5 「戸数の変動」 区域及戸数に相違なし

- 6 「氏子の資格」 なし

- 7 「氏子入り儀礼」 なし

- 8 「婿入り」 なし

- 9 「若衆の行事」 なし

- 10 「氏子内の階級」 なし
 - 11 「階級の相違」 なし
 - 12 「氏子の義務」
神社維持の義務、崇敬の義務、神社発展の義務
 - 13 「義務の差」 なし
 - 14 「その他」 なし
- 【祭 礼】
- 1 「祭の日時」
例祭 十月八日、祈年祭 二月十七日、新嘗祭 十一月
廿三日、夏祭 七月三日、歳旦祭 一月一日、元始
祭 一月三日、紀元節祭 二月十一日、天長節祭 四月
廿九日、明治節祭 十一月三日、節分祭 二月三日、入
学奉告祭 四月一日、卒業奉告祭 三月十五日
 - 2 「儀礼内容」
歳旦祭、元始祭、節分祭、紀元節祭、祈年祭、卒業奉
告祭、入学奉告祭、天長節祭、夏祭、例祭、明治節祭、
新嘗祭
 - 3 「田植祭」 なし
 - 4 「特殊神饌」 なし
 - 5 「当屋の決定」 なし
 - 6 「長男の扱い」 なし
 - 7 「当屋の任務」 なし
 - 8 「当屋の交代」 なし

- 9 「特殊神事」 なし
 - 10 「山の神祭」 なし
 - 11 「藁蛇の神事」 なし
 - 12 「火焚の神事」
毎年一月十五日早朝より、神社境内に於て七五三縄及
松等を積み重ね、氏子各戸より古御札等を持参し、大
トンドを燃して、氏子中皆此の火に身体を温めると一
年中無病に過ごすことが出来ると云って、当日は大い
に賑ふ
- 【宮 座】
- 1 「宮座の有無」 なし
 - 2 「宮座の建物」 なし
 - 3 「座人の資格」 なし
 - 4 「座衆の人員」 なし
 - 5 「座入り儀礼」 なし
 - 6 「首座の名称」 なし
 - 7 「組織階級」 なし
 - 8 「座人の義務」 なし
 - 9 「宮座衆の姓」 なし
 - 10 「座を開く時期」 なし
 - 11 「宮座の行事」 なし
 - 12 「座の財政」 なし
 - 13 「文書記録」 なし

14 「類似の組織」 なし
15 「解体した座」

明治初年迄は、存在したと言伝へられます。当時の古
老現存せず。又文書記録も無く、随って座の名称も不
詳なり

村社 産土神社 南河内郡藤井寺町大字小山（藤井寺市）

報告者 安松昌吾

【神 職】

- 1 「世襲」 //
- 2 「現在も世襲か」 //
- 3 「特別な名称」 //
- 4 「一年神主」 //
- 5 「収入」 以前は名望資産家の奉仕にて、無報酬
- 6 「その他」 //
- 7 「神職の氏名」 兼務社掌・安松昌吾

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 藤井寺町の内、大字小山、大字津堂の二区域とす
- 2 「二重氏子」 //
- 3 「他市町村区域」 然り
- 4 「氏子の戸数」 三百八十戸
- 5 「戸数の変動」 相違なし

6 「氏子の資格」 なし

7 「氏子入り儀礼」 //

8 「婿入り」 慣例により自然氏子となる

9 「若衆の行事」 なし

10 「氏子内の階級」 //

11 「階級の相違」 なし

12 「氏子の義務」 維持経営の費用負担の外、祭事手伝

13 「義務の差」 平等

14 「その他」 なし

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 例祭 十月十七日、夏祭中祭 七月十七日、新嘗祭 十一月二十三日、祈年祭 二月十七日
- 2 「儀礼内容」 毎年二月十七日 祈年祭大祭、七月十七日 夏祭、十月十七日 例祭大祭、十一月二十三日 新嘗祭大祭

3 「田植祭」 //

4 「特殊神饌」 //

5 「当屋の決定」 //

6 「長男の扱い」 //

7 「当屋の任務」 //

8 「当屋の交代」 //

9 「特殊神事」 //

10	〔山の神祭〕	なし
11	〔藁蛇の神事〕	なし
12	〔火焚の神事〕	なし
【宮 座】		
1	〔宮座の有無〕	/
2	〔宮座の建物〕	/
3	〔座人の資格〕	/
4	〔座衆の人員〕	/
5	〔座入り儀礼〕	/
6	〔首座の名称〕	/
7	〔組織階級〕	/
8	〔座人の義務〕	/
9	〔宮座衆の姓〕	/
10	〔座を開く時期〕	/
11	〔宮座の行事〕	/
12	〔座の財政〕	/
13	〔文書記録〕	/
14	〔類似の組織〕	/
15	〔解体した座〕	/

村社 辛國神社

南河内郡藤井寺町大字岡字春日山（藤井寺市）

報告者 安松昌吾

【神 職】

1	〔世襲〕	/
2	〔現在も世襲か〕	/
3	〔特別な名称〕	/
4	〔一年神主〕	/
5	〔収入〕	基本財産収入氏子納金に依り、月俸支給を受く
6	〔その他〕	/
7	〔神職の氏名〕	兼務・安松昌吾

【氏 子】

1	〔氏子区域〕	四ヶ区域
2	〔二重氏子〕	/
3	〔他市町村区域〕	氏子区域は、町内大字岡・大字藤井寺・大字野中宇春 日丘
4	〔氏子の戸数〕	七百戸
5	〔戸数の変動〕	大相違ありて、古より増加せり
6	〔氏子の資格〕	/
7	〔氏子入り儀礼〕	/
8	〔婿入り〕	慣例に依る。自然氏子となる

9 「若衆の行事」

若衆の名称なくなり、青年団も例祭一日参拝す

10 「氏子内の階級」

11 「階級の相違」

12 「氏子の義務」

13 「義務の差」

14 「その他」

神社維持経営の費用負担の義務を負ふ

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 十月十七日、新嘗祭 十一月廿三日、祈年祭 二月十七日、四大節

2 「儀礼内容」

3 「田植祭」

4 「特殊神饌」

5 「当屋の決定」

6 「長男の扱い」

7 「当屋の任務」

8 「当屋の交代」

9 「特殊神事」

10 「山の神祭」

11 「藁蛇の神事」

12 「火焚の神事」

例祭、新嘗祭、祈年祭、四大節祭

【宮 座】

1 「宮座の有無」

2 「宮座の建物」

3 「座人の資格」

4 「座衆の人員」

5 「座入り儀礼」

6 「首座の名称」

7 「組織階級」

8 「座人の義務」

9 「宮座衆の姓」

10 「座を開く時期」

11 「宮座の行事」

12 「座の財政」

13 「文書記録」

14 「類似の組織」

15 「解体した座」

〔社〕 天神社

南河内郡高向村大字滝畑（河内長野市）

報告者 悦過 勝

【神 職】

1 「世襲」

2 「現在も世襲か」

3 「特別な名称」

4 「一年神主」

世襲でなし

なし

神主

なし

5	〔収入〕	—	十六日)
6	〔その他〕	なし	大祭・中祭・月並祭
7	〔神職の氏名〕	悦過 勝	なし
【氏子】			
1	〔氏子区域〕	大字滝畑地区	なし
2	〔二重氏子〕	なし	なし
3	〔他市町村区域〕	限られている	神社境内の見廻り
4	〔氏子の戸数〕	百八十戸	なし
5	〔戸数の変動〕	相違あり	なし
6	〔氏子の資格〕	なし	なし
7	〔氏子入り儀礼〕	なし	なし
8	〔婿入り〕	住民となれば資格あり	なし
9	〔若衆の行事〕	秋祭(例祭)には、神療の行事あり	
10	〔氏子内の階級〕	なし	
11	〔階級の相違〕	なし	
12	〔氏子の義務〕	神社の修繕の費用負担の義務	
13	〔義務の差〕	なし	
14	〔その他〕	なし	
【祭礼】			
1	〔祭の日時〕	十月十一日 秋祭(例祭)、神嘗祭(十一月二十七日)、 祈年祭(二月二十五日)、中祭、月並祭(毎年一日)	
【宮座】			
1	〔宮座の有無〕	なし	
2	〔宮座の建物〕	なし	
3	〔座人の資格〕	なし	
4	〔座衆の人員〕	なし	
5	〔座入り儀礼〕	なし	
6	〔首座の名称〕	なし	
7	〔組織階級〕	なし	
8	〔座人の義務〕	なし	
9	〔宮座衆の姓〕	なし	
10	〔座を開く時期〕	なし	

- 11 「宮座の行事」 なし
- 12 「座の財政」 なし
- 13 「文書記録」 なし
- 14 「類似の組織」 なし
- 15 「解体した座」 以前はあり

村社 烏帽子形八幡神社

南河内郡三日市村大字喜多（河内長野市）

報告者 森口重太郎

【神 職】

- 1 「世襲」 世襲ではありません
- 2 「現在も世襲か」 /
- 3 「特別な名称」 神主様と呼ぶ
- 4 「一年神主」 なし
- 5 「収入」 定給の外になし
- 6 「その他」 記載する特殊の事は有りません
- 7 「神職の氏名」 兼務神職・森口重太郎（三日市村大字三日市・赤阪上野山神社神職）

【氏 子】

- 1 「氏子区域」

南河内郡三日市村大字喜多・全 大字上田・全 大字小塩の三ヶ字なり。他社の氏子なし

- 2 「二重氏子」

前記区域三ヶ字全部にて（二重氏子なし）

- 3 「他市町村区域」 前記区域内に限られて居ます
- 4 「氏子の戸数」 式百五十戸
- 5 「戸数の変動」 大なる相違ありません。多少増加して居ます
- 6 「氏子の資格」 制限有りません
- 7 「氏子入り儀礼」 儀式等行ひません。氏子台帳に記入致します（移入住居者）も氏子と呼びます
- 8 「婿入り」 前今様であります
- 9 「若衆の行事」 前は、若い衆と云ひ、今は青年団と云ふ（十月十一日例祭に地車挽行事あり）
- 10 「氏子内の階級」 階級等ありません
- 11 「階級の相違」 なし
- 12 「氏子の義務」 氏子納金、其他は崇敬者金品寄付等
- 13 「義務の差」 /
- 14 「その他」 特殊記事なし

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」

六月三十日 大祓祭、十二月三十一日 大祓祭、一月一日 元旦祭、二月二十日 祈年祭、七月十六日 夏季祭、

十月十一日 例祭、十二月一日 新嘗祭

2 「儀礼内容」 特別行事なし

3 「田植祭」 なし

4 「特殊神饌」 なし

5 「当屋の決定」

当屋等なし。氏子総代・世話人等集会参拝して、神職

是を行ふ

6 「長男の扱い」 なし

7 「当屋の任務」 //

8 「当屋の交代」 //

9 「特殊神事」 //

10 「山の神祭」 //

11 「藁蛇の神事」 //

12 「火焚の神事」 //

【宮 座】

1 「宮座の有無」

宮座と云ふ事柄なし。従って記事もありません

2 「宮座の建物」 //

3 「座人の資格」 //

4 「座衆の人員」 //

5 「座入り儀礼」 //

6 「首座の名称」 //

7 「組織階級」 //

8 「座人の義務」 //

9 「宮座衆の姓」 //

10 「座を開く時期」 //

11 「宮座の行事」 //

12 「座の財政」 //

13 「文書記録」 //

14 「類似の組織」 //

15 「解体した座」 //

村社 三都神社

南河内郡狭山村大字今熊（大阪狭山市）

報告者 吉田民蔵

【神 職】

1 「世襲」 古来より世襲であります

2 「現在も世襲か」 三代世襲、現今に至っています

3 「特別な名称」 神主と呼ぶだけです

4 「一年神主」

宮協議員・宮年行事といふ事になつています。宮年行

事は、門松を立てたり、色々な神社の用事をする事に

なつています

5 「収入」

明治四十年以前は神職の収入は無く、初穂と献する賽
銭位にて収入として居りました。現今も初穂制度であ
ります

6 「その他」 ありません

7 「神職の氏名」 吉田民蔵

【氏子】

1 「氏子区域」

狭山村 大字今熊・大字栄莪木・大字口大野・大字奥

大野・大字山本・大字岩室

2 「二重氏子」 二重氏子になつていません

3 「他市町村区域」 鎮座区域内に限られています

4 「氏子の戸数」 五百戸

5 「戸数の変動」 少しの相違であります

6 「氏子の資格」 ありません

7 「氏子入り儀礼」 ありません

8 「婿入り」 婿に来て、何時でも氏子になれます

9 「若衆の行事」 ありません

10 「氏子内の階級」

氏子の中に氏子協議員と申す役があります。此の協議

員の人は、氏子中上座に着きます

11 「階級の相違」 家格に依る様です

12 「氏子の義務」

神社の維持を援ける義務を負つてくれます

13 「義務の差」 異なります

14 「その他」 ありません

【祭礼】

1 「祭の日時」

当村は昔から相撲を好む風習があります。相撲祭と称して、九月十日宮角力取の専門力士は集まり、角力を奉納いたします。

2 「儀礼内容」

角力祭に沢山の景品を拝殿に安置し、中祭式を以つて祭典を行ふ。角力取りは勝を得んと焦心する。勝者力士に、御幣其他景品を授与する

3 「田植祭」 ありません

4 「特殊神饌」 ありません

5 「当屋の決定」

相当資産を有する者は、順番にて当屋になります

6 「長男の扱い」 ありません

7 「当屋の任務」

協議員の当屋は、当り年の参ヶ年間総べて神社の世話をする事になつています

8 「当屋の交代」 交代は一ヶ年と定めています

9 「特殊神事」

毎年十二月十三日、氏子各子藁の箒を丸竹にさして二本く、り、一月一日より十五日迄飾り置き、爆竹をなし、其先を持ち帰るものにて、正月殿と称す。又、一

月一日氏子神殿に会し、神酒を戴き解散す。之を朝拝と申す

10 「山の神祭」 ありません

- 11 「藁蛇の神事」 ありません
- 12 「火焚の神事」 ありません

【宮座】

- 1 「宮座の有無」 ありません
- 2 「宮座の建物」 ありません
- 3 「座人の資格」 順番によりて座頭になります
- 4 「座衆の人員」 朝拝と言ふ座であります。人員五十人位です

- 5 「座入り儀礼」 ありません
- 6 「首座の名称」 当屋の座頭と申します

- 7 「組織階級」 ありません
- 8 「座人の義務」 全上
- 9 「宮座衆の姓」 全上

- 10 「座を開く時期」 全上
- 11 「宮座の行事」 全上
- 12 「座の財政」 全上

- 13 「文書記録」 全上
- 14 「類似の組織」 日待ヒマツチと言ふ講があります
- 15 「解体した座」 以前あつたやうに聞いています

村社 春日神社 南河内郡磯長村大字春日（太子町）

報告者 南條芳夫

【神職】

- 1 「世襲」 世襲せず
- 2 「現在も世襲か」
- 3 「特別な名称」 なし

- 4 「一年神主」

- 5 「収入」 初穂田地の収入

- 6 「その他」
- 7 「神職の氏名」 南條芳夫

【氏子】

- 1 「氏子区域」 南河内郡磯長村大字春日
- 2 「二重氏子」 なし

- 3 「他市町村区域」 磯長村大字春日全部にして、他になし
- 4 「氏子の戸数」 二百貳拾戸
- 5 「戸数の変動」 なし
- 6 「氏子の資格」 なし
- 7 「氏子入り儀礼」 なし

- 8 「婿入り」 入籍と同時に氏子となり、別儀式なし
- 9 「若衆の行事」
- 10 「氏子内の階級」
- 11 「階級の相違」
- 12 「氏子の義務」
- 13 「義務の差」
- 14 「その他」

【祭 礼】

1 「祭の日時」

例祭 十月十六日、祈年祭 三月五日、新嘗祭 十二月十六日

2 「儀礼内容」

着座、修祓、御扉を開く、献饌、祝詞奏上、幣帛料奉る、供進使祝詞奏上、玉串を奉る、御幣物を撤す、神饌を撤す、御扉を閉づ

3 「田植祭」

なし

4 「特殊神饌」

なし

5 「当屋の決定」

――

6 「長男の扱い」

――

7 「当屋の任務」

――

8 「当屋の交代」

――

9 「特殊神事」

一月十四日夜、綱引と左義長

○祝詞奏上・修祓・献饌・玉串奉奠・綱引をなして、

前日其れをなし置きたる大池に至り、二隊に分れ、一方は火の付役と消役なつて互に争ひし後、左義長となす。以前は若中、今は青年団之をなす

10 「山の神祭」

なし

11 「藁蛇の神事」

なし

12 「火焚の神事」

一月十四日夜 左義長

【宮 座】

1 「宮座の有無」

なし

2 「宮座の建物」

――

3 「座人の資格」

――

4 「座衆の人員」

――

5 「座入り儀礼」

――

6 「首座の名称」

――

7 「組織階級」

――

8 「座人の義務」

――

9 「宮座衆の姓」

――

10 「座を開く時期」

――

11 「宮座の行事」

――

12 「座の財政」

――

13 「文書記録」

――

14 「類似の組織」

――

15 「解体した座」

――

村社 弓削神社

南河内郡志紀村大字弓削（八尾市）

報告者 兼務社掌・寺田宇次郎

【神 職】

1 「世襲」

世襲でなし

2 「現在も世襲か」

前全上故なし

3 「特別な名称」

神主とおもに呼ぶ

4 「一年神主」

前記に対し、何にもなし

- 5 「収入」 年中の賽銭と氏子より初穂等に依る
- 6 「その他」 なし
- 7 「神職の氏名」

兼務神職・寺田宇次郎（中河内郡大正村村社・免田神社々堂）

【氏子】

- 1 「氏子区域」 志紀村大字弓削のみ一円也
- 2 「二重氏子」 なし
- 3 「他市町村区域」 志紀村大字弓削のみなり
- 4 「氏子の戸数」 式百六十戸
- 5 「戸数の変動」 年々と少し宛増加します
- 6 「氏子の資格」 なし
- 7 「氏子入り儀礼」 なし
- 8 「婿入り」 神前に於て奉告祭執行します
- 9 「若衆の行事」 なし
- 10 「氏子内の階級」 なし
- 11 「階級の相違」 なし
- 12 「氏子の義務」 年々米初穂献納します
- 13 「義務の差」 初穂に依り、上中下と区別あります
- 14 「その他」 なし

- 1 「祭の日時」

【祭礼】

2 「儀礼内容」

- 祭礼令に依り、祭典の順序に執行しひつつあります
- 3 「田植祭」 なし
- 4 「特殊神饌」 なし
- 5 「当屋の決定」 当屋の如きものなし
- 6 「長男の扱い」 順序なし
- 7 「当屋の任務」 なし
- 8 「当屋の交代」 なし
- 9 「特殊神事」 毎年七月三十一日渡御祭執行、二ヶ所の御旅所にて務めま
- 10 「山の神祭」 なし
- 11 「藁蛇の神事」 なし
- 12 「火焚の神事」 なし

【宮座】

- 1 「宮座の有無」 本社に於てはなし。境内社なる天神社に宮座あります

2 「宮座の建物」 なし

3 「座人の資格」 普通の氏子の内也

4 「座衆の人員」 十二人

5 「座入り儀礼」

毎年恒例に依り、四月廿五日祭典執行します（境内社

の天神社にて）

6 「首座の名称」 座主となる人なし、同一なり

7 「組織階級」 なし

8 「座人の義務」 初穂集米に付、世話方として奉仕せらる

9 「宮座衆の姓」

別に記入する。【別紙はなし】始めはなし大抵別々の

姓なり

10 「座を開く時期」 毎年四月二十五日（境内大神社）

11 「宮座の行事」 祭典（恒例々）参列するのみ

12 「座の財政」 なし

13 「文書記録」 なし

14 「類似の組織」 なし

15 「解体した座」

村社 黒田神社

南河内郡道明寺村大字北條（藤井寺市）

報告者 社掌・要 國美

【神 職】

1 「世 襲」

世襲ではありません

2 「現在も世襲か」

3 「特別な名称」 有りません

4 「一年神主」 有りません

5 「収 入」 氏子よりの初穂料によりました

6 「その他」

7 「神職の氏名」 社掌（兼）・要 國美

【氏 子】

1 「氏子区域」

南河内郡（柏原町、道明寺村大字北條、全 大字東林、

全 字船橋、全 字國府、全 字大井、中河内郡大正村

字沼）

2 「二重氏子」 有りません

3 「他市町村区域」 限られていません

4 「氏子の戸数」 二千二百

5 「戸数の変動」 古来大増加です

6 「氏子の資格」 有りません

7 「氏子入り儀礼」 有りません

8 「婿入り」

9 「若衆の行事」 有りません

10 「氏子内の階級」 有りません

11 「階級の相違」

12 「氏子の義務」

13 「義務の差」

14 「その他」

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 法令の通り
- 2 「儀礼内容」 法令の通り
- 3 「田植祭」 有りません
- 4 「特殊神饌」 用ひません
- 5 「当屋の決定」 有りません
- 6 「長男の扱い」 有りません
- 7 「当屋の任務」
- 8 「当屋の交代」
- 9 「特殊神事」
- 10 「山の神祭」
- 11 「藁蛇の神事」
- 12 「火焚の神事」 一月十四日、メ飾を燃し「とんど」と称す

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」
- 2 「宮座の建物」
- 3 「座人の資格」
- 4 「座衆の人員」
- 5 「座入り儀礼」
- 6 「首座の名称」
- 7 「組織階級」
- 8 「座人の義務」

9 「宮座衆の姓」

- 10 「座を開く時期」
- 11 「宮座の行事」
- 12 「座の財政」
- 13 「文書記録」
- 14 「類似の組織」
- 15 「解体した座」

村社 志紀縣主神社

南河内郡道明寺村大字国府字惣社（藤井寺市）

報告者 木下勝治

【神 職】

- 1 「世襲」 古来世襲
- 2 「現在も世襲か」 /
- 3 「特別な名称」 なし
- 4 「一年神主」 /
- 5 「収入」 無報酬
- 6 「その他」
- 7 「神職の氏名」 兼務社掌・土師神社々司・南坊城良興

【氏 子】

- 1 「氏子区域」 南河内郡道明寺村大字国府字惣社一円
- 2 「二重氏子」 なし
- 3 「他市町村区域」 現在は限られています

- | | | |
|----|----------|--------------|
| 4 | 〔氏子の戸数〕 | 二十戸 |
| 5 | 〔戸数の変動〕 | 大差なし |
| 6 | 〔氏子の資格〕 | なし |
| 7 | 〔氏子入り儀礼〕 | なし |
| 8 | 〔婿入り〕 | 入婿の後、自然になります |
| 9 | 〔若衆の行事〕 | なし |
| 10 | 〔氏子内の階級〕 | なし |
| 11 | 〔階級の相違〕 | なし |
| 12 | 〔氏子の義務〕 | 諸経費の負担 |
| 13 | 〔義務の差〕 | なし |
| 14 | 〔その他〕 | なし |
- 【祭 礼】
- | | | |
|---|---------|-------------------------|
| 1 | 〔祭の日時〕 | 秋・夏例祭、夏祭 七月二十五日、秋祭 拾月九日 |
| 2 | 〔儀礼内容〕 | なし |
| 3 | 〔田植祭〕 | なし |
| 4 | 〔特殊神饌〕 | なし |
| 5 | 〔当屋の決定〕 | 氏子連名表により輪番制 |
| 6 | 〔長男の扱い〕 | なし |
| 7 | 〔当屋の任務〕 | 神域の掃除及祭神の兼務を奉仕す |
| 8 | 〔当屋の交代〕 | 壹ヶ年輪番制なるに依り、其の年の十二月末日交代 |
| 9 | 〔特殊神事〕 | なし |

- | | | |
|----|---------|----|
| 10 | 〔山の神祭〕 | なし |
| 11 | 〔藁蛇の神事〕 | なし |
| 12 | 〔火焚の神事〕 | なし |
- 【宮 座】
- | | | |
|----|----------|-------------|
| 1 | 〔宮座の有無〕 | なし |
| 2 | 〔宮座の建物〕 | なし |
| 3 | 〔座人の資格〕 | なし |
| 4 | 〔座衆の人員〕 | なし |
| 5 | 〔座入り儀礼〕 | なし |
| 6 | 〔首座の名称〕 | なし |
| 7 | 〔組織階級〕 | なし |
| 8 | 〔座人の義務〕 | なし |
| 9 | 〔宮座衆の姓〕 | なし |
| 10 | 〔座を開く時期〕 | なし |
| 11 | 〔宮座の行事〕 | なし |
| 12 | 〔座の財政〕 | なし |
| 13 | 〔文書記録〕 | なし |
| 14 | 〔類似の組織〕 | 千度講と称するものあり |
| 15 | 〔解体した座〕 | なし |
- 村社 伴林氏神社
 南河内郡道明寺村大字林(西)字宮山(藤井寺市)

【神職】

- 1 [世襲] 無
- 2 [現在も世襲か] 不明
- 3 [特別な名称] 無
- 4 [一年神主] 無
- 5 [収入] 無
- 6 [その他] 無
- 7 [神職の氏名] 兼務社掌・郷社土師神社々司・南坊城良興

【氏子】

- 1 [氏子区域] 大字林(西) 全部
- 2 [二重氏子] 無
- 3 [他市町村区域] 道明寺村大字林(西) 全部に限る
- 4 [氏子の戸数] 九十戸
- 5 [戸数の変動] 大相違なし
- 6 [氏子の資格] 無
- 7 [氏子入り儀礼] 無
- 8 [婿入り] 入家と全時に氏子となる習慣なり
- 9 [若衆の行事] 祭典には御神燈を献す
- 10 [氏子内の階級] 無
- 11 [階級の相違] 無
- 12 [氏子の義務] 神社の掃除及修繕等の経費
- 13 [義務の差] 無

14 [その他]

毎年一月十五日、氏子若衆は神社の境内前に集合し、とんどを組て火を焚く

【祭礼】

- 1 [祭の日時] 夏祭 七月廿五日、秋祭 十月九日
- 2 [儀礼内容] 別に順序なし。一般氏子有志より献饌し、提燈・燈籠に燈明を献す
- 3 [田植祭] 無
- 4 [特殊神饌] 無
- 5 [当屋の決定] 当屋は常当屋なるを以て、氏子惣代中の者に決定しある故、年々変ることなし。常当屋・松田増治郎方
- 6 [長男の扱い] 無
- 7 [当屋の任務] 神社前の燈籠に毎夜献燈し、一日・十五日には献饌、其他掃除等なり
- 8 [当屋の交代] 無
- 9 [特殊神事] 毎年一月十五日とんど神事を行ふ
- 10 [山の神祭] 無
- 11 [藁蛇の神事] 無
- 12 [火焚の神事] 毎年一月十五日とんどを組み、火を燃す。其の火は御

神燈火を以てす。青年を二組に分け一組は点火、各藁束

を以て時刻前に三度たきあいをなす。指揮者の号令

に依り、一斉に点火す

15 「解体した座」 無

村社 八幡神社

南河内郡道明寺村大字澤田字小林（藤井寺市）

報告者 南坊城良興

【宮座】

- 1 「宮座の有無」 無
- 2 「宮座の建物」 無
- 3 「座人の資格」 無
- 4 「座衆の人員」 無
- 5 「座入り儀礼」 無
- 6 「首座の名称」 無
- 7 「組織階級」 無
- 8 「座人の義務」 無
- 9 「宮座衆の姓」 無
- 10 「座を開く時期」 無
- 11 「宮座の行事」 無
- 12 「座の財政」 無
- 13 「文書記録」 無
- 14 「類似の組織」

敬神講あり。明治十一年一月氏子中荒増十八戸を以て

組織し、現在に及ぶ。以前は会計方に於て現金積立、

其利子を以て、献饌・献燈の費用に充てたるも、銀行

閉鎖の爲め、利子の生ずる道なきを以て、部落氏子中

より支出しつゝあり

【神職】

- 1 「世襲」 なし
- 2 「現在も世襲か」 なし
- 3 「特別な名称」 なし
- 4 「一年神主」 なし
- 5 「収入」 なし。現在も神職に対し、何等の手当なし
- 6 「その他」 なし
- 7 「神職の氏名」 土師神社々司・兼務社掌・南坊城良興

【氏子】

- 1 「氏子区域」 大字澤田・小字小林
- 2 「二重氏子」 なし
- 3 「他市町村区域」 限らる
- 4 「氏子の戸数」 三十一戸
- 5 「戸数の変動」

伝説に依れば、天明（徳川幕府時代）頃迄氏子戸数七

十戸余ありたるも、飢饉の爲め、或は餓死し、或は他

方に流浪し爲めに、氏子数著減し、農を専業とせんも

ののみ漸く生存し得、其子孫今日ニ至れりと云ふ

- 6 「氏子の資格」 なし
- 7 「氏子入り儀礼」 なし
- 8 「婿入り」 特別の規定なし
- 9 「若衆の行事」
若衆の名は亡びて今はなし。然れ共、昔日若衆の行ふたる毎年一月十五日左義長の火を燃やすこと、夏秋兩祭日に於ける神燈を揚げることか。今日青年団の名の許に行ひつゝあり
- 10 「氏子内の階級」 なし
- 11 「階級の相違」 氏子には、階級なし
- 12 「氏子の義務」 修繕費、祭礼費を負担す
- 13 「義務の差」 なし
- 14 「その他」 なし

【祭 礼】

- 1 「祭の日時」 夏祭 七月二十五日、秋祭 十月九日
- 2 「儀礼内容」 普通例祭式に依る
- 3 「田植祭」 なし
- 4 「特殊神饌」 なし
- 5 「当屋の決定」
氏子中に、戸の主人を年行事の名称の許に予め定めたる順番に依る
- 6 「長男の扱い」 なし

7 「当屋の任務」

- 7 「当屋の任務」 毎月一日及十五日、夏秋祭日に神饌を供す。又毎月數回神社境内の清掃をなす。
- 8 「当屋の交代」
毎年十二月二十五日に交代を行ふ。旧当屋の氏子二人に対し、粗酒を饗し、尚ほ金五円宛を給す
- 9 「特殊神事」
今日より約五十年前迄は、ウ祭(卯カ)(ウマツリ)と云ふ祭礼ありて、毎年二月の初のウの日に村民業を休み、祭礼を行へり。然れ共、今日は此神事なし。
- 10 「山の神祭」 なし
- 11 「藁蛇の神事」 なし
- 12 「火焚の神事」
毎年一月十五日早朝、左義長の大火を燃す

【宮 座】

- 1 「宮座の有無」
宮座なし。宮座類似のものとして、氏子中に伊勢講二組あり
- 2 「宮座の建物」 なし
- 3 「座人の資格」 なし
- 4 「座衆の人員」 なし
- 5 「座入り儀礼」 なし
- 6 「首座の名称」 なし

に、座は亡びたと云ふ

- 7 「組織階級」 なし
- 8 「座人の義務」 なし
- 9 「宮座衆の姓」 なし。然れ共、氏子中には辻本・藤田・仲庭・森川・東尾の姓を称するもの多し

村社 上ノ段八幡神社

南河内郡道明寺村大字澤田（藤井寺市）

報告者 南坊城良興

10 「座を開く時期」

なし。然れ共、伊勢講は年二回、九月十日、一月十六日の両日、当屋に集り粗宴を催す

【神職】

- 1 「世襲」 なし
- 2 「現在も世襲か」 なし
- 3 「特別な名称」 なし
- 4 「一年神主」 なし
- 5 「収入」 無し
- 6 「その他」

11 「宮座の行事」

なし。然れ共、伊勢講には年二回当屋に於て粗宴を開き、概ね五年毎に、講員伊勢參宮をなす

12 「座の財政」

なし。然れ共、一組の伊勢講（三人組の分）は田一反半を有し、他の一組（二十人の分）は田半反を有す

13 「文書記録」

なし。然れ共、伊勢講には、明治以前よりの会計簿及連名簿を保存す

14 「類似の組織」

二組の伊勢講あり。一組は氏子三戸、一組は氏子二十戸を以て組織す。三戸の方は、他のものは入講を許さず。他の伊勢講は、入講随意なり

15 「解体した座」

明治維新前迄十八人衆と云ふ座ありて、座人の家柄以外のもは座に入るを許さず。明治維新になる数年前

7 「神職の氏名」

兼務社掌・土師神社司・南坊城良興

【氏子】

- 1 「氏子区域」 大字澤田
- 2 「二重氏子」 なし
- 3 「他市町村区域」 区域内に限る
- 4 「氏子の戸数」 八十戸
- 5 「戸数の変動」 なし
- 6 「氏子の資格」 なし
- 7 「氏子入り儀礼」 なし
- 8 「婿入り」 入籍と同時に自然氏子となる
- 9 「若衆の行事」 なし

10 [氏子内の階級] なし

11 [階級の相違] なし

12 [氏子の義務]

社社の維持保存等、財政総ての義務を服す

13 [義務の差] 資産の程度により、義務を異にす

14 [その他] なし

【祭 礼】

1 [祭の日時]

夏・秋季二回。夏七月二十五日、秋十月九日

2 [儀礼内容]

祭日当日神職祭典を行ふ。献湯・献燈・神楽・献饌

3 [田植祭] なし

4 [特殊神饌] なし

5 [当屋の決定]

氏子中の推薦者常当屋となし、是に従ふ

6 [長男の扱い] なし

7 [当屋の任務]

神域掃除。例月一日、十五日献燈・献饌並祭日祭典に

列す

8 [当屋の交代]

当屋辞任申出無き限り、永続す。辞任の節は、氏子中

より推薦す

9 [特殊神事] なし

10 [山の神祭] なし

11 [藁蛇の神事] なし

12 [火焚の神事] 一月十五日未明、トンドを燃す

【宮 座】

1 [宮座の有無] 先度社

2 [宮座の建物] なし

3 [座人の資格]

古来より氏子にして、一家の家長たるもの。但し、新

移転者は入座する能ず

4 [座衆の人員] 六十人

5 [座入り儀礼]

第三項の有資格者が一家の戸主となりたる場合、烏帽

子料を納め入社、始めて朝飯の式に参列す

6 [首座の名称] 帳元と称す

7 [組織階級]

八幡社旧来の氏子にして、一家の家長たるものを以て

組織す。階級帳元を除く外、年長順に座席を定む

8 [座人の義務]

年長順に当家として年一回定められたる儀式献立によ

り、社員饗応するの義務を有す

9 [宮座衆の姓] 多姓多様なり

10 [座を開く時期] 毎年参月八日

11 [宮座の行事]

献饌を為し、一同礼服にて各自座に就き、神酒・洗米を頂きたる後に、朝食・昼食・当家渡等儀式あり

12 「座の財政」

古来より基本金を有するも、神事の燈明料等に消費するの外、饗応費は全部当家の負担とす

13 「文書記録」

古来よりの献立表並名簿等あるも、古文書不明なり

14 「類似の組織」

15 「解体した座」

村社 八幡神社

南河内郡道明寺村大字古室（藤井寺市）

報告者 南坊城良興

【神職】

1 「世襲」

無

2 「現在も世襲か」

無

3 「特別な名称」

無

4 「一年神主」

無

5 「収入」

無

6 「その他」

無

7 「神職の氏名」

兼務社掌・土師神社々司・南坊城良興

【氏子】

1 「氏子区域」

大字古室一円

2 「二重氏子」

全前

3 「他市町村区域」 限られています

4 「氏子の戸数」 六十戸

5 「戸数の変動」 無

6 「氏子の資格」 無

7 「氏子入り儀礼」 無

8 「婿入り」 入籍と同時に、自然氏子になります

9 「若衆の行事」 無

10 「氏子内の階級」 無

11 「階級の相違」 無

12 「氏子の義務」 無

13 「義務の差」 社社の維持・保存・財産等一切の義務を負ひます
資産の程度により、義務を異にす

14 「その他」 無

【祭礼】

1 「祭の日時」

秋夏の例祭、秋祭 十月九日、夏祭 七月二十五日

2 「儀礼内容」

祭典の当日神職之を行ふ。献燈・献饌・湯神楽、神職

礼拝

3 「田植祭」 無

4 「特殊神饌」 無

5 「当屋の決定」 氏子の推薦により、一人選任す

6 「長男の扱い」

- 【宮 座】
- 1 [宮座の有無] 無
 - 2 [宮座の建物] 無
 - 3 [座人の資格] 無
 - 4 [座衆の人員] 無
 - 5 [座入り儀礼] 無
 - 6 [首座の名称] 無
 - 7 [組織階級] 無
 - 8 [座人の義務] 無
 - 9 [宮座衆の姓] 無
 - 10 [座を開く時期] 無
 - 11 [宮座の行事] 無

- 7 [当屋の任務] 神域の掃除、例月の献燈、祭日の献饌、手伝等
- 8 [当屋の交代] 当屋は本人の辞任申出なき限り、交代せず。交代は、前述の通り氏子の推薦による
- 9 [特殊神事] 無
- 10 [山の神祭] 無
- 11 [藁蛇の神事] 無
- 12 [火焚の神事] 現在なきも、以前は一月十五日未明、一室の場所に於てとんどと称して行ひしものなり

- 12 [座の財政] 無
- 13 [文書記録] 無
- 14 [類似の組織] 無
- 15 [解体した座] 古来、男講なるものありしも、費用漸次高み、之か負担に不堪、ついに自然消滅せしものなり

肥後和男の宮座調査資料

黒田 一充

1 肥後和男の宮座調査

宮座は、一定の資格を持つ構成員が神仏の前に座して祭りを行う祭祀組織であり、特に近畿地方とその周辺地域に濃厚に分布している。平安時代後期の史料に有力農民が神事の役割を負担する頭役を勤めたことが見え、中世には惣村の鎮守社の祭祀を村の有力者たちが集まって行っていたことがわかる。宮座には、特定の家筋の者だけが構成員となる資格を持つ株座と、定員はあるが村の中で一定の資格があれば参加できる村座に分かれ、株座が基本形で、それが崩れた形が村座だとする説が有力である。

宮座の構成員は、一般に年齢が高い者から順に、一老・二老などと呼ばれて権威を持つ。さらにこれら年寄やおとなと呼ばれる階層に対し、中老・若衆など年齢階梯によって構成員が区分され、役割を分担する。特に、神事を行う司祭者は、年番神主や一年神主などとよばれ、最長老に固定されたり、年寄衆から順番に選ばれたりする。また、祭りの供物の準備や祭場の設営などを勤める頭屋（当屋）も構成員から籤引きあるいは順番に選ばれる。ところによっては頭屋が年番神主の役割を兼ねて司祭者になるところもある。また、宮座には宮田・座田などの

水田があり、それらを頭屋が耕作し、その収穫米を供物にし、祭りの費用を賄う。

しかし宮座は、明治初年の廃仏毀釈や明治後期の神社合祀による変動や、第二次世界大戦後の農地改革によって経済基盤の宮田が不在地主と見なされて財産を失ったことから解体が進み、高度経済成長期以降さらにそれが加速している。

初期の宮座の研究は、中世の商工業者の座の研究に関連して行われていた。そして、宮座を主として取り上げるようになったのは、大正時代の中山太郎⁽¹⁾の研究以降である。その後、平泉澄⁽²⁾、豊田武⁽³⁾なども宮座を研究対象にしたが、多くは文献史料や地誌類を分析の材料にしていた。

現地調査を各地で行って宮座の研究をしたのは中川政治⁽⁴⁾が最初であり、さらに近畿地方の悉皆調査を目指したのが肥後和男（一八九九〜一九八二）である。彼の著した『近江に於ける宮座の研究』（一九二八年）と『宮座の研究』（一九四一年）は、今日でも宮座研究の基本文献となっている。

肥後は、滋賀県の史蹟調査員として県内各地を調査し、現在の野洲市・御上神社の神事の調査を行った⁽⁵⁾。その後、宮座の全般的調査を試みるため、日本学術振興会に研究費を申請し、昭和十、十一年度に「神社を中心とする村落結合の研究―特に宮座に就て―」の研究課題で調査を行う。この宮座調査は、昭和十年（一九三五）七月の滋賀県を皮切りに、京都府・奈良県・大阪府・福井県の順に、昭和十二年秋の兵庫県まで続けられた。

その調査方法は、まず宮座の所在を確認するために、各府県庁を通じて各神社に調査票を配布し、その回答をもとにして肥後が属していた東京文理科大学の学生たちを率いて現地調査を行った。

滋賀県の予備調査では八四四社から回答が寄せられ、早速八月に十一名の助手とともに現地を調査し、続いて奈良県でも同年十二月に調査票を配布して六〇〇社から回答が得られ、翌十一年四月に八名の助手とともに現地調査が行われた。さらに京都府・大阪府でも予備調査をして、京都府は一〇〇三社、大阪府は四一六社から回答が寄せられ、八月に十一名の助手と現地調査を行った。

同じ昭和十一年秋には福井県の予備調査を行って三六九社の回答があり、翌十二年の夏から秋のころには兵庫県でも予備調査を行って一一四九社からの回答があったようだが、結局両県とも現地調査は行われなかった。これらとは別に、肥後は三重県伊賀地方の現地調査を行い、和歌山県の情報は原田敏明から資料提供を受けたとい⁶。

これら一連の調査の後、肥後がまとめた宮座研究の成果には、次のようなものがある。

一九三六年十月

「近江の宮座について」

(『民族学研究』二一四)

一九三八年二月

「河内の宮座について」

(『上方』八六号)

一九三八年四月

「宮座について」

(『紀元二千六百年』一一三)

一九三八年五月

『近江に於ける宮座の研究』

(『東京文理科大学文科紀要』第一六卷)

一九四一年八月

『宮座の研究』

(弘文堂書房、一九七〇年復刊 弘文堂)

一九四七年二月

「氏子組織」

(『民族学研究』新三一二)

一九五七年十一月

「座」

(『郷土研究講座』第二卷・村落、角川書店)

一九六三年三月

「美作の宮座」(和歌森太郎編『美作の民俗』吉川弘文館)

これらの研究成果の中でも、『宮座の研究』第一篇第三章「宮座の分布」に載せられた宮座リストは、近畿地方の宮座を完全に網羅したものではないが、戦後の市町村史編纂作業における宮座調査の基礎データとなっている。

しかし、肥後の宮座研究の主要な成果はほとんどが戦前のものであり、戦後は『日本神話研究』(一九三八年)や『古代伝承研究』(一九三八年)以降中断していた日本古代史、特に神話に関する研究へ肥後の興味は移ったため、肥後の宮座調査資料そのものは、ほとんど活用されなかった。

2 宮座調査資料

肥後和男が昭和十年代に行ったこれら一連の宮座調査資料は、肥後の晩年に明治大学図書館に寄贈された。そして、寄贈を受けた明治大学教授・萩原龍夫によって雑誌『史料と伝承』にこれらの資料の内容と目録の紹介が載せられた⁽⁷⁾。

資料は、現地調査の記録と予備調査の回答の二種類に分かれており、それぞれの資料とも各府県、市郡ごとに整理、製本されている。

現地調査の記録は『宮座資料』と題され、滋賀県一冊、京都府五冊、大阪府四冊、奈良県六冊の計二六冊であり、予備調査の回答の方は『神社を中心とする村落生活調査報告』と題して、滋賀県八冊、京都府五冊、奈良県四冊の計一七冊が残っている。

これらの資料の内容は、次の通りである（丸数字は、明治大学図書館の所蔵番号⁽⁸⁾）。

A. 『宮座資料』（「東京文理科大学郷土研究会」の名が入った調査用紙に記入）

滋賀県

- ①愛知郡、②伊香郡、③犬上郡・坂田郡、④蒲生郡、⑤東浅井郡、⑥神崎郡、⑦甲賀郡、⑧栗太郡、⑨野洲郡、⑩大津市・滋賀郡、⑪高島郡
- 計11冊

京都府

- ⑫愛宕郡・久世郡・乙訓郡・宇治郡、⑬南桑田郡・北桑田

郡、⑭何鹿郡・加佐郡、⑮相楽郡、⑯綴喜郡 計5冊

大阪府

- ⑰三島郡・豊能郡、⑱北河内郡、⑲中河内郡・南河内郡、⑳岸和田市・泉北郡・泉南郡
- 計4冊

奈良県

- ㉑生駒郡、㉒磯城郡、㉓北葛城郡・南葛城郡・宇智郡・高市郡、㉔奈良市・添上郡、㉕山辺郡・宇陀郡、㉖吉野郡
- 計6冊

（明治大学撮影のマイクロフィルムあり）

B. 『神社を中心とする村落生活調査報告』（いずれも、縦二五・九センチメートル×横一八・八センチメートル。見返しに「肥後」の印鑑が押される。質問項目が印刷された用紙に手書きで回答が記入され、二つ折りにして製本されている⁽⁹⁾）。

滋賀県（若草色の製本、計八冊）、回収の受領印に昭和一〇年七月～八月の日付

- ①犬上郡・坂田郡（34社、77社）、②蒲生郡（157社）、③東浅井郡（85社）、④伊香郡（92社）、⑤神崎郡・愛知郡（42社、45社）、⑥甲賀郡（95社）、⑦栗太郡・野洲郡（55社、63社）、⑧大津市・滋賀郡・高島郡（20社、34社、86社）
- 計八八五社

（見返しに神社名の目録とページ数が記された紙が貼付）

京都府（赤色の製本、五冊）、昭和一一年五月回収の受領印

- ⑨京都市（103社）、⑩南桑田郡・北桑田郡（70社、45社）、
 ⑪何鹿郡・加佐郡（74社、92社）、⑫竹野郡・熊野郡（69社、
 58社）、⑬與謝郡・中郡（112社、31社） 計六五四社

奈良県（紺色の製本、四冊）、昭和十一年一月～五月回収の
 受領印

- ⑭生駒郡・北葛城郡・南葛城郡・宇智郡（10社、28社、9
 社、45社）、⑮磯城郡・高市郡（89社、32社）、⑯山辺郡・
 宇陀郡（80社、48社）、⑰吉野郡（192社） 計五三三社

（国立歴史民俗博物館撮影のマイクロフィルムあり）

しかし、これらの資料は原本のすべてが完全に揃っているわけではないようである。萩原龍夫によると、『神社を中心とする村落生活調査報告』は大府府・福井県・兵庫県の分が寄贈時点で行方不明になっていたという。そればかりではなく、肥後が『宮座の研究』に記された回収神社数と現在残る回答用紙の枚数を比べると、京都府や奈良県は少なく、『宮座資料』で調査した市郡から推定して、京都府は相楽郡や綴喜郡、奈良県も奈良市や添上郡の分が行方不明のようである。さらに、『宮座資料』の方も京都市や大阪市分が失われているようである。

滋賀県の予備調査の回答は、市町村ごとにまとめられ、それぞれの冒頭には、「昭和十年七月十三日付け照会」に対して、市町村長から滋賀県学務部長あるいは県知事宛の「神社ヲ中心トスル村落結合状態調ノ件回答書」が添付されており、この宮

座調査は当初、「神社ヲ中心トスル村落結合状態調」と題して行われていたことがわかる。

肥後の調査資料は、寄贈当初は萩原を通じて閲覧する形式をとり、目録の方も『宮座資料』の方はすべて紹介されたが、『神社を中心とする村落生活調査報告』の方は、滋賀県の四冊分だけで、萩原の死去と『史料と伝承』の休刊によって途中で終わってしまった。そのため資料は現在も明治大学図書館に所蔵されているが、貴重図書として扱われていたこともあり、マイクロフィルムによる撮影は行われているが、これまでほとんど分析や活用は行われてこなかった。

ところが今回、大阪市史編纂所（大阪市内中央図書館内）の津田秀夫文庫から『神社を中心とする村落生活調査報告』の大府府の完本と兵庫県の一部のもが見つかり、それらの調査分析から、次の神社数の回答が綴じられたものであることがわかった。

大阪府（若草色の製本、四冊）、昭和十一年六月～七月の回答
 受領印（縦二五・五×横三六・〇センチメートル、質問用紙に「大阪府」の文字が印刷。回答は横長の用紙を二つ折りして製本）

- ①大阪市（112社・同じ神社の重複回答が4枚混入）、②三島郡（63社・南河内郡の千早神社の追加回答が1枚混入）・豊能郡（31社）、③北河内郡（42社）・中河内郡（56社）・南河内郡（40社）、④堺市（8社）・岸和田市（2社）・泉北郡（31社）・泉南郡（45社） 計四三〇社

兵庫県（簡易製本の表紙に手書きの背文字、二冊。写真撮影後、

現在は製本）、昭和二年三月に回答の日付あり。（縦

二六・二×横一九・〇センチメートル、市郡別は未整理で、以下の神社分が仮綴じ）

- I 有馬郡（14社）・美嚢郡（27社）・多可郡（13社）・城崎郡（1社）・氷上郡（2社）・三原郡（2社）・明石市（3社）・養父郡（80社）・加西郡（35社・重複1枚）・加古郡（20社）・印南郡（1社）
- II 印南郡（6社）・神戸市（33社）・姫路市（17社）・出石郡（42社）・三原郡（1社）・明石郡（3社・重複1枚）・有馬郡（32枚）
計三三三社

大阪府は市郡別に整理して製本されていたが、兵庫県は仮綴じされてあったものを簡易製本して、津田秀夫の筆跡で表題が記されていた。用紙は二つ折りにして製本されているが、大阪府の方は兵庫県のほぼ横倍の大きさになっている。

当初は、兵庫県の方が別用紙かとも考えられたが、明治大学図書館の所蔵資料と比較すると、細かい質問項目は各府県で少しずつ異なるが、用紙の大きさやそこに印刷された質問票の形式などは兵庫県と明治大学図書館所蔵資料が同じものであることから、これらは肥後和男が研究費で印刷したもので、大阪府の方は用紙に「大阪府」と印刷してあることから、大阪府が肥後の調査を機に別途印刷したものと考えられる。

また、兵庫県三原郡廣田村・春日神社には、社掌の添状が残

っており、その日付が昭和十二年三月二十三日であることから、『宮座の研究』に兵庫県の予備調査が昭和十二年夏秋とあるのは肥後の記憶違いで、昭和十二年春の間違いであろう。

大阪府や兵庫県の回答には、同じ神社の回答用紙が複数枚混入していることや、明治大学図書館の滋賀県の資料には、同一町内で神社と記入者名が異なるにもかかわらず、同じ筆跡と筆記具を使った回答用紙が何枚も連続して綴じられていること、廣田村・春日神社の添状に別紙二枚に回答を記入して返送する旨の記述があることから、これらの予備調査の際には回答用紙を二枚提出することを求められ、府県庁で保管されたものと肥後へ渡された分との正副二セットがあったことが推測できる。

そこで、各府県の公文書館等を調査したところ、現時点では奈良県立図書館所蔵の『奈良県庁文書』の中にある、『昭和十一年祭祀並宮座調』（一）（二）と題された二冊の資料が、肥後の予備調査資料、すなわち『神社を中心とする村落生活調査報告』の奈良県分の回答を綴じたものであることがわかった。

この資料はすでに研究者の間ではよく知られている資料で、『奈良県史・民俗（下）』^⑩に載せられた「大和の宮座リスト」を中田太造がまとめる際に利用された資料であるが、これまで肥後の調査資料とは認識されていなかった。

その（一）の冒頭に、回議用紙（起案書）が綴じられている。昭和十年十二月二十六日起案

（学務部長・社寺兵事課長・課員の印）

社兵第一、九〇九号

年月日

部長

神職会郡市支部長宛

神社祭祀並宮座調査ニ関スル件、照会

神社祭祀並宮座調査上必要ニ付、左記ニ依リ別紙調査用紙ニ記入ノ上回送セシメラレ度此段及照会候也

記

- 一、官幣社以下総テノ神社ニ付調査ノコト、但シ神職欠員神社並招魂社ハ調査ノ限ニアラズ
- 二、一神社ニ付正副ニ通提出ノコト
- 三、記入ノ上ハ当該神社ヨリ直接当庁へ提出スル様御取計相成度

この第二項から、回答は二通提出され、役所での保管分と肥後のもとへ渡されたものの正副二セットが存在したことがはっきりとわかる。さらに第一項から、調査対象は、神職が欠員の神社と招魂社を除く、県内のすべての神社が対象にされたことがわかる。

この『昭和十一年祭祀並宮座調』は、明治大学図書館所蔵本のように市郡別に整理・製本されていないが、何枚かの回答用紙を複写して明治大学図書館本との照合を行ったところ、記述内容や添付資料もまったく同じものであることを確認した。

さらに、関西大学大学院生の福井英行氏の協力で、『昭和十一年祭祀並宮座調』の神社名リストを作成した。そして、この

資料の中には、奈良市（23社）、磯城郡（96社）、山辺郡（77社）、添上郡（93社）、生駒郡（11社）、北葛城郡（28社）、南葛城郡（9社）、宇陀郡（47社）、宇智郡（44社）、高市郡（32社）、吉野郡（198社）の計六五八社の神社からの回答が綴じられており、特に、明治大学図書館所蔵本では行方不明の奈良市と添上郡の分が含まれていることがわかった。

この『奈良県庁文書』の資料によって、『神社を中心とする村落生活調査報告』が正副二セット作られていたことが明らかになったが、津田文庫本の大阪府、兵庫県の資料がそれぞれ府県庁の保管分か、肥後の所蔵分かは不明であり、もう少し検討が必要である。

3 『神社を中心とする村落生活調査報告』の質問項目

肥後和男の宮座の予備調査資料である『神社を中心とする村落生活調査報告』は、各神社へのアンケート用紙で、神社名と所在地、報告者名のほか、「神職」（滋賀県は神主）「氏子」「祭禮」「宮座」の四つの大項目の下に質問項目があらかじめ印刷されており、各神社の神職や氏子総代がそれぞれの質問に対する回答を記入した資料である。

これらの質問項目は、神社明細帳の調査のように、神社の祭神や建物、宝物類を対象にするものではなく、あくまで氏子などの組織や祭礼、特に宮座の組織と祭りに重点が置かれており、肥後が何を調査しようとしていたかがわかる。

しかし、肥後の期待に対して回答する側の質問の意味の取り

違えなどから意図した通りの回答が得られなかったことや、祭りの儀礼の地域差などによって質問項目は少しずつ修正が加えられている。

そこで、それら各府県別の質問項目の一覧表を作成して比較を行いたい(表1)。調査と回収の年月は、資料に押された受領印の日付から推定した。また、奈良県の「氏子」の項目で、若衆入りと婿入りの儀礼に関する質問の順が他の府県と逆になっているが、同じ項目を上下に並べるために、順序を変えている。

最初の滋賀県の用紙の四つの大項目のうち、「神主」では、世襲かどうか、一年神主の有無とその行為、神職の収入源などを質問している。「氏子」では、氏子区域や戸数、その変動、氏子の資格と氏子入りの儀礼、氏子の階級と義務の差などを質問している。

この中の婿入りについては、年齢階梯制の場合、婿入りした年齢が、その年に生まれた赤ん坊と同じように扱われて何年かのちに氏子入りや宮座入りが認められるのか、それとも実年齢で扱われてすぐに氏子入りができるのかという意図で質問されたのだと考えられるが、答える側にはその意図が伝わっておらず、単純に結婚式後に氏子に入るという回答がほとんどである。「祭禮」は、神社の主な祭りの期日と儀礼の順、当屋の決め方や任務、交代の方法、藁蛇を祭るかどうかが、大きな火を燃やすかどうかの質問項目がある。「宮座」では、宮座の有無と名称、座人の資格と座入りの儀礼、階級と義務、座が開かれる時期と

財政、座の記録の有無、類似の資格、以前座があったかといった質問項目がある。

滋賀県の調査後、質問が少なすぎると感じたのか、奈良県以降は大幅に質問事項が増え、書ききれない場合は別の紙を添付するよう要望している。

まず「神主」という表現は「神職」に改められ、「氏子」では氏子区域を垣内まで細かく回答するように改められている。

質問事項が増えたのは「祭禮」と「宮座」である。「祭禮」では、田植祭・神饌・山の神・性的神事・縄掛神事の項目が増やされ、当屋では長男が生まれた順に当屋になる事例があるかどうかを質問している。

「宮座」では、座の建物、座衆の人数、座の首座の呼び名、宮座衆に特定の姓(血縁集団)があるかどうか、宮座の行事などの質問が増えている。

次の京都府では、縄掛神事の質問を藁蛇の神事の質問に含めている程度で、奈良県とほとんど変わりはない。

京都府とほぼ同じ時期に大阪府でも予備調査が行われたが、用紙そのものが異なり、大きくなっている。質問事項は、宮座の有無と名称がひとつになり、性的神事の質問がなくなっている。かわって増えた項目は、氏子区域の項目で、他の神社との二重氏子とその区域、神社が鎮座する市町村以外に氏子区域があるかどうかについてである。

表1の下端に加えたものは、肥後和男が現地調査をした際の報告である『宮座資料』大阪府の質問項目である。調査用紙は、

表1. 『神社から見た村落生活調査報告』の質問事項

(注・同じ質問を上下に並べるため、原本の質問とは順を変えているところがある)

【神 職】(滋賀県は、神主)		【神社】	
以前神主の収入は如何なる方法によりましたか	それはいかなる方法できめられますか、又いかなる行為をしますか、又いかなる注意を守らなければなりませんか	滋賀県 (昭和10年7月) 同年7～8月に回収	奈良県 (昭和10年12月) 昭和11年1～5月までに回収
以前は神職の収入は如何なる方法によりましたか	それはいかなる方法できめられますか、又いかなる行為をしますか、又いかなる注意を守らなければなりませんか	京都府 (昭和11年5月ごろ) 同年5月下旬に回収	大阪府 (昭和11年6月ごろ) 同年6～7月に回収
以前は神職の収入は如何なる方法によりましたか	それはいかなる方法できめられますか、又いかなる行為をしますか、又いかなる注意を守らなければなりませんか	古來世襲ですか	兵庫県 (昭和12年春) 同年3月に回収
5. 以前は神職の収入は如何なる方法によりましたか	それはいかなる方法できめられますか、又いかなる行為をしますか、又いかなる注意を守らなければなりませんか	1. 古來世襲ですか 2. 何時迄世襲でしたか 3. 神職を呼ぶ特別名稱がありますか	1. 古來世襲ですか 何時迄世襲でしたか
3. 以前は神職の収入は如何なる方法によりましたか	それはいかなる方法できめられますか、又いかなる行為をしますか、又いかなる注意を守らなければなりませんか	2. 一年神主、年番神主、輪番神主(一年交代)の習慣がありますか	1. 古來世襲ですか
収入	年番神主	通称	旧慣
			世襲か
			【神社】 神社・社名 祭神・社歴・社殿配置 (見取図)
			【宮座資料】大阪府 (昭和11年8月調査)

【氏子】		現在 <small>の</small> 神職 <small>の</small> 氏名	其他神主について特殊なことがあつたら記して下さい
氏子の全戸数 区域戸数は古今に大相違がありますか 氏子となるもの、資格	氏子の全戸数 区域戸数は古今に大相違がありますか 氏子となるもの、資格を定めたるものがありますか	氏子区域（大字単位） 氏子区域（大字単位とし同大字にて他神社氏子区域あるときは垣内迄記すこと）	其他神職について特殊なことがあつたら記して下さい
氏子となるに特別な儀式がありますか（例へばおこないを受ける様なこと）	氏子となるに特別な儀式がありますか（例へば人を饗應するとか、神社の帳につけるとか、其の他）	氏子区域（大字単位とし同大字にて他神社氏子区域あるときは垣内迄記すこと）	其他神職について特殊なことがあつたら記して下さい
氏子となるに特別な儀式がありますか（例へば人を饗應するとか、神社の帳につけるとか、其の他）	氏子となる資格に制限がありますか	氏子区域（大字単位とし同大字にて他神社氏子区域あるときは垣内迄記すこと）	其他神職について特殊なことがあつたら記して下さい
7. 氏子となるに特別な儀式がありますか（例へば人を饗應するとか、神社の帳につけるとか、其の他）	6. 氏子となる資格に制限がありますか	1. 氏子区域（大字単位とし同大字にて他神社氏子区域あるときは垣内迄記すこと） 2. 氏子区域の全部又は一部が他神社の氏子区域と共通（二重氏子）になつてゐますか。その所在地区域 3. 氏子区域は貴神社鎮座の市町村の区域内に限られてゐますか 4. 氏子の全戸数	6. 其他神職について特殊なことがあつたら記入して下さい 7. 現在 <small>の</small> 神職 <small>の</small> 氏名
	3. 昔は氏子となる資格に制限がありましたか	1. 氏子区域（大字単位）	
	2. 氏子の全戸数 区域戸数は古今に大相違がありますか		氏名
			(旧慣)

【祭 禮】	
<p>主なる祭の順序の大體</p> <p>主なる祭の名稱と時日</p>	<p>婚に來たものはどうして氏子になりますか</p>
<p>田植祭（御田）がありますか</p> <p>特殊な神饌が用ひられますか</p>	<p>若衆仲間入はどうして行はれますか</p> <p>氏子の間に階級がありますか</p> <p>氏子の階級は家格によりますか、年齢によりますか</p> <p>氏子はいかなる義務を負ひますか</p> <p>階級により義務が異なりますか</p> <p>その他氏子について特殊なことを記して下さい</p>
<p>田植祭（御田）がありますか</p> <p>特殊な神饌が用ひられますか</p>	<p>婚に來たものはどうして氏子になりますか</p> <p>若衆入の行事がありますかその際いかなるこゝとが行はれますか</p> <p>氏子の間に階級がありますか</p> <p>氏子の階級は家格によりますか、年齢によりますか</p> <p>氏子はいかなる義務を負ひますか</p> <p>階級により義務が異なりますか</p> <p>その他氏子について特殊なことを記して下さい</p>
<p>田植祭（御田）がありますか</p> <p>特殊な神饌が用ひられますか</p>	<p>婚に來たものはどうして氏子になりますか</p> <p>若衆の行事がありますかその際いかなるこゝとが行はれますか</p> <p>氏子の間に階級がありますか</p> <p>氏子の階級は家格によりますか、年齢によりますか</p> <p>氏子はいかなる義務を負ひますか</p> <p>階級により義務が異なりますか</p> <p>その他氏子について特殊なことを記して下さい</p>
<p>1. 主なる祭の名稱と時日</p> <p>2. 主なる祭の順序</p> <p>3. 田植祭（御田）がありますか</p> <p>4. 特殊な神饌が用ひられますか</p>	<p>8. 婚に來たものはどうして氏子になりますか</p> <p>9. 若衆の行事がありますかその際いかなるこゝとが行はれますか</p> <p>10. 氏子の間に階級がありますか（例へば座と平或はオトナ中老若衆など）</p> <p>11. 氏子の階級は家格によりますか、年齢によりますか</p> <p>12. 氏子はいかなる義務を負ひますか</p> <p>13. 階級により義務が異なりますか</p> <p>14. 其他氏子について特殊なことを記して下さい</p>
<p>1. 主なる祭の名稱と時日</p> <p>2. 田植祭（御田）がありますか</p> <p>3. 特殊な神饌が用ひられますか</p>	<p>4. 婚に來たものはどうして氏子になりますか</p> <p>5. 若衆入の行事がありますか、その際いかなるこゝとが行はれますか</p> <p>6. 年齢による階級がありますか（例へばおとな、中老、若衆等）</p> <p>7. 其他氏子について特殊なことを記して下さい</p>
<p>【座行事】</p> <p>神社祭礼</p>	

【祭 禮】	
<p>この村で藁の蛇を作つて祭ることがありますか</p> <p>大きな火を燃すことがありますか</p>	<p>祭の當屋はどうしてきめられますか</p>
<p>この村で藁の蛇を作つて祭ることがありますか</p> <p>如何なる性的神事がありますか</p> <p>大きな火を燃すことがありますか</p> <p>繩掛の神事を行はれますか</p> <p>繩掛神事は何時行ひますか</p>	<p>祭の當屋はどうしてきめられますか</p> <p>長男が生れた順序に當屋になることがありますか</p> <p>當屋の任務</p> <p>當屋交代の方法</p> <p>特殊神事</p> <p>山の神祭はいつ行はれますか</p> <p>特殊神事</p>
<p>この村で藁の蛇を作つて祭ることがありますか(或は繩掛神事)</p> <p>性的神事がありますか</p> <p>大きな火を燃すことがありますか</p>	<p>祭の當屋はどうしてきめられますか</p> <p>長男が生れた順序に當屋になることがありますか</p> <p>當屋の任務</p> <p>當屋交代の方法</p> <p>特殊神事</p> <p>山の神祭はいつ行はれますか</p> <p>特殊神事</p>
<p>11. 藁の蛇を作つて祭ることがありますか(或は繩掛神事)</p> <p>12. 大きな火を燃すことがありますか</p>	<p>5. 祭の當屋はどうしてきめられますか</p> <p>6. 長男の生れた順序に當屋になることがありますか</p> <p>7. 當屋の任務</p> <p>8. 當屋交代の時期と方法</p> <p>9. 特殊神事</p> <p>10. 山の神祭はいつ行はれますかそれによつて特別な行事がありますか</p>
<p>8. この村で藁の蛇を作つて祭ることがありますか(或は繩掛神事)</p> <p>9. 大きな火を燃すことがありますか</p>	<p>4. 祭の當屋はどうしてきめられますか</p> <p>5. 當屋の任務</p> <p>6. 當屋交代の時期と方法</p> <p>7. 特殊神事の名稱とその次第</p>
【當屋】	
<p>交代・引繼儀式</p>	<p>有無(名稱)・人数・役人</p>

【宮座】						
座の財政	座が開かれる時期	座人の義務	座人の階級を何と云いますか	座人（シヤ）の儀式がありますか	座人の資格	宮座の名稱
座の財政	座が開かれる時期	座人の義務	座人の組織階級	座人の儀式がありますか	座人の資格	宮座の名稱
座の財政	座が開かれる時期	座人の義務	座人の組織階級	座人の儀式がありますか	座人の資格	宮座の名稱
12. 座の財政	10. 座が開かれる時期	8. 座人の義務	7. 座人の組織階級	5. 座人の儀式がありますか	3. 座人の資格	1. 宮座がありますか、その名稱
座の財政	座が開かれる時期	宮座衆の内には如何なる姓が多く有りますか	座人の組織	座人の儀式がありますか	座人の資格	1. 宮座がありますか、その名稱
【座行事】				【宮座】		
座の財政	その他行事	座行事	階級（長老衆・中老・長老など）	座入料・座入手続	資格 人数	名称・伝流
					場所（当屋宅・座の建物）	

【注意】	【宮 座】
<p>◎氏子のない場合は崇 敬者について調べて下 さい</p>	<p>座の記録がありますか 座はなくとも類似の組 織がありますか 今は亡びても以前座が ありました</p>
<p>◎この紙に書けないと きは別の紙に書いて下 さい</p>	<p>座の文書記録がありま すか(明治以後のもの でも結構です) 座はなくとも類似の組 織がありますか(例え ば何々講やおとな、 五人衆、十人衆など)</p>
<p>◎社名の側に社格記入 のこと</p>	<p>座の文書記録がありま すか(明治以後のもの でも結構です) 座はなくとも類似の組 織がありますか(例 えは何々講やおとな、 五人衆、十人衆など)</p>
<p>◎氏子のない場合は崇 敬者について調べて下 さい</p>	<p>13. 座の文書記録があ りますか(明治以後 のものでも結構で す) 14. 座はなくとも類似 の組織がありますか (例へば何々講やお とな、五人衆、十 人衆など) 15. 今は亡びても以前 座がありましたか</p>
<p>◎氏子のない場合は崇 敬者について調べて下 さい</p>	<p>2. 座の文書記録があ りますか(明治以後 のものでも結構で す) 3. 座はなくとも類似 の組織がありますか (例へば宮仲間、當 仲間、何々講やお とな、五人衆、十人 衆など) 4. 今は亡びても以前 座がありましたか</p>
	<p>記録文書</p>

野紙の部分の上部に空欄が空いており、そこにこれらの質問項目を書き、その下に調査内容を記入している。しかし、滋賀県や奈良県の『宮座資料』では、このような質問項目の下に調査した内容を記す形式をとらず、自由に報告内容を記入している。おそらく、調査が進むにつれて、学生調査員の入れ替えがあり、新しい調査員に対して、調査の手がかりとして提示したものである。

それらの項目を見ると、「宮座」や「座行事」「當屋」「神職」に関する調査を重点的に求めているが、氏子に関する質問は全く要求されていない。

そこから、大阪府の氏子区域の質問項目の追加は、肥後の意図ではなく、この質問用紙を印刷した大阪府側の要請であった可能性が高い。大阪府では、明治後期に神社合祀が盛んに行われ、近隣の神社への合祀だけではなく、異なる町村の神社へも合祀が行われ、それにもなつて氏子区域も大きく変動した。そのため、この氏子区域の変動後の実態を把握しなかったのではないかと考えられる。

その後に行われた福井県の調査資料はまだ見つかっておらず、最後の兵庫県の問題用紙は、大阪府に比べて質問項目が大幅に減っている。それに対する回答の方も、「宮座」の項目については「事項なし」が多くなる。『宮座の研究』に載せられた宮座のリストでも、兵庫県の宮座は六四社しかなく、回答神社数の一四九社に比べて非常に少ない数になっている。また、現在宮座が確認されている神社でも宮座はないと回答していると

ころが多く、当時の兵庫県における宮座の認識度が低かったことがうかがえる。この結果に失望したためか、研究費が乏しくなったこともあつて、兵庫県の現地調査を肥後は断念したものである。

4 河内地方の宮座

さて、本書には、津田文庫本『神社を中心とする村落生活調査報告』のうち、大阪府北河内郡・中河内郡・南河内郡の神社の回答分を翻刻している。この河内地域については、前に記したように肥後和男の「河内の宮座について」という論稿が残っている。これは『上方』八六号の河内研究特集号に投稿されたものである。

この中で肥後は、村落の社会集団を知るために祭祀集団である宮座を調査するという研究の目的を紹介した後、宮座とは何かを解説し、「大阪府庁の好意により予め府下の宮座について予備調査をする機会を与えられた。（中略）この結果次の諸社に宮座の慣習が保存されてゐることを知つた」として、本書に翻刻した『神社を中心とする村落生活調査報告』によって、河内の宮座とその特色をまとめている。

ここに記載された宮座の数は、北河内郡が二二社（当時残っていたのは五社）、中河内郡が二七社（同一二社）、南河内郡が一五社（同七社）であり、のちに『宮座の研究』に載せた宮座リストの神社と一致する。しかし、津田文庫本と比較すると、北河内郡交野村の機物神社や中河内郡堅下村の鐸比古鐸比売神

社で一年神主や年行司の記載があり、中河内郡小阪町の彌榮神社、盾津村の粟原神社で以前宮座があったことが記され、南河内郡の道明寺村の上ノ段八幡神社の先度社、同村古室の八幡神社の男講なども宮座の組織と思われる。

河内の宮座を紹介した後、肥後は河内の宮座の概略を紹介する。特徴としては、株座が多い事を指摘する。そして、北河内郡川越村・春日神社の七座が端野座、櫻井座など血縁集団によって区別されていることや、中河内郡楠根町の長田神社の衛門座・兵衛座のように、座人の名前に衛門や兵衛がついている事例を紹介している。

また、宮座には年齢階級制が広く存在していたが、ほとんどが戸主に限られるように変化していること。座人のなかから一年交代で神主を出していたのが、神職の制度ができるようになって、一年神主が消失もしくは変形したことを挙げている。

さらに、河内の宮座はほとんどが当屋制度を持ち、その当屋が会食の準備をする。つまり、宮座は座人が集まって神を祭り、揃って飲食をすることがその本体であり、当屋は全力を挙げて座人を饗応する義務を負うのだとする。その座が開かれる時期は一定しないが、正月には何かしらの儀礼が行われるところが多く、特に弓神事は、中河内郡堅上村の金山彦神社や楠根町の長田神社、同町西堤神社など広く行われていたことを指摘する。これらの肥後の宮座に関する指摘以外にも、本書に翻刻した河内の神社の回答には祭りや儀礼の記述が多い。

肥後は座人に饗応する食事のことに触れているだけが、神

に捧げる神饌についての回答もある。北河内郡水室村の嚴島神社では、鳥の肉と手羽を神に供え、寝屋川村の住吉神社では御伏おぶと兎祭として小糠団子を供えた。友呂岐村の靱呂岐神社では「昔、人身とて人形の団子を供へたが中絶した」とあり、人形ひとがたを模した人身御供の団子だったと思われる。

一方、神饌の油で揚げた団子を並べると人形になることから、人身御供の名残だとして現在紹介されている中河内郡南高安村（八尾市）の恩智神社の回答では、「例祭にのみ御供する油揚げ餅有り。古来より大ブト、マガリ、バイシの三種を供す。例祭後、大ブト、小ブト等全氏子戸毎に撤饌として授与配布す」とあるだけで、人身御供とは書かれていない。これにもとづいて筆者が地元の方からうかがった話では、一九七〇年代に遊びで団子を人の形に並べたことを研究者が注目し、広く紹介されたものだという。昭和十年代にはまったくそのような伝承がなかったことが、本資料からも裏付けられる。

また、曙川村の都留美島神社では、例祭に小餅・柿各五十個を一尺余の青竹串百本に刺し、それを新藁二束に突き挿して供えたという。同じような神饌は奈良盆地の宮座儀礼でよく見られ、大阪府下でも作られていたことがうかがえる。

英田村吉田の春日神社では酒競神事が行われ、座衆四座の当屋が甘酒を作ってその味を競ったという。古くは甘酒ではなく、酒を醸造したようである。本資料には回答が含まれていないが、東大阪市善根寺の春日神社では、現在も秋祭りに酒の醸造が行われていることから、生駒山麓ではその豊かな水を使って祭り

に酒を醸造するところがかつては多かつたことがうかがえる。

これ以外にも、中河内郡枚岡村の枚岡神社では彌占神事の記録が詳しく、堅下村の二宮神社では大阪府下で事例の少ない正月の餅花の記述がある。英田村の天津神社では八月に境内の周囲の溝を掘って祈雨を願う溝掘の神事、北河内郡山田村の山田神社と南河内郡天見村の八幡神社では、現在も行われている勸請繩の記事がある。

現在では行われなくなってしまう儀礼も含まれるが、本資料の中には興味深い民俗儀礼が数多く記されている。

註

- (1) 中山太郎「座源流考」(『歴史地理』二九―三・四、一九一八年)、同「宮座の研究」(『社会学雑誌』六、一九二四年)。
- (2) 平泉澄「神社を中心とする自治団体の結合と統制」(神道攷究会編『神道講座』第四冊・歴史篇、一九三〇年、一九八一年復刊 原書房)。
- (3) 豊田武「宮座の発達とその変質」一九三六年、「中世に於ける神社の祭祀組織について」一九四二年(どちらも、豊田武著作集第五卷『宗教制度史』に収録、吉川弘文館、一九八二年)。
- (4) 中川政治「近畿に於ける宮座の研究と古代村落の社會形態」(『國學院雑誌』三三―八・九、一九二七年)。
- (5) 肥後和男「御上神社の相撲神事」(『歴史と地理』二八―六、一九三一年)。
- (6) 以上の研究の経緯は、『近江に於ける宮座の研究』と『宮

座の研究』の序説の記述による。

- (7) 萩原龍夫「『宮座資料』について」(『宮座資料』内容総目録(上)(中)「『宮座資料』について(続)」「『宮座資料』内容総目録(下ノ1)(下ノ2)」(『史料と伝承』三・四・六・七号、一九八一―八四年)。

(8) 萩原龍夫が紹介した際の資料の順番と、明治大学図書館の図書番号の順番とは異なっている。

(9) 神社数は、一枚の用紙に複数の神社名が併記されているものも一社と数えた。ただし、奈良県吉野郡の丹生川上神社は、上中下社の分をまとめて別紙に記入しており、三社と数えた。

- (10) 『奈良県史』第一三卷・民俗(下)の第三章「宮座と墓制」(名著出版、一九八八年)。

〈表紙解説〉



【図1】表紙写真

表紙写真には、翻刻した調査資料の「特殊神事」や「特殊神饌」の項目に記述されている神事や祭りを取り上げた。ここでは、それぞれの行事を紹介しよう。

写真① 枚岡神社（東大阪市） 粥占神事

写真② 枚岡神社（東大阪市） 注連縄掛神事・お笑い神事

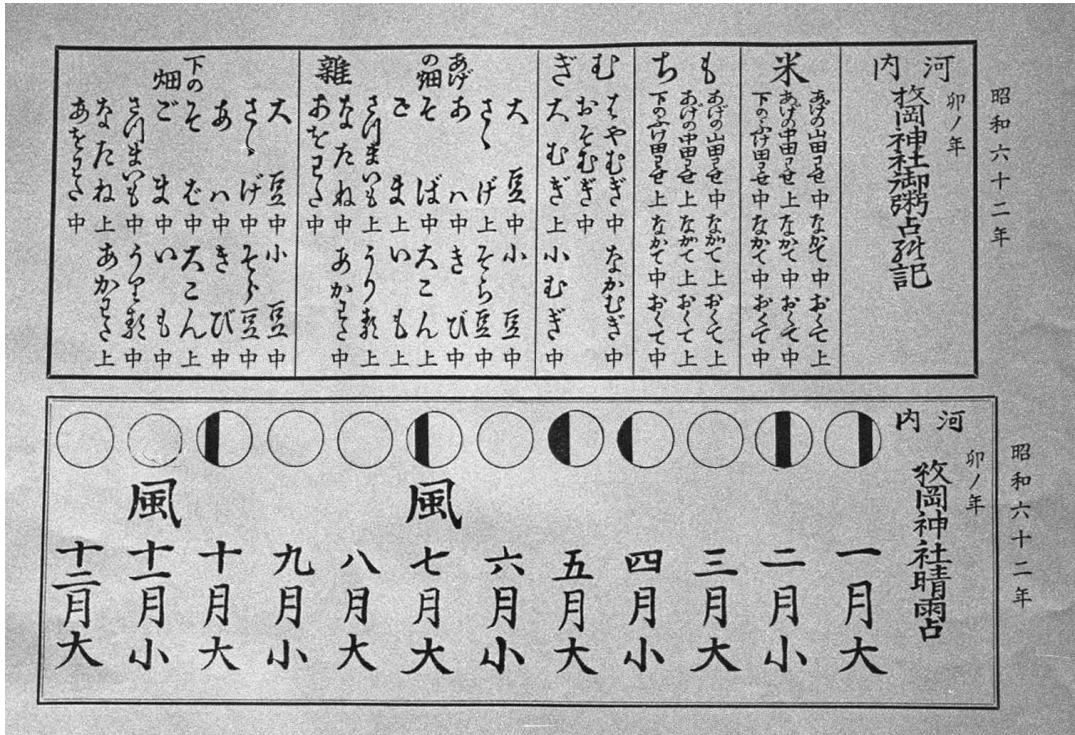
写真⑤ 枚岡神社（東大阪市） 秋郷祭

生駒山の中腹に位置する枚岡神社は延喜式内社で、河内国の一の宮である。枚岡神社の調査資料には、神事に関する多くの記載があり、その中からまず、新年に行われる粥占神事を取り上げた。

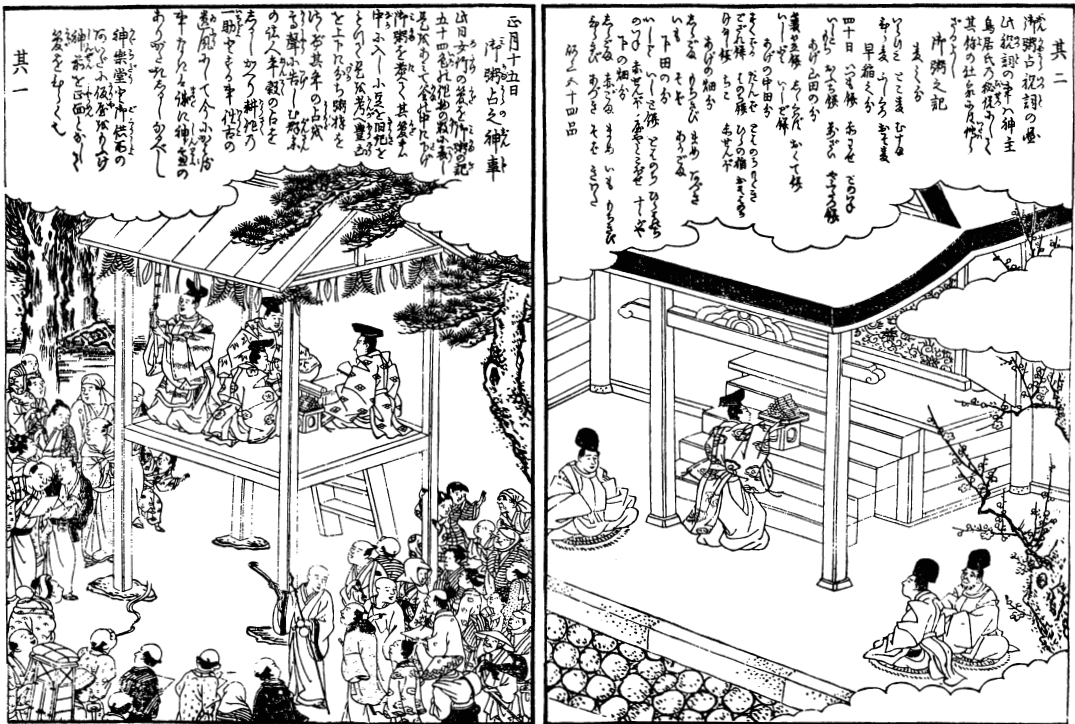
調査資料の「特殊神事」には、小豆粥を用いて一年間の作物の豊凶を占う粥占神事が詳しく記述されている（六六六～六七頁）。現在の神事は、一月十一日と十五日に行われるが、まずはその様子を簡単に解説しよう。

十一日は神饌所で小豆粥を炊き、その釜の中にフジヅルで巻いた占竹五十三本を吊り下げ、頃合をみて引上げる。それを三方にのせて本殿の第一殿に奉納した後、占竹が割られ、竹のなかに入った小豆と米のつまり具合から五十三種類の作物の豊凶が占われる。また小豆粥を炊く時、写真①のように竈に十二本の檜の木を入れ、そのこげ具合で一年の月々の晴雨、強風の有無が占われる。粥占の結果は印刷し、十五日に「おきあげ」といわれる御粥占紙記として一般に配られるが【図2】、粥占神事が十一日に行われるのは、御粥占紙記を印刷する期間を考慮に入れての日程である。

ところが、調査資料には「現時は陽暦正月十四日夕刻より十五日に亘りて行はる」（六六頁）とあり、調査が行われた昭和十一年ごろには、十四日の夕方から粥占を行い、十五日早朝に



【図2】昭和62年の御粥占紙記



【図3】『河内名所図会』に描かれた粥占神事の様子

結果を一般に告げていたことがわかる⁽¹⁾。

粥占神事の様子は、享和元年（一八〇一）に刊行された『河内名所図会』にも記されているが、同書では小正月である十五日の朝に粥占を行い、その日のうちに結果が告げられている。

また現在ではみられない神楽殿と御供所の上に設けられた仮屋が描かれており【図3】、ここで卜定し、結果を参詣者に告げた。

他の特殊神事で注目すべきものが、写真②の注連縄掛神事・お笑い神事である。この神事は、新しく掛けた注連縄の前で、神職や氏子が「ワッハッハー」と高笑いをして、笑いがもつ呪術的效果で春を誘うという神事である。現在では、元旦にあわせて年末の十二月二十五日に行われるが、調査資料にも見られるように、かつては一月八日に行われていた。なお、この神事は粥占神事と密接な関係にあり、粥占に奉仕する者をこの日に卜定する。

秋祭りは現在、秋郷祭と呼ばれ、十月十四・十五日に開催される。本宮となる十五日は、写真⑤のような太鼓台が「チョーサジャ」という掛け声とともに急な坂道を枚岡神社境内まで引き上げられる。太鼓台は大きいもので、高さ三・九メートル、重さ一・五トンにもなる。二〇〇七年の祭りには、出雲井、鳥居、額田、宝箱、豊浦、喜里川、五条、客坊、河内、四条の地区から太鼓台二十二台が次々に宮入りした。

写真③ 八幡神社（河内長野市） 勸請縄

写真⑧ 山田神社（枚方市） 勸請縄

ムラ境に勸請縄と呼ぶ注連縄を掛け渡し、そこからムラの中に疫病や悪霊が入ってこないようにするツナカケや勸請縄掛と呼ばれる習俗がある。

写真③は河内長野市天見の八幡神社（通称、流谷八幡神社）の勸請縄で、毎年一月六日に「ツナウチ」が行われる。これは長暦三年（一〇三九）一月六日に京都の石清水八幡宮から御神体が勸請されたことに由来するものであり、同社の「藁蛇の神事」の項目に記述がある（一八四頁）。

また、写真⑧は枚方市田口の山田神社の勸請縄である。山田神社の「藁蛇の神事」の項目に、「十組に分ち、毎年交代で勸請縄、目方百貫位のを掛けます」（五〇頁）とあるように、氏子を十組に分け、毎年一組ずつ交替で百貫目位（三七五キログラム）の大注連縄を奉納する行事であったが、現在は注連縄に用いる藁が手に入りにくくなり、小さな綱になっている。綱掛は十二月二十五日に行われる。

写真⑥ 科長神社（太子町） 夏祭

科長神社は、二上山に近い磯長谷に位置するが、同社の夏祭りは毎年七月の第四日曜日に開催され、神輿の神幸と地車五台の宮入りが行われる。二基の舟形の地車が珍しい。

写真⑨ 長野神社（河内長野市） 松明神事

写真⑨は長野神社の大松明である。長野神社の調査資料では「特殊神事」として松明神事の概要が記述されている（一八二

頁)。松明神事は十月十一日の秋祭りに当屋によって行われる神事で、松の木の丸太を芯にして藁で包み、周囲を割竹で覆い、上部に開いた番傘をさした高さ約五メートル、直径約一・五メートルの大松明に、神前にあげた「おひかり」を火種として点火する。この由来は、暗闇に松明を立てて御神体を迎えたことに始まると伝えられる。

現在、松明立ては八日に行われているが、調査資料からは、十月六日が松明立ての日であったことがわかる。「当屋の任務」。そのほか調査資料には、松明立の当屋があり毎年輪番で務めること「当屋の決定」、松明立の当屋は松明を立てた人を酒肴で慰労すること「当屋の任務」、当屋は松明立の日である十月六日をもって交代すること「当屋の交代」が記されている。

写真④ 建水分神社(千早赤阪村) 秋祭

建水分神社の秋祭渡御祭は、十月十七日であったが現在では十月第三土曜日に行われている。当日は神輿が比叡の前と呼ばれる御旅所に神幸し、富田林市・河南町・千早赤阪村の各氏地から出された地車が宮入りする。普通、地車の「宮入り」は、科長神社のように神社の境内に地車が参入することをいうが、この祭りでは御旅所に神幸した神輿の前に地車が参集する事を「宮入り」という。現在では二十台前後の地車が宮入りし、河内随一といわれる豪華さをみせる。昭和十一年の調査時点では、地車十五台が宮入していたことがわかる(一五七頁)。

宮入後、各地区青年団が地車の舞台上で、「河内にわか」(即

興の寸劇)を奉納上演する。

写真⑦ 恩智神社(八尾市) 御供所神事

恩智神社では、十一月二十六日の秋季例祭に先立ち、毎年十一月二十四日に「御供所神事」が行われる。写真⑦のように、世襲の男性たちが中心となって供物の餅や団子を作る。

拝殿前にある御供所の建物では、土間で搗いた餅二種類(小餅・餅マガリ)と、米の粉を湯でこねて形を整え、油で揚げた団子三種類(大ブト・マガリ・バイシ)を作る。同社の調査資料「特殊神饌」にも記述されているが、例祭後には全氏子各戸に撤饌として配布したことがわかる(六八頁)。

註

(1) 十四日に粥占をし、十五日に御粥占紙記を参詣者配布するという日時は、大正十五年の『官幣大社枚岡神社中祭祭典行事記』にも記録されているという。(『枚岡市史』枚岡市史編纂委員会編、一九六五年、六七二頁、六七五頁参照)。

なお、各行事の写真と現況の報告については、黒田一充氏、森本安紀氏から資料提供を受けた。

参考文献

【図3】『河内名所図会』関西大学図書館所蔵

(解説 内海 寧子)

協力

大阪市史編纂所

大阪市史編纂所所長 堀田暁生氏

資料翻刻協力者

森本安紀（関西大学大学院文学研究科博士課程後期課程）

福島たえ（関西大学大学院文学研究科博士課程前期課程修了）

藤岡真衣（関西大学大学院文学研究科博士課程前期課程）

福井英行（関西大学大学院文学研究科博士課程前期課程）

表紙デザイン

内田吉哉（関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター）

リサーチアシスタント）

内海寧子（関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター）

リサーチアシスタント）

文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業

オープン・リサーチ・センター整備事業（平成十七年度～平成二十一年度）

なにわ・大阪文化遺産の総合人文学的研究

なにわ・大阪文化遺産学叢書6

神社を中心とする村落生活調査報告（二） 大阪府

— 大阪府 北河内郡・中河内郡・南河内郡 —

編集 黒田 一充

（関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター研究員）

校訂 内海 寧子

（関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター）

リサーチアシスタント）

発行日 二〇〇八年三月十四日

発行所 関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター

郵便番号 五六五 八六八〇

大阪府吹田市山手町三・三・三五 関西大学博物館内

電話 〇六・六三六八・〇〇九五

印刷所（株）廣済堂